

ディスクロージャーニュース

《金融商品取引法》

- ・平成26年9月「第2四半期報告書」のチェックポイント
- ・金融商品取引法等の改正（開示制度関係）の概要
- ・後発事象に関する実務一事例を踏まえてー
- ・退職給付に関する会計基準に係る有価証券報告書の事例調査
- ・社外役員に係る開示事例調査
- ・単体開示の簡素化における事例分析 その1
- ・有価証券報告書における日本版ESOPに係る記載の検討
- ・次世代EDINETについて（その10）
- ・有価証券報告書の基礎（第23回）
- ・ディスクロージャー実務Q & A

《国際会計基準》

- ・IFRSをめぐる動向と我が国の対応状況
- ・修正国際基準（JMIS）の公開草案の概要
- ・収益認識の概要

《会社法》

- ・株主総会招集通知の主な記載項目の傾向について
- ・平成26年会社法改正とコーポレート・ガバナンスの動向
- ・公認会計士である監査役の責任を認めた裁判例の検討
- ・会社法コラム第3回

《 I R 》

- ・対話で促す企業価値の向上
- ・フランスにおける開示規制と非財務情報

《取引所》

- ・決算情報の適時開示について
- ・公認会計士等の異動に関する適時開示について

《その他》

- ・ディスクロージャーコラム
- ・金融商品取引法関連法令の改正日誌

Contents

■ 金融商品取引法	平成26年9月第2四半期の改正点を中心とした 四半期報告書のチェックポイント	公認会計士 山添清昭	1
	「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの 供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」を 踏まえた金融商品取引法等の改正（開示制度関係）の概要	東北大学会計大学院 教授 谷口義幸	10
	後発事象に関する実務一事例を踏まえて	公認会計士 阿部光成	23
	退職給付に関する会計基準に係る 平成26年3月期有価証券報告書の事例調査	総合ディスクロージャー研究所主任研究員 手嶋大介	33
	社外役員に係る開示事例調査	総合ディスクロージャー研究所主任研究員 手嶋大介 総合ディスクロージャー研究所研究員 金井陵策	38
	単体開示の簡素化における事例分析 その1	総合ディスクロージャー研究所主任研究員 新保秀一	45
	有価証券報告書【経理の状況】以外の項目における 日本版ESOPに係る記載の検討	ディスクロージャー研究一部 田中 智	60
	次世代EDINETについて（その10）	宝印刷株式会社XBRL推進室長 塩崎 直	64
	有価証券報告書の基礎（第23回）	総合ディスクロージャー研究所主任研究員 新保秀一	67
	ディスクロージャー実務Q & A	総合ディスクロージャー研究所客員研究員・公認会計士 政近玲子 総合ディスクロージャー研究所研究員 新井晶美	94
■ 国際会計基準	IFRSをめぐる動向と我が国の対応状況	総合ディスクロージャー研究所顧問 橋本 尚	101
	修正国際基準（JMIS）の公開草案の概要	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 古内和明	106
	収益認識（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」）の概要	有限責任 あずさ監査法人 公認会計士 正司素子 有限責任 あずさ監査法人 公認会計士 南原亨成	112
■ 会 社 法	平成26年3月末決算会社（日経225銘柄）の 株主総会招集通知の主な記載項目の傾向について	ディスクロージャー研究二部 研究課主任 新見麻里子	121
	平成26年会社法改正と コーポレート・ガバナンスに関連する制度等の動向	総合ディスクロージャー研究所客員研究員・公認会計士 和久友子	128
	公認会計士である監査役の責任を認めた裁判例の検討	総合ディスクロージャー研究所主任研究員 弁護士 六川浩明	135
	会社法コラム第3回 会社法改正とコーポレートガバナンスの行方	鳥飼総合法律事務所 パートナー弁護士 福崎剛志	137
■ I R	対話で促す企業価値の向上	日本IR協議会 首席研究員 佐藤淑子	142
	フランスにおける開示規制と非財務情報	明治学院大学 教授 藤田晶子	148
■ 取 引 所	決算情報の適時開示について	公認会計士 久保幸年	155
	公認会計士等の異動に関する適時開示について	事業創造大学院大学准教授 鈴木広樹	163
■ そ の 他	ディスクロージャーコラム		166
	金融商品取引法関連法令の改正日誌		168

平成26年9月第2四半期の改正点を中心とした 四半期報告書のチェックポイント

公認会計士 山添 清昭

I. はじめに

3月決算の会社は、平成26年9月末から45日以内に第2四半期の「四半期報告書」を各財務局に提出することになります。平成26年9月第2四半期の四半期報告書を作成・提出する時期が近づいてまいりました。

本稿では、まず、平成26年9月第2四半期の主な改正点をまとめていますので、ご確認ください。また、改正点を中心とした「平成26年9月『第2四半期の四半期報告書』作成上の留意点」について、チェックリスト形式でまとめていますので、作成の段階、提出の際の確認にご活用ください。

また、改訂後の新様式や詳細な記載上の留意点については、公益財団法人財務会計基準機構作成の

「四半期報告書の作成要領（平成26年6月第1四半期提出用）（以下「作成要領」という）」や宝印刷株式会社作成の「四半期報告書記載例（平成26年版第2四半期提出用）」でご確認ください。

なお、本稿の中で、意見に関するところは、筆者の私見であることを最初にお断りしておきます。

II. 平成26年9月第2四半期の主な改正点

平成26年9月第2四半期の「四半期報告書」に影響のある会計上の主な改正点は、以下のとおりです。会計基準等の公表日ごとの主な改正点、適用時期及び当第2四半期の適用ルールを【図表1】にまとめています。適用が強制されるもの、早期適用が可能なものがありますので、ご留意ください。

【図表1】平成26年9月第2四半期「四半期報告書」の主な改正点について

項目	改正の主な内容	チェック						
1. 改正「退職給付会計基準」の適用	<p>★企業会計基準委員会より平成24年5月17日付、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表されています。</p> <p>●平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から、下記第2段階の改正項目である「退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し」等の改正が強制適用となります。</p> <p>●改正項目と適用時期等は、以下に示すとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>導入段階</th> <th>改正項目</th> <th>◆ 適用時期 ◎ 適用の際の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td> <p>(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し（当面の間、連結財務諸表のみ適用）</p> <p>(2)開示の拡充</p> <p>(3)長期期待運用収益の考え方の明確化</p> <p>(4)名称等の変更（当面の間、連結財務諸表のみ適用）</p> </td> <td> <p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する（強制適用）。</p> <p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる（早期適用）。</p> <p>◎過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。</p> <p>◎適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に加減する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	導入段階	改正項目	◆ 適用時期 ◎ 適用の際の取扱い	第1段階	<p>(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し（当面の間、連結財務諸表のみ適用）</p> <p>(2)開示の拡充</p> <p>(3)長期期待運用収益の考え方の明確化</p> <p>(4)名称等の変更（当面の間、連結財務諸表のみ適用）</p>	<p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する（強制適用）。</p> <p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる（早期適用）。</p> <p>◎過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。</p> <p>◎適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に加減する。</p>	
導入段階	改正項目	◆ 適用時期 ◎ 適用の際の取扱い						
第1段階	<p>(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し（当面の間、連結財務諸表のみ適用）</p> <p>(2)開示の拡充</p> <p>(3)長期期待運用収益の考え方の明確化</p> <p>(4)名称等の変更（当面の間、連結財務諸表のみ適用）</p>	<p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する（強制適用）。</p> <p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる（早期適用）。</p> <p>◎過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。</p> <p>◎適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に加減する。</p>						

項目	改正の主な内容	チェック
	<p>第2段階</p> <p>(1)退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法の見直し</p> <p>②割引率の見直し</p> <p>③予想昇給率の見直し</p> <p>(2)複数事業主制度の取扱いの見直し</p> <p>◆平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する(強制適用)。当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することも認める。</p> <p>◆平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる(早期適用)。</p> <p>◎過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。</p> <p>◎適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減する。</p>	
<p>2. 日本版ESOPの取扱い(実務対応報告第30号)の公表</p>	<p>★企業会計基準委員会より平成25年12月25日付、(実務対応報告第30号)「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(以下、「実務対応報告第30号」という)が公表され、信託を用いて従業員に自社の株式を交付する取引(いわゆる日本版ESOP)の会計処理及び開示の取扱いが示されました。</p> <p>(適用時期等)</p> <p>●本取扱いは、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首から適用することになっています。ただし、平成25年12月25日以後最初に終了する事業年度の期首から適用できるとされています。したがって、早期適用を行っていない場合には、3月決算会社では平成26年6月第1四半期より適用となっています。</p> <p>●3月決算会社が平成26年6月第1四半期から実務対応報告第30号を適用する場合、平成26年9月第2四半期においても、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する注記を行うことになっていますので、留意が必要です。</p> <p>●適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理について、従来採用していた方法を継続することができる旨定められています。この場合においても、一定の注記が求められていますので、ご注意ください(実務対応報告第30号第20項)。</p>	

項目	改正の主な内容	チェック															
<p>3. 改正「企業結合に関する会計基準」等の早期適用</p>	<p>★企業会計基準委員会より平成25年9月13日に<u>企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」</u>及び<u>企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」</u>等が改正されています。</p> <p>●改正項目と適用時期等は、以下に示すとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="427 387 1318 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 387 719 427">改正項目</th> <th data-bbox="719 387 1018 427">◆強制適用</th> <th data-bbox="1018 387 1318 427">●早期適用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 427 719 685">(1) <u>子会社株式の追加取得等（支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額の会計処理）</u></td> <td data-bbox="719 427 1018 685">◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</td> <td data-bbox="1018 427 1318 685">●平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 685 719 864">(2) <u>取得関連費用の取扱い</u></td> <td colspan="2" data-bbox="719 685 1318 864">◎適用にあたっては、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。ただし、改正された会計基準等が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 864 719 1066">(3) <u>暫定的な会計処理の確定の取扱い</u></td> <td data-bbox="719 864 1018 1066">◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。</td> <td data-bbox="1018 864 1318 1066">●平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から適用できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1066 719 1178">(4) <u>連結財務諸表の表示科目の名称変更</u></td> <td data-bbox="719 1066 1018 1178">◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。</td> <td data-bbox="1018 1066 1318 1178">●早期適用不可とされている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>●当第2四半期決算において、改正企業結合会計基準等を早期適用する会社においては、上図の(1)、(2)、(3)の会計処理を適用することになります。この場合、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報については、改正前の四半期連結財規の規定を適用して作成するものとされています（「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条）。</p> <p>●改正された会計基準等に関して経過措置を適用する場合などで、四半期連結財規の附則に基づいて注記等に係る所要の記載を行った場合には、経理の状況の冒頭にその旨の記載をすることが望ましいと考えられるとされていますので、ご注意ください（「作成要領」65頁、作成に当たってのポイント④）。</p>	改正項目	◆強制適用	●早期適用する場合	(1) <u>子会社株式の追加取得等（支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額の会計処理）</u>	◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	●平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できる。	(2) <u>取得関連費用の取扱い</u>	◎適用にあたっては、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。ただし、改正された会計基準等が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。		(3) <u>暫定的な会計処理の確定の取扱い</u>	◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。	●平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から適用できる。	(4) <u>連結財務諸表の表示科目の名称変更</u>	◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。	●早期適用不可とされている。	
改正項目	◆強制適用	●早期適用する場合															
(1) <u>子会社株式の追加取得等（支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額の会計処理）</u>	◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	●平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できる。															
(2) <u>取得関連費用の取扱い</u>	◎適用にあたっては、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。ただし、改正された会計基準等が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。																
(3) <u>暫定的な会計処理の確定の取扱い</u>	◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。	●平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合から適用できる。															
(4) <u>連結財務諸表の表示科目の名称変更</u>	◆平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。	●早期適用不可とされている。															

項目	改正の主な内容	チェック
4. IFRS任意適用要件の緩和	<p>★平成25年6月19日に企業会計審議会より公表の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえて、金融庁は、平成25年10月28日付でIFRSの任意適用可能な特定会社の要件を緩和する、連結財務諸表規則及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正が行われました。</p> <p>●IFRS任意適用の要件を、IFRSによる連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み・体制整備のみを残し、上場会社の要件及び国際的な財務活動・事業活動の要件（外国に資本金が20億円以上の連結子会社を有している等）が撤廃されました。</p> <p>●また、第1四半期からのみでなく、各四半期から指定国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の作成が可能とされています。</p> <p>●上記の連結財務諸表規則等の改正を踏まえ、四半期報告書に四半期連結財務諸表の適正性を確保する取組みを行っている場合の記載が求められていますので、ご留意ください（四半期連結財規第1条の2、第四号の三様式記載上の注意（18）f）。</p>	

Ⅲ. 平成26年9月『第2四半期の四半期報告書』作成上の留意点

平成26年9月第2四半期における「四半期報告書」作成上の留意点について、【図表2】にチェックリスト形式でまとめています。四半期報告の簡素化の取扱いや当期の改正点である「退職給付に関する会計基準」、「日本版ESOPの取扱い」や「『企業結合に関する会計基準』等の早期適用」などを中心とした留意点をまとめています。

また、四半期連結財規で要求される【注記事項】と当第2四半期における主な留意点を、【図表3】

にまとめています。記載項目と主な留意点の確認にご利用ください。

チェック項目については、第四号の三様式記載上の注意や公益財団法人財務会計基準機構（FASF）の「四半期報告書の作成要領（平成26年6月第1四半期提出用）」等を参考にしています。これらの書類もチェックの際には、ご確認ください。

【図表2】、【図表3】では、四半期連結財務諸表を作成している場合を想定しています。

【図表2】平成26年9月『第2四半期の四半期報告書』のチェックリスト

目次 (第四号の三様式)	チェック項目 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
第一部【企業情報】		
第1【企業の概況】		
1【主要な経営指標等の推移】	<p>★過去の財務諸表を遡及処理した場合、【主要な経営指標等の推移】についても遡及処理を行い、その旨を記載することとされている。遡及処理がされた場合、当該開示となっているか。</p> <p>●第2四半期報告書においては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」と「現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高」を記載することになる。これら記載がされているか。</p>	

目次 (第四号の三様式)	チェック項目 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
	<p>●第2四半期報告書の「第4 経理の状況」において、四半期連結累計期間のみの四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載している場合でも、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載することとなる。その際には、四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を追加的な表を用いて記載することが考えられる。当該開示となっているか。</p>	
2【事業の内容】	<p>●当四半期連結累計期間中に提出会社及び関係会社の事業の内容に重要な変更があった場合に記載するとされている。ルールどおり記載されているか。</p>	
第2【事業の状況】		
1【事業等のリスク】	<p>●当四半期連結累計期間中に「事業等のリスク」の発生・重要な変更がある場合に記載するとされている。ルールどおり記載されているか。</p>	
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	<p>●第2四半期の場合は、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することになるので、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載が必要となる。当該記載がされているか。</p> <p>●当四半期連結累計期間において、以下の場合は、その内容等について記載することになる。該当する場合、記載がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発活動の状況に重要な変更があった場合 ・従業員数に著しい増減があった場合 ・生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合 ・主要な設備に著しい変動・変更があった場合 	
第3【提出会社の状況】		
1【株式等の状況】		
(2)【新株予約権等の状況】	<p>●【新株予約権等の状況】には、<u>当四半期会計期間に新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合のみ</u>所定の内容を記載することになる。当該開示となっているか。</p>	
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	<p>●【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】には、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が<u>当四半期会計期間に行使された場合にのみ</u>所定の内容を記載することになる。当該開示となっているか。</p>	
(4)【ライツプランの内容】	<p>●【ライツプランの内容】には、買収防衛策の一環として新株予約権を<u>当四半期会計期間に発行した場合にのみ</u>所定の事項を記載することになる。当該開示となっているか。</p>	
(6)【大株主の状況】	<p>●第2四半期会計期間の場合、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載が求められる。記載事項が漏れなく記載されているか。</p>	

目次 (第四号の三様式)	チェック項目 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
(7) 【議決権の状況】 ② 【自己株式等】	★「【自己株式等】の表は、【発行済株式】の表に記載された「自己株式等」の内訳を記載することが適当であるとされていますので、単元未満株式を除く株式数により記載することが適当と考えられます」(「作成要領」55頁、作成にあたってのポイント③)。当該記載となっているか。	
2 【役員の状況】	● <u>有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載することになる。</u> ルールどおりに記載されているか。	
第4 【経理の状況】 (冒頭記載)	● <u>第2四半期及び第3四半期において四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に記載した場合には、経理の状況にその旨(例えば、第2四半期の場合、「四半期連結財務諸表規則第64条第3項及び第83条の2第3項により、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成しております。)」を記載することとされている。該当する場合、記載されているか。</u> ★ <u>改正された会計基準等に関して経過措置を適用する場合などで、四半期連結財務諸表等の附則に基づいて注記等に係る所要の記載を行った場合には、経理の状況の冒頭記載にその旨の記載をすることが望ましいと考えられるとされている(「作成要領」65頁、作成にあたってのポイント④)。</u> 該当する場合、記載されているか。	
1 【四半期連結財務諸表】 (比較情報の取扱い)	★ <u>当第2四半期連結累計期間に会計方針の変更などを行い、遡及処理した場合には、その影響額を当第2四半期の四半期連結財務諸表に係る比較情報に反映させることになる。該当する遡及処理がある場合、比較情報に反映されているか。</u>	
(1) 【四半期連結貸借対照表】	★ <u>四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値については、原則として、また、四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には定性的な情報であっても比較情報を記載することとされている。注記事項についても、この考え方を踏まえて記載することが必要と考えられる。当該ルールどおり記載されているか。</u>	
(1) 【四半期連結貸借対照表】	●「商品及び製品(半製品を含む。）」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に属する資産については、「たな卸資産」の科目で一括して掲記することができる。その場合、第2四半期連結会計期間においてはその内訳科目及び金額を注記することとされており、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間においては当該注記は省略することができる。当該ルールどおり対応されているか。	
(1) 【四半期連結貸借対照表】	★「退職給付に関する会計基準」の適用に伴い、四半期連結貸借対照表に、「退職給付に係る負債」、「退職給付に係る調整累計額」の項目が追加されている。前連結会計年度と当第2四半期連結会計期間の数値がそれぞれ正しく記載されているか。	

目次 (第四号の三様式)	チェック項目 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】	●「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」又は「四半期連結損益及び包括利益計算書」については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載することとされている。ただし、当四半期連結会計期間に係る「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」又は「四半期連結損益及び包括利益計算書」を記載することを妨げるものではないとされる。当該開示となっているか。 ★「退職給付に関する会計基準」の適用に伴い、四半期連結包括利益計算書に、「退職給付に係る調整額」の項目が追加されている。前第2四半期連結累計期間と当第2四半期連結累計期間の数値がそれぞれ正しく記載されているか。	
(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	●第2四半期連結累計期間においては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、必ず作成しなければならない。第1・第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成は、任意とされる。これらルールどおりの開示となっているか。	
【注記事項】	★【注記事項】の留意点は、以下の【図表3】を参照のこと。	
2【その他】		
第二部【提出会社の保証会社等の情報】		
独立監査人の四半期レビュー報告書	★独立監査人の四半期レビュー報告書については、第2四半期に係るものを添付することになる。前四半期に係る四半期レビュー報告書の添付は不要である。当該取扱いとされているか。	
確認書		

【図表3】四半期連結財規で要求される【注記事項】と当第2四半期の主な留意点

注記項目	主な留意点 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
【注記事項】		
(継続企業の前提に関する事項)		
(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)	●別項目で記載することとされている。該当がある場合、記載がされているか。	
(会計方針の変更等)	●別項目で記載することとされている。以下の注記が正しく記載されているか。 ・会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記 ・会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記 ・会計上の見積りの変更に関する注記 ・会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記	

注記項目	主な留意点 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
	<p>★当第2四半期において、以下の「会計方針の変更」の注記が考えられる。該当する場合に記載がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1四半期連結会計期間において「退職給付に関する会計基準」等を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更した場合 ・従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っていて、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を適用する場合 ・第1四半期連結会計期間において「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した場合 	
(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)		
(財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの)		
(追加情報)	<p>★当第2四半期において、以下の「追加情報」の注記が考えられる。該当する場合に記載がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「退職給付に関する会計基準」の退職給付債務及び勤務費用の定め並びに特別損益における表示の定めを当第1四半期連結会計期間の期首から適用することが困難な場合 	
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>●「商品及び製品(半製品を含む。)、仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に属する資産については、「たな卸資産」の科目で一括して掲記することができる。その場合、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間においてはその内訳科目及び金額の注記は省略することができるが、第2四半期連結会計期間においては、この注記の省略規定はない。当該ルールどおり記載されているか。</p>	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>●「販売費及び一般管理費」の科目を一括して記載する場合、第1四半期及び第3四半期における内訳の注記は要しないとされるが、第2四半期においては、この注記の省略規定はない。該当する場合、注記の記載が誤って省略されていないか。</p>	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>●四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する第2四半期においては、現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記する必要がある。当該注記の記載が漏れていないか。</p>	
(株主資本等関係)	<p>●株主資本等関係の注記に、以下の注記は求められていないので留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式に関する注記・自己株式に関する注記・新株予約権等に関する注記 	

注記項目	主な留意点 (●は四半期簡素化に関連するもの、★はその他の留意点)	チェック
(セグメント情報等)	<p>★報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益もしくは損失の算定方法の重要な変更があった場合、「報告セグメントの変更等に関する事項」に所定の記載が求められる。また、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合も含まれ、その際には、当該内容を記載することになる。なお、前年同四半期の「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」を変更後の報告セグメントや事業セグメントの算定方法で作成した場合、前年同四半期に係る四半期報告書に記載された変更後の事項を記載する必要はないと考えられる。</p> <p>報告セグメントの変更等を行った場合の、当第2四半期のセグメント情報等の注記はルールどおりに行われているか。</p>	
(金融商品関係)	<p>●金融機関等（*1）以外の企業の第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間における「金融商品関係」の注記を省略することができるが、第2四半期においては、この注記の省略規定はない。記載がルールどおりされているか。</p>	
(有価証券関係)	<p>●金融機関等（*1）以外の企業の第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間における「有価証券関係」の注記を省略することができるが、第2四半期においては、この注記の省略規定はない。記載がルールどおりされているか。</p>	
(デリバティブ取引関係)	<p>●金融機関等（*1）以外の企業の第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間における「デリバティブ取引関係」の注記を省略することができるが、第2四半期においては、この注記の省略規定はない。記載がルールどおりされているか。</p>	
(企業結合等関係)		
(1株当たり情報)		
(重要な後発事象)		

(*1) 連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団（銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等）。

「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」を踏まえた金融商品取引法等の改正（開示制度関係）の概要

東北大学会計大学院 教授 谷口 義幸

I はじめに

本年（平成26年）5月30日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）」（以下「改正法」という）が公布されました（改正法は、交付日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（改正法附則1条本文））。その後、開示制度関係では、8月20日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第57号）」（以下「改正府令」という）が公布・施行されるとともに、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という）及び「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（監査証明府令ガイドライン）」（以下「監査証明ガイドライン」という）が改正・適用されました。

II 改正の経緯・全体像

前述したように、これら一連の改正は、基本的に、WG報告における提言を踏まえたものとなっています。

このWG報告は、金融担当大臣の諮問を受け、金融審議会に設置された「新規・成長企業へのリスク

さらに、8月27日には、「開示ガイドライン」及び「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）」（以下「特定有価証券開示ガイドライン」という）が改正・適用されています。

これらの一連の改正は、昨年12月25日に公表され、本年2月24日に金融審議会総会・金融分科会合同部会において報告・承認されました「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（以下「WG報告」という）における提言等を踏まえた内容となっています。

そこで、本稿では、WG報告の提言を踏まえた改正のうち、開示制度に関係する一連の改正の内容について簡単に考察します。

マネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」が行った検討の結果を取りまとめたものです。

その諮問の内容を要約すれば、

我が国は、世界で通用する技術やアイデアがあると言われていたにもかかわらず、起業や新規ビジネスの創出という側面から見ると、世界のトップレベルに伍する成功を遂げているとは言い難い状況にあることから、我が国における起業や新規ビジネスの創出を活性化させていく観点からは、アーリーステージの新規・成長企業に対するリスクマネーの供給を促進するための取組みを、これまで以上に幅広く展開していくことが重要であり、また、新規・成長企業の出口戦略を多様化する等の観点からは、新規上場時や上場後の資金調達の制度整備等にも引き続き努めていく必要がある

との問題意識の下、

- ① 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- ② 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- ③ 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- ④ その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討を行う

というものです。

WG報告では、「第1章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策（事業化段階等におけるリスクマネーの供給促進策）」、「第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策（新規上場の促進策）」、「第3章 上場企業の資金調達の円滑化」及び「第4章 近年の金融資本市場の状況を

踏まえたその他の制度整備」として、その提言がまとめられました。提言の概要は、金融庁のホームページ¹に掲載されている図表「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ 報告（平成25年12月25日）の概要」に示されています。



¹ 金融庁ホームページ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）に係る説明資料」

Ⅲ 改正の概要

WG報告の提言を踏まえた改正のうち、開示制度に関する改正の概要は以下のとおりです。ここでは、項目ごとにWG報告の提言の要旨を示し、それに対応する改正の概要を整理します。

1 「第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策（新規上場の推進策）」関係 (1) 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮

【「WG報告」の要旨】²

1. 新規上場に伴う負担の軽減

- 企業の株式上場に当たっては、投資者が不測の損害を被らないようにするため、当該企業に関する十分な情報の開示により、投資者が当該企業の状況を正しく理解することが重要。



- 開示に要する重い負担が新規・成長企業の新規上場を躊躇させる要因との指摘。



- 投資者保護に支障をきたさない範囲内で、新規上場に伴う企業の負担の軽減を図ることが適当。

(1) 新規上場時の負担の軽減

- 新規上場時に提出する有価証券届出書には、過去5事業年度分の財務諸表の記載が必要〔企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という）第二号の四様式の「第三部 特別情報」の「第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表」（準用：第二号様式の「記載上の注意」（83））。



- 当該記載については、①目論見書には過去2事業年度分の財務諸表のみの記載、②有価証券届出書における企業の将来情報の開示の充実、③新規上場企業の開示をめぐる国際的な状況の変化などを踏まえ、過去2事業年度分の財務諸表のみの記載が適当。（注）自主的に過去5事業年度分の財務諸表を記載する場合は、添付書類として提出することを認めることが適当。

【改正の概要】

金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社が、当該金融商品取引所の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために有価証券届出書を提出する場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」といいます。）第二号の四様式³（以下、この（1）において「本様式」という）による有価証券届出書を提出することとされています（金融商品取引法（以下「金商法」という）5条1項、開示府令8条2項）。

新規上場時に行う株券の募集又は売出しの場合は、その会社の上場前の株式取引に関する情報は重要な投資情報であるため、本様式による有価証券届出書には、「第四部 株式公開情報」としてその情報を記載することとされていますが、それ以外の情報は、基本的に、通常の有価証券の募集又は売出しを行う場合に提出される有価証券届出書（開示府令第二号様式）の記載内容と同様です。このため、第二号様式と同内容の記載事項については、第二号様式の「記載上の注意」に準じて記載することとされています。

○ 財務諸表

改正府令による改正前の本様式「第三部 特別情報」・「第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表」については、第二号様式「第四部 特別情報」・「第1 最近の財務諸表」の「記載上の注意（83）」に準じて記載することとされていました。第二号様式の「記載上の注意（83）」では、最近5事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）のうち、第二号様式の「第二部 企業情報」に掲げた財務諸表（つまり、最近2事業年度分の財務諸表（＝最近事業年度分＋比較情報））以外の財務諸表（つまり、最近2事業年度の前3事業年度分の財務諸表）を記載することとされているため、本様式でも、これに準じて、「第二部 企業情報」に掲げられる最近2事業年度分の財務諸表以外の前3事業年度分の財務諸表を記載することとされていました。

本改正では、WG報告の提言を踏まえて、

² 本稿において、【「WG報告」の要旨】中のかぎ括弧書きの根拠条項及び下線は、筆者が付したものです。

³ 当該発行株式の募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合は、開示府令第二号の七様式による有価証券届出書を提出しなければなりません（開示府令8条2項2号）。なお、第二号の七様式の「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」以外の記載内容は、第二号の四様式に準じて記載することとされていますので（第二号の七様式・記載上の注意）、本稿では、第二号の四様式について解説します。

本様式による有価証券届出書に記載すべき財務諸表を「第二部 企業情報」・「第5 経理の状況」に記載する最近2事業年度分のみとするため、「第三部 特別情報」の「第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表」を「第1 連動子会社の最近の財務諸表」と改正し、第二号様式の「記載上の注意(83)」が準用されないようにすることによって、最近2事業年度の前3事業年度分の財務諸表の記載は不要とされました⁴。

○ ハイライト情報

前述のとおり、本様式による有価証券届出書には最近2事業年度分の財務諸表のみが記載されることとなったことに伴い、「第二部 企業情報」・「第1 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」(いわゆる「ハイライト情報」)についても、次のような改正が行われました。

① ハイライト情報のうち、連結財務諸表に係る経営指標については、過去5事業年度分から過去2事業年度分のみ記載とされました(改正府令による改正後の本様式・記載上の注意(11) a)。

② ハイライト情報のうち、単体財務諸表に係る経営指標については、以下の方法により、過去5事業年度分の記載が求められず(改正府令による改正後の本様式・記載上の注意(11) b)。

ただし、最近2事業年度より前の3事業年度分の経営指標については、会社法計算規則の規定に基づき算出した各数値(つまり、会社法上の計算書類から算出できる各数値)を記載することができ、その場合には、投資家の誤認を防止する観点から、

a 金商法上の数値である最近2事業年度分の経営指標が記載された表と、会社法上の数値である前3事業年度分の経営指標が記載された表とを分離する

b 当該3事業年度分の経営指標は会社法上の計算書類から算出した数値である旨を表の欄外に注記として記載する

c 当該3事業年度分の経営指標については、金商法上の監査証明を受けていない旨を記載する

こととされました(改正府令による改正後の本様式・記載上の注意(11) b本文。なお、aについては8月20日改正後の開示ガイドライン5-36)。

③ 適用

これらの改正については、前述のとおり、改正府令は本年8月20日に公布・施行され、ガイドラインの改正は同日適用されました。

(2) 新規上場会社に係る内部統制報告書の監査の免除

【「WG報告」の要旨】

(2) 新規上場後の負担の軽減

- すべての上場企業が事業年度ごとに提出が求められている内部統制報告書には、公認会計士の監査が必要[金商法193の2②]。
- 新規上場企業であっても、上場後最初の事業年度終了後から、公認会計士による監査証明を受けた内部統制報告書の提出が必要。



- 内部統制報告書提出に係る重い負担が、新規・成長企業に新規上場を躊躇させる要因との指摘。
- 上場企業が作成する財務報告に基づいて株式等が売買されることを踏まえれば、新規上場企業であっても、内部統制報告書の提出自体を免除することは不相当。
- 一方で、内部統制報告書の監査義務については、新規上場企業については、①金融商品取引所による内部管理体制も含めた厳格な上場審査、主幹事証券会社・公認会計士による当該内部管理体制のチェックを受けていること、②新規上場企業は財務負担能力が相対的に低い場合が多いこと、③米国でも、新規上場促進の観点から、新興成長企業について内部統制監査の免除措置が講じられたことなどの事情が存在。



- 新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に係る負担軽減のため、新規上場後、例えば3年間について、内部統制報告書に係る監査義務を免除することが適当。

⁴ 本様式の有価証券届出書に記載すべき連結財務諸表については、従来より、「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に記載すべき最近2連結会計年度分の連結財務諸表のみです。

(注)多くの企業において、新規上場後3年間程度は、売上げや従業員などの企業規模等に大きな変化はない。

- ただし、新規上場企業であっても、その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制報告書に係る監査義務を免除することは不適当。

【改正の概要】

内部統制報告制度は、「ディスクロージャーの信頼性を確保するためには、上場会社等における財務報告（＝財務諸表（連結財務諸表を含みます）及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告）に係る内部統制（＝その会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制）の充実・強化を図ることが重要である」との考えから、上場会社等に対し、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士又は監査法人による監査を義務付ける制度です。

有価証券報告書の提出義務者のうち、金融商品取引所に上場されている（又は店頭売買有価証券市場において売買するものとして認可金融商品取引業協会に登録された）株券等の発行者である会社（以下「上場企業」といいます）は、事業年度ごとに、その上場企業の属する企業集団及びその上場企業に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する「内部統制報告書」を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければなりません（金商法24の4の4①、金商法施行令4の2の7①）。

改正法の改正では、WG報告の提言を踏まえ、新規上場企業が上場後3年以内に提出する内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人による監査証明を受ける義務を免除することとされました。一方で、上場企業が作成する財務報告に基づいて株式等が売買されることを踏まえれば、新規上場企業であっても、内部統制報

告書はきわめて重要なものと位置づけられているため、WG報告の提言を踏まえ、内部統制報告書自体の提出は引き続き求めることとされました。

具体的には、改正法により、金商法193条の2第2項に4号が追加され、新規上場企業が上場後3年以内に提出する内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人による監査証明は不要とされました。

なお、監査証明が不要とされる内部統制報告書の提出者である新規上場企業の範囲は、「資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る」とされており、すべての新規上場企業が対象となるわけではなく、一定の規模を超える新規上場企業については、内部統制報告書の監査証明を受けなければなりません。これは、「新規上場企業であっても、その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高いと考えられる」（WG報告）ためです。「資本の額その他の経営の規模」の基準については、今後、開示府令において規定されると考えられますが、「資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上」とすることが想定されています⁵。

2 「第3章 上場企業の資金調達円滑化」関係

(1) 「特に周知性の高い企業」に係る届出の効力発生期間の撤廃

【「WG報告」の要旨】

1. 上場企業の資金調達に係る期間の短縮（待機期間の撤廃）

- 上場企業が有価証券を発行し投資者に取得させるには、有価証券届出書を提出した後7日間の待機期間が必要[金商法8, 15①]。



- 待機期間は、投資者が投資判断を行うための熟慮期間とされ、投資者は、投資判断に当たり、「企業情報」と「証券情報」について検討。

⁵ 本改正の担当者の解説によれば、「公認会計士法では、大会社等について、投資者や債権者等の保護のために監査の独立性を厳格化することが必要との観点から、有価証券報告書提出会社ではなくとも、有価証券報告書提出会社の監査と同様の厳しい監査規律を求めており、この大会社等の基準として、『資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上』が規定されている。このため、新規上場企業であっても上場時に大会社等に該当している場合には、内部統制監査についても、すでに上場している企業と同等の取扱いとすることとした」と説明されています（大谷潤他「平成26年改正金商法等の解説（3）『新規上場企業の負担軽減および上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策』」（商事法務No.2040（2014.8.5））。

- 「企業情報」については、より充実した情報を容易かつ迅速に入手できる環境が整備され、中でも、市場において「特に周知性の高い企業」については、証券アナリストによる企業情報の分析・情報提供のほか、経済ニュース等における頻繁な取上げ。
 - 「企業情報」に注目した場合、「特に周知性の高い企業」については、届出の待機期間を撤廃しても、投資者保護上、大きな問題は生じない。
 - 「証券情報」については、有価証券届出書が提出された後でなければ、投資者は検討を行うことができないことに留意が必要。
- ↓
- 「特に周知性の高い企業」が行う募集・売出しのうち、対象有価証券の取得・買付けの判断を比較的容易に行うことができるといえるような場合（仕組みが単純かつ標準的である普通株式、投資証券（REIT等）等であって、かつ、その増資による希薄化率が20%以下である場合など）に限定して、待機期間を撤廃する特例措置を設けることが適当。

【改正の概要】

有価証券の募集又は売出しに際し、金融商品取引業者等による投資者に対する勧誘行為は、その有価証券の発行者がその有価証券の募集又は売出しに係る届出（＝有価証券届出書の提出）を行うことにより可能となります（金商法4条1項）。さらに、その届出の効力が生じていなければ、投資者に有価証券を取得させ、又は売り付けることはできません（金商法15条1項）。

有価証券の募集又は売出しに関する届出は、原則、内閣総理大臣（財務（支）局長に権限委任されています。以下同じです）が有価証券届出書を受理した日から15日を経過した日に効力が生じることとされていますが（金商法8条1項）、その届出者である発行会社の企業情報が既に公衆に広範に提供されていると認められる場合には、内閣総理大臣は15日に満たない期間を経過した日（＝有価証券届出書を受理し

た日から7日を経過した日）にその効力が発生するよう指定することができることとされています（金商法8条3項、開示ガイドライン8-2①～③）。

上場企業は、その企業情報が既に公衆に広範に提供されていると認められる場合に該当することとされていますので、有価証券届出書（多くの場合、参照方式による有価証券届出書）の提出後、7日でその効力は生じることになります（開示ガイドライン8-2①③）。

WG報告では、上場企業の中でも「特に周知性の高い企業」で一定の要件を満たす上場企業については、この7日間の待機期間を撤廃するよう提言されたことから、8月27日の開示ガイドラインの改正により、直ちにその届出の効力を生じさせることができる届出者の要件が定められました。具体的には、①～③のすべての要件に該当する上場企業が対象となります（8月27日改正後の開示ガイドライン8-3）。

- ① 有価証券届出書の届出者が次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - a 当該有価証券届出書提出日前1年の応当日において有価証券報告書を提出している者であって、当該応当日以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものであること。
 - b 上場株券⁶又は店頭登録株券⁷に該当する株券を発行していること。
 - c 上場日等⁸が当該有価証券届出書提出日の3年6月前の日以前の日であり、かつ、当該届出者の発行済株券について、算定基準日⁹以前3年間の売買金額¹⁰の合計を3で除して得た額が1,000億円以上であり、かつ、3年平均時価総額¹¹が1,000億円以上であること。
- ② 次のいずれかに係る届出であること。
 - a 上場株券又は店頭登録株券に該当する株券の募集
 - b 新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券（上場され（特定上場有価証券として上場される場合を除きます）、若し

⁶ 開示府令第9条の4第5項第1号に規定する「上場株券」をいいます。

⁷ 開示府令第9条の4第5項第1号に規定する「店頭登録株券」をいいます。

⁸ 開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する「上場日等」をいいます。

⁹ 開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する「算定基準日」をいいます。

¹⁰ 開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する「売買金額」をいいます。

¹¹ 開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する「3年平均時価総額」をいいます。

くはその発行後、遅滞なく上場されることが予定されている新株予約権証券又は店頭売買有価証券として登録され（特定店頭売買有価証券として登録される場合を除きます）、若しくはその発行後、遅滞なく登録されることが予定されている新株予約権証券に限られます）であって、上場株券又は店頭登録株券に該当する株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示するもの）の募集

- ③ 募集に係る届出にあっては、次のa又はbに掲げる有価証券の区分に応じ当該a又はbに掲げる割合が20%以下であること。
- a ②aに規定する株券 当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の株券の総数（当該募集と同時に、当該募集に係る株券と同一種類の株券又は当該募集に係る株券と同一種類の株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示する新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券が発行される場合には、当該発行される株券の総数又は当該新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、若しくは移転する予定の株券の総数を含みます）を、当該募集前の当該株券（発行者が所有するものを除きます）の総数で除して得た割合
- b ②bに規定する新株予約権証券 当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、又は移転する予定の株券の総数を、当該募集前の当該株券（発行者が所有するものを除きます）の総数で除して得た割合

(2) 届出前勧誘に該当しない行為の明確化

【WG報告】の要旨

2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

- 「届出前勧誘」（有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始すること）は禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でない。



- 増資予定企業は、届出前勧誘に該当するおそれがあるとして一般的な企業情報の発信を躊躇してしまうとの指摘。

- (1)により待機期間を撤廃する場合、有価証券届出書の提出前に投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まる。

- 届出前勧誘が禁止される趣旨は、「勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止」とされる。



- 有価証券届出書の提出前に当該情報が対象者以外に伝達されないための適切な措置を講じている場合における適格機関投資家、特定投資家又は大株主を対象者とするいわゆる「プレ・ヒアリング」等については、届出前勧誘の禁止措置は不要であり、できるだけ速やかに、その旨を明確化することが適当。

【改正の概要】

有価証券の募集又は売出しに際し、金融商品取引業者等による投資者に対する勧誘行為は、その有価証券の発行者がその有価証券の募集又は売出しに係る届出（＝有価証券届出書の提出）を行うことにより可能となります（金商法4条1項）。これは、投資者が、投資判断に必要な発行者の企業情報等がないまま、金融商品取引業者等の勧誘によって投資判断を行うことを防止し、投資者保護を図ろうとするものです。

したがって、届出が行われる前に行われる行為であっても、このような趣旨に鑑み投資者保護の観点から問題がないと考えられるものについてまで、禁止されるものではないと考えられますが、どのような行為が禁止行為に該当するか否かは明確ではなかったために、発行者等による投資者に対する一般的な情報提供までも制約されていたと考えられます。

WG報告では、こうした実務を踏まえ、届出前勧誘の禁止措置は不要と考えられる行為を「取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為」として明確化することが提言されています。従来から、第三者割当を行う場合（割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合に該当するものに限ります）における、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に

関する割当予定先との協議その他これに類する行為については、取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為として、開示ガイドラインに示されていました。

今般の8月27日の開示ガイドラインの改正では、これに加えて、取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為として、以下の行為が追加・例示されました（8月27日改正後の開示ガイドライン2-12②~⑧）。

- ① 特定投資家¹²（国、日本銀行及び適格機関投資家以外の特定投資家については、金融商品取引業者等が当該募集又は売出しを行おうとする顧客からの委託により又は自己のために当該調査を行う場合に限り）又は大株主（大量保有報告制度上の株券等保有割合¹³が5%以上である者）を相手方とする募集（第三者割当を除きます）又は売出しを行おうとする有価証券に対する需要の見込みに関する調査（＝プレ・ヒアリング）で、情報漏洩防止等の措置¹⁴を講じて行われるもの。
- ② 有価証券届出書又は発行登録書の提出日の1月前の応当日以前において行われる当該有価証券届出書又は発行登録書に係る有価証券の発行者に関する情報（有価証券の募集又は売出しに係る情報を除きます）の発信¹⁵（他の者によって再びその情報の発信が行われることが想定される場合には、当該応当日の翌日から有価証券届出書又は発行登録書の提出までの間に当該発信が行われることを防止するための合理的な措置を講じて行われるものに限られます）。
- ③ 金商法若しくは金商法に基づく命令又は取引所の定款その他の規則に基づく情報の開示。
- ④ 発行者により通常の業務の過程において行われる定期的な当該発行者に関する情報（有価証券の募集又は売出しに係る情報を除きます）の発信。
- ⑤ 発行者により通常の業務の過程において行われる新製品又は新サービスの発表。

- ⑥ 発行者に対する自発的な問合せに対して当該発行者により行われる、その製品・サービスその他の事業・財務の状況に関する回答。
- ⑦ 金融商品取引業者等（チャイニーズ・ウォール¹⁶が整備されている金融商品取引業者等に限り）により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート¹⁷の配布又は公表（アナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除きます）。

(3) 訂正発行登録書の提出免除

【「WG報告」の要旨】

3. 訂正発行登録書の提出に係る見直し

- 発行登録書の効力が生じている間に、有価証券報告書や四半期報告書などの継続開示書類が提出された場合にも、訂正発行登録書を提出する必要 [金商法23の4]。
 - これは、発行登録書において参照している企業情報が更新されたことを投資者に知らせ、古い企業情報に基づき投資判断をすることを防止するための措置。
- ↓
- 一方で、近年の情報通信技術の発展や、開示書類のEDINETによる提出の義務化、更には投資者にとって有価証券報告書等の提出は予測可能であることなどを踏まえると、有価証券報告書等の継続開示書類が提出される度に、訂正発行登録書を提出する必要性はそれほど高くないものと考えられる。
- ↓
- 一定の条件（発行登録書への継続開示書類の法定提出期限の記載）の下で、継続開示書類が提出されたことに係る訂正発行登録書の提出義務を免除することが適当。

【改正の概要】

発行登録制度は、その企業に関する情報が周

¹² 特定投資家に該当する者であって、法令に基づくその者の申し出により特定投資家として取り扱われないこととなる者を除き、特定投資家に該当しない者で、法令に基づくその者の申し出により特定投資家として取り扱われる者を含みます。

¹³ 金商法27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

¹⁴ 金融商品取引業者等に関する内閣府令117条1項15号に規定する措置又はこれに準ずる措置をいいます。

¹⁵ その発信媒体が継続的に掲示される場合には、その情報の発信が行われる時点はその掲示が開始される時点とされます。

¹⁶ 金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置をいいます。

¹⁷ 個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいいます。

知られているとする一定の要件を備えており、将来、有価証券の募集又は売出しを予定している企業が、有価証券届出書を提出する代わりに、発行登録書を提出し、予め有価証券の募集又は売出しに関する一定の事項を登録しておくことにより、発行条件等を記載した簡易な発行登録追補書類を提出すれば、即時に当該有価証券を取得させ、又は売り付けることができるという制度です（金商法23条の3）。

発行登録書には、発行者の「企業情報」として、その企業に関する具体的な情報の記載に代えて、その企業が提出した有価証券報告書、四半期報告書等の継続開示書類を「参照書類」として記載することとされています。このため、これらの「参照書類」と同種の継続開示書類が新たに提出された場合には、投資者に新しい「参照書類」が提出されたことを知らせ、古い「参照書類」に基づいて投資判断を行うことを防止する観点から、「訂正発行登録書」を提出し、「参照書類」を更新することとされています。

しかしながら、WG報告にも記載されているように、

- ① 訂正発行登録制度の導入時¹⁸と異なり、EDINETの整備、インターネットの普及等により、投資者は最新の「継続開示書類」に容易にアクセスすることができること
- ② 開示書類は全てEDINETを通じて提出されるため（金商法27条の30の3）、投資者は、訂正発行登録書を確認する際には、同時に「継続開示書類」が提出されたことも確認することができること
- ③ 「継続開示書類」のうち有価証券報告書と四半期報告書については、定期的な提出期限が法令で明確に規定されており、投資者にとってこれらの報告書の提出は予測可能であること

等が勘案され、定期的に提出されることが明らかかな「継続開示書類」については、その提出の都度、訂正発行登録書の提出を求めなくても、投資者保護に欠けることはないものと考えられます。

このため、定期的に提出されることが明らかかな有価証券報告書、四半期報告書等の「参照書類」については、発行登録書にそれぞれの提出期限が記載され、かつ、その提出期限までに提

出されたときには、「参照書類と同種の書類が新たに提出されたとき」には該当しないこととされ、訂正発行登録書の提出は不要とされました（改正法による改正後の金商法23条の4）。

なお、参照書類が発行登録書に記載された提出期限までに提出されなかった場合や、発行登録書において提出期限を記載することが困難な「臨時報告書」が提出された場合には、訂正発行登録書を提出しなければなりません。

3 「第4章 近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備」関係

(1) 大量保有報告制度の見直し

① 対象株券等からの自己株式の除外

【「WG報告」の要旨】

1. 大量保有報告制度の見直し

- 大量保有報告制度に関し
 - ・ 他の制度における開示の充実、個人のプライバシー保護に関する意識の高まり、EDINETの整備等の環境変化に必ずしも対処しきれていない部分がある
 - ・ 必ずしも遵守することが容易でない事項が含まれ、制度趣旨に照らし、過大な事務負担が生じている

との指摘。

(1) 大量保有報告制度における自己株式の取扱い

- 大量保有報告制度の対象となる株券等に自己株式も含まれている [金商法27の23 ①④]。

↓

- 上場企業から、5%超の自己株式を保有する都度、大量保有報告書・変更報告書の提出が必要とされ、自己株式の取得・処分を伴う資本政策の円滑な実施に支障をきたしているとの指摘。

↓

- 自己株式については経営に対する影響力を行使し得ないこと、また、市場における需給に影響を与えるような自己株式の取得・処分は自己株券買付状況報告書等により、別途、情報開示されること等に鑑みれば、対象株券等から自己株式を除外することが適当。

¹⁸昭和63年の証券取引法の改正により導入されました。

【改正の概要】

大量保有報告制度は、上場企業の株券等の保有状況が、経営に対する影響力、市場における需給等の観点から、投資者にとって重要な情報であることから、当該株券等を大量に保有することとなった場合に、その保有者に対し、その情報の開示を義務付ける制度です。

現行、この制度の対象となる株券等には自己株式が含まれているため、上場企業が自己株式を5%を超えて保有することとなった場合でも、大量保有報告書及びその後の変更報告書を提出する必要があります。

しかしながら、WG報告で指摘されているように、保有する自己株式については、議決権を有さず（会社法308条2項）、また、市場における需給に影響を与えるような自己株式の取得・処分の状況については、自己株券買付状況報告書等の金商法に基づく他の制度、金融商品取引所の適時開示ルール等により、別途情報開示されるため、大量保有報告制度の趣旨に鑑み、大量保有報告制度によって自己株式の保有状況の開示を求める有用性は低いものと考えられます。

このため、改正法による改正では、大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外することとされました。具体的には、株券等保有割合の算出において、計算式の分子となる「保有株券等の数」から自己株式の数を除外することとされました（改正法による改正後の金商法27条の23第4項）。

なお、株券等保有割合算出の計算式の分母は、引き続き、発行済株式総数に保有者及び共同保有者が保有する潜在株式等の数を加算した数とされており、自己株式が含まれません。

② 短期大量譲渡報告の記載事項等の見直し

【「WG報告」の要旨】

(3) 短期大量譲渡報告の適用範囲・記載事項

- 「短期大量譲渡」（短期間に大量の株券等を譲渡したものとされる一定の基準）に該当する場合、最近60日間の全ての譲渡の「相手方及び対価に関する事項」を変更報告書に記載しなければならない（「短期大量譲渡報告」）[金商法27の25②]。



- 短期大量譲渡の判断基準は保有割合の変動のみに着目しているため、現実には譲渡を行っていないが、形式的に当該基準に該当することにより、提出義務が生じるケースが発生しているとの指摘。
- 僅少な株券等の譲渡の場合における全ての譲渡の「相手方及び対価に関する事項」の詳細情報の開示負担は過大であるとの指摘。



- 短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、「譲渡により減少した場合」に限定することが適当。
- 「僅少な株券等の譲渡先の開示」については、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとの記載を改め、通常の変更報告書と同様、日付ごとに「対価に関する事項」をまとめて記載すれば足りることとすることが適当。

【改正の概要】

いわゆる「短期大量譲渡報告」は、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者が、「短期間に大量の株券等を譲渡したもの」として定められた一定の基準¹⁹に該当する場合に、最近60日間のすべての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載するというものです（金商法27条の25第2項）。

改正法では、WG報告の提言を踏まえ、「譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定める者」の短期大量譲渡報告に係る変更報告書における記載事項は、「対価に関する事項」のみとされ、「相手方に関する事項」

¹⁹ 変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合が、当該変更報告書に係る大量保有報告書又はその大量保有報告書の他の変更報告書に記載された、又は記載すべきであった株券等保有割合（当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日の60日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該60日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該60日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限り）のうち最も高いものの2分の1未満となり、かつ、当該最も高いものより100分の5を超えて減少したこととされています（金商法施行令14条の8）

の記載は不要とされました（改正法による改正後の金商法27条の25第2項）。

「譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定める者」の具体的な範囲は、今後、政令において定められることとなりますが、例えば、「1%未満の株券等の譲渡を受けた者」とすることが想定されます²⁰。

また、短期大量譲渡報告に係る変更報告書における「その相手方及び対価に関する事項」の具体的な記載方法については、今後、内閣府令において定められることとなりますが、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定める者」については、当該者の氏名又は名称の記載を不要とするとともに、現行の日付ごと、かつ、譲渡の相手方ごとの記載ではなく、通常の変更報告書と同様、日付ごとに「対価に関する事項」をまとめて記載すればよいこととされることなどが考えられます²¹。

③ 変更報告書の同時提出義務の廃止

【「WG報告」の要旨】

(4) 変更報告書の同時提出義務

○ 大量保有報告書・変更報告書の提出日前日までに新たな提出事由が生じた場合、当初の大量保有報告書・変更報告書と当該新たな提出事由に係る変更報告書を同時に提出する義務（「同時提出義務」）[金商法27の25③]。



○ 提出日の前日に共同保有者分も含め株券等の保有状況を確認する必要があり、子会社等を多く抱え保有状況の確認に時間を要する投資者においては、実務上の対応は事実上不可能。



○ 提出された変更報告書の内容が不明確で投資者に誤解を生じさせかねない状況のため、変更報告書の同時提出義務を廃止することが適当。

【改正の概要】

現行は、大量保有報告書又は変更報告書の提出日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合に

は、当該変更報告書の提出は、当初の大量保有報告書又は変更報告書の提出と、同時に行わなければならない（金商法27条の25第3項）。いわゆる、「同時提出義務」です。

このため、WG報告にもあるように、株券等の大量保有者は、大量保有報告書又は変更報告書の提出日の前日に、共同保有者の分も含め株券等の保有状況を確認する必要があり、保有状況の確認に時間を要する大量保有者については、対応できない場合も考えられます。

改正法では、この「同時提出義務」を定める規定は廃止されました。

④ 発行者への通知方法の見直し

【「WG報告」の要旨】

(5) 大量保有報告書の発行体企業への通知方法

○ 大量保有報告書・変更報告書の提出者は、遅滞なく、これらの書類の写しを発行体企業に対して送付する義務 [金商法27の27]。



○ インターネットの普及・EDINETの整備により発行体企業は大量保有報告書等に容易にアクセスし得る状況にあり、発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務は不要とし、EDINETへの掲載をもって代替することが適当。

【改正の概要】

大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、遅滞なく、これらの書類の写しを発行者に対して送付しなければならない（金商法27条の27）。

この制度は、発行者に大量保有等の情報を直接提供することによって、当該発行者が提出すべき臨時報告書等の開示書類を作成するための情報収集の負担を軽減しようとするものであると考えられます。

しかしながら、現在は、インターネットの普及・EDINETの整備により、発行者は大量保有報告書等の情報に容易に取得することができる状況にあることから、大量保有報告書等の写しの送付を受ける必要性は低くなってきています。

²⁰ 改正担当者による解説では、「大量保有報告制度では、1%以上の株券等保有割合の変動が「重要な事項の変更」とされていること（金商法27条の25第1項、同法施行令14条の7の2）等に鑑み、たとえば、1%未満の株券等の譲渡を受けた者と規定することなどが考えられる」と説明されています（前掲大谷他）。

²¹ 改正担当者による解説（前掲大谷他）によります。

このため、改正法では、EDINETを通じて提出された大量保有報告書等については、発行者への写しの送付義務を免除することとされました（改正法による改正後の金商法27条の30の6第3項）。

⑤ 訂正報告書の公衆縦覧期間の見直し

【「WG報告」の要旨】

(6) 訂正報告書の公衆縦覧期間

- 大量保有報告書・変更報告書の訂正報告書は、当該大量保有報告書・変更報告書と同様、当局がこれを受理した日から5年間の公衆縦覧義務 [金商法27の28①]。



- 訂正報告書自体単独では情報としての意味に乏しいため、訂正報告書の公衆縦覧期間の末日は、訂正の基礎である大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧期間の末日と同一にすることが適当。

【改正の概要】

WG報告の提言を受け、大量保有報告書の訂正報告書の公衆縦覧期間は、その訂正の対象となった大量保有報告書又は変更報告書を内閣総理大臣が受理した日から5年間とされました（改正法による改正後の金商法27条の28第1項）。

これにより、大量保有報告書又は変更報告書とその訂正報告書の公衆縦覧期間の末日は同日となりました。

(2) 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任の見直し

① 流通市場における提出者の賠償責任の見直し

【「WG報告」の要旨】

2. 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

- 虚偽記載等がある有価証券報告書等の提出会社は、その公衆縦覧期間中、流通市場において、当該虚偽記載等の事実を知らずに有価証券を取得した者に対して、虚偽記載等により生じた損害の賠償責任を負う。

(1) 提出会社の損害賠償責任の見直し

- 上記の提出会社の損害賠償責任については、無過失責任 [金商法21の2①]。



- 通常、不法行為による損害賠償責任については、過失責任が原則。

- 金融商品取引法では、民事訴訟による責任追及を容易とすることで、違法行為の抑止を図り、証券市場の公正性・透明性を向上させることを目的。



- 課徴金制度の整備・内部統制体制構築の定着等による違法行為の抑止効果の強化を踏まえれば、現行制度の意義は相対的に低下し、流通市場における提出会社の損害賠償責任については、現行制度の趣旨・目的を損なわない範囲において、一般原則どおり、過失責任とすることが適当。

- 提出会社の故意・過失の有無に係る立証責任については、投資者の訴訟負担が過大にならないよう、現行の制度と同様、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の立証責任を負うこととすることが適当。

(注) 提出会社の無過失について、法令において特段の明記は行わず、個別の事情に応じた妥当な解釈に委ねることとしておくことが適当。

【改正の概要】

現行の金商法21条の2の規定では、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実が欠けている有価証券報告書等の提出者は、その有価証券報告書等の公衆縦覧期間中に、その提出者が発行者である有価証券（親会社等状況報告書の場合は、その提出者を親会社等とする者が発行者である有価証券）を募集又は売出しによらないで（＝流通市場において）取得した者に対して、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下「虚偽記載等」といいます）により生じた損害を賠償責任を負うこととされています。

このように、現行の規定は、過失責任の原則²²の例外として、流通市場における虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に無過失責任を課しています。これは、民事訴訟による責任追及を容易にすることによって、違法行為の抑止を図り、証券市場の公正性・透

²² 民法709条の一般不法行為責任は、加害者の「故意又は過失」について被害者（原告）が立証しなければならないこととされています。

明性を向上させるためであると考えられます。

その一方で、WG報告では、平成17年の証券取引法改正による流通市場における虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出に対する課徴金制度の適用、平成20年の課徴金額の引上げ等の課徴金制度の整備・進展、また、平成20年の内部統制報告書制度の導入によって、虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に無過失責任を課すことの意義が、相対的に低下してきているという指摘がなされています。

改正法では、金商法21条の2に2項として、虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者が虚偽記載等について故意又は過失がなかったことを証明したときは賠償の責めに任じない旨が新たに規定されました。

つまり、虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者の賠償責任は、「無過失責任」から「過失責任」になりますが、その立証責任は、責任を負う有価証券報告書等の提出者に転換されることとなります。

② 流通市場における損害賠償請求権者の拡大

【「WG報告」の要旨】

(2) 損害賠償の請求権者の拡大

- 虚偽記載等のある有価証券報告書等の公衆縦覧期間中に、当該有価証券報告書等の提出会社が発行する有価証券を取得した投資者（「取得者」）のみが、損害賠償請求権者 [金商法21の2①]。



- 例えば、経営成績が悪いように見せかける虚偽記載等が行われた場合には、当該有価証券報告書等の公衆縦覧期間中に、当該虚偽記載等を知らずに売却した投資者（「処分者」）は、虚偽記載等による損害を被り得る。

- 近時、MBO（マネジメント・バイアウト）のような場合、自社の経営成績が悪化したように見せることによって、株価を不当に引き下げるインセンティブが働き得る。



- 金融商品取引法上、虚偽記載等による損害賠償を請求できる者として、「取得者」に加え、「処分者」を追加することが適当。

【改正の概要】

現行では、虚偽記載等のある有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、流通市場においてその提出者が発行する有価証券を取得した投資者（取得者）が、当該提出者又はその役員等に対して損害賠償を請求することができることとされています（金商法21条の2第1項、22条1項）。

一方で、例えば、いわゆる「逆粉飾」のように経営成績を悪く見せかけるような虚偽記載等が行われた場合に、当該虚偽記載等のある有価証券報告書等の公衆縦覧期間中にその提出者が発行者である有価証券を処分した投資者（処分者）についても、損害を受けることが考えられるとするWG報告では、流通市場における虚偽記載等による損害賠償の請求権者に処分者を追加することが提言されました。

これを踏まえ、改正法では、流通市場における虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者又はその役員等に対する損害賠償請求権者に、当該虚偽記載等のある有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に有価証券を「処分した者」を追加することとされました（改正法による改正後の金商法21条の2第1項、22条1項等）。

なお、「取得者」が虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に損害賠償請求を行う場合には、損害額の推定規定を利用することができますが、今般の改正で追加された「処分者」については、損害額の推定規定を利用することはできません。

(以上)

後発事象に関する実務 —事例を踏まえて—

公認会計士 阿部 光成

I はじめに

「企業会計原則」注解1-3では、「重要な後発事象の開示」に関して規定している。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という）8条の4では、「重要な後発事象の注記」として、貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象を「重要な後発事象」と規定し、それが発生したときは、当該事象を注記しなければならないとしている。

このように後発事象に関する取扱いは、すでに実務で運用されているものであり、実際の開示例をみても様々な事例が見られる。

後述するように、後発事象には、①財務諸表を修正すべき後発事象（修正後発事象）と②財務諸表に注記すべき後発事象（開示後発事象）がある。

実務上、①と②のいずれに分類される後発事象であるのかについては、判断に悩むことが多い。また、決算日後も、会社の事業活動は通常どおり行われているので、様々な事象が発生している。このため、どのような事象を重要な後発事象として開示すべきかについても判断に悩むことが多い。

そこで、後発事象に関する取扱いを改めて整理し、実際の開示例を紹介することとする。

なお、文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

II 後発事象に関する規定

1 「企業会計原則」及び財務諸表等規則

後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいい、財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならないとされている（「企業会計原則」注解1-3）。

重要な後発事象を注記事項として開示する趣旨について、当該企業の将来の財政状態及び経営成績を理解するための補足情報として有用であるためとしている（「企業会計原則」注解1-3）。

連結財務諸表に関しては、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）注解14において、「重要な後発事象の注記について」の規定がある。

財務諸表等規則8条の4も、「企業会計原則」注解1-3と同様に、重要な後発事象の注記を規定し、「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」（以下「財規ガイドライン」という）8の4において、重要な後発事象の例示を行っている（連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」14条の9参照）。

後述するように、後発事象については、①財務諸表を修正すべき後発事象（修正後発事象）と②財務諸表に注記すべき後発事象（開示後発事象）があるが、財務諸表等規則8条の4については、昭和57年の「企業会計原則」の一部修正により新設された「企業会計原則」注解1-3に沿うものであり、同条の対象は②財務諸表に注記すべき後発事象（開示後発事象）に関するものである¹。

「企業会計原則」注解1-3と財規ガイドライン8の4では、重要な後発事象に関して、次のものを例示している。「企業会計原則」の最終修正が昭和57年であり、財規ガイドラインは新たな会計基準等の公表などを受けて用語の改正などを行っている。

¹ 松土陽太郎、藤田厚生、平松朗『新版 財務諸表規則逐条詳解』（中央経済社、2010年4月）145、149ページ

「企業会計原則」注解1-3	財規ガイドライン8の4
イ 火災、出水等による重大な損害の発生	① 火災、出水等による重大な損害の発生
ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還	② 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受	③ 会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受
ニ 重要な係争事件の発生又は解決	④ 重要な係争事件の発生又は解決
ホ 主要な取引先の倒産	⑤ 主要な取引先の倒産
	⑥ 株式併合及び株式分割

2 会社計算規則

会社計算規則98条1項17号及び114条において、「重要な後発事象に関する注記」が規定されている。

会社計算規則114条では、個別注記表における重要な後発事象に関する注記は、当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とするとされている。

Ⅲ 後発事象に関する監査上の取扱い

昭和58年2月14日に、企業会計審議会は「後発事象の監査に関する解釈指針」を公表している。

同解釈指針は、後発事象の監査は、従来から「財務諸表項目の監査手続」に定める各項目についての監査手続により実施することとされていたが、昭和57年4月20日の企業会計原則等の修正とこれに伴う関係法令の改正により、後発事象に係る監査手続の重要性が著しく増大したことに鑑み、これらの監査手続を集約して規定することとしたと述べている。

日本公認会計士協会からは、昭和58年3月29日に監査第一委員会報告第44号として「後発事象に関する監査上の取扱い」及び昭和59年7月6日に会計制度委員会から「重要な後発事象の開示について」が公表されていた。

その後、連結財務諸表中心の情報開示への転換などが行われたことから、監査第一委員会報告第44

号は廃止され²、現在は、「後発事象に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第76号。最終改正平成21年7月8日。以下「監査報告76号」という）において、監査上の取扱いが示されている³。

我が国における後発事象の取扱いについては、「企業会計原則」などに詳細な規定が設けられていないこともあり、もっぱら監査上の取扱いを基礎にして、実務慣行が形成されてきていると考えられる。

後発事象の取扱いについては、監査報告76号において詳細に規定されているので、以下では、同76号にしたがって解説を行う。

1 後発事象の定義と分類

財務諸表の作成は、決算日現在の状況を基礎として行われるが、財務諸表の作成に時間を要することから、決算日後から最終的に財務諸表を作成するまでに様々な会計事象が発生することになる。

決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象を後発事象といい、①財務諸表を修正すべき後発事象（修正後発事象）と②財務諸表に注記すべき後発事象（開示後発事象）に分類される（監査報告76号2（4）、3）。

監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象である（監査報告76号2（4））。

² 会計制度委員会の「重要な後発事象の開示について」は、平成15年3月25日に廃止されている。

³ 後発事象に関しては、監査基準委員会から監査基準委員会報告書560「後発事象」が公表されており、当該報告書にしたがって監査を実施することとなる。

【図表1：後発事象の分類】

	分類	内容
①	修正後発事象	財務諸表を修正すべき後発事象をいう。 決算日後に発生した会計事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない会計事象である。
②	開示後発事象	財務諸表に注記すべき後発事象をいう。 決算日後において発生し、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象である。

2 修正後発事象

修正後発事象は、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものである。

このため、修正後発事象が発生する以前の段階における判断又は見積りを修正する必要が生じ、当該決算期の財務諸表に影響を及ぼすことから、修正後発事象を反映して、財務諸表を作り直すこととなる。

修正後発事象の例としては次のものがある（監査報告76号4（4））。

- ① 決算日後における訴訟事件の解決により、決算日において既に債務が存在したことが明確となった場合には、単に偶発債務として開示するのではなく、既存の引当金の修正又は新たな引当金の計上を行わなければならない。
- ② 決算日後に生じた販売先の倒産により、決算日において既に売掛債権に損失が存在していたことが裏付けられた場合には、貸倒引当金を追加計上しなければならない。

3 開示後発事象

前述のとおり、財務諸表等規則及び会社計算規則では「重要な後発事象の注記」を規定している。

開示後発事象を判断するに当たっては、前述の財務諸表等規則の文言から、①翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象であること、②財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象であること、③決算日後に発生した事象であることの3つの要素に留意する必要がある（監査報告76号5（1）①）。

開示後発事象の例示については、前述の「企業会計原則」注解1-3及び財規ガイドライン8-4がある。

【図表2：開示後発事象のポイント】

	ポイント	内容						
①	翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象であること	<p>後発事象は会計事象であり、翌事業年度以降の財務諸表に直接影響を及ぼす既発生事象のほか影響を及ぼすことが確実に予想される事象を含むと解することが適当である。</p> <p>財務諸表によって開示される財務情報には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を補足して説明するための注記事項も含まれる。</p>						
②	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象であること	「重要な影響を及ぼす事象」とは、経営活動の中で臨時的、非経常的に生ずる事象であって、その影響が質的・金額的に重要性があるものと解することができる。						
③	決算日後に発生した事象であること	<p>「決算日後に発生した事象」であるが、この場合の「発生」の時点は、次のように解する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="639 701 1374 1014"> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 701 1034 819">新株の発行等のように会社の意思決定により進めることができる事象</td> <td data-bbox="1034 701 1374 819">当該意思決定があったとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 819 1034 938">合併のように会社が他の会社等との合意等に基づいて進めることができる事象</td> <td data-bbox="1034 819 1374 938">当該合意等の成立又は事実の公表があったとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 938 1034 1014">災害事故等のように会社の意思に関係のない事象</td> <td data-bbox="1034 938 1374 1014">当該事象の発生日又は当該事象を知ったとき</td> </tr> </tbody> </table>	新株の発行等のように会社の意思決定により進めることができる事象	当該意思決定があったとき	合併のように会社が他の会社等との合意等に基づいて進めることができる事象	当該合意等の成立又は事実の公表があったとき	災害事故等のように会社の意思に関係のない事象	当該事象の発生日又は当該事象を知ったとき
新株の発行等のように会社の意思決定により進めることができる事象	当該意思決定があったとき							
合併のように会社が他の会社等との合意等に基づいて進めることができる事象	当該合意等の成立又は事実の公表があったとき							
災害事故等のように会社の意思に関係のない事象	当該事象の発生日又は当該事象を知ったとき							

IV 時系列による後発事象の取扱い

我が国では、会社法に基づく計算書類の開示と金融商品取引法に基づく財務諸表の開示が行われる。

両者の開示のタイミングが相違するために、会社法に基づく計算書類に関する会計監査人による監査報告書が提出されたのち、金融商品取引法に基づく財務諸表に関する監査報告書の提出前に、修正後発事象が発生することがありうる。

この場合、会社法に基づく計算書類に関する会計監査人による監査報告書が提出されていることから、金融商品取引法に基づく財務諸表において、当該修正後発事象をどのように取り扱うかの論点がある。

監査報告76号は、会社法に基づく計算書類に関する会計監査人による監査報告書が提出されている場合には、計算書類との単一性を重視する立場から、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うこととしている（監査報告76号4（2）①b（a））。

監査報告76号の〔付表1〕では、時系列による分類として、会社法監査及び金融商品取引法監査における後発事象の取扱いを示しているので、実務の参考になるものと考えられる。

V 開示後発事象の例示

監査報告76号は、開示後発事象の例示として、重要な資産の譲渡、大量の希望退職者の募集、重要な子会社等の設立、重要な資本金又は準備金の減少などをあげている（監査報告76号5（3））。

また、連結財務諸表固有の後発事象として、重要な連結範囲の変更、セグメント情報に関する重要な変更、重要な未実現損益の実現をあげている。

監査報告76号では、例示する開示後発事象において、“*”を付した項目で損失が発生するときは、修正後発事象となることも多いことに留意が必要があると述べられている。当該事項については、修正後発事象に該当するのかが開示後発事象に該当するののかについて、実務上、判断に悩むことが多い。このため、発生した事象に関する事実関係を十分に把握し、修正後発事象と開示後発事象の区別を適切に行うように注意する必要がある。

また、監査報告76号の〔付表2〕の「開示後発事象の開示内容の例示」では、事象ごとに、事象発生の時期及び開示する事項が例示されている。実務上、前述の「開示後発事象の例示」とともに、〔付表2〕について、チェックリストのように利用する方法が考えられる。

VI 開示後発事象の事例

以下では、有価証券報告書における開示後発事象の事例を紹介する。

事例は金融庁のEDINETから抜粋しているが、会社名などの具体的な記載については、一部加工を行っている。

【開示例1：重要な資産の譲渡】

事例1（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

2. 重要な資産の譲渡

当社は、平成26年6月16日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産を譲渡することについて決議いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質の向上を図るため、当社の保有する土地の一部を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡価額	帳簿価額	現況
土地：23,200.95㎡ 東京都〇〇区△△△	13,898百万円	1,963百万円	工場跡地

(3) 譲渡の相手先の概要

譲渡先は不動産業を営んでいる国内法人1社ですが、先方との守秘義務契約により公表を差し控えさせていただきます。なお、当社と譲渡先の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はございません。

(4) 譲渡の日程

①取締役会決議日	平成26年6月16日
②契約締結日	平成26年6月30日（予定）
③物件引渡日	平成26年6月30日（予定）

(5) 当該事象の損益に与える影響額

翌事業年度において、11,934百万円の固定資産売却益を特別利益として計上する予定であります。

【開示例2：大量の希望退職者の募集】

事例2（平成24年12月31日決算）

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

希望退職者の募集について

当社は、平成25年1月15日開催の取締役会において、下記のとおり希望退職者の募集について決議し、その募集を終了しました。

1 希望退職者募集の理由

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した「〇〇〇〇〇〇プラン」実施の一環として人員の適正化を図るため希望退職者の募集を行うこととしました。

2 希望退職者募集の概要

(1) 募集人員 200名

(2) 募集対象 正社員（平成25年3月31日時点で勤続3年以上かつ満40歳以上）
パートタイマー、契約社員（年齢制限なし）

(3) 募集期間 平成25年2月12日～平成25年2月25日

(4) 退職日 平成25年3月31日

(5) 優遇措置 規定の退職金に特別加算金を上乘せ支給する。
希望者には転職支援を行う。

3 希望退職者募集の結果

(1) 応募者数 234名

(2) 損益に与える影響

当該希望退職による特別加算金及びその他支援費11億円を平成25年12月期において特別損失として計上する予定です。

【開示例3：会社の設立】

事例3（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

海外子会社の設立

当社は、平成26年5月28日開催の取締役会において、〇〇〇〇〇〇に次のとおり海外子会社を設立することを決議した。

(1) 子会社設立の目的

当社は、〇〇〇〇〇〇（商品名「〇〇〇〇〇〇」）の堅調な需要に応えるため、〇〇〇〇〇〇（〇〇）市に〇〇〇〇〇〇製造設備（設備能力年産5.9万トン）を建設し、新たな〇〇〇〇〇〇〇の事業拠点を設置することを決定した。

(2) 子会社の概要

①商号 未定

②資本金 約50億円（約526億ウォン）

③所在地 本社・工場：〇〇（〇〇）市

④設立時期 平成26年7月（予定）

⑤出資比率 当社グループ100%（予定）

【開示例4：新株予約権等の行使・発行】

事例4（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、平成26年6月26日開催の第34回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しに伴い役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストック・オプション制度を導入することを決議しております。

なお、株式報酬型ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（9）ストックオプション制度の内容」に記載しております。

2. 新株予約権（ストック・オプション）の発行

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第361条の規定に定める金銭でない報酬等として、当社取締役に対し割当てる新株予約権の算定方法及び内容を決議し、また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を、取締役会に委任することを、それぞれ決議いたしました。

なお、詳細につきましては、1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表注記事項「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

【開示例5：重要な資本金又は準備金の減少】

事例5（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、平成26年6月24日開催の第54回定時株主総会に、「資本金の額の減少の件」及び「剰余金の処分の件」を付議することを決議し、承認可決されました。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えると同時に、繰越損失を解消することにより、早期に財務体質の健全化と機動的かつ効率的な資本政策に備えるものです。

(2) 資本金の額の減少の内容

①減少する資本金の額

平成26年3月31日現在の資本金の額1,613,000千円を913,000千円減少し、700,000千円といたします。

②資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、資本金の減少額913,000千円はその他資本剰余金へ振り替えいたします。

(3) 剰余金の処分の内容

①減少する剰余金の額

その他資本剰余金 344,818千円

②増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 344,818千円

以上の結果、その他資本剰余金は918,470千円、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）は0円となります。

(4) 日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 平成26年5月15日 |
| ②定時株主総会決議日 | 平成26年6月24日 |
| ③債権者異議申述公告日 | 平成26年6月26日（予定） |
| ④債権者異議申述最終期日 | 平成26年7月26日（予定） |
| ⑤効力発生日 | 平成26年7月28日（予定） |

(5) 今後の見通し

本件は「純資産の部」における振替となりますので、当社の純資産額に変動はありません。また、本件が損益に与える影響はありません。

【開示例6：重要な自己株式の取得】

事例6（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

自己株式取得に係る事項

当社は、平成26年5月7日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

1株当たりの株主価値の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数：1,000万株を上限とする
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.31%）
- (3) 株式の取得価額の総額：300億円を上限とする
- (4) 取得期間：平成26年5月8日～平成26年11月7日
- (5) 取得方法：投資一任契約に基づく市場買付

【開示例7：多額な資金の借入】

事例7（平成24年3月31日決算）

（重要な後発事象）

平成24年6月23日の開催の取締役会において、次の内容の借入契約を締結することを決議いたしました。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 用途 | 〇〇工場建設資金 |
| 2. 借入先 | (株)〇〇〇〇銀行 他4行 |
| 3. 借入金額 | 600,000千円 |
| 借入条件 金利 | 0.67%~0.70% |
| 返済条件 | 5年間の元金均等払い |
| 4. 借入の実施時期 | 平成24年6月 |
| 5. 担保提供資産又は保証 | 無担保・無保証 |

【開示例8：重要な子会社等の株式の売却】

事例8（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

1. 子会社株式の売却

当社は、平成26年3月28日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇の全株式を、フランチャイズチェーン加盟法人である株式会社〇〇〇〇へ譲渡することを決議し、実施しております。

（1）株式譲渡の理由

東京および神奈川エリアの店舗経営体制を最適化し、エリア内の競争力強化と経営の効率化を図るため。

（2）当該子会社の事業内容及び当社との取引内容

当該子会社の名称	株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
事業内容	〇〇〇用品小売
取引内容	商品の供給および店舗用設備の賃貸

（3）株式譲渡の内容

譲渡日	平成26年5月1日
譲渡先	株式会社〇〇〇〇
譲渡株式数	1,449株
譲渡価額	580百万円
譲渡益	317百万円

なお、当社は平成26年4月30日付で、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇より剰余金の配当910百万円を受領しております。

【開示例9：株式取得による会社等の重要な買収】

事例9（平成26年3月31日決算）

（重要な後発事象）

株式取得による会社等の買収

当社は、平成26年4月28日開催の取締役会決議に基づき、同年5月21日に(株)〇〇〇〇〇〇〇〇の株式を取得し、子会社化いたしました。

当該買収の概要は、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

事例9の連結財務諸表における重要な後発事象の注記は次のとおりである。

(重要な後発事象)

株式取得による会社等の買収

当社は、平成26年4月28日開催の取締役会決議に基づき、同年5月21日に(株)〇〇〇〇〇の株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 株式取得の相手会社の名称

〇〇〇〇〇(株) 他

2. 買収した会社の名称、事業内容及び規模

(1) 名称 (株)〇〇〇〇〇

(2) 事業内容 ゲームソフトの企画・開発・販売、インターネット上のコンテンツの企画・開発

(3) 資本金 268百万円

3. 株式取得の目的

当社は、(株)〇〇〇〇〇を当社の100%子会社である(株)〇〇〇〇〇とともに、当社グループのゲーム事業の中核会社と位置付け、事業を展開する予定です。(株)〇〇〇〇〇と(株)〇〇〇〇〇の両社は、それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業をともに拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、(株)〇〇〇〇〇が当社グループに加わり、(株)〇〇〇〇〇とのシナジー効果を発揮することが最善の策であるとの合意に至り、当社による株式取得を行うことになりました。

4. 株式取得の時期

平成26年5月21日

5. 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1) 取得した株式の数 5,840株

(2) 取得価額 5,357百万円 (取得対価であり、付随費用を含めておりません)

(3) 取得後の持分比率 80%

6. 資金調達の方法

自己資金

【開示例10：火災、震災、出水等による重大な損害の発生】

事例10 (平成26年1月31日決算)

(重要な後発事象)

平成26年3月31日に、当社〇〇〇〇工場において火災事故が発生いたしました。

現在、関係当局のご指導を仰ぎつつ、復旧作業と併せて再発防止の徹底をはかっております。このような状況下、現時点におきましては、撤去及び復旧に関わる費用並びに販売を含めた事業への影響、また一方では損害保険査定額を合理的に見積もることは困難な状況であります。

退職給付に関する会計基準に係る 平成26年3月期有価証券報告書の事例調査

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 手嶋 大介

はじめに

平成24年5月に「退職給付に関する会計基準」(以下、基準。)及び「同適用指針」(以下、適用指針。また基準と併せて、基準等という。)の改正が公表され、平成26年3月期から適用されています。

当該基準等の改正により、退職給付に関する開示が大きく変わっています。例えば、連結貸借対照表上で従来用いられていた「退職給付引当金」という勘定科目は、「退職給付に係る負債」という名称に変更しています。また、退職給付関係の注記について、記載が求められる情報が追加されています。

今回の改正では、開示をどのように行うか、開示を行うか否かなど、会社ごとに判断が必要な項目があります。そのため、会社ごとにどのような判断を行い、どのような開示を行っているか確認することは有用であると考えます。そこで、平成26年3月31日を決算日とする有価証券報告書の開示状況を調査します。本調査においては、「開示Net」(株)インターネットディスクロージャー)を用いて調査しています。

なお、本稿における意見の部分については、筆者の私見であることを予めお断りさせていただきます。また、調査範囲の網羅性については、確保されていないことを予めお断りさせていただきます。

1. 調査の前提

(1) 調査対象会社

平成26年3月31日を決算日とする連結財務諸表を作成している日本基準適用会社

(2) 調査対象書類

有価証券報告書

2. 調査の結果

(1) 調査の概要

今回の調査では、以下の注記事項について調査を行っています。

- (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)における会計処理基準に関する事項

- (未適用の会計基準等)
- (表示方法の変更)
- (退職給付関係)

(2) 会計処理基準に関する事項における開示状況

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法について給付算定式基準を採用している旨を開示している会社はどれくらいあるか

今回の基準等では、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)の中で、退職給付に係る会計処理の方法として、以下の事項を開示することが求められています(適用指針52項)。

- 退職給付見込額の期間帰属方法
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法

そして、退職給付見込額の期間帰属方法について、今回の基準等を平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用する場合、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択することになります。

そこでまず、退職給付に係る会計処理の方法として、給付算定式基準を採用している旨を開示している会社がどれくらいあるか調査しました。

図表①

給付算定式基準を適用	49社
<内訳>	
(基準等を早期適用しているもの)	(34社)
(その他)	(15社)

基準等を早期適用している会社は、全て給付算定式基準を採用していました。

また、その他に分類した15社は、有価証券報告書提出会社自体ではなく連結子会社が給付算定式基準を採用している旨を開示している会社が大半でした。

② 会計処理基準に関する事項の中で退職給付に係る会計処理の方法を開示していない会社はどれくらいあるか

上記①のとおり、今回の基準等では、退職給付に係る会計処理の方法を開示することが求められています。しかし、一部の会社について当該事項を開示していない会社が見られました。

そこで、退職給付に係る会計処理の方法を開示していない会社がどれくらいあるか調査しました。

図表②

退職給付に係る会計処理の方法を非開示	194社
--------------------	------

当該194社をさらに調査したところ、全ての会社が連結貸借対照表上「退職給付に係る負債（資産）」を独立した勘定科目として開示していませんでした。また、前連結会計年度（平成25年3月期）の有価証券報告書でも、（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）の中の重要な引当金の計上基準として、退職給付引当金の計上基準を開示していませんでした。

さらに、当該194社の（退職給付関係）注記を調査したところ、約半数は当該注記も開示していませんでした。一方、（退職給付関係）注記を開示している会社は、確定拠出制度や複数事業主制度（確定拠出制度と同様の処理をしているもの）について開示しているものが大半でした。

つまり、当該194社は、そもそも退職金制度がない、又は確定拠出制度等を採用していることにより、退職給付見込額の期間帰属計算や数理計算上の差異等の費用処理を行っていないため、退職給付に係る会計処理の方法を開示していないと考えられます。

③ 個別財務諸表の（重要な会計方針）で退職給付に係る会計処理が連結財務諸表と異なっている旨を開示していない会社はどれくらいあるか

今回の基準等では、個別財務諸表の（重要な会計方針）の中で、退職給付に係る会計処理の方法が、連結財務諸表と個別財務諸表で異なっている場合、その旨を開示することが

求められています（基準39項、財規ガイドライン8の2-10）。しかし、一部の会社について当該事項を開示していない会社が見られました。

そこで、連結と個別で会計処理が異なっている旨を開示していない会社がどれくらいあるか調査しました。

図表③

連結と個別で退職給付に係る会計処理が異なっている旨を非開示	983社
-------------------------------	------

当該983社をさらに調査したところ、大半の会社は平成26年3月期から行われた単体開示の簡素化に伴い、特例財務諸表提出会社として財務諸表を作成していました。

特例財務諸表提出会社として財務諸表を作成する場合、（重要な会計方針）の注記は、会社法計算書類の開示水準で作成されることとなります。ここで、会社計算規則では、連結と個別で退職給付に係る会計処理が異なっている旨を開示する明確な規定がありません。そのため、会社法計算書類上は開示を行わない会社があったと考えられます。

つまり、会社法計算書類で開示を行っていない会社が、有価証券報告書を同様の開示水準で作成したため、連結と個別で退職給付に係る会計処理が異なっている旨を開示しないことになったと考えられます。

(3)（未適用の会計基準等）における開示状況

財務諸表等規則では、すでに公表されている会計基準等のうち適用していないものがある場合、重要性が乏しい場合を除いて、注記を行うことが求められています（財規第8条の3の3）。

今回の基準等の中で、退職給付債務及び勤務費用の定め（退職給付見込額の期間帰属方法や割引率などの定め）などは、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されます。そのため、重要性が乏しい場合を除いて、当該定めについて開示する必要があります。

そこでまず、（未適用の会計基準等）として、基準等について開示している会社がどれくらいあるか調査しました。

図表④

(未適用の会計基準等)で退職給付基準等について開示している会社	1618社
---------------------------------	-------

続いて、(未適用の会計基準等)を開示する場合、当該会計基準等が財務諸表に与える影響について開示することが求められています。そこで、当該1618社が財務諸表に与える影響についてどのように開示しているか調査しました。

図表⑤

	連結貸借対照表への影響	連結損益計算書への影響
評価中である旨を記載	948社	949社
影響金額を記載	374社	133社
影響は軽微である旨を記載	157社	358社
影響がない旨を記載	39社	41社
記載なし	96社	133社
その他	4社	4社
合計	1618社	1618社

調査の結果、半数以上の会社が、連結財務諸表に与える影響は評価中である旨を記載していました。また、連結貸借対照表への影響金額を記載している会社について、退職給付見込額の期間帰属方法等の変更に伴う影響額を、期首の利益剰余金に加減する金額を開示している事例が多く見られました。

(4) (表示方法の変更)における開示状況

連結グループの全ての会社が簡便法を採用している場合、今回の基準等の改正に伴う会計処理自体の変更はなく、連結財務諸表本表や注記における表示のみが変更されることとなります。会計処理の変更に伴い連結財務諸表の表示が変更される場合は、(会計方針の変更)の中で基準等の改正に伴う影響が開示されることとなります。一方、会計処理自体の変更がないような場合は、(表示方法の変更)の注記を行い、基準等の改正に伴う影響を開示することになると考えられます。

そこで、(表示方法の変更)について開示している会社がどれくらいあるか、そして(表示方法の変更)を開示している理由を調査しました。

調査の結果、(表示方法の変更)を開示している会社のうち、退職金制度を有している連結グループ内の全社が簡便法を採用している会社が大半でした。

一方、連結グループ内の一部の会社が簡便法を採用している場合、簡便法を採用していない会社は確定拠出制度を採用しており、連結グループ全体として確定給付制度は簡便法により会計処理されている事例が大半でした。

さらに、原則法を採用している会社については、(表示方法の変更)と併せて、(会計方針の変更)も開示している会社が大半でした。

(5) (退職給付関係)における開示状況

① 簡便法を適用した確定給付制度についてどのように開示しているか

今回の基準等では、簡便法を適用した退職給付制度がある場合、所定の注記を行うことが求められています(適用指針62項)。当該注記に当たって、退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表や退職給付費用の注記は、原則法のものと同様簡便法のものを含めて開示することが認められています。

そこで、簡便法を適用した制度について、会社がどのように開示を行っているか調査しました。

図表⑥

(表示方法の変更)を開示している会社	248社
<内訳>	
(全て簡便法を採用)	(194社)
(一部の会社が簡便法を採用)	(30社)
(原則法を採用)	(24社)

図表⑦

簡便法を適用した制度について開示しているもの	1193社
<内訳>	
(確定給付制度の項目に含めて開示)	(1022社)
(確定給付制度とは別の独立した項目で開示)	(171社)

調査の結果、簡便法を適用した制度について、確定給付制度の項目に含めて開示している会社が多いことがわかりました。確定給付制度に含めて開示している事例としては、退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表とは独立して、簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表を作成している事例が見られました。その他、簡便法を適用した制度の調整表は作成せず、退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表に注書きで、「簡便法を適用した制度を含む」旨のみを開示している事例も見られました。

一方、確定給付制度とは別の独立した項目で開示している会社は、確定給付制度の項目とは別に、簡便法を適用した確定給付制度という項目を作成し、その中で調整表や退職給付費用等について開示していました。

(確定給付制度の項目に含めて開示している事例)

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(省略)

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	285	百万円
退職給付費用	62	
退職給付の支払額	△41	
その他	△33	
退職給付に係る負債の期末残高	273	

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(省略)

② 年金資産の内訳についてどのように開示しているか

今回の基準等では、(退職給付関係)の注記の中で年金資産の主な内訳を開示することが求められています(基準30項、適用指針59項)。そして、その内訳の開示に当たっては、株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を記載すると規定されています。

そこで、(退職給付関係)の注記の中で年金資産に関する事項を開示している会社について、年金資産の内訳をどのように開示しているか調査しました。

図表⑧

割合で開示	1387社
金額で開示	11社
該当事項はない旨を開示	57社

調査の結果、年金資産の内訳を割合で開示している会社が大半でした。なお、年金資産が一つの資産のみで構成されている場合、表形式で当該資産が100%である旨を開示している事例や、文章形式で年金資産が当該資産のみで構成されている旨を開示している事例などが見られました。

3. 開示事例

最後に、簡便法を適用した制度に係る開示事例を確認します。

なお、記載の一部省略や下線の追加など、筆者が開示を一部修正しています。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	85 百万円
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	27
過去勤務費用の費用処理額	144
簡便法で計算した退職給付費用	62
その他	40
<u>退職給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>367</u>

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項
(省略)

(確定給付制度とは別の独立した項目で開示している事例)

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）	
	(省略)
3. 簡便法を適用した確定給付制度	
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付に係る負債の期首残高	216 百万円
退職給付費用	36
退職給付の支払額	△15
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>236</u>
(2) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表	
積立型制度の退職給付債務	263 百万円
年金資産	△82
	180
非積立型制度の退職給付債務	55
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>236</u>
退職給付に係る負債	236
退職給付に係る資産	—
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>236</u>
(3) 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	36 百万円
4. 確定拠出制度	
	(省略)

おわりに

本稿では、「退職給付に関する会計基準」及び「同適用指針」を適用している事例を調査し、会社が退職給付に係る開示をどのように行っているか確認しました。

今後対応する四半期報告書や有価証券報告書の作成に当たり、本稿を参考にしていただけると幸いです。

以 上

社外役員に係る開示事例調査

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 手嶋 大介
 総合ディスクロージャー研究所研究員 金井 陵策

はじめに

先頃の話題となりますが、安倍政権が掲げる「日本再興戦略」が改訂されることとなり、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化が求められています。

平成26年6月20日に国会で改正された会社法においては、有価証券報告書提出会社に社外取締役が存在しない場合、株主総会において「社外取締役に置くことが相当でない理由」を説明することが求められるようになりました。

施行期日は公布日から1年6ヶ月以内とされていますが、平成27年4月には施行されると見込まれていることから、今後、社外取締役を選任する会社がさらに増加すると考えられます。また、社外取締役の増員に伴い社外監査役の選任状況についても変化が見られるかと思われま

そこで、これから新たに社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」とする）を選任しようとする会社が、新規役員を選任する際の参考に資することを目的として、有価証券報告書での【役員の状況】及び【コーポレート・ガバナンスの状況等】における社外役員に関する開示状況を調査しました。本調査においては、「開示Net」（㈱インターネットディスクロージャー）を用いて調査しています。

なお、本稿における意見の部分については、筆者の私見であることを予めお断りさせていただきます。また、調査範囲の網羅性については、確保されていないことを予めお断りさせていただきます。

1. 調査の前提

(1) 調査対象会社

JPX日経インデックス400社（平成26年7月1日現在）のうち、平成26年6月1日から6月30日までに有価証券報告書を提出している3月決算会社、325社を調査対象としました。

(2) 調査対象報告書

有価証券報告書

2. 調査の結果

(1) 社外取締役及び社外監査役の選任状況

今回の調査対象となった325社の有価証券報告書のうち、【役員の状況】、【コーポレート・ガバナンスの状況等】における、社外取締役及び社外監査役の選任状況について調査しましたが、結果は以下（図表1）のとおりです。

図表1

選任した 人数	平成26年3月期				平成25年3月期（参考）			
	社外 取締役	合計 人数	社外 監査役	合計 人数	社外 取締役	合計 人数	社外 監査役	合計 人数
1人	103社	103人			88社	88人	1社	1人
2人	92社	184人	111社	222人	78社	156人	112社	224人
3人	44社	132人	169社	507人	40社	120人	167社	501人
4人	24社	96人	24社	96人	24社	96人	25社	100人
5人	11社	55人			10社	50人		
6人	9社	54人			5社	30人		
7人以上	4社	31人			4社	34人		
小計	287社	655人	304社	825人	249社	574人	305社	826人
0人	38社	0人	21社	0人	76社	0人	20社	0人
合計	325社	655人	325社	825人	325社	574人	325社	826人

調査対象の325社のうち、社外取締役は655人、社外監査役は825人おり、合算すると1480人が社外役員として選任されています（なお1480人の集計について、1人の社外役員が複数の会社の社外役員を兼任している場合、会社ごとに人数をカウントしています）。前年と比較すると、社外取締役は574人でしたが、81人増加しています。社外監査役は826人と、前年とほぼ同数になっています。社外監査役については、会社ごとにそれぞれ増減がありますが、トータルとしてほぼ同数となっています。社外取締役の増加については、新規に選任された数が増加したものです。

次に内訳についてですが、会社が選任した社外役員の人数ごとに分類しました。まず大きな特徴として、社外取締役が0人（選任なし）であったものが38社ありますが、前年は76社であり、38社が新たに社外取締役を選任していることがわかります。

選任した人数ごとの内訳としては、1人選任が103社、2人選任が92社と多くを占めています。前年と比較すると、1人選任が15社増加し、2人選任が14社増加しており、特に少人数の社外取締役を選任する会社の増加が顕著です。また、6人選任している会社が9社あり、前年より4社増加するなど、人数を多く選任する会社も増加傾向にあるようです。選任された人数では、2人選任が184人と最も多くなっています。

他に特徴的なのは、社外監査役については、社外監査役を1人のみ選任していた会社がなくなり、2人及び3人の社外監査役を選任している会社が大半である点です。

続いて、どれぐらいの会社が社外取締役と社外監査役を共に選任しているか調査しましたが、結果は以下（図表2）のとおりです。

図表2

	共に選任している	監査役のみ選任	取締役のみ選任	計
平成26年3月期	266社 (81.85%)	38社 (11.69%)	21社 (6.46%)	325社
平成25年3月期	229社 (70.46%)	76社 (23.39%)	20社 (6.15%)	325社

社外取締役及び社外監査役を共に選任しているものが266社あり、8割強と大半を占めています。社外監査役のみの選任は38社であり、1割強とわずかです。社外取締役のみ選任の21社は、全て委員会設置会社であり、社外監査役を要しない会社にあたります。

前年と比較すると、共に選任している会社が37社増加し、前年から10%以上増加していま

すが、その分監査役のみを選任している会社が38社減少しています。なお、前年同様、社外役員を選任していない会社はありませんでした。

さらに、女性社外役員と外国人社外役員の選任状況を調査しましたが、結果は以下（図表3）のとおりです。

図表3

	社外取締役	社外監査役	計	社外役員の総数 1480人との割合
女性社外役員の数 (新規選任)	55人 (20人)	35人 (10人)	90人 (30人)	6.08%
外国人社外役員の数 (新規選任)	24人 (4人)	2人 (0人)	26人 (4人)	1.75%

女性社外取締役は55人（うち新規選任は20人）、女性社外監査役は35人（同10人）と、合わせて90人（同30人）の女性社外役員が選任されています。なお、90人のうち15人が他社の社外役員を18社（うち社外取締役8社、社外監査役10社）兼任しており、実質の人数

は72人となっていました。

社外役員の総数1480人との割合では、90人は6.08%とまだ低い状況ですが、女性の社外役員としての役割への期待も高まりつつあり、今後も増加傾向が続くものと思われます。なお、金融庁より、有価証券報告書等において

各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付ける提案としてのパブリックコメントが公表されており、女性役員の開示に向けた法整備も進みつつあります。

一方で、外国人社外取締役は24人（同4人）、外国人社外監査役は2人（同0人）と、合わせて26人（同4人）と少なく、社外役員の総数の1.75%に留まっています。外国人社外取締役の新規選任は4人であり、女性社外取締役の新規選任よりも少なくなっています。

(2) 会社ごとの各種役員の選任割合の状況

役員全員に対する社外役員の数及び、社外役員に対する独立役員の数並びに、社外役員に対する新規社外役員の数について調査しました。それぞれ選任した役員の数によって会社の数（325社）を分類しました。以下の表では、325社に対する割合をかって書きで表記しています。

まず、会社ごとに取締役全員に対する社外取締役の数及び、監査役全員に対する社外監査役の数について調査しましたが、結果は以下（図表4）のとおりです。

図表4

取締役全員に対する社外取締役の数	
1～20%	168社 (51.69%)
21～49%	98社 (30.15%)
50%	3社 (0.93%)
51～75%	17社 (5.23%)
76～99%	1社 (0.31%)
100%	0社
社外取締役の選任なし	38社 (11.69%)
合計	325社

監査役全員に対する社外監査役の数	
1～20%	0社
21～49%	0社
50%	89社 (27.39%)
51～75%	189社 (58.15%)
76～99%	7社 (2.15%)
100%	19社 (5.85%)
社外監査役の選任なし	21社 (6.46%)
合計	325社

会社ごとに、取締役全員及び監査役全員に対する社外取締役及び社外監査役の数の割合を集計しました。社外取締役については、1～20%が168社と多く、全体の半数を占めています。21～49%も98社と3割となり、49%までで全体の8割強を占めることとなります。逆に社外取締役が50%以上を占めている会社の割合は、全体の1割弱とわずかですが、中には、最も比率の高いものでは85.7%が社外取締役という事例も見受けられました。なお、100%は該当ありませんでした。

社外監査役については、50%未満は該当がありません。51～75%が189社と最も多く6割弱を占めています。次いで50%が89社と多く、合算すると8割強を占めます。100%社外監査役というものも19社あり、監査役に占める社外監査役の割合が高いことがわかります。

全体としては、社外取締役は20%程度が多

く、社外監査役は50%強が多くを占めることがわかります。社外取締役を選任している会社は増加傾向にありますが、依然として50%以下としている会社が多く、監査役については50%以上を占めている会社が多いようです。

なお、社外役員総数では、1480人に対し社外取締役は655人（44.26%）であり、社外監査役は825人（55.74%）と近似した人数となっています。

次に、社外取締役に対する独立役員の数及び、社外監査役に対する独立役員の数について調査しました。なお、独立役員とは、金融商品取引所が定めるもので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役のことをいいます。

調査の結果は、以下（図表5）のとおりです。

図表5

社外取締役に対する独立役員の数	
0%	132社 (40.62%)
1～99%	21社 (6.46%)
100%	134社 (41.23%)
社外取締役の選任なし	38社 (11.69%)
合計	325社

社外監査役に対する独立役員の数	
0%	143社 (44.00%)
1～99%	48社 (14.77%)
100%	113社 (34.77%)
社外監査役の選任なし	21社 (6.46%)
合計	325社

社外取締役に対する独立役員の数ですが、独立役員がいない132社と、社外取締役の全てが独立役員である134社がほぼ同数であり、多くを占めています。1～99%は21社とわずかであり、一部の社外役員を独立役員とする例は少なく、多くの会社は社外取締役全員を独立役員とするか、それとも誰も選任しないかに二分しているようです。

図表6

社外取締役に対する新規社外取締役の数	
0%	215社 (66.16%)
1～99%	34社 (10.46%)
100%	38社 (11.69%)
社外取締役の選任なし	38社 (11.69%)
合計	325社

社外取締役に対する新規社外取締役の数は、0%に該当するものとして、新規選任がないもの及び社外取締役の交代により増員となっていないものをカウントしましたが、これに215社と6割強が該当しています。新たに社外取締役を選任している1～99%と100%の合計72社は2割強を占めています。中でも100%、つまり社外取締役が全て新規社外取締役であるものが38社と1割強と多くを占めている点が特徴的です。

社外監査役については、新規選任がないもの及び社外監査役の交代により増員となっていないものが290社と9割弱を占めており、増員となる新規社外監査役の選任がわずかであったことがわかります。

(3) 社外役員の選任理由

社外役員を選任するにあたって、その選任理由を調査しましたが、結果は以下(図表7)のとおりです。

図表7

選任理由に挙げられる主な理由	
①経験を有する	284社
②専門性	202社
③監督	192社
④一般株主の配慮	186社
④利益相反の回避	186社
⑥監視	112社

(注) 頻出するキーワードの集計のため、合計数は調査対象件数とは一致しません。

社外監査役についても、独立役員がいない143社と、社外監査役のすべてが独立役員である113社が共に多くなっており、社外取締役と同様に二分している傾向が見られます。

次に、社外取締役に対する新規社外取締役の数及び、社外監査役に対する新規社外監査役の数について調査しましたが、結果は以下(図表6)のとおりです。

社外監査役に対する新規社外監査役の数	
0%	290社 (89.23%)
1～99%	13社 (4.00%)
100%	1社 (0.31%)
社外監査役の選任なし	21社 (6.46%)
合計	325社

選任理由を調査するにあたり、コーポレート・ガバナンスの状況等において、頻出するキーワードを集計し、会社が選任者に対して求めている特性を調査しました。特に多いのは「経験」に関するもので、豊かな経験や専門的な経験を有しているといったものです。また、選任にあたって一般株主の意向に配慮する意味で、一般株主と利益相反の生じる恐れがない選任者であるとする事例が多く見られました。さらに、選任者が監督、監視機能を有しているためとするものも多くありました。取締役を監督する機能と、監査役を監視する機能と、あえて監督と監視を使い分けて選任者を強調している事例も散見されました。

ここでは特に、「経験」についての記述が多かったため、選任にあたってどのような経験を重視しているのか調査しましたが、結果は以下(図表8)のとおりです。

図表8

選任理由としてどの様な経験を重視しているか	
①経営者としての経験	463人 (31.28%)
②法律・会計の知識	445人 (30.07%)
③業界における豊富な経験	182人 (12.30%)
④銀行等の経験	156人 (10.54%)
⑤大学等の経験	116人 (7.84%)
⑥官僚等の経験	106人 (7.16%)
⑦その他	12人 (0.81%)
合計	1480人

社外役員の主な経歴	
①明確に無関係な会社の取締役等	382人 (25.81%)
②弁護士、裁判官、検事	276人 (18.65%)
③会社の取締役等	224人 (15.13%)
④銀行員	174人 (11.76%)
⑤会計士、税理士	165人 (11.15%)
⑥大学関係者	123人 (8.31%)
⑦官僚経験者 (中央省庁出身者)	119人 (8.04%)
⑧その他	17人 (1.15%)
合計	1480人

経歴については、会社によって詳細に具体的な経歴内容を紹介しているものもあれば、経営者又は業界での長い経験などといった表現も多いため、選任理由としてどのような経歴を重視しているかの他に、社外役員の主な経歴について併せて調査しました。

選任理由として、経営者としての経験が463人、法律・会計の知識が445人と共に3割を占めています。経営者としての経験は、経営手腕、経営管理能力など、マネジメント能力が選任において重視されています。また法律・会計の知識については、専門的な知識を有する識者が支持されているようです。業界における豊富な経験は、業界内で培ってきた様々な経験が求められているものと思われます。さらに銀行や大学での経験は、法律・会計等のみでなく、他の専門的な知識、経験を求めているものと思われます。官僚等の経験は、公的機関での

経験を経営に活かしたいといった表現などが多く見られます。

社外役員の主な経歴別に見ると、有価証券報告書提出会社と明確に無関係な会社の取締役等の選任が最も多く、会社と独立した立場にある役員経験者を選任しています。次いで弁護士・裁判官・検事が多く、法律に関する識者を多く求める傾向が見られます。次に会社の取締役等が多いですが、同じ業界に所属する会社の取締役等であり、同業種での経験を選任に優先しているものと思われます。なお、事例の中には経験についての明確な説明がないものが多くありましたが、社外役員の主な経歴（銀行員、大学関係者、官僚経験者等）を確認することで、会社がどのような経験を重視しているか推測することができます。

社外役員の主な選任理由としては、経営者や業界での豊富な経験を活かして経営に携わってもらえる社外役員を求める傾向がある一方で、専門家である法律家、会計士、学者などの知識人を求める傾向が両立しているようです。中立性を維持し、バランスのとれた経営を行っていくために、会社が社外役員に求める様々な経験は、今後も幅広く重視されていくものと思われます。

社外取締役及び社外監査役について、【コーポレート・ガバナンスの状況等】に記載された主な事例は、以下（事例1、2）のとおりです。

事例1 経営者と専門的な識者を幅広く選任している事例

⑥ 会社の社外取締役・社外監査役の機能・役割及び会社との関係並びに独立性に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査役設置会社を採用しております。具体的には、取締役の職務の執行について、社外監査役3名を含む監査役4名それぞれによる適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。また、取締役14名のうち、監視・監督に特化する取締役として5名の社外取締役を設置しており、取締役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。

なお、社外取締役及び社外監査役全員について、当社が上場している各金融商品取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ております。

社外取締役〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の5氏については、いずれも弁護士、経営者や学識経験者としての豊富な経験と幅広い識見、専門的な知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、各氏とも主要な取引先の出身者等ではないことなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考えております。なお、社外取締役〇〇〇〇氏は、国立大学法人〇〇大学の出身であり、当社は、同法人に対して研究助成の寄付を行っております。

社外監査役3名について、〇〇〇氏は行政での、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏は、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い識見、専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、各氏とも主要な取引先の出身者等ではないことなど、一般株主と利益相反が

生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと考えております。

以下略

事例2 経営者と業界関係者を主に選任している事例

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役〇〇〇〇氏は、「〇〇〇〇」を展開する株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇にて取締役副社長として経営に従事し、同社の発展に寄与された後に株式会社〇〇〇〇を設立し、経営責任者としてその手腕を發揮されております。当社は、同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験に基づき、当社の経営を監督することでコーポレート・ガバナンス体制の強化及び持続的かつ適正な企業価値向上に資するものと考えております。

社外監査役〇〇〇〇氏は、国内〇〇関連企業で長年培われた〇〇流通に関する専門的な知識・経験等から取締役会において有益なアドバイスをいただくとともに、幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと考えております。社外監査役〇〇〇〇氏は、国内〇〇メーカーで長年培われた〇〇流通に関する専門的な知識・経験等から取締役会において有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査していただけるものと考えております。社外監査役〇〇〇〇氏は、長年当〇〇流通業界に従事し、〇〇流通に関する専門的な知識と経験を有していることから、客観的な立場から取締役会へのアドバイスをいただけるものと考えております。

なお、社外取締役〇〇〇〇氏及び社外監査役〇〇〇〇氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしております。

以下略

(4) 社外役員の兼任について

調査対象会社の社外役員が、どれくらい他社の取締役又は監査役を兼任しているか調査しました。

調査の結果、調査対象会社の社外役員1316人（複数の調査対象会社の社外役員を兼任している場合でも会社ごとに人数をカウントせず1人とカウントしているため、2. (1)の1480人とは一致しません）のうち、他社の役員を兼任している人は708人でした。半数以上の社外役員が他社の役員を兼任しており、経営に係る豊富な経験を有する人材が多くの会社において求められていることがわかります。

また、今回の調査対象会社325社の範囲でも社外役員の兼任状況を調査したところ、複数の調査対象会社の社外役員を兼任している人は131人でした。当該社外役員が選任されている会社における社外役員の選任理由を確認したところ、経営者としての経験を重視している会社が多いことから、やはり豊富な経験を有する人材が、多くの会社で社外役員として求められていることがわかります。

(5) 社外役員の報酬について

調査対象会社の役員報酬について、社外役員とそれ以外の役員（以下、社内役員）それぞれについて調査しました。

図表9 1人あたりの平均役員報酬

社内取締役	45.1 百万円
社内監査役	21.7 百万円
社内役員全体	40.7 百万円
社外役員	8.8 百万円

調査の結果、社内役員と比較して、社外役員の報酬が少ないことがわかります。また、社外役員に対して社内役員よりも高い報酬を支払っている会社は、調査対象会社325社中5社しかありませんでした。

社外役員を選任している会社は、社外役員に期待する役割として、取締役会等への参加を通じて、経営の基本方針と戦略の決定や業務執行の監督、重要事項の決定などに関与することを挙げています。そして、会社の業務執行は取締役会とは別の組織体が行い、当該組織体に社内

役員が参加しているケースが多く見られます。社外役員は、日々の業務執行ではなく業務執行の監督等に特化し、限られた時間のみ会社経営に関与するケースが多いため、報酬金額が少なくなっていると考えられます。

- (6) 社外役員の年齢について
調査対象会社の社外役員の年齢について調査しました。

図表10 社外役員の年齢

30歳代以下	10人	(0.8%)
40歳代	54人	(4.1%)
50歳代	222人	(16.9%)
60歳代	652人	(49.5%)
70歳代以上	378人	(28.7%)
合計	1316人	

調査の結果、60歳代以上の社外役員が全体の75%強を占めていることがわかります。社外役員の選任にあたって、会社は、社外役員候補者が培ってきた様々な業務等の経験を勘案し、会社が必要とする役割を十分に果たせる人材を選ぶこととなります。

社外役員の選任にあたって、様々な業務等の経験を有していることを重視した結果、豊富な業務経験を有している60歳代以上の人材が多くの会社で求められたと考えられます。

- (7) 社外役員の選任決議における賛成割合について
社外役員選任に係る株主総会決議における賛成割合について調査しました。

図表11 社外役員選任に係る株主総会決議における賛成割合

67%未満	12人	(1.6%)
67%以上80%未満	72人	(9.7%)
80%以上90%未満	95人	(12.8%)
90%以上95%未満	135人	(18.2%)
95%以上	428人	(57.7%)
合計	742人	

(注) 調査対象会社の社外役員のうち、平成26年3月期に係る定時株主総会で選任決議が行われた社外役員を対象としています。

調査の結果、90%以上の賛成を得ている社外役員が75%強を占めており、大半の社外役員が概ね株主全体の同意を得ていることがわかります。

一方で、3分の2の株主の同意を得られていない社外役員も一部見られます。当該社外役員を選任している会社の社外役員に対する役員報酬を調査したところ、他の会社と比較して特に報酬が高いということはありませんでした。また、当該社外役員を選任している会社では、全ての社外役員が等しく賛成割合が低いわけではなく、賛成割合が低いのは一部の社外役員に限られていました。

つまり、株主は報酬金額よりも個々の社外役員候補者の経歴、能力等を重視して、社外役員としてふさわしいか否かを判断しており、賛成割合が低かった社外役員は、期待する役割を果たすには十分でないという判断した株主が比較的多かったと考えられます。

おわりに

本稿では、昨今のコーポレート・ガバナンス強化の流れを受け、今後、社外役員がさらに増加すると考えられることから、有価証券報告書での【役員の状況】及び【コーポレート・ガバナンスの状況等】における社外役員に関する開示状況を調査しました。

社外役員の選任状況については、社外監査役には大きな変化は見られなかったものの、社外取締役を選任する会社が大幅に増加していることがわかりました。

また、社外役員の数の点では、役員全員に対して社外取締役は半数以下である場合が多く、社外監査役は逆に半数以上が多いという特徴が見られました。

さらに、選任理由については、会社は社外役員の経験を重視し、特に経営者や業界関係者としての経験を有する者や、法律・会計などの専門的な知識を有する識者などを社外役員に求めていることがわかりました。社外役員の兼任状況や年齢の調査などからも、豊富な経験を有する人材を求めていることがわかります。

今後、社外役員を選任するにあたり、今回の調査を参考にして頂けると幸いです。

以上

単体開示の簡素化における事例分析 その1

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 新保 秀一

《はじめに》

去る、平成26年3月26日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年内閣府令第19号)が公布され、連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、有価証券報告書及び半期報告書の単体開示の簡素化が図られています。本改正は、平成25年6月20日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえ、金融商品取引法における単体開示の簡素化が行われました。

また、財務諸表等規則第1条の2が新設され、連結財務諸表を作成している会社のうち、会計監査人設置会社を「特例財務諸表提出会社」と定められました(ただし、別記事業会社は除く)。この会社に該当する場合には、会社法に基づいて作成される計算書類を基に、金融商品取引法の財務諸表として記載できることとなりました。

そこで、平成26年3月期有価証券報告書を対象として、単体開示の簡素化に関して、その傾向と実

際の開示事例に関して調査分析を試みました。本調査においては、「開示Net」(㈱インターネットディスクロージャー)を用いて調査しています。

なお、本稿における意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えます。

I 単体簡素化におけるその傾向

1. 調査対象会社及び調査対象項目

平成26年3月31日決算の有価証券報告書提出会社2,367社(連結財務諸表作成会社、非公開含む、上場非上場区分は平成26年3月31日時点)を調査対象として、東証の業種別分類を基に、特例財務諸表提出会社に該当すると記載した会社(以下、特例適用会社)の割合を調査するとともに、単体簡素化に伴う財務指標分析を行いました。

なお、調査対象会社及び、調査項目の網羅性については、確保されていないことを予め申し添えます。

2. 単体簡素化の業種別(東証)分類(平成26年7月25日時点のX-Search検索による)

<図表1>

業種(東証)	①社数(全社)	②別記事業会社数	③社数(別記事業除く)(①-②)	④特例を適用した会社数	⑤特例を適用しなかった会社数	⑥特例適用の割合(%) (④/③)
水産・農林業	5	0	5	3	2	60.0%
鉱業	6	0	6	4	2	66.7%
建設業	125	115	10	7	3	70.0%
食料品	78	0	78	59	19	75.6%
繊維製品	37	0	37	28	9	75.7%
パルプ・紙	19	0	19	17	2	89.5%
化学	156	0	156	133	23	85.3%
医薬品	34	0	34	25	9	73.5%
石油・石炭製品	7	0	7	7	0	100.0%
ゴム製品	13	0	13	10	3	76.9%
ガラス・土石製品	42	1	41	34	7	82.9%
鉄鋼	44	0	44	38	6	86.4%

非鉄金属	28	0	28	24	4	85.7%
金属製品	53	3	50	42	8	84.0%
機械	163	1	162	134	28	82.7%
電気機器	202	1	201	168	33	83.6%
輸送用機器	87	0	87	77	10	88.5%
精密機器	32	0	32	23	9	71.9%
その他製品	54	0	54	42	12	77.8%
電気・ガス業	19	18	1	1	0	100.0%
陸運業	57	21	36	28	8	77.8%
海運業	14	14	0	0	0	—
空運業	3	0	3	3	0	100.0%
倉庫・運輸関連	35	0	35	27	8	77.1%
情報・通信業	174	3	171	122	49	71.3%
卸売業	225	0	225	167	58	74.2%
小売業	101	0	101	77	24	76.2%
銀行業	91	79	12	4	8	33.3%
証券、商品先物取引業	30	8	22	19	3	86.4%
保険業	8	1	7	4	3	57.1%
その他金融業	23	8	15	13	2	86.7%
不動産業	47	2	45	34	11	75.6%
サービス業	152	1	151	113	38	74.8%
非公開	203	78	125	66	59	52.8%
計	2,367	354	2,013	1,553	460	77.1%

＜図表1＞における、別記事業会社の選定基準は、経理の状況の冒頭記載における、「1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について」の箇所において、連結及び単体ともに、もしくは、単体だけに特定事業を営む法令（財務諸表等規則第2条、第122条）に準拠している旨が記載されている場合です。

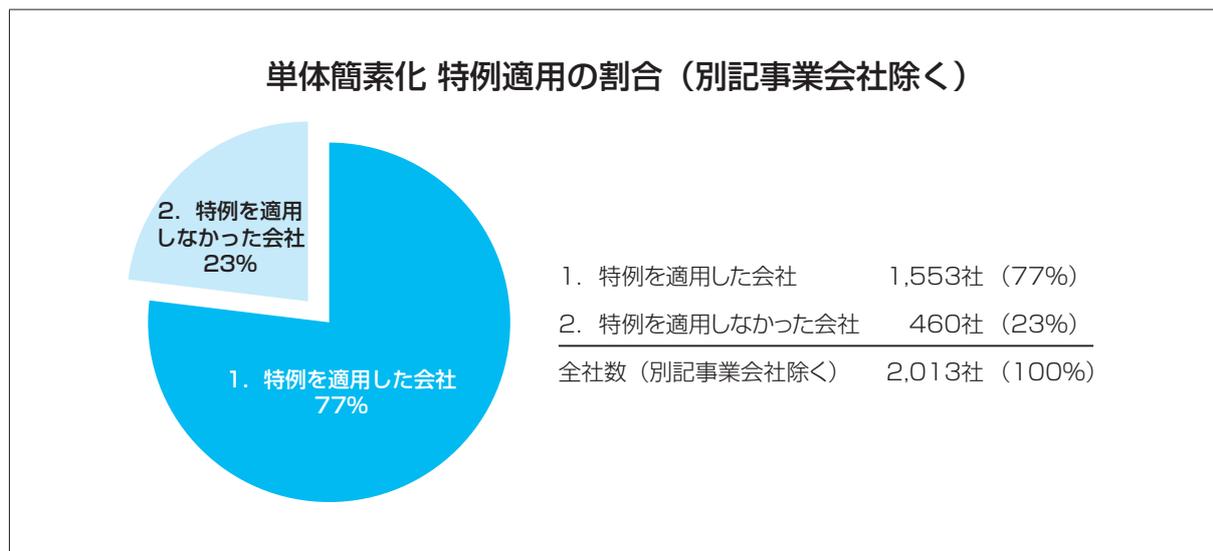
単体簡素化は文字通り、単体に適用される改正です。このため連結だけに所要の法令準拠の旨が記載されている場合は除外してカウントしました。

3. 単体簡素化特例適用の割合

＜図表1＞に基づけば、単体簡素化の特例適用の有無に関する割合は下記の様でした。＜図表2＞＜グラフ＞

＜図表2＞

① 全社数（別記事業除く） ＜図表1 ③計＞	② 特例を適用した会社 ＜図表1 ④計＞	③ 特例を適用しなかった会社（①－②） ＜図表1 ⑤計＞	特例適用の割合（②／①）
2,013社	1,553社	460社	77%



<図表2>及び<グラフ>をから、単体簡素化の特例適用の割合（別記事業会社を除く）は、77%と約8割近くが個別財務諸表を簡素化していることが判明します。

なお、参考までに、IFRS基準およびSEC基準

の会社における、特例適用の割合は以下の様でした。下記、いずれも基準会社数は、<図表1><図表2>における2,013社の内数となっております。

<図表3>

① IFRS基準会社数	② 特例を適用した会社数	特例適用の割合 (②/①)
24社	20社	83%

<図表4>

① SEC基準会社数	② 特例を適用した会社数	特例適用の割合 (②/①)
26社	20社	77%

4. 単体簡素化に伴う財務指標分析

単体簡素化の特例適用が、会社の規模と何かしら関連性があるのではないかと推定のもと、一つの試みとして、財務指標分析を行いました。

表中において、単体簡素化の特例を適用しなかった会社を特例非適用会社とします。実施した財務指標分析は、代表的な財務指標を用いて、特例適用会社と特例非適用会社を比較するという形で分析を試みました。

なお、代表的な財務指標として、連結ベースの

平均売上高、平均総資産額、平均従業員数をその指標として掲げました。

下記に、(1) 全社（別記事業除く）ベースと(2) 業種別傾向として分析結果を示しましたが、(1)、(2)における社数は、いずれも<図表1>における社数を当てはめています。また、(2) 業種別傾向において、<図表1>における、別記事業を除いた業種ごとの社数100社以上を調査対象としました。

(1) 全社（別記事業除く）ベース

<図表5>

	全社 2,013社	特例適用会社 1,553社	特例非適用会社 460社
平均売上高 [連結：百万円]	277,970	306,894	180,322
平均総資産額 [連結：百万円]	747,482	670,147	1,008,569
平均従業員数 [連結：人]	5,827	6,536	3,433

<図表5>は、別記事業を除いた全社数である2,013社の連結ベースの平均売上高（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1

年間）、平均総資産額（平成26年3月31日時点）、平均従業員数（平成26年3月31日時点）を算出し、そのうち特例適用会社1,553社に

においても同一指標、特例非適用会社460社においても同一指標を算出しました。(以下、(2)においても同じ)

この結果、平均売上高、平均従業員数に関しては、特例適用会社に比べて、特例非適用会社の方が少ないことが読み取れます。

しかしながら、特例非適用会社の平均総資産

額が極端に押し上がっています。その一つの原因として、特例非適用会社の中には、銀行、保険業における持株会社等の巨額な総資産を保有する会社の一部が含まれており、この事実が、平均総資産額を押し上げていると考えられます。

(2) 業種別傾向 (別記事業を除いた業種ごとの社数100社以上を調査対象<図表1>より)

① 化学

<図表6>

	化学 156社	特例適用会社 133社	特例非適用会社 23社
平均売上高 [連結：百万円]	198,652	220,414	72,807
平均総資産額 [連結：百万円]	228,839	255,354	75,517
平均従業員数 [連結：人]	4,231	4,698	1,531

② 機械

<図表7>

	機械 162社	特例適用会社 134社	特例非適用会社 28社
平均売上高 [連結：百万円]	147,496	153,739	117,617
平均総資産額 [連結：百万円]	197,332	208,987	141,557
平均従業員数 [連結：人]	4,377	4,523	3,679

③ 電気機器

<図表8>

	電気機器 201社	特例適用会社 168社	特例非適用会社 33社
平均売上高 [連結：百万円]	369,847	432,821	49,248
平均総資産額 [連結：百万円]	403,953	472,464	55,173
平均従業員数 [連結：人]	14,196	16,381	3,073

④ 情報・通信業

<図表9>

	情報・通信業 171社	特例適用会社 122社	特例非適用会社 49社
平均売上高 [連結：百万円]	166,105	76,219	389,904
平均総資産額 [連結：百万円]	285,372	82,000	791,729
平均従業員数 [連結：人]	3,650	2,162	7,355

⑤ 卸売業

<図表10>

	卸売業 225社	特例適用会社 167社	特例非適用会社 58社
平均売上高 [連結：百万円]	486,046	589,208	189,011
平均総資産額 [連結：百万円]	343,862	433,590	85,509
平均従業員数 [連結：人]	3,055	3,669	1,287

⑥ 小売業

<図表11>

	小売業 101社	特例適用会社 77社	特例非適用会社 24社
平均売上高 [連結：百万円]	145,634	166,340	79,201
平均総資産額 [連結：百万円]	99,637	114,005	53,539
平均従業員数 [連結：人]	2,032	2,244	1,353

⑦ サービス業

<図表12>

	サービス業 151社	特例適用会社 113社	特例非適用会社 38社
平均売上高 [連結：百万円]	71,938	83,790	36,695
平均総資産額 [連結：百万円]	73,068	87,396	30,461
平均従業員数 [連結：人]	2,428	2,739	1,504

⑧ 非公開

<図表13>

	非公開 125社	特例適用会社 66社	特例非適用会社 59社
平均売上高 [連結：百万円]	122,928	153,341	89,103
平均総資産額 [連結：百万円]	469,897	655,704	262,044
平均従業員数 [連結：人]	2,423	3,132	1,631

① 化学から⑧ 非公開に関して、特例非適用会社の方が、一部の例外を除けば、3つの財務指標は相対的に特例適用会社よりも小さくなっています。このことから、特例非適用会社の傾向として相対的に小規模な会社に該当することが読み取れると考えられます。

なお、一部の例外とは、④ 情報・通信業においては、特例非適用会社の方が、特例適用会社よりも3つの財務指標が他に比べて大きくなっています。すなわち、他に比べてその指標が真逆の方向になっています。その一つの原因として、④ 情報・通信業の特例非適用会社の中には、通信業界での巨大企業が一部含まれており、このことが3つの財務指標を押し上げているものと考えられます。

II 開示事例調査

前述した、「I 単体簡素化におけるその傾向」を踏まえて、実際の開示事例がどのように公表されているか、調査しました。なお、単体簡素化に伴う開示に与える影響が多岐に渡るため、今回(その1)は注記事項のうち、以下の4点に関して、調査しました。

1. 重要な会計方針の開示状況

2. 特別損益注記の開示状況

3. 有形固定資産等明細表の開示状況

4. 引当金明細表の開示状況

まず、1から4に関して、共通して言えるのは、単体簡素化の特例適用を行った会社は、会社法に基づいて作成される計算書類を基に、金融商品取

引法の個別財務諸表として記載できることとなりました。極論を言えば、単体簡素化は会社法ベースの計算書類がそのまま金融商品取引法の個別財務諸表に記載することになると考えられます。

しかしながら、財務諸表等規則第127条第1項、第2項によれば、条文解釈上、すべて強制適用される訳ではなく、金融庁が平成26年3月26日に公表した、「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」24においても「特例財務諸表提出会社は、財務諸表等規則第127条(特例財務諸表提出会社の財務諸表作成基準)の規定が強制的に適用されるものではありませんが、同条を利用する場合には、投資者の利便等を勘案すれば、同条に定める全ての項目を適用することが望ましいと考えられます。」と記されています。

以上を踏まえた上で、個別財務諸表における前述した4点に関して、その開示状況に関して調査しました。

なお、4点とも、特例適用会社1,553社<図表1参照>のうち、売上高上位200社を調査対象としました。

1. 重要な会計方針の開示状況

重要な会計方針に関しては、計算書類に記載されているものと同じの記載を金融商品取引法の個別財務諸表に記載している会社は、売上高上位200社のうち154社という結果でした。

以下、その代表的な開示事例を紹介します。

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (1) 商品及び製品
総平均法
 - (2) 貯蔵品
個別法
 - (3) 原材料
移動平均法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械及び装置	2～17年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数として、のれんは発生日以後20年以内、ソフトウェア（自社利用分）は社内における見込利用可能期間（5年）によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
定額法によっております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による見積額を、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社投資評価損引当金

関係会社に対する投資価値の低落に備えるため、純資産の減少に応じた金額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<事例1>は、会社法の計算書類に記載された（重要な会計方針）と同一の注記となっていました。すなわち、簡素化の趣旨を取り組んだモデルケースの事例と考えられます。

ここにおいて、退職給付引当金に関して言及するならば、いわゆる改正退職給付会計基準を踏襲されたものとなっております。それが、(4) 退職給付引当金 ①退職給付見込額の期間帰属方法②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法、及び、7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 退職給付に係る会計処理に表れています。

（重要な会計方針）の退職給付引当金に関しては、確定給付制度を採用しており、原則法を採用している会社に該当するならば、この注記が必要になると考えられます。

2. 特別損益注記の開示状況

まず、単体簡素化の特例適用をした会社は、本表（区分表示）に関する条項である財規第95条の2（特別利益の表示方法）及び、財規第95条

の3（特別損失の表示方法）が適用されないことになりまますから、そのガイドラインである財規ガイドライン95の2第2項3項の規定に基づく特別損益に関する注記規定も適用されないと考えられます。なお、特別損益科目に重要性がある等の場合には、追加情報として注記することになると考えられます。

特別損益を注記していた会社は、売上高上位200社のうち124社という結果でした。なお、この注記が記載されている会社は、すべて追加情報として記載したものと考えられます。

なお、特別損益の注記に関しては、会社法では規定されていないため、会社法の計算書類との同一性に関しては、あまり意味がないものと考え、割愛しました。

ただし、宝印刷e-Disclosure Club「弊社記載例に関するお知らせ」で、金融庁等との検討の結果、追加情報として注記する旨が公表されたのが、平成26年5月19日と若干遅延した事情もあり、多少の混乱は拒めない状況であった事も断り致します。

以下、その代表的な開示事例を紹介します。

<事例2>

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	31,820 百万円	30,993 百万円
仕入高	19,440	19,248
その他の営業取引	74,455	90,801
営業取引以外の取引による取引高	1,658	2,268

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料及び賞与	26,384 百万円	26,509 百万円
減価償却費	3,137	3,002
研究開発費	111,035	124,735
販売費に属する費用の割合	20.5 %	12.0 %
一般管理費に属する費用の割合	79.5	88.0

(表示方法の変更)

前事業年度において主要な費目として表示しておりました「販売諸費」および「事務諸費」は、「販売費及び一般管理費」の100分の10以下であるため、当事業年度において表示しておりません。

なお、前事業年度の「販売諸費」は28,459百万円、「事務諸費」は12,348百万円であります。

※3 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	530 百万円	土地 2,193 百万円
機械及び装置	20	

※4 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	232 百万円	建物 156 百万円
ソフトウェア	30	ソフトウェア 36

※5 構造改革費用

構造改革費用の内訳は、希望退職者への割増退職金8,903百万円、××工場における医薬品製造事業の譲渡に伴う転籍者への転籍一時金2,718百万円、その他419百万円であります。

＜事例2＞においては、固定資産売却益や、固定資産処分損、構造改革費用が記載されています。前述した通り、この記載は追加情報としての位置づけと考えます。

また、(表示方法の変更)が記載されています。

まず、単体開示の簡素化に伴い、本表の記載要件が、一部改正により緩和されました。例えば、貸借対照表における科目の区分掲記の基準が100分の1超から100分の5超に緩和されました。同様に販売費及び一般管理費の内訳注記の主

要な費目の判断基準が、改正により100分の5から、100分の10に緩和されました。

＜事例2＞における(表示方法の変更)は、販売費及び一般管理費の内訳注記の主要な費目の判断基準の改正が反映されたものとなっています。

3. 有形固定資産等明細表の開示状況

有形固定資産等明細表は、会社法の要求水準に基づいた開示となります。具体的には以下の様な様式に従って作成することになります。

様式第十一号の二

【有形固定資産等明細表】							
							(単位：円)
区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産							
	計						
無形固定資産							
	計						

(記載上の注意)

- 重要な増減額がある場合には、その理由を注記すること。
- 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
- 固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表における表示(直接控除形式又は間接控除形式)にあわせて以下のとおり記載すること。
直接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書(括弧書)として記載すること。また、間接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書(括弧書)として記載すること。
- 当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載する場合には、その旨を記載すること。

一方、日本公認会計士協会が平成26年4月2日に「会計制度委員会研究報告第9号「計算書類に係る附属明細書のひな型」の改正について」(以下委員会研究報告第9号)を公表しました。本改正は、平成26年3月26日に公布された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年内閣府令第19号)に対応するために、所要の見直しを行ったものとされていました。

これによれば、有形固定資産及び無形固定資産の明細として、1. 帳簿価額による記載と2. 取

得原価による記載の2つが掲載されていました。

したがって、会社が開示する有形固定資産等明細表は、様式第十一号の二に基づいて開示することが望ましいものと思われますが、日本公認会計士協会が公表した様式も可能であると考えられます。さらに、条文解釈上、これまでの様式十一号を用いることも拒めません。

以上を踏まえた上で、売上高上位200社を対象として、どの様式を用いているかを調査しました。その結果は、以下の様でした。＜図表14＞

<図表14>

様式		社数
様式第十一号の二 帳簿価額による記載	<事例3>	133社
様式第十一号の二 取得原価による記載	<事例4>	34社
小計		167社
委員会研究報告第9号 帳簿価額による記載	<事例5>	10社
委員会研究報告第9号 取得原価による記載	<事例6>	9社
小計		19社
様式第十一号による記載	<事例7>	11社
経団連によるひな型による記載	<事例8>	3社
合計		200社

以下、その代表的な開示例を紹介します。

(様式第十一号の二 帳簿価額による記載)

<事例3>

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	132,953	19,764	479	11,224 (677)	141,013	239,539
	構築物	8,448	1,429	59	1,067 (13)	8,751	27,337
	機械及び装置	74,894	37,309	500	38,703 (171)	72,999	608,915
	車両運搬具	371	169	3	186	350	2,411
	工具、器具及び備品	22,755	32,193	276	30,228 (405)	24,443	494,327
	土地	39,845	763	1,882 (1,569)	—	38,726	—
	リース資産	10,717	1,765	90	3,953	8,439	9,328
	建設仮勘定	24,903	103,621	92,637	—	35,887	—
	計	314,888	197,016	95,928	85,363	330,611	1,381,860
無形固定資産	ソフトウェア	14,646	11,036	24	7,702 (26)	17,956	—
	その他	166	76	0	11	231	—
	計	14,812	11,113	24	7,713	18,187	—

(注) 1 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()は内数で当期の減損損失の計上額である。また「減価償却累計額」には減損損失累計額が含まれている。

2 「当期増加額」の主なものは次のとおりである。

機械及び装置	半導体・デバイス事業	11,048百万円
	〇〇製作所	7,497百万円
	××製作所	3,743百万円
工具、器具及び備品	△△製作所	8,005百万円
	〇〇製作所	4,346百万円
	××製作所	2,919百万円

(様式第十一号の二 取得原価による記載)

<事例4>

④ 【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】 (単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	48,562	1,751	802 (139)	2,173	49,510	30,458
	構築物	2,842	139	134 (30)	117	2,847	1,924
	機械及び装置	21,656	800	1,516 (1)	1,718	20,940	16,089
	車両運搬具	297	25	7	20	314	268
	工具、器具及び備品	64,322	*1 7,425	*2 4,670 (0)	7,668	67,076	61,368
	土地	5,772	—	—	—	5,772	—
	建設仮勘定	32	173	191	—	15	—
	計	143,486	10,315	7,323 (173)	11,699	146,477	110,109
無形固定資産		46,362	*3 7,114	*4 6,217 (246)	3,718	47,259	38,078

(注) 1. 当期の増減の主なもの
 *1. 金型の取得 5,413百万円
 *2. 金型の廃却 3,146百万円
 *3. ソフトウェアの取得 4,306百万円
 *4. 特許権の失効 3,053百万円
 2. 「当期減少額」欄の () 内は内数で、当期の減損損失計上額であります。
 3. 「期首残高」、「期末残高」については、取得価額にて記載しております。

(委員会研究報告第9号 帳簿価額による記載)

<事例5>

④ 【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】 (単位：百万円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産							
建物	31,477	4,913	217 (40) [2]	2,229	33,944	58,585	92,529
構築物	3,068	692	39 (24)	516	3,205	13,869	17,074
機械及び装置	43,779	17,255	250 (21)	11,064	49,721	202,877	252,599
車両運搬具	105	102	11	74	122	855	977
工具、器具及び備品	2,269	930	22 (0) [0]	627	2,550	8,635	11,185
土地	63,111	604	190 [187]	—	63,525	—	63,525
リース資産	1,719	468	0	604	1,582	1,519	3,102
建設仮勘定	5,190	22,239	24,501	—	2,928	—	2,928
有形固定資産計	150,722	47,208	25,234 (87) [190]	15,117	157,579	286,343	443,922

無形固定資産					
借地権	384	—	—	—	384
ソフトウェア	2,522	641	—	928	2,235
リース資産	165	3	—	47	121
その他の無形固定資産	107	—	0	9	97
無形固定資産計	3,180	644	0	985	2,839

(注) 1 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額である。

2 「当期減少額」欄の[]は内数で、国庫補助金の受入等に伴い、前期以前に取得した有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額である。

3 当期増加額のうち、主なものは次のとおりである。

建物	〇〇〇工場建設	3,936百万円
機械及び装置	〇〇〇工場建設	7,064百万円
	段ボール製造設備	5,389百万円
	製紙設備	4,670百万円

なお、国庫補助金の受入等に伴い、当期に取得した機械及び装置の取得価額から圧縮記帳額215百万円を控除している。

(委員会研究報告第9号 取得原価による記載)

<事例6>

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	169,439	4,771	3,572 (406)	170,638	119,556	2,693	51,082
	構築物	325,490	9,452	2,145 (59)	332,797	272,392	4,694	60,404
	油槽	164,324	4,484	849 (-)	167,963	144,511	2,361	23,452
	機械及び装置	1,204,872	20,820	6,912 (740)	1,218,780	1,124,458	20,461	94,322
	車両運搬具	4,774	152	151 (-)	4,776	4,317	235	458
	工具、器具及び備品	36,357	3,068	1,934 (1)	37,491	30,848	1,861	6,642
	土地	594,680	176	5,377 (1,541)	589,479	—	—	589,479
		[△147,215]		[△1,528]	[△148,744]			
	建設仮勘定	7,433	47,693	49,234	5,892	—	—	5,892
	計	2,507,375	90,622	70,177 (2,749)	2,527,820	1,696,085	32,308	831,735
無形固定資産	借地権	8,118	72	21 (21)	8,169	—	—	8,169
	ソフトウェア	7,262	3,047	2,392 (-)	7,917	6,065	1,141	1,852
	その他	1,678	24	371 (0)	1,331	919	140	412
	計	17,060	3,144	2,785 (21)	17,419	6,985	1,281	10,433

(注1) 期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高は、取得価額を記載しています。

(注2) ()内の数値は減損額を示しています。また差引期末帳簿価額は減損後簿価を示しています。

(注3) 建設仮勘定の増加の主な要因は下記のとおりです。

製造部門の機器更新等	26,056百万円
〇〇施設、物流設備等	21,636百万円

(注4) 土地の[]の数値は、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額を示しています。

(様式第十一号による記載)

<事例7>

④【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	59,084	782	1,636 (28)	58,231	40,548	1,794	17,682
構築物	10,215	389	98 (2)	10,506	8,627	251	1,879
機械及び装置	33,435	566	1,822	32,178	29,370	1,022	2,807
車両運搬具	307	56	30	333	275	22	58
工具、器具及び備品	24,962	1,216	2,787	23,391	21,604	1,190	1,786
土地	46,306 <29,623>	13	68 (68)	46,251 <29,554>	—	—	46,251
建設仮勘定	597	3,080	3,064	614	—	—	614
有形固定資産計	174,910	6,105	9,508 (99)	171,507	100,426	4,281	71,080
無形固定資産							
借地権	31	—	—	31	—	—	31
無形固定資産計	31	—	—	31	—	—	31

(注) 1 当期減少額の(内書)は、減損損失の計上額であります。
2 土地の当期首残高及び当期末残高の<内書>は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

(経団連によるひな型による記載)

<事例8>

④【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首帳簿価額 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	2,912	5,759	826 [165]	316	7,529	4,780
構築物	294	635	84 [12]	41	804	788
機械及び装置	104	91	1	52	142	346
車両運搬具	2	0	—	1	1	4
工具、器具及び備品	729	480	2	257	949	2,849
土地	10,653 (6,554)	107	1,803 [496] (721)	—	8,957 (5,833)	—
リース資産	29	13	—	11	31	43
建設仮勘定	2,225	4,770	6,474	—	521	—
有形固定資産計	16,951 (6,554)	11,859	9,192 [674] (721)	679	18,938 (5,833)	8,812
無形固定資産						
商標権	3	—	—	1	1	—
ソフトウェア	99	12	0	31	80	—
その他	315	2,332	—	0	2,648	—
無形固定資産計	419	2,344	0	33	2,730	—

- (注) 1 ()内は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)により行った土地の再評価に係る土地再評価差額金であります。
- 2 土地再評価差額金の当期減少額は、土地(横浜市)の減損及び土地(栗東市)の売却によるものであります。
- 3 当期減少額のうち []の内は内書きで減損損失の計上額であります。
- 4 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。
 建物「東京都××市の the WAVE」5,703百万円
 その他「自社利用ソフトウェア仮勘定」2,332百万円

4. 引当金明細表の開示状況

引当金明細表に関しても、有形固定資産等明細表と同様に、会社法の要求水準に基づいた開示と

なります。具体的には以下の様な様式に従って作成することになります。

様式第十四号の二

【引当金明細表】				
(単位:円)				
科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

(記載上の注意)

1. 当期首又は当期末のいずれかに引当金(退職給付引当金を除く。)の残高がある場合にのみ作成すること。
2. 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

こちら、前述した有形固定資産等明細表と同様に、委員会研究報告第9号に、二つの様式が公表されています。

これによれば、当期減少額の欄を区分して記載

する方法と、様式第十四号の二と同様に、当期減少額の欄を区分しないで記載する方法が掲げられていました。以下、委員会研究報告第9号から抜粋したものを紹介します。<図表15>

<図表15>

2. 引当金の明細					
(1) 当期減少額の欄を区分する記載					
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円
(2) 当期減少額の欄を区分しない記載					
科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
	円	円	円	円	

(記載上の注意)

1. (1)又は(2)のいずれかの様式により作成する。
2. 期首又は当期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
3. 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
4. (1)の「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
5. 退職給付引当金について、退職給付に関する注記(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の13に規定された注記事項に準ずる注記)を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載し、記載を省略することができる。

金融商品取引法

したがって、会社が開示する引当金明細表は、様式第十四号の二に基づいて開示することが望ましいものと思われませんが、日本公認会計士協会が公表した様式も可能であると考えられます。さらに、条文解釈上、これまでの様式十四号を用いること

も拒めません。

以上を踏まえた上で、売上高上位200社を対象として、どの様式を用いているかを調査しました。その結果は、以下の様でした。〈図表16〉

〈図表16〉

様式	社数
様式第十四号の二による記載	190社
様式第十四号による記載	8社
委員会研究報告第9号〈図表15〉(1)による記載	2社
合計	200社

以下、その代表的な開示例を紹介します。

(様式第十四号の二による記載)

〈事例9〉

【引当金明細表】				
(単位：百万円)				
科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	37,740	62	※ 11,199	26,602
賞与引当金	7,398	14,511	7,398	14,511
役員賞与引当金	—	76	—	76
製品保証引当金	1,631	1,255	800	2,085
債務保証損失引当金	129	—	129	—

(注) ※貸付を実施している子会社の債務超過額減少によるもの11,185百万円であります。

(様式第十四号による記載)

〈事例10〉

【引当金明細表】					
区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,671	935	2	42	4,562
賞与引当金	5,782	3,702	4,446	1,335	3,702

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、個別引当債権の見積りの見直しによる取崩額です。
2. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、平成25年4月1日の×××(株)への会社分割に伴う移管分です。

(委員会研究報告第9号〈図表15〉(1)による記載)

〈事例11〉

【引当金明細表】					
(単位：百万円)					
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	215	237	2	5	444
役員賞与引当金	121	108	121	—	108
執行役員退職慰労引当金	598	106	185	—	520

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の金額は、一般債権及び個別債権の洗替による取崩額です。

〈おわりに〉

今回の調査では、平成26年3月31日決算の有価証券報告書提出会社2,367社(連結財務諸表作成会社、非公開含む、上場非上場区分は平成26年3月31日時点)を対象として、単体簡素化の傾向や、実際の開示事例に関して調査・分析を行いました。

今回は、その2として、単体簡素化に伴う、その他の論点に関して調査・分析を行います。

単体簡素化へ向けて、これから決算を迎える会社様は記載の方法を模索中だと思われます。この傾向や、開示事例が、今後の実務の一助となれば幸いです。

有価証券報告書【経理の状況】以外の項目における日本版ESOPに係る記載の検討

ディスクロージャー研究一部 田中 智

本稿の目的

本稿は、有価証券報告書 第5【経理の状況】以外の項目において、いわゆる日本版ESOP（以下、単に「ESOP」といいます。）を導入している会社が、どのような内容を記載するのかについて、検討を行うことを目的としたものです。具体的には、【主要な経営指標等の推移】、【所有者別状況】、【大株主の状況】、【議決権の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【配当政策】について検討を行っております。なお、【従業員株式所有制度の内容】については、本検討の対象から除外しておりますので、予めご了承ください。

はじめに

平成21年12月11日「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）により、【従業員株式所有制度の内容】の項目が新設されました。本項目が想定する従業員株式所有制度とは、「提出会社の役員、使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持株会に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度」をいいます。また、本項目においては、従業員株式所有制度の概要、従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額、当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲を記載することとされました。

しかし、有価証券報告書において、【従業員株式所有制度の内容】以外にESOPに係る記載を検討すべき項目は多岐にわたるものの、その項目・内容を明記した規定等はなく、その取扱い実務上の判断に委ねられておりました。

その後、平成25年12月25日、企業会計基準委員会が実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（以下、「実務上の取扱い」といいます。）を

公表し、各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する内容等が示され、原則として平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されております。これにより、ESOPを導入した場合に、【経理の状況】においてどのような内容を記載するのかについては明らかとなりました。しかし、【経理の状況】以外の項目では、引き続き【従業員株式所有制度の内容】の他に規定等はなく、どのような内容を記載するのかについては、実務上の判断に委ねられております。

なお、従業員株式所有制度の呼称は、日本版ESOP、従業員持株ESOP、株式給付信託（J-ESOP）など各社様々であります。本稿では、【従業員株式所有制度の内容】に記載されたいわゆる日本版ESOPを一括してESOPとして取扱っております。また、本稿における意見に関する部分については、筆者の私見であることを予めお断りさせていただきます。

【主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】においては1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を記載することが定められております。1株当たり純資産額の算定の分母は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数とされております。また、1株当たり当期純利益金額の算定の分母である期中平均株式数は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算定することとされております。

ESOP導入会社においては、ESOPの株式数を期末自己株式数に含めて1株当たり純資産額を算定するのか、また、期中平均自己株式数にESOPの株式数を含めて1株当たり当期純利益金額を算定するのかについて、判断が求められておりました。この点、実務上の取扱いでは、ESOPの株式数について「1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含める」「1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除す

金融商品取引法

る自己株式に含める」こととされました。また、1株当たり情報に関する注記において、ESOPの株式数を「控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する」こととされました。

【主要な経営指標等の推移】において1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を記載するにあたっては、ESOPの株式数を控除する自己株式に含めている旨等の注記を、本項目においても記載するか否かについて、検討された方が良いと思います。なお、【主要な経営指標等の推移】において記載するもののうち、その算定に自己株式が関係してくる数値は1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額に限られず、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率、自己資本利益率、株価収益率、配当性向等もありますので、これらの数値の算定上、ESOPの株式数をどのように取り扱ったのかを注記するか否かについても、検討があっても良いと思われる。

(注記例)

当社は第X期より従業員株式所有制度を導入しております(制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (10)従業員株式所有制度の内容」に記載しております。)。当制度の導入に伴い、第X期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期末株式数及び期中平均株式数は、●●●●信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)が所有する当社株式の数を控除しております。

【所有者別状況】

【所有者別状況】は、「政府及び地方公共団体」、「金融機関」、「金融商品取引業者」、「その他の法人」、「外国法人等」、「個人その他」に区分して記載することが定められております。本項目において、自己株式は「個人その他」に含めて記載し、その旨及び内容を注記することとされております。

ESOP導入会社においては、ESOPを自己株式として取扱い「個人その他」として記載するのか、ESOPを自己株式として取扱わず、いずれの区分として記載するのかなどについて判断が求められます。また、自己株式については、株式数、「個人その他」含めた単元数、「単元未満株式の状況」に含

めた株式数を注記する実務があります。これにあわせて、ESOPについても、いずれの区分に含めて記載しているのか、その区分に含めた単元数、「単元未満株式の状況」に含めた株式数を注記するか否かを検討された方が良いと思います。

(注記例)

上記の「金融機関」には、当社が平成X年X月X日に導入した「従業員持株ESOP信託」(所有者名義は●●●●信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・XXXXX口)となっております。)が所有するXXXX単元が含まれております。

【大株主の状況】

【大株主の状況】は、所有株式数の大きい順に上位10名程度記載することが定められております。本項目の記載について、自己株式が「大株主」に該当する場合も開示が必要と考えられますが、その場合、「大株主の状況」欄に記載する(「氏名又は名称」欄には自社名を記載する。)か、自社が保有する自己株式数を注記することが適当と考えられております。また、ESOPは、信託銀行が信託の受託者となり、株主名簿上の名義は信託銀行の「従業員持株ESOP信託口」等とする仕組みとなっておりますが、信託銀行については、年金信託設定分、投資信託設定分等がそれぞれ大株主に該当する場合であっても、「大株主の状況」欄では、これらの信託業務分を含んだ合計値で記載し、当該信託業務分は脚注で記載する実務があります。

ESOP導入会社においては、ESOPを自己株式として取扱うのか自己株式として取扱わないのか、自己株式として取扱わない場合は信託銀行の信託業務分を含んだ合計として取扱うのか信託銀行の信託業務分を含んだ合計とは分けて取扱うのかについて判断が求められます。そのうえで、「大株主」に該当する場合は、「大株主の状況」欄に記載する、自社が保有する自己株式の注記にあわせてESOPについても注記する、信託銀行の信託業務分の脚注にあわせてESOPについても注記するといった記載方法を検討された方が良いと思います。また、「大株主」に該当しない場合でも、これらの注記に準じた注記を記載することの検討があっても良いと思われる。

(注記例)

上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりである。

●●●●信託銀行株式会社 XXXX千株

▲▲▲▲信託銀行株式会社 XXXX千株

なお、「従業員持株ESOP信託」が所有する平成X年X月X日現在の株式数XXXX千株は、●●●●信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数に含まれている。

【議決権の状況】

【議決権の状況】【発行済株式】は、「完全議決権株式（自己株式等）」、「完全議決権株式（その他）」などに区分して記載することが定められております。「議決権の数」の記載について、「完全議決権株式（その他）」はその個数の記載が求められておりますが、「完全議決権株式（自己株式等）」は議決権を有しないことから、その個数の記載は求められておりません。また、【自己株式等】の表は、【発行済株式】の表に記載された「自己株式等」の内訳を記載することが適当であるとされております。

ESOP導入会社においては、ESOPを「完全議決権株式（その他）」として取扱うのか「完全議決権株式（自己株式等）」として取扱うのかについて判断が求められます。なお、ESOPを「完全議決権株式（その他）」として取扱うと判断される場合は、「完全議決権株式（その他）」にはESOPが含まれている旨、その株式数、その株式に係る議決権の個数について注記することを検討された方が良いと思います。

(注記例【発行済株式】)

従持信託が所有する当社株式XXXX株（議決権の数XXXX個）につきましては、完全議決権株式（その他）に含めて表示しております。

(注記例【自己株式等】)

当事業年度末現在の自己名義所有株式数はXXXX株であります。また、この他に連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式がXXXX株あります。

【自己株式の取得等の状況】

【自己株式の取得等の状況】では、自己株式の取

得等の状況について記載することとされておりますが、自己株式の取得が株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについては【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】において記載し、取得自己株式の処理状況及び自己株式の保有状況については【取得自己株式の処理状況及び保有状況】において記載することが定められております。

ESOP導入会社においては、ESOPを自己株式として取扱い、提出会社による自己株式の取得等の状況にESOPによる提出会社株式の取得・処理・保有状況を含めて本項目を記載するのか、ESOPを自己株式として取扱わず、提出会社による自己株式の取得等の状況のみを記載するのか、判断が求められます。なお、提出会社による自己株式の取得等の状況にESOPによる提出会社株式の取得・処理・保有状況を含めて本項目を記載する場合は、その取得・処理・保有がESOPによるものである旨を明示された方が良いと思います。また、ESOPを自己株式として取扱わない場合でも、ESOPから従業員持株会に提出会社株式が売却されているようなときは、その旨及び売却株式数を注記することを、当事業年度末現在又は当期間末現在においてESOPが提出会社株式を保有しているときは、その旨及び保有株式数を注記することを検討された方が良いと思います。
(注記例【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】)

取得自己株式数には、従業員持株ESOP信託が取得した株式数は含めておりません。

(注記例【取得自己株式の処理状況及び保有状況】)

上記の処理自己株式数には、従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却XXXX株（当事業年度XXXX株、当期間XXXX株）を含めておりません。また、保有自己株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する株式数（当事業年度XXXX株、当期間XXXX株）を含めておりません。

【配当政策】

【配当政策】では、剰余金の配当をしたときは配当金の総額を記載することが定められております。

ESOP導入会社においては、ESOPを自己株式として取扱い、配当金の総額にESOPに対する配当金を含めずに記載するのか、ESOPを自己株式として取扱わず、配当金の総額にESOPに対する配当金を

金融商品取引法

含めて記載するのか、判断が求められます。なお、いずれの場合においても、配当金の総額にESOPに対する配当金を含めた旨又は含めなかった旨、その金額を注記することを検討された方が良いと思います。

(注記例)

配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金（平成X年X月X日取締役会決議XX百万円、平成X年X月X日定時株主総会決議XX百万円）を含めております。

その他

その他、ESOPに関連する各項目においては、ESOP導入の経緯、【経理の状況】におけるESOPの会計処理について記載することを検討された方が良いと思います。これらの記載は、ESOPの概要、各項目と【経理の状況】における自己株式としての取扱いの相違を説明するうえで、有用と思われる。また、ESOPの概要や自己株式としての取扱いの相違について、【従業員株式所有制度の内容】や【連結財務諸表】又は【財務諸表】の（追加情報）などを参照する旨記載することは、差し支えないと思われます。

以上

次世代EDINETについて（その10）

宝印刷株XBRL推進室長 塩崎 直

（一般社団法人 XBRL Japan 副会長）

はじめに

次世代EDINETは平成25年9月17日に稼働しました。本号では、平成26年3月31日決算事業会社の有価証券報告書のXBRLデータ提出を中心に説明いたします。なお、本稿の意見に関わる部分については、筆者の私見であることを申し添えます。

1：多少の混乱があるも、無事提出

日本では3月末決算会社が一番多く存在しますが、約2,770社（投資信託受益証券を除く一般事業会社、当社調べ）無事に提出できたように思われます。

ただし、次のような混乱も見受けられました。

- ・提出ピーク時にEDINETサーバーの処理が遅くなる
- ・2社ほど提出日が7月1日にずれ込んだ

一定数の訂正報告書の提出が見受けられるものの、提出理由を読むと、「記載内容の修正」といったものが多数でした。

これらの理由は、次世代EDINETとは直接関係なく（次世代EDINET稼働以前でも訂正報告書の対象であった）、XBRLが原因の書類提出の混乱はなかったと言えると思われます。

EDINETサーバーの処理が遅くなった件に関しては、「仮登録は土日も受け付ける（EDINETサーバーは土日稼働している）」旨、当社もお客様にアナウンスすることによって混乱解消の一助を担ったと自負しております。

なお、3月末決算会社の第1四半期報告書提出が8月中旬に終了しておりますが約2,490社（当社調べ）EDINETサーバーが遅くなることもなく提出できたようです。

2：余裕をもって「仮登録」まで済ませておくことの必要性

次世代EDINETになり、EDINET提出するデータ量が格段に増えました。

例えば、当社が平成25年に提出した有価証券報告書のXBRLデータ一式は、約400キロバイトです。これに対して次世代EDINET稼働後の平成26年に提出した有価証券報告書のXBRLデータ一式は、約3,600キロバイトとなり、およそ9倍のデータ量となっております。（筆者調べ）

次世代EDINET稼働前のXBRLデータ一式は、タクソノミとインスタンスだけの8ファイル程度でしたが、次世代EDINET稼働後のXBRLデータ一式は、タクソノミは変わらないものの、インスタンスファイルが、HTML全ページを含んだ20を超えるファイルになるため、単純に「9倍のXBRLデータ量」とは言えませんが、HTML全ページにXBRLのタグが付与されていることを想像いただければ、XBRLデータ量が増えていることも想像いただけると思います。

EDINET提出サイトで「仮登録」を行う前に「事前チェック」が必要となりますが、事前チェックも、次世代EDINET稼働後から従前に比べて時間がかかる様になったと思われます。

次世代EDINETでは、事前チェック時に「インラインXBRLファイルから、XBRLインスタンスファイルへの変換」が行われます。「インラインXBRLファイル」とは、従前のHTMLファイルにXBRLの要素や属性を付与したものです。

この、「HTML+XBRL」から「XBRLのみ」を抽出する作業が事前チェック時に行われます。（事前チェックは更に、抽出されたXBRLインスタンスファイルのチェックも行います）

データ量が増えたこと、データフォーマット変換及び変換後データのチェック処理が加わったこと、などから処理に時間がかかる様になったのであろうと想像できます。

これらの「時間のかかる処理」を早めに行っていただくよう推奨するには二つの理由があります。

- 1：PDFが確認できること
- 2：仮登録でしか検出できないシリアスワーニング（重大な警告）があること

PDF確認については、御存じの方が多いと思います。従前は、EDINETに本登録して初めてPDFが確認でき、その時点で表の体裁崩れ等を発見しても、どうすることもできませんでした。（提出したHTMLとしての有報が正しい限り、PDFの見映え修正のための有報再提出等は認められませんでしたが、PDFの取り下げも認められませんでした。）

次世代EDINET稼働後の現在も、EDINETが生成したPDFを編集することはできませんが、仮登録を済ませるとPDFが事前確認できますので、表やページ送りの崩れ等を事前に確認できます。

ただし、PDFを直接修正はできず、HTMLファイル（厳密にはインラインXBRLファイル）の見映えを調整し、再度仮登録してPDF確認（それでも崩れていたら、再度HTML調整）することになります。

仮登録でしか検出できない重大な警告については、次の4つがあります。（説明書きは筆者による簡易版）

- ・ EC5100S（ルート要素が不正、例外あり）
- ・ EC5103S（様式ツリーで二重マッピング）
- ・ EC5101S（標準（日）、冗長（日）ラベル未設定）
- ・ EC5100S（「同上、ラベル未設定」と、バリデーションガイドラインにはありますが誤記ではないかと思われます）
- ・ EC5102S（データ形式不一致）

事前チェックや仮登録時にはEDINETによる「バリデーション（主に、XBRLとして正しいデータかのチェック）」が行われます。これに対するガイドラインは『バリデーションガイドライン（平成26年4月18日更新）』と『バリデーションメッセージ一覧（平成26年3月14日更新）』などがありますが、上記4つの重大な警告が「仮登録時にしか行われぬ」ことは『バリデーションガイドライン（平成26年4月18日更新）』にしか記載されていません。また、「EC5100S」の原因が2つのガイドラインで異なっている（恐らく片方が誤記）ことも、ガイドラインの読者に混乱を生じさせていると思われる。

更には、ガイドラインの更新が明確に告知されないため、「読んでいるガイドラインが古いことに気が付かない」可能性も混乱の一因ではないかと思われます。

過度にコンピューター化が進み、「コンピューターの動作結果を、人間が予期できなくなっている」様にも思われます。本件に関しては、別の機会に別の形で述べたいと思います。

3：年度内のタクソノミ更新

一般事業会社の有報等に影響がないことが救いではありますが、残念ながら2014年版EDINETタクソノミの一部が更新され、平成26年12月1日より適用予定とされています。



従来の様に「紙」や「HTML形式」の書類であれば、「見た目が正しければ、内容も正しい」ことが保証されますので、期中の制度改正の影響も少なかったと思います。

しかし、XBRL化された現在は「正しくXBRLタグ付けされているか」が重要であり、「XBRL専用ツール」での対応が事実上必須となっています。

無用の混乱や、データ誤りを避けるために、制度改正（適用日）と、XBRLのタクソノミ更新（原則、年一度3月）は歩調を合わせていただきたいと切に願います。

おわりに

精査は済んでおりませんが、有報提出時の多少の混乱に比べて、第1四半期提出はスムーズに行えたと感じております。

また、日本のXBRL化へのプロセスや新たなチャレンジは、世界からも高い評価を受けております。

「XBRLは、まだまだ可能性を秘めている」と感じる一方で「現在の仕組みが全ての利害関係者にとって効用最大化されているのか？」の疑問も常に感じております。

今後も、有価証券報告書・決算短信を中心に、XBRLの動向をお伝えしていければと思います。

有価証券報告書の基礎（第23回）

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 新保 秀一

「有価証券報告書の基礎」、第23回目を解説いたします。今回は、第一部【企業情報】の第5【経理の状況】における【財務諸表等】を解説いたします。

なお、本稿における意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えます。

第5【経理の状況】

【財務諸表等】

1. 概要

去る、平成26年3月26日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年内閣府令第19号)が公布され、連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、有価証券報告書及び半期報告書の単体開示の簡素化が図られています。

単体開示の簡素化により、財務諸表等規則第1条の2が新設され、連結財務諸表を作成している会社のうち、会計監査人設置会社を「特例財務諸表提出会社」と定められました（ただし、別記事業会社は除く）。この会社に該当する場合には、会社法に基づいて作成される計算書類を基に、金融商品取引法の財務諸表として記載できることとなりました。

なお、当面の方向性として以下が考えられています。

1. 本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）を会社法の要求水準に合わせる。
2. 本表以外の注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、開示免除規定が新設された他、金融商品取引法と会社法で大きく異なる場合は、会社法の要求水準に統一させる。

2. 単体簡素化の概要

（1）財務諸表の様式の変更

本表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及び附属明細表に関しては、会社法の要求水準に合わせるため、特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、以下の区分に応じた様式によることとなりました。＜図表1＞

＜図表1＞

財務諸表の種類	財規
貸借対照表	様式第五号の二
損益計算書	様式第六号の二
株主資本等変動計算書	様式第七号の二
有形固定資産等明細表	様式第十一号の二
引当金明細表	様式第十四号の二

これらの規定は財規第127条第1項に規定されたものであり、その対象会社は、連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社（第2条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く）であるとされています。

（2）注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容及びその他の変更

① 注記

i. 会社計算規則の注記の準用

特例財務諸表提出会社が記載すべき財務諸表の注記について、会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目は、以下の様に、会社計算規則に掲げる事項に代えることが出来るとされています（財規第127条第2項）。＜図表2＞

＜図表2＞

項目	財規	会社計算規則
重要な会計方針の注記	第8条の2	第101条
表示方法の変更に関する注記	第8条の3の4	第102条の3第1項
会計上の見積りの変更に関する注記	第8条の3の5	第102条の4
親会社株式の表示及び注記	第18条、第32条の2	第103条第9号
関係会社に対する資産・負債の注記	第39条、第55条	第103条第6号
担保資産の注記	第43条	第103条第1号
偶発債務の注記	第58条	第103条第5号
関係会社に係る損益計算書項目の注記	第74条、第88条、第91条、第94条	第104条

ii. 連結財務諸表を作成している場合の単体財務諸表における注記の免除

連結財務諸表において十分な情報が開示されてい

る項目について、以下の様に単体における開示が免除されています。＜図表3＞

＜図表3＞

項目	財規
リース取引に関する注記	第8条の6第4項
事業分離における分離元企業の注記	第8条の23第4項
資産除去債務に関する注記	第8条の28第2項
資産から直接控除した引当金の注記	第20条第3項、第34条
資産から直接控除した減価償却累計額の注記	第26条第2項
減損損失累計額の注記	第26条の2第5項
事業用土地の再評価に関する注記	第42条第3項
たな卸資産及び工事損失引当金の表示（注記含む）	第54条の4第4項
企業結合に係る特定勘定の注記	第56条第2項
1株当たり純資産額の注記	第68条の4第3項
工事損失引当金繰入額の注記	第76条の2第2項
たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載	第80条第3項
研究開発費の注記	第86条第2項
減損損失の注記	第95条の3の2第2項
企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記	第95条の3の3第2項
1株当たり当期純損益金額に関する注記	第95条の5の2第3項
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記	第95条の5の3第4項
自己株式に関する注記	第107条第2項

② 附属明細表

i. 有価証券明細表の開示免除

有価証券明細表は、別記事業会社でない上場会社である場合には、作成を要しないとされました。なお、別記事業会社又は非上場会社である場合には、作成することが求められています。

ii. 有形固定資産等明細表について

特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合、その他の特別の事情により取得原価の修正を行っている会社は、当該再評価差額等について、これまでの増減があった場合に記載する「当期増加額」

又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」又は「当期末残高」の欄に内書き（括弧書き）する必要があるとされました。

③ 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成している会社は、主な資産及び負債の内容の記載を省略できることとなりました。

金融商品取引法

④ その他の変更

i. 製造原価明細表の開示免除

連結財務諸表上、セグメント情報を注記している場合は、製造原価明細表の添付は不要となりますが、単一のセグメントしか有しない会社は、引き続き、製造原価明細表は必要となります。

ii. 区分掲記に係る重要性基準についての変更

貸借対照表、及び販売費及び一般管理費の区分掲記に係る重要性の基準値が、以下の様に改正されています。＜図表4＞

＜図表4＞

項目	改正後	改正前
貸借対照表 1. 流動資産 その他 2. 固定資産（有形、無形、その他投資）その他 3. 未払配当金又は期限経過未償還社債 4. 流動負債 その他 5. 固定負債 その他 6. 関係会社に対する資産の注記 7. 関係会社に対する負債の注記	総資産又は負債及び純資産の5%超	総資産又は負債及び純資産の1%超
損益計算書 販売費及び一般管理費を一括掲記した場合の注記	販売費及び一般管理費合計の10%超	販売費及び一般管理費合計の5%超

iii. 配当制限に関する注記

従来、貸借対照表の純資産の部に注記していた、剰余金の配当に関して制限を受けている場合の、その旨及びその内容の記載について、第一部【企業情報】の第4【提出会社の状況】における、3【配当政策】へと、記載箇所が変更されています。

なお、I. 財務諸表の様式の変更、II. 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容及びその他の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する注記が必要となります（財規第8条の3の4）。

3. 開示事例

単体の簡素化に関する規定は、選択適用になっています。すなわち、特例財務諸表提出会社に該当していても、この規定を適用するかしないかは会社判断となります。

そこで、この規定を適用した会社を「特例適用を行った会社」とし、この規定を適用しなかった会社を「特例適用を行っていない会社」として、以下、事例を紹介します。

（1）特例適用を行った会社

＜事例1＞

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

(省略)

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

(省略)

.....

.....

.....

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,315	4,413
売掛金	※2 39,098	※2 39,554
有価証券	27,500	34,200
商品及び製品	11,878	13,076
仕掛品	36	33
原材料及び貯蔵品	1,158	1,272
前払費用	186	195
繰延税金資産	1,485	1,182
その他	※2 13,432	※2 15,454
貸倒引当金	△4,566	△3,312
流動資産合計	92,524	106,070
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,392	30,399
構築物	1,166	1,080
機械装置	15,074	12,432
車両運搬具	25	47
工具器具備品	873	752
土地	21,850	23,421
リース資産	276	3,864
建設仮勘定	86	205
有形固定資産合計	71,746	72,204
無形固定資産		
ソフトウェア	1,791	1,796
その他	471	454
無形固定資産合計	2,262	2,251
投資その他の資産		
投資有価証券	13,118	14,468
関係会社株式	16,990	17,329
繰延税金資産	167	—
その他	505	542
投資その他の資産合計	30,781	32,340
固定資産合計	104,790	106,796
資産合計	197,315	212,867

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 21,256	※2 24,068
関係会社短期借入金	21,878	22,910
リース債務	103	192
未払金	※2 765	※2 726
未払費用	※2 13,721	※2 14,826
未払法人税等	3,252	2,170
役員賞与引当金	110	93
固定資産撤去費用引当金	146	—
その他	573	471
流動負債合計	61,808	65,459
固定負債		
リース債務	186	3,847
退職給付引当金	12,394	10,403
繰延税金負債	—	1,211
その他	489	483
固定負債合計	13,070	15,946
負債合計	74,879	81,405
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,969	18,969
資本剰余金		
資本準備金	20,155	20,155
その他資本剰余金	2,360	2,360
資本剰余金合計	22,516	22,516
利益剰余金		
利益準備金	2,593	2,593
その他利益剰余金		
特別償却準備金	819	653
固定資産圧縮積立金	6,146	6,686
別途積立金	42,000	42,000
繰越利益剰余金	37,243	44,947
利益剰余金合計	88,802	96,880
自己株式	△9,909	△9,971
株主資本合計	120,378	128,395
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,031	3,058
繰延ヘッジ損益	26	7
評価・換算差額等合計	2,057	3,066
純資産合計	122,435	131,461
負債純資産合計	197,315	212,867

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	※1 231,569	※1 241,704
売上原価	※1 135,563	※1 140,654
売上総利益	96,006	101,049
販売費及び一般管理費	※1, ※2 83,266	※1, ※2 88,274
営業利益	12,739	12,775
営業外収益		
受取利息	※1 53	※1 57
受取配当金	※1 10,209	※1 3,701
雑収入	※1 994	※1 2,270
営業外収益合計	11,257	6,029
営業外費用		
支払利息	※1 177	※1 126
雑損失	※1 284	※1 187
営業外費用合計	461	314
経常利益	23,536	18,490
特別利益		
固定資産売却益	※1 0	※1 1,594
その他	6	80
特別利益合計	7	1,674
特別損失		
固定資産除売却損	645	85
減損損失	132	177
固定資産撤去費用引当金繰入額	146	—
その他	524	19
特別損失合計	1,449	282
税引前当期純利益	22,093	19,883
法人税、住民税及び事業税	6,129	4,822
法人税等調整額	△495	1,362
法人税等合計	5,634	6,184
当期純利益	16,459	13,699

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金	利益剰余金				利益剰余金計
		準備金	その他剰余金	資本剰余金	剰余金計		その他利益剰余金				
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	839	6,283	42,000	24,714	76,431	
当期変動額											
特別償却準備金の積立						141			△141	－	
特別償却準備金の取崩						△162			162	－	
固定資産圧縮積立金の積立							1		△1	－	
固定資産圧縮積立金の取崩							△138		138	－	
剰余金の配当									△4,088	△4,088	
当期純利益									16,459	16,459	
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△20	△137	－	12,528	12,371	
当期末残高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	819	6,146	42,000	37,243	88,802	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,892	108,024	232	0	232	108,256
当期変動額						
特別償却準備金の積立			－			－
特別償却準備金の取崩			－			－
固定資産圧縮積立金の積立			－			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－			－
剰余金の配当		△4,088				△4,088
当期純利益		16,459				16,459
自己株式の取得	△16	△16				△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,798	25	1,824	1,824
当期変動額合計	△16	12,354	1,798	25	1,824	14,178
当期末残高	△9,909	120,378	2,031	26	2,057	122,435

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金	利益剰余金				利益剰余金計
		準備金	その他剰余金	資本剰余金	剰余金計		特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	819	6,146	42,000	37,243	88,802	
当期変動額											
特別償却準備金の積立						6			△6	—	
特別償却準備金の取崩						△171			171	—	
固定資産圧縮積立金の積立							665		△665	—	
固定資産圧縮積立金の取崩							△124		124	—	
剰余金の配当									△5,620	△5,620	
当期純利益									13,699	13,699	
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△165	540	—	7,703	8,078	
当期末残高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	653	6,686	42,000	44,947	96,880	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,909	120,378	2,031	26	2,057	122,435
当期変動額						
特別償却準備金の積立		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△5,620				△5,620
当期純利益		13,699				13,699
自己株式の取得	△61	△61				△61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,027	△18	1,009	1,009
当期変動額合計	△61	8,016	1,027	△18	1,009	9,025
当期末残高	△9,971	128,395	3,058	7	3,066	131,461

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び製品
月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- ② 仕掛品
月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- ③ 原材料及び貯蔵品
月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物………15年～50年
機械装置及び運搬具……9年～12年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、将来支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段………為替予約
ヘッジ対象………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針
内規に基づき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約を行っております。
- (4) ヘッジ有効性の評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を直接結び付けて判定しております。為替予約においては、契約締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。予定取引においては、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法が、連結財務諸表と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細表については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

次の保証先について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
従業員	79百万円	66百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	12,245百万円	14,555百万円
短期金銭債務	4,431	5,843

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	9,818百万円	9,689百万円
仕入高	56,133	58,052
販売費及び一般管理費	510	515
営業取引以外の取引による取引高	10,537	4,012

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	12,245百万円	14,555百万円
短期金銭債務	4,431	5,843

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	9,818百万円	9,689百万円
仕入高	56,133	58,052
販売費及び一般管理費	510	515
営業取引以外の取引による取引高	10,537	4,012

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度94%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度6%であります。

販売費及び一般管理費の費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
運送費及び保管費	14,104百万円	14,881百万円
広告宣伝費	3,521	3,661
販売促進費	52,943	57,237
給料	3,415	3,449
賞与	1,783	1,696
退職給付費用	1,118	1,046
役員賞与引当金繰入額	110	93
租税公課	316	313
減価償却費	513	524
研究開発費	1,199	1,080
その他	4,240	4,287

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	1,540	5,972	4,432
関連会社株式	789	657	△132
合計	2,330	6,629	4,299

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	13,920
関連会社株式	739
合計	14,659

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）
子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	1,540	6,714	5,174
関連会社株式	789	609	△180
合計	2,330	7,323	4,993

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	14,939
関連会社株式	60
合計	14,999

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	4,417百万円	3,707百万円
関係会社株式評価損	1,315	1,315
減損損失	1,182	1,189
貸倒引当金	1,516	1,179
未払賞与	513	537
投資有価証券評価損	489	492
その他	1,295	1,012
繰延税金資産小計	10,730	9,435
評価性引当額	△4,281	△4,180
繰延税金資産合計	6,449	5,254
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△3,418	△3,702
其他有価証券評価差額金	△868	△1,196
特別償却準備金	△473	△361
その他	△35	△22
繰延税金負債合計	△4,795	△5,283
繰延税金資産（△は負債）の純額	1,653	△28

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.6	△6.5
住民税均等割	0.4	0.4
評価性引当額	3.5	△0.5
法人税の特別控除額	△0.4	△0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.4
その他	0.2	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5	31.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は70百万円減少し、法人税等調整額が71百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	79,901	552	444	2,532 (24)	80,009	49,609
	構築物	4,600	91	37	177	4,655	3,575
	機械装置	46,118	1,040	419	3,643 (149)	46,738	34,305
	車両運搬具	355	48	67	25	336	288
	工具器具備品	3,371	108	143	222 (2)	3,336	2,583
	土地	21,850	1,814	243	—	23,421	—
	リース資産	572	3,708	—	120	4,281	417
	建設仮勘定	86	687	568	—	205	—
	計	156,859	8,051	1,925	6,722 (177)	162,985	90,780
無形固定資産	ソフトウェア	8,041	668	21	655	8,689	6,892
	その他	482	591	607	0	466	11
	計	8,524	1,259	628	656	9,155	6,904

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、東扇島冷蔵庫のリース資産新設3,566百万円であります。

2 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3 「減価償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

4 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,566	1	1,255	3,312
役員賞与引当金	110	93	110	93
固定資産撤去費用引当金	146	—	146	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

<事例1>に関して、以下、解説を加えます。

1. 経理の状況における冒頭記載

「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示布令」）第二号様式の記載上の注意（59）経理の状況 i によれば（第三号様式は第二号様式に準ずる）、財務諸表等規則第1条の2に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載することとされています。

この場合の記載として、特例財務諸表提出会社に該当する旨、及び財規127条の規定により財務諸表を作成している旨を記載することが必要となります。

<事例1>の会社もこれらに基づいて開示している状況が判明します。

2. 財務諸表本表

本表とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を指しますが、それぞれ、会社法の要求水準に応じた記載となっています。

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、新様式（財規：様式第五号の二）に基づいて開示することになりました。この新様式は会社法ベースとなっているため、改正前の様式と比較して勘定科目の集約化が図られており、有形固定資産は簿価ベースで記載されています。

なお、会社法の開示と大きく異なる点として、会社法での開示は1期分のみですが、金商法では2期分を開示している点です。

(2) 損益計算書

損益計算書も、新様式（財規：様式第六号の二）に基づいて開示することになりました。この新様式は会社法ベースとなっているため、貸借対照表と同

様に、改正前の様式と比較して勘定科目の集約化が図られています。例えば、改正前は売上高、売上原価の内訳が様式上、要求されていましたが、改正後の新様式では、売上高、売上原価は11つの科目での開示が要求されています。

なお、会社法の開示と大きく異なる点として、貸借対照表と同様に、会社法での開示は1期分のみですが、金商法では2期分開示している点です。

また、製造原価明細書は連結財務諸表において、セグメント情報を注記している場合には、記載不要となりました。<事例1>の会社は、前年度、製造原価明細書を記載していましたが、改正後は、連結財務諸表においてセグメント情報を注記しているため、記載していません。

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書も、貸借対照表、損益計算書と同様に、新様式（財務諸表等規則 様式第七号の二）に基づいて開示することになりました。

また、平成26年3月期より、従来の縦形式から横形式に変更になりました。<事例1>においても、横形式で記載されています。

3. 注記事項

注記事項に関しては、従前どおりの記載が要求されるもの、開示免除となっているもの、会社法の開示水準に変更されたものがあります。

(1) (重要な会計方針)

(重要な会計方針)に関しては、会社法の開示水準となり、会社計算規則第101条の各号に掲げる事項を記載することができることになりました。

会社計算規則第101条は、下記の通りです。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第101条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

<事例1>における(重要な会計方針)は、前年度の有価証券報告書を見た限り、その記載方法を踏襲しているものと考えられます。すなわち、財規ベースで記載されていました。この点に関しては、

記載の仕方として会社法ベースとさほど変更がないため、財規ベースを踏襲しているものと思われる。

(2) (会計方針の変更)

(会計方針の変更) に関しては、単体開示の簡素化に関連する改正は行われていません。すなわち、従来通りの開示が要求されます。

なお、**<事例1>**の会社は、該当事項がないため、その記載はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

第102条の3 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由
- 2 (省略)

なお、単体開示の簡素化に伴う注記の免除等は表示方法の変更となりますが、金額の記載(財規第8条の3の4の第1項3号)は不要とされています。

<事例1>の場合、記載の省略を行っている旨が開示されています。なお、該当がない項目については基本的に記載の必要はありません。したがって**<事例1>**も、該当がない項目については、記載を行っていないと考えられます。

(4) (貸借対照表関係)

<事例1>によれば、「保証債務」と「関係会社に対する金銭債権及び金銭債務」の注記が記載されています。両者とも、会社計算規則に基づく開示に代えることができるようになりました。

まず、「保証債務」に関する財規と会社計算規則との違いは、財規第58条によれば、重要性の乏しいものについては注記省略可能の規定となっていますが、会社計算規則第103条にはその規定がありません。この規定を除けば、両者でさほど違いはありません。したがって、**<事例1>**に開示されているような記載になったと考えられます。

次に、「関係会社に対する金銭債権及び金銭債務」に関しては、改正前の財規ベースは、資産に関しては、売掛金や受取手形等、負債に関しては、支払手形や買掛金等として貸借対照表に区分表示された勘定科目ごとに開示されていました。しかし、改正後は、会社計算規則に基づいて、短期金銭債権、短期金銭債務で注記できるようになりました。したがって**<事例1>**に開示されているような記載になったと考えられます。

(5) (損益計算書関係)

<事例1>によれば、「関係会社との取引高」及び「販売費及び一般管理費を一括掲記した場合」に

(3) (表示方法の変更)

(表示方法の変更) に関しては、会社計算規則に基づく開示に代えることになりました。会社計算規則第102条の3は以下の通りです。

関して記載されています。

まず、「関係会社との取引高」に関しては、改正前の財規ベースでは、損益計算書に区分表示された勘定科目ごとに開示されていました。しかし、改正後は、会社計算規則に基づいて、営業取引による取引高総額、及び営業取引以外の取引による取引高総額について注記できるようになりました。したがって、**<事例1>**に開示されているような記載になったと考えられます。

次に、「販売費及び一般管理費を一括掲記した場合」に関しては、従来通りの財規に基づいて記載することになります。ただし、本表で一括掲記した場合における主要な費目の基準が5%超から10%超に変更されています。なお、会社計算規則に基づく損益計算書においては通常、販売費及び一般管理費は一括掲記されると考えられるため、当該注記が必要になると考えられます。**<事例1>**もその点を考慮して記載したものと考えられます。

(6) その他の注記事項

<事例1>によれば、「有価証券関係」と「税効果会計関係」の注記が記載されていますが、この項目に関しては、従来通りの開示が要求される項目です。このため**<事例1>**の様に、両者の記載がなされていると考えられます。

4. 附属明細表

財務諸表等規則第121条によれば、特例財務諸表提出会社の場合、有価証券明細表の作成は不要とされ、有形固定資産等明細表と引当金明細表の記載が要求されます。

有形固定資産等明細表は新様式(様式第十一号の二)に従い、会社法の要求水準の開示となりました。様式第十一号の二の規定は、従前の様式よりも簡素

化されています。例えば、従前は、有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及び繰延資産について記載することになっていましたが、新様式では、有形固定資産と無形固定資産についてのみ記載対象となっています。

引当金明細表も新様式（様式第十四号の二）に従い、会社法の要求水準の開示となりました。様式第十四号の二の規定は、有形固定資産等明細表と同様に、従前の様式よりも簡素化されています。例えば、従前は、当期減少額に関して、目的使用とその他に分かれていましたが、新様式では、その区分がなくなり、当期減少額として表示されることになりました。

<事例1>においても、新様式に基づいて記載されています。

5. 主な資産及び負債の内容

開示布令第二号様式（記載上の注意）(73) 主な資産及び負債の内容によれば、連結財務諸表を作成している場合には、この記載を省略することができる、と規定されています。

したがって、<事例1>においても、記載を省略している旨が記述されています。

(2) 特例適用を行っていない会社

<事例2>

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(省略)

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

(省略)

.....
.....
.....

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,783	6,226
預け金	284	60
売掛金	※1 0	※1 0
商品及び製品	31	34
原材料及び貯蔵品	74	165
前払費用	132	132
繰延税金資産	103	115
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	118	118
その他	※1 35	※1 31
流動資産合計	7,565	6,885
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,527	6,632
減価償却累計額	△2,695	△3,069
建物(純額)	3,832	3,563
構築物	949	969
減価償却累計額	△655	△710
構築物(純額)	293	258
機械及び装置	545	571
減価償却累計額	△423	△455
機械及び装置(純額)	121	116
車両運搬具	18	23
減価償却累計額	△16	△8
車両運搬具(純額)	2	14
工具、器具及び備品	1,039	1,092
減価償却累計額	△901	△957
工具、器具及び備品(純額)	137	134
土地	147	968
建設仮勘定	7	2
有形固定資産合計	4,542	5,058
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
その他	42	39
無形固定資産合計	42	39
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	0	1,572
長期貸付金	206	190
関係会社長期貸付金	1,986	1,818
長期前払費用	212	204
繰延税金資産	272	333
差入保証金	※2 671	※2 683
投資不動産	284	283
保険積立金	309	324
投資その他の資産合計	3,945	5,411
固定資産合計	8,531	10,510
資産合計	16,097	17,395

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 751	※1 879
リース債務	3	3
未払金	294	145
未払費用	641	628
未払法人税等	510	659
未払消費税等	95	120
預り金	87	69
前受収益	30	31
賞与引当金	72	88
株主優待引当金	3	3
ポイント引当金	25	34
その他	41	35
流動負債合計	2,555	2,701
固定負債		
リース債務	53	50
資産除去債務	215	222
長期リース資産減損勘定	11	9
固定負債合計	289	282
負債合計	2,836	2,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金		
資本準備金	2,426	2,426
資本剰余金合計	2,426	2,426
利益剰余金		
利益準備金	36	36
その他利益剰余金		
別途積立金	6,100	6,100
繰越利益剰余金	2,223	3,374
利益剰余金合計	8,360	9,510
株主資本合計	13,261	14,411
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	13,261	14,411
負債純資産合計	16,097	17,396

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	※ 19,770	※ 20,683
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	36	31
当期製品製造原価	2,292	2,349
当期商品仕入高	5,239	5,340
合計	7,567	7,721
他勘定振替高	※ 14	※ 18
商品及び製品期末たな卸高	31	34
売上原価合計	7,521	7,668
売上純利益	12,249	13,014
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	113	113
役員報酬	119	110
給料	5,115	5,343
賞与	107	163
賞与引当金繰入額	62	74
福利厚生費	13	37
旅費及び交通費	167	169
通信費	59	65
水道光熱費	944	1,048
消耗品費	403	394
租税公課	138	128
賃借料	1,458	1,483
減価償却費	578	579
株主優待引当金繰入額	0	0
その他	901	894
販売費及び一般管理費合計	10,183	10,607
営業利益	2,065	2,407
営業外収益		
受取利息	※ 53	※ 52
受取配当金	0	0
受取賃貸料	※ 28	※ 36
協賛金収入	9	6
その他	10	23
営業外収益合計	101	118
営業外費用		
不動産賃貸費用	0	1
営業外費用合計	0	1
経常利益	2,166	2,524
特別利益		
固定資産売却益	-	1
受取保険金	13	2
特別利益合計	13	3
特別損失		
固定資産除却損	※ 4 67	※ 4 22
投資有価証券売却損	1	-
減損損失	48	106
保険解約損	-	4
その他	-	3
特別損失合計	117	136
税引前当期純利益	2,062	2,391
法人税、住民税及び事業税	883	1,039
法人税等調整額	△43	△72
法人税等合計	839	967
当期純利益	1,222	1,424

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,300	2,026	7,363	12,264
当期末変動額								
別途積立金の積立					800	△800	-	-
剰余金の配当						△226	△226	△226
当期純利益						1,222	1,222	1,222
株主資本以外の項目の当期末変動額（純額）								
当期末変動額合計	-	-	-	-	800	196	996	996
当期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	2,223	8,360	13,261

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期末残高	△2	△2	12,262
当期末変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△226
当期純利益			1,222
株主資本以外の項目の当期末変動額（純額）	2	2	2
当期末変動額合計	2	2	999
当期末残高	0	0	13,261

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	2,223	8,360	13,261
当期末変動額								
別途積立金の積立								
剰余金の配当						△273	△273	△273
当期純利益						1,424	1,424	1,424
株主資本以外の項目の当期末変動額（純額）								
当期末変動額合計	-	-	-	-	-	1,150	1,150	1,150
当期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	3,374	9,510	14,411

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期末残高	0	0	13,261
当期末変動額			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△273
当期純利益			1,424
株主資本以外の項目の当期末変動額(純額)	△0	△0	△0
当期末変動額合計	△0	△0	1,150
当期末残高	0	0	14,411

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料、商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく備償切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく備償切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく備償切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～31年

器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に対応する額を計上しております。

(3)株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4)ポイント引当金

将来のポイントサービスの利用による費用の発生に備えるため、ポイントサービスの利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。

財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第9条の26に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に関する（区分表示したものを除く）金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
売掛金	0百万円	- 百万円
流動資産 その他	17	20
買掛金	43	47

※2. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
差入保証金	1百万円	1百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関係会社よりの受取利息	39百万円	37百万円
関係会社からの受取賃貸料	25	24

※2 ポイント引当金繰入額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
ポイント引当金繰入額	△0百万円	9百万円

※3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費	14百万円	18百万円

※4 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	62百万円	17百万円
構築物	1	3
その他	3	1
計	67	22

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,572百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式0百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	42百万円	47百万円
賞与引当金繰入超過額	27	31
少額固定資産	5	3
減価償却超過額	110	135
事業用定期借地権仲介手数料	32	36
前受収益	11	11
減損損失	99	117
建物(資産除去債務)	76	79
その他	22	25
繰延税金資産計	416	486
繰延税金負債		
資産除去債務	39	37
繰延税金負債計	39	37
繰延税金資産の純額	376	449

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.7%	37.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
住民税均等割額	2.4	2.2
その他	0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.7	40.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第十号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.3%になります。

この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)及び、法人税等調整額への影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,627	229	124 (94)	6,632	3,069	385	3,563
構築物	949	41	21 (10)	969	710	63	258
機械及び装置	545	32	6	571	455	37	116
車両運搬具	18	17	12	23	8	4	14
工具、器具及び備品	1,039	76	24	1,092	957	79	134
土地	147	620	-	968	-	-	968
建設仮勘定	7	456	461	2	-	-	2
有形固定資産計	9,235	1,675	649 (104)	10,260	5,201	569	5,058
無形固定資産							
施設利用権	60	2	1 (1)	60	29	4	31
電話加入権	8	-	-	8	-	-	8
ソフトウェア	7	-	-	7	6	0	0
無形固定資産計	75	2	1 (1)	76	36	4	40
長期前払費用	348	25	21 (9)	353	148	12	204

(注) 1. 「当期減少額」欄()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	新規店舗開設(4店舗)による内装設備等の増加	167百万円
構築物	新規店舗開設(4店舗)による看板、外構工事等の増加	28百万円
機械及び装置	新規店舗開設(4店舗)による冷蔵庫等の増加	10百万円
工具、器具及び備品	新規店舗開設(4店舗)によるコースター等の増加	31百万円
建設仮勘定	新規店舗開設(4店舗)による増加	290百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	72	88	72	-	88
株主優待引当金	3	3	3	-	3
ポイント引当金	25	34	25	-	34

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

<事例2>に関して、以下、解説を加えます。なお、特例を適用していなくても、記載不要であったり、省略可能なものもあります。

1. 経理の状況における冒頭記載

<事例2>は、特例適用を行っていないため、<事例1>のような、「当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。」という記載はありません。

2. 財務諸表本表

本表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）に関しては、従来通りの財規に基づいた様式での開示が求められています。ただし、科目の区分掲記の基準が、貸借対照表においては、100分の1超から、100分の5超へ変更され、損益計算書の販売費及び一般管理費を一括掲記した場合の内訳注記の基準が、100分の5超から100分の10超へ変更されました。

<事例2>もこれらに基づいて記載されているものと思われます。なお、販売費及び一般管理費が、科目ごとに記載されているため、内訳注記が不要となっています。また、株主資本等変動計算書も縦書きから横書きに変更されています。

3. 注記事項

(1) (重要な会計方針)

重要な会計方針に関しては、従来通りの開示が要求されています。

(2) (会計方針の変更)

会計方針の変更に関しても、改正はなく、従来通りの開示が要求されています。

(3) (表示方法の変更)

表示方法の変更に関しては、改正は行われていませんが、他の記載項目に連動して新たな記載が求められています。すなわち、リース取引関係や資産除去債務関係等の注記に関しては記載を要しないことになりました。このため各々の記載の省略に関する記述が必要となりました。なお、適用初年度においては金額の記載は不要とされています。

<事例2>によれば、各注記の省略がなされていることが読み取れます。

なお、<事例2>には該当しませんが、資産・負債の区分掲記に係る重要性の基準値が「総資産」または「負債及び純資産の合計額」の100分の1超

ら100分の5超に変更されました。また、販売費及び一般管理費の区分掲記のための重要性基準値が販売費及び一般管理費の合計額の100分の10超に変更されました（2. 財務諸表本表参照）。当該変更に伴い表示方法を変更する場合には、通常の方法の変更となり、財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額の記載が必要となります。

(4) (貸借対照表関係)

<事例2>によれば、「関係会社に関する金銭債権及び金銭債務」と「取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務」の注記が記載されています。

単体簡素化に伴って、これらの注記を記載する場合の量的基準が資産総額または負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるものから、100分の5を超えるものに緩和されています。

なお、<事例2>の場合、100分の5を超えていませんが、会社判断で投資家にとって有用な情報と考えられるため、開示したものと思われます。

(5) (損益計算書関係)

<事例2>によれば、「関係会社との取引」「ポイント引当金繰入額」「他勘定振替高の内訳」「固定資産除却損の内訳」の注記が記載されていますが、これらに関しては、単体簡素化に伴う変更はありません。したがって従来通りの記載がされています。

(6) その他の注記事項

<事例2>によれば、「有価証券関係」「税効果会計関係」「企業結合等関係」の注記が記載されています。このうち「有価証券関係」と「税効果会計関係」に関しては、従来通りの開示が要求される項目です。このため<事例2>の様に、両者の記載がなされていると考えられます。

なお、「企業結合等関係」の注記に関しては、単体簡素化に伴い、連結財務諸表において同一の内容が記載されている場合には、その旨を記載することにより、内容の記載が不要となりました。したがって、<事例2>において、その旨の記載がなされていることが読み取れます。

4. 附属明細表

財務諸表等規則第121条によれば、特例適用をしなくとも、有価証券明細表の作成は不要とされ、有形固定資産等明細表と引当金明細表の記載が要求されます。

有形固定資産等明細表は、単体開示の簡素化に伴

金融商品取引法

い、記載要件の一部が若干改正されたものの、従来の様式第十一号に基づき開示します。

引当金明細表に関するも従来の様式第十四号に基づき開示します。

＜事例2＞によると、従来と同様の様式で開示されていることが読み取れます。

5. 主な資産及び負債の内容

前述した＜事例1＞と同様の理由により、特例適用しなくとも記載を省略することができます。＜事例2＞においても＜事例1＞同様に記載を省略している旨が記述されています。

以上が第5【経理の状況】における、【財務諸表等】でした。次回は、第6【提出会社の株式事務の概要】、第7【提出会社の参考情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】となります。なお、次号をもって、「有価証券報告書の基礎」は、最終号となります。

ディスクロージャー実務Q&A —日本におけるIFRS導入の動きと 開示に与える影響②—

総合ディスクロージャー研究所客員研究員・公認会計士 政近 玲子
総合ディスクロージャー研究所研究員 新井 晶美

はじめに

2014年7月下旬、企業会計基準委員会は「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」を公表しました。これにより国内において「日本基準」「米国基準」「IFRS基準」「修正国際基準」の4つの基準が併存することになり、上場会社にとってはそう遠くない時期に、グループ全体の経営管理や潜在的な投資家の存在等も踏まえ、今後どのようにIFRS基準と向き合っていくかについての判断を迫られるものと考えられます。

前回の本実務Q&Aにおいて日本におけるIFRS導入に向けての動きを再確認しましたが、今回からはIFRS基準適用に伴う開示への影響について考えていきたいと思えます。

本実務Q&Aがディスクロージャー業務全般の一助になれば幸いです。なお、本稿におけます意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えます。

Q1 IFRS基準を任意適用する会社が増えてきているようですが、任意適用に踏み切る背景にはどのような事情があるのでしょうか。また導入後に直面する課題としてはどのようなものがあるのでしょうか。

A 日本では一定の要件を満たす会社について2010年3月31日以降の決算期からIFRS基準による連結財務諸表の提出が認められてきました。経団連企業会計委員会企画部会は今後のIFRS基準適用会社の増加を踏まえ、2012年8月、既に任意適用をしている会社及び具体的に任意適用を検討している会社により構成される「IFRS実務対応検討会」を設置し、各社における対応事例等について「IFRS任意適用に関する実務対応参考事例」として外部に公表しています。

「IFRS任意適用に関する実務対応参考事例」の中で、IFRSの適用を検討するに至った経緯として以下のような問題点を挙げています。

- ・ マネジメントの中心が連結ベースになっているのに会計基準が統一されていない
- ・ 資金調達手段の多様化（海外市場からの資金調達の機会を広げたい）
- ・ 国際的に十分に浸透していない日本基準を使い続けることへの将来的なリスク回避
- ・ 国内外の M&A において、米国 SEC への Form-F4 による届出が必要となった際の迅速な対応の必要性
- ・ 海外の競合他社との業績比較など

上記に掲げた問題点に対応するためIFRS基準適用を決定もしくは検討するわけですが、他方、IFRS基準適用により以下のような実務上の課題が生じたとのアンケート結果も示されています。

- ・ 段階利益の表示をどうするか（外部とのコミュニケーション指標）
- ・ 経営管理上、OCIリサイクリングに伴う当期純利益概念の変質をどう取り扱うか
- ・ 連単分離項目の業績管理上の取扱い
- ・ 経営管理指標の検討（内部管理上のコミュニケーション指標）
- ・ IFRS基準における注記作成業務の増大
- ・ 単独及び国内グループ会社には日本基準での決算実務が残るという二重管理負担
- ・ 親子会社間の役割分担の整理及び並行開示期間のリソース不足への対応など

これらのアンケート結果をみますと、長年にわたり日本基準を用いてきた企業は、IFRS基準適用にあたり、会計面のみならず経営全般に与える影響をも考慮に入れて検討する必要があるということが読み取れます。

Q2 IFRS基準によった場合、開示作業負担が増大すると言われています。具体的にはどのような作業が増えるのでしょうか。

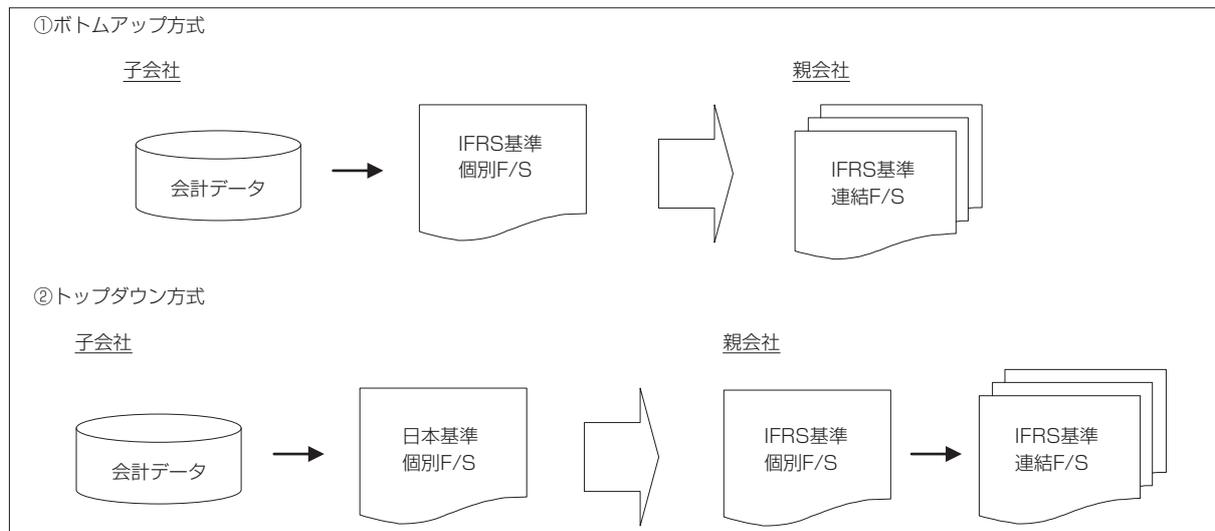
前述の「IFRS任意適用に関する実務対応参考事例」におけるアンケート結果から、以下について、現状の開示作業に比べ負担が大きくなると考えられます。

第1に、IFRS基準における開示事項への対応です。IFRS基準は原則主義であり公正価値評価によることを前提としていることから、日本基準よりも会社の判断によるところが多くなります。経営者は会社の財政状態や経営成績について明瞭に説明しかつ有用な情報を提供する義務を負っていますので、会社がどのような判断に基づきどのような会計処理を行ったかについて開示をする内容が増えることになります。そのため従来よりも投資家に対する説明を意識して会計処理等の判断を検討する必要があるといえます。

第2に、日本は従来より個別決算が重視されていることから、IFRS基準適用と並行して日本基準によった個別財務諸表の作成が引続き必要となる点です。コンバージェンスの進み具合や子会社をIFRS基準による財務諸表作成にどの程度かわらせるのかにより、親会社の負担が左右されることになります。

子会社をIFRS作成にどこまでかわらせるかによりボトムアップ方式とトップダウン方式があると言われています。IFRSに精通した人材を子会社に配置できるのか、経営管理指標等との関連でどの時点から個別財務諸表単位でIFRSを適用するのか等、様々な角度から検討することが求められます。(図表1)

図表1



第3に、IFRS基準適用後の金融商品取引法下における並行開示への対応です。IFRS基準を適用した年度以降、監査対象外ではありますが日本基準による連結財務諸表等の並行開示が義務付けられています。特にIFRS適用初年度においては、従来適用していた会計基準により作成した連結財務諸表等とIFRS基準により作成した連結財務諸表等を開示することになるため、通常の決算業務と異なる状況が想定されることに留意が必要です。

Q3 日本基準適用会社です。IFRS基準を年度末から任意適用した場合の並行開示情報について教えてください。

並行開示情報とは、企業内容等開示府令において、IFRS基準における連結財務諸表等の開示に並行して、従来適用していた基準における連結財務諸表等の開示を求めるものです。並行開示情報には、IFRS基準適用初年度のみ求められる事項と、継続して記載が求められる事項があります。

① IFRS基準適用初年度における並行開示情報

IFRS基準適用初年度において、有価証券報告書においては【業績等の概要】、また四半期報告書提出時においてIFRS基準による前年度の連結財務諸表を開示する場合は【事業の内容】にて、以下の内容を記載することが求められています。

図表2

提出書類	記載内容	備考
有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> 日本基準により作成した要約連結財務諸表（2期分）及び当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項 IFRS基準により作成した連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等）について日本基準により作成した連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）（2期分）※ 	<p>企業内容等内閣府令第2号様式記載上の注意（30）d（第3号様式準用）</p>
四半期報告書 （第1四半期報告書にIFRS基準により作成した年度末の連結財務諸表を記載する場合）		<p>企業内容等内閣府令第4号の3様式記載上の注意（6）b,c</p>

※米国基準適用会社を除く

図表3 2020年3月期の年度末からIFRS基準を適用した場合の提出書類のイメージ※

連結財務諸表	2020年3月期		第1四半期		第2・3四半期		2021年3月期		
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	
<p>（注）連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。</p>	<p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書(期末) 包括利益計算書 (18.4~19.3) 持分変動計算書 (18.4~19.3) キャッシュ・フロー計算書 (18.4~19.3) 	<p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書(期末) 包括利益計算書 (19.4~20.3) 持分変動計算書 (19.4~20.3) キャッシュ・フロー計算書 (19.4~20.3) 	<p>1Q</p> <p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書(20.3末) 包括利益計算書 (19.4~6) 持分変動計算書 (19.4~6) キャッシュ・フロー計算書 (19.4~6) 	<p>1Q</p> <p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書(20.6末) 包括利益計算書 (20.4~6) 持分変動計算書 (20.4~6) キャッシュ・フロー計算書 (20.4~6) 	<p>2・3Q</p> <p>IFRS</p> <p>(1Qに準じた書類)</p>	<p>2・3Q</p> <p>IFRS</p> <p>(1Qに準じた書類)</p>	<p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書(期末) 包括利益計算書 (19.4~20.3) 持分変動計算書 (19.4~20.3) キャッシュ・フロー計算書 (19.4~20.3) 	<p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書(期末) 包括利益計算書 (20.4~21.3) 持分変動計算書 (20.4~21.3) キャッシュ・フロー計算書 (20.4~21.3) 	
	+								
	<p>期首</p> <p>IFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書 								
	+								
<p>調整表</p> <p>(J-GAAP→IFRS)</p> <ul style="list-style-type: none"> 持分(期首、期末) 包括利益 (18.4~19.3) キャッシュ・フロー計算書(重要な調整) (18.4~19.3) 									
+									
<p>J-GAAP</p> <ul style="list-style-type: none"> 本表(要約版) 会計方針の変更 《監査対象外》 差異に関する説明 (J-GAAP⇄IFRS) 主要項目(ex.収益等)について、概算額等を記載 《監査対象外》 <p>※「事業の状況」において開示</p>	<p>J-GAAP</p> <ul style="list-style-type: none"> 本表(要約版) 会計方針の変更 《監査対象外》 差異に関する説明 (J-GAAP⇄IFRS) 主要項目(ex.収益等)について、概算額等を記載 《監査対象外》 <p>※「事業の状況」において開示</p>								
								+	
								<p>差異に関する説明 (J-GAAP⇄IFRS)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要項目(ex.収益等)について、概算額等を記載 《監査対象外》 <p>※「事業の状況」において開示</p>	

図表4 2020年3月期の年度末からIFRS基準を適用した場合の提出書類のイメージ（翌第1四半期報告書提出時に開示）※

	2020年3月期		第1四半期		第2・3四半期		2021年3月期		
	前分	当分	前々期分	前分	当分	前分	当分	前分	当分
連結財務諸表 <small>(注) 連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。</small>	J-GAAP	J-GAAP		1Q IFRS ・財政状態計算書(20.3末) ・包括利益計算書(19.4~6) ・持分変動計算書(19.4~6) ・キャッシュ・フロー計算書(19.4~6)	1Q IFRS ・財政状態計算書(20.6末) ・包括利益計算書(20.4~6) ・持分変動計算書(20.4~6) ・キャッシュ・フロー計算書(20.4~6)等	2・3Q IFRS (1Qに準じた書類)	2・3Q IFRS (1Qに準じた書類)	IFRS ・財政状態計算書(期末) ・包括利益計算書(19.4~20.3) ・持分変動計算書(19.4~20.3) ・キャッシュ・フロー計算書(19.4~20.3)	IFRS ・財政状態計算書(期末) ・包括利益計算書(20.4~21.3) ・持分変動計算書(20.4~21.3) ・キャッシュ・フロー計算書(20.4~21.3)
			年度 IFRS ・財政状態計算書(期末) ・包括利益計算書(18.4~19.3) ・持分変動計算書(18.4~19.3) ・キャッシュ・フロー計算書(18.4~19.3)	年度 IFRS ・財政状態計算書(期末) ・包括利益計算書(19.4~20.3) ・持分変動計算書(19.4~20.3) ・キャッシュ・フロー計算書(19.4~20.3)					
			期首 IFRS ・財政状態計算書						
			調整表 (J-GAAP⇄IFRS) 持分(期首、期末) 包括利益 (18.4~19.3) キャッシュ・フロー計算書 (重要な調整) (18.4~19.3)						
			年度 J-GAAP ・本表(契約版) ・会計方針の変更 ◀監査対象外▶	年度 J-GAAP ・本表(契約版) ・会計方針の変更 ◀監査対象外▶					
			差異に関する説明 (J-GAAP⇄IFRS) 主要項目(ex.収益等)について、概算額を記し ◀監査対象外▶	差異に関する説明 (J-GAAP⇄IFRS) 主要項目(ex.収益等)について、概算額を記し ◀監査対象外▶					差異に関する説明 (J-GAAP⇄IFRS) 主要項目(ex.収益等)について、概算額を記し ◀監査対象外▶
			<small>※「事業の状況」において開示</small>	<small>※「事業の状況」において開示</small>					<small>※「事業の状況」において開示</small>

※金融庁公表「提出書類のイメージ」(2009年12月)のうち報告年度を2020年3月期と仮定して対象となる会計期間を修正しています

IFRS適用初年度における並行開示情報は、会社の実務負担を考慮し、要約連結財務諸表、要約連結財務諸表作成のため会計方針の変更等、IFRS基準と日本基準との差異に関する事項のみとされました。また、これらの情報は監査対象外とされています。(図表3)

IFRS基準と日本基準との差異に関する事項は定量的な記載が求められますが、収益に関する項目等、主要な項目に限定し、また定量的情報についても概算額によることが認められます。

なお、四半期報告書においては、期末日後45日以内に提出しなければならないというタイトなスケジュールであること等から、当該情報の記載は求められていません。しかし、年度末からIFRS基準を適用し翌第1四半期報告書において開示する場合は、年度同様の並行開示情報が求められることになります。(図表4参照)

② IFRS基準適用翌年度以降の並行開示情報

IFRS基準と日本基準との差異に関する事項は、翌年度以降も引き続き開示が求められます。(図表5参照) これは日本基準を適用している会社の財務諸表との比較可能性等を確保することを目的としたものです。なお、米国基準適用会社は従来より日本基準による財務諸表を作成しておりませんので、当該差異の記載は求められていません。

図表5

提出書類	記載内容	備考
有価証券報告書	・IFRS基準により作成した連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等）と日本基準により作成した連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）※	企業内容等内閣府令第2号様式記載上の注意（30）c（第3号様式準用）

※米国基準適用会社を除く

記載対象となる項目については「収益に関する項目等」主要な項目とのみ示されています。2013年5月31日から2014年5月31日に決算日を迎えたIFRS基準適用会社18社の有価証券報告書において、主要な項目の差異として開示された内容は以下のとおりです。

図表6

記載内容	社数
のれんの償却	12社
無形固定資産の資産計上	7社
表示の組替	5社
収益認識関係	4社
退職給付関係	4社
その他（連結の範囲、金融商品関係、有給休暇引当金等）	

記載事例

アステラス製薬(株) 有価証券報告書（2014年6月18日提出）【事業の状況】 ≫ 【業績等の概要】

⑤ IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

（のれんの償却）

日本基準においては、のれんの償却は20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせずに毎期減損テストを行っています。

この結果、IFRSでは日本基準に比べて、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」が前連結会計年度10,318百万円、当連結会計年度5,900百万円減少しています。

（研究開発費の資産計上）

日本基準において、研究開発費として費用処理している一部の製品、技術等の導入費用について、IFRSにおいては資産計上の要件を満たすことから「その他の無形資産」に計上しています。

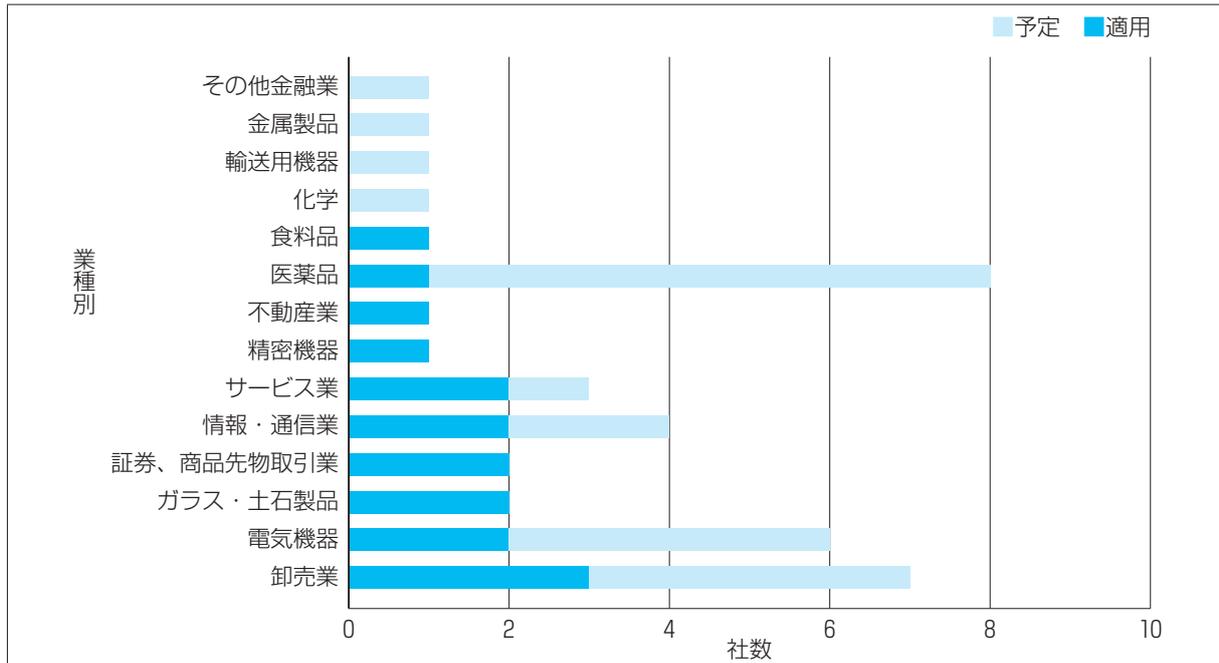
この結果、IFRSでは日本基準に比べて、連結財政状態計算書の「その他の無形資産」が前連結会計年度141,670百万円、当連結会計年度125,284百万円増加しています。

主要な差異として記載の多かったのれんの償却については、企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理（案）」でも取り上げられているところです。実体がなく、無形資産として識別不能であるとの理由からのれんとして計上される資産を会計上どう取扱うべきであるのかは、長年にわたる議論であり、また単純に会計理論のみで判断できない事情も有しています。IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）に関する議論においてのれんの償却が取り上げられているところでもありますので、今後の動向に注目していきたいと考えています。

収益基準については、2014年5月にIASBがFASBと共同でIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表したことから、IFRS第15号が収益基準のグローバルスタンダードとなることが想定されます。今後日本においてもIFRS第15号に沿った考え方が導入されていくものと考えられますので、IFRS基準と日本基準のコンバージェンスが進むことで、並行開示の負担も軽減されていくものと考えられます。

金融商品取引法

(参考1) 業種別IFRS任意適用会社及びIFRS任意適用予定会社の社数



(参考2) IFRS任意適用会社等一覧

1. IFRS任意適用会社

会社名	業種分類	決算短信等（初度適用時）
日本電波工業	電気機器	2010年3月期 決算短信
HOYA	精密機器	2011年3月期 決算短信
住友商事	卸売業	2011年3月期 決算短信
日本板硝子	ガラス・土石製品	2012年3月期 第1四半期決算短信
日本たばこ産業	食料品	2012年3月期 決算短信
ディー・エヌ・エー	サービス業	2013年3月期 第1四半期決算短信
アンリツ	電気機器	2013年3月期 第1四半期決算短信
SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	2013年3月期 第1四半期決算短信
マネックスグループ	証券、商品先物取引業	2013年3月期 決算短信
双日	卸売業	2013年3月期 決算短信
丸紅	卸売業	2013年3月期 決算短信
トーセイ	不動産業	2013年11月期 第1四半期決算短信
中外製薬	医薬品	2013年12月期 第1四半期決算短信
楽天	サービス業	2013年12月期 第1四半期決算短信
ネクソン	情報・通信業	2013年12月期 第1四半期決算短信
ソフトバンク	情報・通信業	2014年3月期 第1四半期決算短信
旭硝子	ガラス・土石製品	2013年12月期 決算短信
武田薬品工業	医薬品	2014年3月期 決算短信
アステラス製薬	医薬品	2014年3月期 決算短信
小野薬品工業	医薬品	2014年3月期 決算短信
第一三共	医薬品	2014年3月期 決算短信
そーせいグループ	医薬品	2014年3月期 決算短信
リコー	電気機器	2014年3月期 決算短信
伊藤忠商事	卸売業	2014年3月期 決算短信
三井物産	卸売業	2014年3月期 決算短信
三菱商事	卸売業	2014年3月期 決算短信
伊藤忠エネクス	卸売業	2014年3月期 決算短信

会社名	業種分類	決算短信等（初度適用時）
エムスリー	サービス業	2015年3月期 第1四半期
エーザイ	医薬品	2015年3月期 第1四半期
ヤフー	情報・通信業	2015年3月期 第1四半期
伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	2015年3月期 第1四半期
富士通	電気機器	2015年3月期 第1四半期
セイコーエプソン	電気機器	2015年3月期 第1四半期
日東電工	化学	2015年3月期 第1四半期
ケーヒン	輸送用機器	2015年3月期 第1四半期

2. IFRS任意適用予定会社

会社名	業種分類	導入予定時期
ファーストリテイリング	小売業	2014年8月期
参天製薬	医薬品	2015年3月期
コニカミノルタ	電気機器	2015年3月期
日本取引所グループ	その他金融業	2015年3月期
クックパッド	サービス業	2015年12月期 第1四半期
LIXILグループ	金属製品	2016年3月期
花王	化学	2016年12月期 第1四半期
三菱ケミカルホールディングス	化学	2017年3月期 第1四半期
田辺三菱製薬	医薬品	2017年3月期 第1四半期
参天製薬	医薬品	2015年3月期
コニカミノルタ	電気機器	2015年3月期
日本取引所グループ	その他金融業	2015年3月期
LIXILグループ	金属製品	2016年3月期
三菱ケミカルホールディングス	化学	2017年3月期 第1四半期
クックパッド	サービス業	2015年12月期 第1四半期

（東京証券取引所「IFRS任意適用会社及びIFRS任意適用予定会社の推移」より抜粋）

【参考文献】

日本経済団体連合会「IFRS任意適用に関する実務対応参考事例」（2014年1月15日）
 金融庁「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」（2009年12月11日）

IFRSをめぐる動向と我が国の対応状況

総合ディスクロージャー研究所顧問 橋本 尚

(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

1. はじめに

2013年6月に「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」が公表されたことを契機に、我が国の国際財務報告基準 (IFRS) に対する風向きが変わり、混迷状態をようやく脱し、IFRSに対して再び順風が吹き始めてきた感がある¹。こうした状況の変化を的確に捉え、我が国として国際会計基準審議会 (IASB) が開発するIFRSをめぐる諸課題に対してオールジャパンで取り組んでいく上で、今まさに非常に重要な時期を迎えている。

「当面の方針」では、「まずは、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要である」として、IFRSへの対応の当面の方針として、「任意適用要件の緩和」、「IFRSの適用の方法」及び「単体開示の簡素化」の3つの論点についての考え方が整理されているが、このうちの「任意適用要件の緩和」と「単体開示の簡素化」については手当てができたところであり、最後に残ったのが、「IFRSの適用の方法」に関する論点である。これに関しては、企業会計基準委員会の下に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(外部委員作成者5名、監査人3名、利用者2名、学識経験者2名)が設置され、2013年8月27日に第1回作業部会が、2014年7月18日には第17回作業部会が開催されている。

一方、2014年6月24日に公表された「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—²では、ベンチャー支援に関して、「国際会計基準 (IFRS) の適用促進等を通じた大企業等とのM&Aによるベンチャー企業の出口戦略の拡大」が謳われるとともに、金融・資本市場の活性化に関して新たに講ずべき具体的施策として、IFRSの任意適用企業の拡大促進

という項目の下に以下の3つが列挙されている。

- ・2008年のG20首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする。
- ・また、従来進めてきた施策に加え、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート(仮称)」として公表するなどの対応を進める。
- ・上場企業に対し、会計基準の選択に関する基本的な考え方(例えば、IFRSの適用を検討しているかなど)について、投資家に説明するよう東京証券取引所から促すこととする。

本稿においては、最近のIFRSをめぐる動向と我が国の対応状況について概観していく。

2. IFRSの適用の方法

2014年7月31日、企業会計基準委員会から「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)(Japan's Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications)の公開草案が公表された(コメント期限2014年10月31日)。

修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理(案)」では、のれんの非償却に関する規定について「削除又は修正」を行うことが提案されている³。同

¹ 東京証券取引所の企業行動表彰の平成25年度(第5回)の表彰対象は、IFRS適用に向けた積極的な取組みで、IFRS導入に係る意見発信や情報提供を積極的に行い、それらが他社の参考事例となるなど企業行動規範の浸透に資すると認められる企業行動を行った上場会社であって、実際にIFRSを任意適用している上場会社で、日本たばこ産業株式会社、日本電波工業株式会社、HOYA株式会社及び住友商事株式会社の4社が表彰された。

² <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf#search=%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%86%8D%E8%88%88%E6%88%A6%E7%95%A5>

³ のれんの会計処理と開示のあり方に関するグローバルな議論に寄与するために、2014年7月22日、企業会計基準委員会は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)と共同でディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」を公表している(コメント期限2014年9月20日)。

公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理(案)」では、その他の包括利益項目のノンリサイクリング処理に関する規定について「削除又は修正」を行うことが提案されている。

「当面の方針」では、「ピュアなIFRSを適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえると、ピュアなIFRSは維持する必要がある」とした上で、「ピュアなIFRSのほか、我が国においても、『あるべきIFRS』あるいは『我が国に適したIFRS』といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることについては、IFRS任意適用企業数の増加を図る中、先般の世界金融危機のような非常時に我が国の実情に即した対応を採る道を残していくことになるなど、我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用であると考えられる」としている。また、「エンドースメントされたIFRSは、日本が考える『あるべきIFRS』を国際的に示すこととなることから、今後引き続きIASBに対して意見発信を行っていく上でも有用」であるが、「会計基準の国際的な調和を図る観点から、我が国が行うエンドースメントが前向きな取組みであるということについて、国際的な理解を得ながら進めていく必要がある」として、「削除又は修正する項目が多くなればなるほど、国際的にはIFRSとは認められにくくなり、IFRS策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じる可能性がある」ため、「我が国の国益も勘案しつつ、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除又は修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである」との考え方が示されている。

こうした考え方に沿って、『修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)』の公開草案の公表にあたって⁴と題する文書においては、エンドースメント手続の意義について、「我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を『修正又は削除』して採択する仕組みを設けることにより、IFRSをより柔軟に受け入れることができると考えられる」としている。「ここでいう我が国における会計基準に係る基本的な考え方には、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことなどが含まれる。この基本的な考え方は、

会計基準は、企業経営に規律をもたらすべきものであり、その結果、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとの考えを背景」としたものであり、「この基本的な考え方に基づき、IFRSの個々の会計基準をレビューするエンドースメント手続を行うことは、会計基準が資本市場における重要なインフラの一部とされる中、財務諸表の利用者の意思決定有用性を高め、財務諸表の利用者及び作成者に便益をもたらすものと考えられる。」

「エンドースメント手続の整備、運用を行い、IASBによる検討過程において、IFRSの開発に対して我が国の考え方を適切に表明していくことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発をIASBに促すことが期待される」とともに、「これらのプロセスを通じて、我が国に市場関係者におけるIFRSの理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることが期待される。」さらに、「より我が国の実情に即した適用を可能とするために、任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるものについて」のガイダンスや教育文書の開発についても検討を行っていく予定とのことである。

IFRSの個別基準をエンドースメントする際の「削除又は修正」の判断基準に関して、「当面の方針」では、公益及び投資者保護の観点から、例えば、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ(作成コストが便益に見合わない等)及び周辺制度との関連(各種業規則などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか)等を勘案すべきとしているが、上記文書では、「そのうえで、『削除又は修正』は最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを『削除又は修正』することが適切である」としている。また、「必要最小限とする観点から『削除又は修正』を行わなかったもののうち、これまで国際的な意見発信を行っている項目については、今後も意見発信を続ける必要があると考えられる」としている。

近年、企業会計基準委員会は、IASBの基準開発における影響力の強化に取り組んでいる。2013年4月に始動した会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)へも積極的にコミットしているをはじめ、2014年4月からは小野行雄新委員長の下に

⁴ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/endorsement/exposure_drafts/exposure_20140731_02.pdf

今般の修正国際基準の策定作業などを精力的に進めてきている。もちろん我が国の意見や要望がすべて受け入れられるわけではないが、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成するという観点を世界の会計プロフェッションと共有していくことが何よりも重要である。この点で参考になるのが、2013年からIFRSを強制適用した台湾の事例⁵である。台湾では、金融監督当局の金融監督管理委員会(FSC)が最終的にIFRSをエンドースメントしているが、国際会計基準(IAS)第27号では認められていなかった個別財務諸表における子会社に対する投資を持分法で会計処理することを求めるという修正を施している。IASBは、2014年8月12日、「個別財務諸表における持分法」(IAS第27号の修正)を公表し、企業が個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることが認められるようになった。すなわち、台湾のエンドースメントは、「あるべきIFRS」を示すという点で、一歩先を行くものといえる。我が国の修正国際基準の検討プロセスは、どのような情報を提供する会計基準がレリバントなものなのかという問題に置き換えて考えてみることもできる。その意味でも、適切なエンドースメント手続を確立していくことは、今後のわが国におけるIFRS対応の要といえよう。

3. リース・プロジェクトの動向

2014年5月28日には、IASBと財務会計基準審議会(FASB)が、10年以上の歳月をかけて進めてきた収益認識に係る共同プロジェクトがついに完成し、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」として公表され、同年7月24日には、減損プロジェクトのフェーズが完了し、IFRS第9号「金融商品」の最終版が公表された。したがって、IASBとFASBとの共同プロジェクトの主要項目で最後に残されたのが、リース・プロジェクトである。

リース・プロジェクトは、現行のリース会計基準(IAS第17号)を抜本的に改革しようと企画されたものであり、原則として、借手のリースのすべてについて資産・負債を認識するとの基本的考え方に立脚している。IAS第17号の問題点は、多くのリース契約に伴う権利と義務が財政状態計算書に資産・負債として計上されていないことにある。アメリカのリース会計基準も同様であり、オフ・バランスとなっているオペレーティング・リース残高は、アメ

リカSEC登録企業合計で1.25兆ドルに達するといわれている。IAS第17号は、リスクと経済価値が実質的に借手に移転するかどうかという基準により、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、ファイナンス・リースについてはリース資産とリース債務をそれぞれ資産及び負債として財政状態計算書に計上することを求める一方、オペレーティング・リースについては、リース資産とリース債務を財政状態計算書に計上せず、リース料のみを費用処理することを求めている。しかし、IAS第17号は、原則主義に基づく会計基準とはいえ、特に分類の境界に近い非常に類似する条件のリース契約であっても、リースの分類の判定結果によっては、大きく異なる会計処理を求めることになる点、また、意図的にファイナンス・リースの要件を満たさないようにリース契約を設計することによって資産・負債の認識を回避する機会を企業側に与える結果になっている点で、企業の経済的実態を適切に表さず、比較可能性や透明性が確保されないと批判されてきた。このような問題点を解消するため、リース・プロジェクトでは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分することをせず、より原則主義的な基準への転換を図るために、すべてのリース取引を使用権(right-of-use)モデルに基づいて一元的に処理すること、すなわち、一定期間にわたり原資産を使用する権利を資産として、対価を支払う義務を負債として財政状態計算書に計上することが提案されている。リース契約を締結した場合には、その分類にかかわらず、借手は、対象資産を一定期間使用する権利(使用権)を獲得することと引き換えに、リース料を支払う義務を引き受けるが、これらの権利と義務は、いずれも過去の事象の結果として企業が支配するか、あるいは義務を負い、そこから将来の経済的便益の流入・流出が生じる点で概念フレームワークにおける資産と負債の定義を満たすと考えられる(契約期間が1年以内の短期リースと小規模資産のリースはオン・バランスの例外とされる)。

こうしてリース資産とリース債務は、原則としてすべて資産・負債として計上されることになるが、現在、論点は、損益認識のあり方に移っており、2013年5月の再公開草案では、リース関連費用(支払利息と減価償却費)を逐次的に認識する方法(タイプA)とリース費用を定額で認識する方法(タイプB)の2つを使い分けることが提案されていた。

⁵ <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/Taiwan-IFRS-Profile.pdf#search=IFRS+adoption+in+Taiwan>

再公開草案における提案（2013年5月）

リースの区分	財政状態計算書の処理	損益計算書の処理
借手が原資産の重要でない部分以上のものを消費する (タイプA：設備／車両のリース)	使用権モデルに従い、資産・負債をリース料の現在価値で計上	利息・償却アプローチ 償却費と利息の合計で逡減的な費用認識パターン
借手が原資産の重要でない部分以上のものを消費しない (タイプB：不動産のリース)	同 上	単一リース費用アプローチ リース料として定額の費用認識パターン
短期リース	資産・負債計上を要せず	リース料

【設例】リース期間5年、割引率6%、年間リース料400（均等払）、5年分の割引現在価値1,685（ 400×4.2124 ）とすると、タイプAとタイプBの会計処理は以下の表ようになる。

タイプA

	リース開始時	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
使用権資産	1,685	1,348	1,011	674	337	0	
リース債務	1,685	1,386	1,069	733	377	0	
減価償却費		337	337	337	337	337	1,685
支払利息		101	83	64	44	23	315
合 計		438	420	401	381	360	2,000

減価償却費： $1,685 \div 5年 = 337$

支払利息（1年度）： $1,685 \times 6\% = 101$

リース債務の元本返済（1年度）： $400 - 101 = 299$

これにより1年度末のリース債務は $1,685 - 299 = 1,386$

タイプB

	リース開始時	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
使用権資産	1,685	1,386	1,069	733	377	0	
リース債務	1,685	1,386	1,069	733	377	0	
リース費用		400	400	400	400	400	2,000

1年度末の仕訳（借方）リース費用 400（貸方）現金預金 400（定額）

リース債務 45 使用権資産 45

リース債務の元本返済（1年度）： $400 - 1,685 \times 6\% = 299$

これにより1年度末のリース債務は1,386

リース債務の元本返済（2年度）： $400 - 1,386 \times 6\% = 317$

これにより2年度末のリース債務は1,069

使用権資産の償却は、毎期のリース料とリース債務の割引の戻しの差額となる。すなわち、

リース債務から生じる利息費用と合算して定額になるように逡増償却される。

タイプAの費用合計もタイプBの費用合計も2,000で同額となる。

その後の再審議で2014年3月には、原資産の性質に基づく分類に関する再公開草案の提案は取り下げられ、IASBとFASBとで、費用認識に係る借手の会計処理に関しては、異なる仮決定がなされた（財政状態計算書に使用権資産とリース債務を計上する点については再公開草案から変更なし）。すなわち、IASBは、タイプAの会計処理が他の金融負債の会計処理と整合的であり、最も単純でコストがかからないとして単一モデルを支持し、短期リース等を除くすべてのリースにタイプAの会計処理を適用することを仮決定した。他方、FASBは、タイプBの会計処理が原資産の購入でもサービスでもない性質をもつリースの経済的実態をよりよく表す可能性があることや、移行コストが最も軽減されることなどを重視し、2本立てモデルを支持し、現行基準と同様の分類方法（原資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが借手に移転しているか否か）に基づいて2つの会計処理（タイプAとタイプB）を使い分けることを仮決定した。新しいリース会計基準は2015年に公表の予定とされている。

4. むすび

2014年8月26日にはBeswick氏の後任のSEC主任会計官（Chief Accountant）に同年10月からSchnurr氏が就任することが公表された。

修正国際基準の公開草案が公表されたことで、我が国のIFRSをめぐる議論は、エンドースメント手続の導入という新たな段階に入った。そもそも慣習法（コモン・ロー）的な色彩の濃い原則主義の概念は、成文法（コード・ロー）の下で細則主義の概念に慣れ親しんできた我が国においては、馴染みの薄い面が多分にある。我が国におけるIFRSの任意適用企業の拡大を促進するためにも、IFRSの基礎知識や実務経験を有する人材の育成が急務である。専門的な資質・能力の養成のみならず、誠実性や高度な倫理観、健全なアカウンティング・マインドの醸成といった側面を重視することも重要であることはいうまでもない。

修正国際基準 (JMIS) の公開草案の概要

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 古内 和明

I. はじめに

2014年7月31日、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) (Japan's Modified International Standard: Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications、略称「JMIS」) の公開草案 (以下、「修正国際基準 (案)」という。) を公表した。筆者は、ASBJに設置されたIFRSのエンドースメントに関する作業部会 (以下「作業部会」という。) の委員として、本公開草案の検討の過程に携わってきた。本稿では、修正国際基準 (案) の概要について解説する。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

II. 公表の経緯

2009年6月に、企業会計審議会から、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」 (以下、「中間報告」という。) が公表され、国際会計基準 (IFRS) の任意適用等に関する提言が示された。その後、企業会計審議会では我が国におけるIFRSの適用のあり方が継続的に審議され、2013年6月には、「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」 (以下「当面の方針」という。) が公表された。

「当面の方針」では、単一で高品質な国際基準の策定という目標がグローバルに実現されていくことは、世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、我が国としてこの目標を実現していくために主体的に取り組むことは、日本の企業活動、資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるとされている。そのうえで、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であるとされ、その方策の一つとして、IFRSのエンドースメント手続の導入が提言され、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行い、ASBJが検討したIFRSの個々の会計基準について、金融庁が指定する方式を採用することが適

当であるとされた。

この「当面の方針」の公表を受け、ASBJは、2013年7月に財務諸表の作成者、利用者、監査人及び学識経験者から構成される「作業部会」を設置して検討を行い、今般の修正国際基準 (案) の公表に至った。

III. エンドースメント手続

1. エンドースメント手続の概要

「当面の方針」では、エンドースメント手続は、国際会計基準審議会 (IASB) により公表された会計基準及び解釈指針 (以下、「ピュアIFRS」という。) について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」して採択する仕組みとされている。このエンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の制度として行われ、エンドースメント手続を経て「削除又は修正」を加えた会計基準等は修正国際基準として公表される。

具体的なエンドースメント手続は、以下の手順による。

- (1) IASBにより新規の又は改正された会計基準等が公表される。
- (2) ASBJにおいて当該会計基準等について「削除又は修正」せずに採択することができるか否かについて検討を行う。ここで、「削除又は修正」とは、会計基準の全部、一部の条項又は条項の一部を適用しないこと及び会計基準の一部の条項又は条項の一部に追加又は修正を加えることをいう。
- (3) 当該会計基準等について「削除又は修正」を行わずに採択する場合には、その旨の公開草案を公表する。また、「削除又は修正」を行って採択する場合には、ASBJによる修正会計基準の公開草案を

作成し、公表する（「4. 修正国際基準の適用」参照）。

(4) 公開草案に寄せられた意見を踏まえ、ASBJにおいて審議を行い、最終的な採択を行う。

(5) 金融庁長官による修正国際基準に関する告示指定。

修正国際基準（案）は、2012年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等を対象にエンドースメント手続を行い（以下「初度エンドースメント手続」という。）、公表された。この初度エンドースメント手続終了後は、IASBにより会計基準等が公表される都度（又は一定の期間おきに）、それらの会計基準等について、エンドースメント手続を実施することとなる。

2. エンドースメント手続の意義

現在、IFRSの任意適用において使用されている指定国際会計基準については、ピュアIFRSの一部を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、その一部を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっていない。現時点では、IASBにより公表された会計基準等のすべてが指定されており、結果として指定国際会計基準はピュアIFRSと同一のものとなっている。「当面の方針」では、指定国際会計基準は、実態的にはピュアIFRSのアドプションとなっているとしたうえで、ピュアIFRSを適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえ、ピュアIFRSの適用は維持する必要があるとされている。

それに加え、エンドースメント手続を行い、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることにより、IFRSの受入れがより柔軟に機能すると考えられるとされている。

ここでいう我が国における会計基準に係る基本的な考え方には、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことなどが含まれる。この基本的な考え方は、会計基準は、企業経営に規律をもたらすべきものであり、その結果、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとの考えを背景とするとされている。今回実施した初度エンドースメント手続では、既存の会計基準等を対象に、我が国における会計基準に係る基本的な

考え方等に照らして受け入れ可能か否かを検討しており、既存の会計基準等に対する我が国の考え方を表明することとされている。

今後、IASBが会計基準等を公表する都度（又は一定の期間おきに）エンドースメント手続を行う段階においては、IASBによる会計基準等の公表後、ASBJが一定の期間内にエンドースメント手続を行うことになる。その際、IASBの審議がなされている段階から、我が国における会計基準に係る基本的な考え方等に照らして受け入れ可能か否かを検討し、適切な意見発信を行っていくことが必要となる。

なお、ASBJは、より我が国の実情に即した適用を可能とするために、任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるものについて、ガイダンスや教育文書を開発することが考えられ、今後、これらの開発についても検討を行っていく予定としている。

3. ピュアIFRSとの関係

IFRSのエンドースメント手続は、究極的に単一で高品質な国際基準が達成されることを目指す中で、我が国におけるIFRSの適用を促進するための取組みであるとされている。また、修正国際基準（案）で提案されているピュアIFRSに対する限定的な「削除又は修正」については、将来的な我が国及びIASBの議論次第では解消されるものであると考えられ、当面の取扱いであると位置づけることが適当であるとされている。さらに、ピュアIFRSを適用する国内外の企業と修正国際基準を適用する企業との財務情報の比較可能性も考慮することが必要であるとされている。

4. 修正国際基準の適用

修正国際基準を適用する場合には、公表文書に含まれる「修正国際基準の適用」に従って基準を適用することになる。「修正国際基準の適用」は、修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合には、ASBJが採択したピュアIFRSの規定に、ASBJの修正会計基準による「削除又は修正」を加えた規定に準拠しなければならないとしている。

ASBJは、ピュアIFRSを直接「削除又は修正」することなく、「削除又は修正」した箇所についてASBJによる修正会計基準を公表することによって、財務諸表利用者が「削除又は修正」の内容を容易に識別することができるようになるとしている。また、「削除又は修正」を行った理由をより明瞭に

示すために、主要な論点ごとに修正会計基準にまとめることが適切とされている。さらに、IFRSを直接「削除又は修正」しないことにより、修正国際基準がIFRSから派生したものであることがより明らかになるとしている。

5. エンドースメント手続の対象

① 修正国際基準（案）（初度エンドースメント手続）

修正国際基準（案）では、IASBにより2012年12月31日現在で公表されている次の会計基準等をエンドースメント手続の対象としている。

- (1) 国際財務報告基準13本
- (2) 国際会計基準28本
- (3) IFRIC解釈指針17本
- (4) SIC解釈指針8本

なお、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」については、エンドースメント手続の対象に含まないこととされている。

② 初度エンドースメント手続終了後

初度エンドースメント手続終了後は、IASBにより会計基準等が公表される都度（又は一定の期間おきに）、それらの会計基準等について、エンドースメント手続を行うこととなる。IASBにより会計基準等が公表された後に、どの程度の期間でエンドースメント手続を行うかについては、IASBの公表する会計基準等の適用時期やエンドースメントするために要する期間を考慮して決定することになると考えられるが、詳細については、初度エンドースメント手続が終了した段階で定めることとされている。

6. 「削除又は修正」の判断基準

「当面の方針」では、任意適用を前提としたうえで、ピュアIFRSをエンドースメントする際の判断基準としては、公益及び投資者保護の観点から、例えば、次の点を勘案すべきであるとされている。

- 会計基準に係る基本的な考え方
- 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）

上述の判断基準に従い、エンドースメント手続を行ううえでは、次の理由から、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することが適切であるとされている。

- IFRSは所定のデュー・プロセスを経て開発及び公表されたものであり、また、ASBJ及び我が国の市場関係者も関与して開発されていること。
- 多くの「削除又は修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準がIFRSから派生したものであるとして受け止められない可能性があること。
- 各国又は地域におけるエンドースメント手続の状況をみると、ピュアIFRSについて、「削除又は修正」を行っている国又は地域は限られており、「削除又は修正」を行っている場合においても、必要最小限にとどめていること。
- ピュアIFRSとの比較可能性に配慮すること。
- 少数の項目に絞ることによって、我が国の考え方をより強く表明することができると思われること。

なお、必要最小限とする観点から「削除又は修正」を行わなかったもののうち、これまで国際的な意見発信を行っている項目については、今後も意見発信を続ける必要があるとされている。

IV. 初度エンドースメント手続における検討

1. 論点の抽出

ASBJでは、ピュアIFRSについて、「削除又は修正」を行わずに採択することが可能か否かを検討するために、2012年12月31日現在の会計基準等と日本基準を比較することにより、論点の抽出が行われた。また、同時に、どのような項目についてガイダンスや教育文書の作成が必要となり得るかについても検討を行い、論点の抽出が行われた。このような検討の結果、約30の論点が抽出された。これらの論点は、「①会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」と「②任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの（周辺制度との関連を含む。）」に大別される。

- ① 会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの

「会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」として、主として、次の項目が識別されている。

- のれんの非償却
- その他の包括利益（OCI）のリサイクリング処理及び当期純利益（純損益）に関する項目
- 公正価値測定範囲
- 開発費の資産計上

これらについては、財務諸表の利用者に対して企業の適切な財政状態や経営成績等を開示するにあたり、懸念が示された項目である。

(ア) のれんの非償却

IFRSではのれんの償却が禁止されており、減損のみが行われることとされている（IFRS第3号「企業結合」）。ASBJは、のれんは、投資原価の一部であり、企業結合後の成果に対応させて費用計上すべきものであり、償却すべき資産としている。したがって、のれんの非償却については、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」を行ったうえで採択することを修正国際基準（案）において提案している。「削除又は修正」の内容及び「削除又は修正」を行うに至った詳細な理由は、ASBJによる修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理（案）」の本文及び結論の背景に記載されている。

(イ) その他の包括利益のリサイクリング処理及び当期純利益に関する項目

IFRSでは、次の項目について、その他の包括利益に計上した後に、当期純利益に組替調整（リサイクリング処理）しない会計処理、いわゆるノンリサイクリング処理を採用している。

- 「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動（IFRS第9号「金融商品」）」
- 「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動（IFRS第9号「金融商品」）」
- 「確定給付負債又は資産（純額）の再測定（IAS第19号「従業員給付」）」

- 「有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金（IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」）」

ASBJは、これらのノンリサイクリング処理によって、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性が低下するとしている。したがって、有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金を除く、すべてのノンリサイクリング処理は、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」を行ったうえで採択することを修正国際基準（案）において提案している。「削除又は修正」の内容及び「削除又は修正」を行うに至った詳細な理由は、ASBJによる修正会計基準公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」の本文及び結論の背景に記載されている。

(ウ) 公正価値測定範囲

公正価値測定範囲については、当期純利益を計算するうえで密接に関連する項目であり、我が国では重要な論点と考えられている。ASBJは、基本的に、保有資産の値上がりを期待した投資に生じる価値の変動を除き、資産及び負債の価値の変動を当期純利益に含めて認識することは適切でないとしている。このような観点からは、次の論点について、適切ではない部分が含まれているとされている。

- 「有形固定資産及び無形資産の再評価モデル（IAS第16号及びIAS第38号）」
- 「投資不動産の公正価値モデル（IAS第40号「投資不動産」）」
- 「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定（IFRS第9号）」
- 「生物資産及び農産物の公正価値測定（IAS第41号「農業」）」

しかしながら、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、ASBJはこれらの論点については、会計基準等の「削除又は修正」を行わずに採択することを修正国際基準（案）において提案している。

(エ) 開発費の資産計上

開発費の資産計上（IAS第38号）につい

では、提供される情報の比較可能性への懸念から、開発局面での支出の資産計上の目的適合性について疑問が示された。しかしながら、同様に、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、ASBJはこの論点については、会計基準等の「削除又は修正」を行わずに採択することを修正国際基準（案）において提案している。

- ② 任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの（周辺制度との関連を含む。）

「任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの（周辺制度との関連を含む。）」については、どのような項目について「削除又は修正」を行わずに採択することが可能か否か、及びガイダンスや教育文書の作成が必要かの観点から、論点の抽出が行われた。その結果、抽出された論点は、「会計基準の適用、解釈に関する項目」、「その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目」及び「開示に関する項目」に大別された。

- (ア) 会計基準の適用、解釈に関する項目

会計基準の適用、解釈に関する項目については、例えば、「減価償却方法の選択（定率法、定額法の選択）（IAS第16号）」、「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定（IFRS第9号）」、「子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い（IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資）」などが抽出されたが、これらについては、「削除又は修正」を行わず、ガイダンスや教育文書の作成を検討することが提案されている。

今後、我が国でIFRSの任意適用を積み上げていくためには、適用や解釈のあり方について、さらに検討を進める必要があるとされている。その際、規範性を有するガイダンスを開発する場合には、IFRSを適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、検討を進めることが適切とされている。

また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書を開発することにより、

IFRSの適用を容易にすることも必要とされている。修正国際基準（案）には、ガイダンスや教育文書に関する提案を含めていないが、今後、それらのあり方も含め検討を行う予定とされている。

- (イ) その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目

その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目については、影響する業種や企業が一定程度限定されるものの、影響が生じる場合には、IFRSの適用そのものが極めて困難となるほどの重要性があるものが含まれる。そのような論点としては、例えば、「機能通貨（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」）」に関する論点が抽出されている。他にも主に業種固有の論点がいくつかあり、例えば特定の業種において適用されている減価償却方法に関する論点などが抽出された。

これらの項目については、現在の任意適用の状況及び「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除又は修正」を行わないことを修正国際基準（案）において提案している。今後のIFRSの任意適用の進展に伴って、将来的に取扱いを見直す必要が生じる可能性も考えられるとされている。

- (ウ) 開示に関する項目

開示に関する項目については、年度の注記及び四半期の開示（第1四半期及び第3四半期の本表及び注記）について、コストと便益の観点から、一部の項目について懸念が聞かれた。これらの開示に関する項目については、財務諸表における開示のあり方が外観上、大きく異なり得ることになること及び「削除又は修正」を必要最小限とする観点から「削除又は修正」を行わないことが、修正国際基準（案）において提案されている。

V. 適用時期等

修正国際基準（案）に対するコメントの募集は、2014年10月31日まで行われる。

なお、次の項目については、修正国際基準が金融庁により制度化される段階で定められる見込みである。

- (1) 制度の適用対象となる企業
- (2) 制度の適用時期

国際会計基準

- (3) 修正国際基準、日本基準及び指定国際会計基準の間の差異に関する記載の要否

VI. おわりに

本修正基準が最終化・制度化された場合、我が国ではASBJの開発する日本の会計基準のほか、一定の要件を満たす必要があるものの、修正国際基準、指定国際会計基準（ピュアIFRS）、米国会計基準の4つの会計基準が適用可能となる。適用する会計基準の選択は市場参加者に委ねられるとはいえ、中長期的には、我が国の財務報告市場のグランド・デザインも踏まえた抜本的な整理が必要であろう。

以 上

(略歴)

古内 和明（ふるうち かずあき）

有限責任監査法人トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス パートナー。公認会計士。

総合商社、製造業、金融機関等の監査業務に従事し、現在、法人内におけるIFRSの適用に関する実務上のアドバイスを提供。

日本公認会計士協会（JICPA）会計制度委員会委員長、財務会計基準機構（FASF）IFRS翻訳レビュー委員会委員、企業会計基準委員会（ASBJ）IFRSのエンドースメントに関する作業部会委員、連結・特別目的会社検討専門委員を兼任。

収益認識（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」）の概要

有限責任 あずさ監査法人 公認会計士 正司 素子
有限責任 あずさ監査法人 公認会計士 南原 亨成

1. IFRS第15号の位置づけと基本的な考え方

国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）と米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）は、2014年5月28日にIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました（米国では、ASU2014-09「顧客との契約から生じる収益」が公表され、これにより、ASC topic 606が追加されました）。この基準は、IASBとFASBが2002年から長年にわたって共同で実施してきた収益認識プロジェクトの成果として公表されたものであり、収益認識に関する包括的で単一の会計基準として2017年1月1日以降開始の事業年度（米国基準では、2016年12月16日以降開始の事業年度）より適用されます。この基準の公表により、収益認識に関しては、IFRSと米国基準とで、いくつかの軽微な相違を除き同じ内容になりました。企業のトップラインを決める会計基準について、世界でメジャーな基準における共通のビジネス言語ができあがったという意味で、IFRS第15号（収益認識基準）の意義は非常に大きいと考えられます。

一方、我が国では、収益認識に関する包括的な会計基準は存在せず、企業会計原則により収益の認識は実現主義によることが示されているのみです。その中で、企業は当時の時代背景等に基づく各業界での会計慣行に従った処理を行う傾向があり、必ずし

も統一された考え方があるという状況にはありませんでした。2009年に日本公認会計士協会から、日本公認会計士協会会員の業務の参考に資するという目的で会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察－」（以下、「研究報告」という。）が公表されていますが、強制されるものではないとされています。このような状況で、日本における収益認識会計基準の策定が行われなかったのは、IASBとFASBとの共同作業の結果を待ってからという考えがあったことも一因と考えられます。

今回IASBとFASBから統一した見解が公表されたことにより、我が国の収益認識に関する会計基準の策定が推進される可能性が考えられ、また、基準が策定されなかった場合でも、実務慣行に対して、世界メジャー基準の共通言語となったIFRS第15号が少なからず影響を与えることが想定されます。従ってIFRS第15号は、IFRS¹を適用しない日本企業にとっても重要な基準であると言えます。

IFRS第15号は、収益認識についての包括的で単一の会計基準と位置付けられていますが、ここで、収益認識の核となる原則（コア原則）を明確にしています²。

(IFRS15.IN7)

コア原則

顧客への財・サービスの移転を描写するように、その財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価（取引価格）を反映する金額で収益を認識する

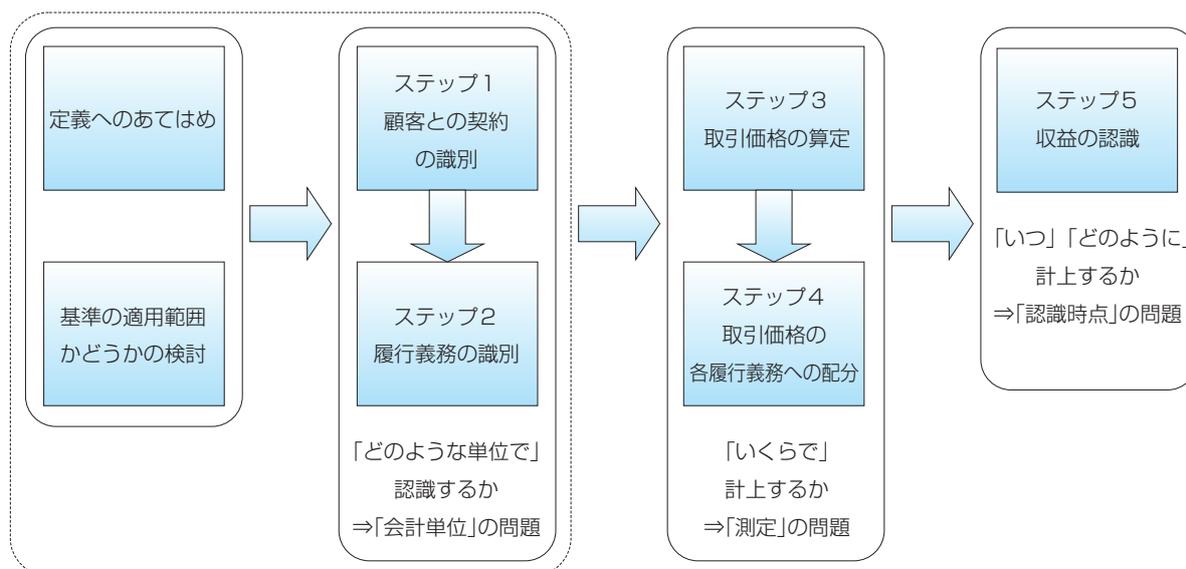
¹ ここでは、IASBが公表する国際財務報告基準（いわゆるピュアIFRS）や、ASBJ（企業会計基準委員会）が作成中の修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準（いわゆるJMIS））等を含む。

² 以下、本稿における基準書からの引用については、筆者の翻訳及び一部抜粋・要約による。

IFRSは「原則主義」に立脚しており、会計基準の適用にあたっては、各基準等の趣旨を踏まえ経済実態を深く理解した上で、事実と状況を判断することが求められます。IFRS第15号におけるコア原則も、細部の基準に関わらず、収益認識について考えるときに常に立ち戻って考えるべき重要な概念になりますので、まずその意義をしっかり理解しておく必要があります。このコア原則の意義および事実と状況の分析のアプローチについては、以下の稿で事

例等を通してみていくことにします。

次に、IFRS第15号はこのコア原則を達成するために、下図の5つのステップによる収益認識モデルを定めています。この5つのステップのうち、ステップ1とステップ2は、収益を「どのような単位で」認識するかという論点に関係し、ステップ3とステップ4は、収益を「いくらで」計上するか、最後のステップ5は収益を「いつ」「どのように」計上するかに関係しています。



これらのステップ（区分）の中には、従来日本の会計慣行に慣れ親しんだ我々には馴染みの薄い概念もあります。本稿では、これらの概念を中心に5つのステップ（3つの区分）を解説することにより、IFRS第15号を、日本のこれまでの会計実務慣行との違いにフォーカスして解説することを試みています。従って、基準そのものの表現ではない言い回しを使用している部分がありますので、具体的な会計処理の検討に際しては、必ず会計基準の文言をご確認下さい。また、本稿における意見の部分については、筆者の個人的な見解であり、あり得べき誤りはすべて筆者の責任であることを予めお断りさせていただきます。

2. ステップ1、2（契約と履行義務の識別）－会計単位

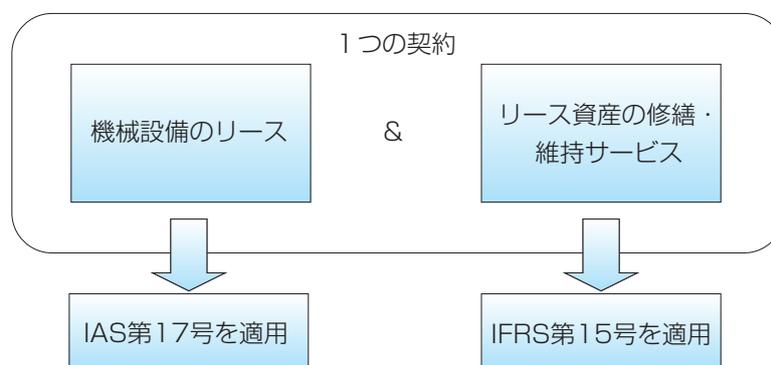
(1) 適用すべき会計基準

筆者の経験では、これまで日本基準を適用する中で、ある取引に対してどの基準を適用すべきか、また、どの単位で会計基準を適用すべきか、といった点について、明示的に検討するという慣行は全般的に薄いように思われます。これは、実務上、税務上の規定が会計処理に大きな影響を与えていたことや、日本の会計基準自体が体系立って作られておらず、個々の会計基準の中で形式的な取引毎に適用すべき内容が定められていることが影響していると推測されま

これに対してIFRSを適用する際には、まず言葉の定義や要件等をきちんと確認し、どの基準書を適用するかという検討からスタートすることが一つのポイントです。例えばIFRS第15号の場合は、当該取引がIFRS第15号の適用対象となる「顧客」との「契約」の定義（IFRS15.付録A）を満たしており、その「顧客との契約」は、IFRS第15号9項で記載される5つの要件³を満たしているかということを確認します。

また、当該「顧客との契約」に対して、IFRS15が適用されるのか、他の基準書が適用されるのかを検討します。例えば、リース取引や保険契約などには他の基準書が優先して適用

されることとなります（IFRS15.5）。適用する基準書を峻別するという意味では、複数の取引が一つの契約に含まれている場合は、特に留意が必要です。例えば、「機械設備のリース」とリース期間中の「機械設備の修繕・維持サービス」が一体となった契約があるとします。この場合、契約全体を一つの収益取引としてみなすのか、「リース資産の修繕・維持サービス」と「機械設備のリース」を切り分けて、前者についてはIFRS第15号、後者については、IAS第17号「リース」を其々適用するのかが検討する必要があります



ここで、全体にIFRS第15号（収益）を適用するのか、一部にIAS第17号（リース）を適用するかでは、出来上がりの会計処理は随分と異なってくるようになります。適切に基準を適用するためには、まず取引実態が何なのか（ここでは、収益なのかリースなのか）をよく分析し、各基準書の定義等に照らして、合致した基準書を適用することが重要となります。

(2) 会計単位

IFRS第15号が適用される契約が明確になったら、次に、どの単位で測定し（金額の決定）、認識するか（タイミングの決定）を検討します。これには2つの視点があります。まず、複数の

契約が1つのパッケージとして交渉されている場合や、ある契約の対価が他の契約の価格や履行に依存している場合など、複数の契約が実態として1つであることを示唆する状況であるため、複数の契約を1つにまとめて会計処理を検討するという事です（IFRS15.17）。もう一つは、1つの契約の中に複数の履行義務（契約に含まれる財・サービスを顧客に移転するという約束）が含まれている場合には、これらを区分して会計処理を検討するという事です（IFRS15.27）。

以下では後者の、1つの契約を複数の履行義務へ区分する事例をみてみます。

事例①（IFRS第15号の設例11を参考に筆者が作成）

ソフトウェア販売会社A社と顧客B社は、ソフトウェアに係る売買契約を締結する。
当該ソフトウェアの売買契約には、販売したソフトウェアのインストール・サービスも付随している。

³ (IFRS15.9) 以下の要件を満たす顧客との契約に、IFRS第15号が適用される

- 経済的実質がある
- 各当事者が契約を承認し、義務の充足を確約している
- 移転される財・サービスに関する各当事者の権利が識別可能である
- 移転される財・サービスに関する支払い条件が識別可能である
- 企業が最終的に権利を得ることとなる対価の回収可能性が高い

この事例では、1つの契約の中に、(a) ソフトウェアの販売と (b) インストール・サービスが含まれています。現行の日本の実務では、このようなケースでは両者を単一の取引として取り扱い、顧客がソフトウェアを使用可能になった時点（例えば、インストールが完了した時点）で収益を計上しているケースもあると思われます。しかし、IFRS第15号では、前述のとおり、1つの契約の中に複数の財・サービスが含まれている場合、それらを分けて会計処理すべきかどうかについて、IFRS第15号27項他に照らして考えることとなります。

(事例分析)

まず、1つ目の要件である「顧客がその財・サービスからの便益を、それ単独で、または顧客にとって容易に利用可能な他の資源と一緒にして得ることができる」について考えてみましょう。

B社は、ソフトウェアの使用からの便益を得るためには、インストールを行うことが必要不可欠ですが、このインストール・サービスが、ソフトウェアの販売会社であるA社にしか提供できないサービスなのか、B社が自社で、もしくはA社以外の他社に依頼してインストールを行うことができるのかについての検討が必要となります。通常、ソフトウェアの販売とインストール・サービスは親和性が高いので、実務上もソフトウェア販売会社がインストールまで行

うことが一般的かもしれません。当該インストール・サービスが、そのソフトウェア販売会社にしか提供できないサービスであって、かつ、インストール・サービスとソフトウェアを別個に販売してはならないような場合は、1つ目の要件を満たさないと考えられます。このような状況では、2つ目の要件については検討する必要はなく、(a) ソフトウェアの販売と (b) インストール・サービスは、1つの履行義務と判断されると考えられます。一方で、ソフトウェアの販売はライセンス契約により複数社が行っており、インストール・サービスは切り分けて提供しているケースがあるかもしれません。この場合、27項の1つ目の要件を満たすこととなりますので、さらに2つ目の要件について、29項の具体的な指標に照らして検討をします。例えば、それぞれの独立販売価格について、カスタマイズの度合いによってソフトウェアの販売価格（単価）自体は影響を大きく受けないといったような状況では、それぞれが独立した履行義務であるといえる可能性があります。一方で、契約書や見積書において、インストール・サービスの金額は明記されていないケースや顧客が使用している既存のシステムに組み込んで、インターフォースが取れるよう、ソフトウェアを大幅にカスタマイズするようなケースでは、29項の指標に該当しないため、1つの履行義務と判断されると考えられます。

(IFRS 15.27)

契約の中に含まれる財・サービスを顧客に移転する約束は、以下の両方を満たす場合に、他と区別できる（別個の履行義務）とする

- 顧客がその財・サービスからの便益を、それ単独で、または顧客にとって容易に利用可能な他の資源と一緒にして得ることができる
- かつ
- 財・サービスを顧客に移転する約束が、同一契約内の他の約束と別個に識別できる

(IFRS 15.29)

同一契約内の他の約束と別個に識別できる指標

- 企業は、契約に含まれている財・サービスを束ねるための重要なサービスを提供していない
- 財・サービスは、同一契約に含まれる他の財・サービスを著しく変更しない
- 財・サービスは、同一契約に含まれる他の約束した財・サービスとの相互依存性または相互関連性が著しく高くない

履行義務の区分にあたって、システム販売に伴う無償トレーニングサービスや、物品販売に伴う無償保証等については、特に留意が必要です。契約書上で無償であるがゆえに、別個の義務として認識するという考え方はなじみが薄いと思われるかもしれませんが、これらについてもIFRSでは、会計単位を分けるかどうか、実態に照らして慎重に検討する必要があります。また、これらのサービスが別個に認識される場合は、後ほど解説しますが、契約上、無償とされていたとしても、何らかの方法で対価を見積もる必要があります。

このように、コア原則でいう「顧客への財・サービスの移転を描写するように」というのは、取引実態を分析して収益を認識する単位を明確にし、それぞれの単位に適切な会計基準を適用していくということを含んでいます。実務を行うにあたり、運用におけるコストベネフィットを考慮することはもちろん重要ですが、安易に契約書の表面に従った会計処理をするのではなく、何に対して対価をもらっているのか、どういふ（履行）義務に対する収益なのかを分析することにより、適切に実態を表した収益認識を行うことが可能となります。

(IFRS 15.48)

取引価格を算定する際に考慮すべき要素

- 変動対価
- 収益認識累計額の制限（変動対価の場合）
- 重大な財務要素がある場合の貨幣の時間価値
- 現金以外の対価
- 顧客に支払われる対価

一点目の「変動対価」及び二点目の「収益認識累計額の制限」については、見積りが重要となってきます。見積りの方法について、前述のとおり、日本基準では、金額を合理的に見積もることが定められているのみですが、IFRSでは、例えば、変動対価については、期待値⁴または最も可能性の高い金額⁵のうち、取引価格をより適切に予測する方の金額で見積

3. ステップ3、4（取引価格の算定と履行義務への配分）－測定

(1) 取引価格の算定

次に、収益を「いくらで」計上するか、すなわち、測定について確認していきます。

現行の日本の実務では、収益の金額は、実現主義の考えの下、契約上の取引価格に合意された値引きや割戻し等を考慮した、実際に対価として受け取ることになる金額で測定するのが一般的と思われます。合意された将来の値引きや割戻し等を考慮するにあたっては、いわゆる引当の4要件（企業会計原則 注解18）に従い、金額については、合理的に見積ることが可能であることが必要です。

一方、IFRS第15号のコア原則では、収益は、「財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価（取引価格）を反映する金額」で計上するとされています。そして、「企業が権利を得ると見込んでいる対価（取引価格）」を算定する際に考慮すべき要素をIFRS第15号48項で示しています。これによると、従来の日本の会計慣行よりもIFRSの方がより厳密で、より幅広い要素を取り込んで、「取引価格」に反映することを想定しています。

とされています（IFRS 15.53）。従来の日本の実務では、最も可能性の高い金額で見積られていることが多いと思われませんが、期待値の方がより適切に予測できると考えられる場合には、それを使って見積ることになるため、両方の可能性を考慮することが必要となります。これらの見積り方法については、今後の実務の積み上げが必要と考えられます。また、変動対価

⁴ 期待値とは、可能性のある対価金額の範囲における確率加重金額の合計である。期待値は、企業が特徴の類似した多数の契約を有している場合（筆者注：例えば、一定の販売数量の達成に応じて、段階的に値引率が変動する場合）には、取引価格の適切な見積りとなり得る（IFRS 15.53）。

⁵ 最も発生の可能性の高い金額とは、可能性のある対価金額の範囲における単一の最も発生の可能性のある金額である（すなわち、契約から生じる単一の最も発生する可能性が高い結果）。最も発生の可能性の高い金額は、契約で生じ得る結果が2つしかない場合（例えば、企業が業績ボーナスを達成するかしないかのいずれかである場合）には、取引価格の適切な見積りとなり得る（IFRS 15.53）。

の見積りに際しては、取引価格に含めることができる金額は不確実性が解消した時点で重大な戻入れ（すなわち、収益計上額の重大な下方修正）が生じない可能性が“非常に高い範囲”⁶に制限されています（IFRS15.56）。

三点目の「重大な財要素がある場合の貨幣の時間価値」について、収益計上のタイミングと対価の支払いのタイミングのずれ⁷により、契約当事者のいずれかが、財務的に著しい便益を得るような場合には、対価の算定時に貨幣の時間価値を考慮する必要があります。例えば、割賦販売等で収益計上のタイミングと対価の支払いのタイミングとのずれが長期間になる場合は検討が必要になります。また、前受金のように、収益計上のタイミングよりも、対価の支払いのタイミングの方が早い場合も検討が必要になることに留意が必要です。

四点目「現金以外の対価」と五点目の「顧客に支払われる対価」についてですが、販売活動の中で、顧客に何らかの支払いが行われる場合も取引価格に反映すべきかどうか検討が必要になります。例えば、これまで販促費として、顧客に対してリベート等の何らかの支払いが行われる場合は、あまり深い検討をせずに販売費として処理しているケースがあったかもしれませんが、IFRS第15号においては、支払いの内容を分析し、顧客により提供される何らかの財またはサービスに対する対価であるか、またはリベートとして売上から控除すべきものであるかについて、取引の実質に基づき判断する必要があります。

最後の論点について、次の事例をみてみます。

事例②（「IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の影響－食品業」⁸（あずさ監査法人 2014年7月30日発行）の記載を参考に筆者が作成）

食品メーカーC社は、小売業者D社に製品を販売している。C社は様々な名目で、D社に対して販売奨励金を支払っている。その主な内容は、以下のとおりである。

- (a) 一定の販売数量の達成に応じて支払われる数量値引
- (b) D社の配送センターのコスト負担のための支払い

（事例分析）

この事例では、C社は様々な名目で、D社に対して販売奨励金を支払っていますが、まずは、それぞれの支払いについて、その目的や合理性を個別に検討する必要があります。

(a) は、一定の販売数量の達成に応じて支払われるインセンティブであることが明確であるため、リベートとして売上から控除すべき項目となります。

一方、(b) D社の配送センターのコスト負担のための支払いは、その名目から一義的にはD社が提供する配送サービスに対する対価の支払

い（販促費）に該当すると考えられますが、例えば、その支払額の算定方法が、D社への販売数量や販売金額に基づく場合等には、判断が求められます。D社が実質的に負担するコストが、D社から提供されるサービスの量（製品の梱包や運送等の販売数量）に応じて変動するようなものである場合には、販促費として処理することが適切と考えられますが、取扱高に関わらずD社のコストはほぼ一定であり、実質的に販売高に対するボリュームディスカウントであると判断される場合には、売上から控除すべき項目になる可能性があるからです。

⁶ 「非常に高い範囲」とは、ソースにより違いがあるが、一般的には80～95%の範囲内で述べられている。

⁷ 実務上の便宜として、契約開始時に収益計上のタイミングと支払のタイミングのずれが1年以内と予測される場合には、調整は不要とされている（IFRS15.63）。

⁸ <http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/Pages/ifrs-practice-issue-revenue-food.aspx>

(IFRS 15.70)

顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価には、企業が顧客（又は、顧客から企業の財若しくはサービスを購入するその他の当事者）に対し、現金、掛け、又は顧客が企業に対して負っている金額に充当することができるその他の項目の形で、対価の金額を支払ったか又は支払うと見込んでいる金額が含まれる。企業は、顧客に支払われる対価を取引価格（したがって、収益）の減額として会計処理しなければならない。ただし、顧客への支払が、顧客が企業に移転する区別できる財又はサービス（第26項から第30項で記述）との交換によるものである場合を除く。

(2) 履行義務への配分

契約全体の取引価格を算定したら、次に、算定した取引価格を個々の履行義務に配分します。

日本の実務では、1つの契約を分けて、取引の対価を個々の履行義務に配分するケースはなじみが薄く、契約上、複数の取引に分かれている場合でも、契約上の金額で按分されていることが多いと思われます。従って、契約上、無償となっていれば無償で計上されてきたかもしれませんが、IFRSでは、事実と状況に基づき、適切な価格で配分する必要があります。個々の履行義務への配分にあたって基礎となるのが、個々の財・サービスを別個に販売したときの価格（独立販売価格）になります。契約等でそれ

ぞれの財・サービスの価格が定められていたり、予め定価が設定されていたりすることもあります。常に値引き販売している場合等、状況によっては、必ずしも契約上の価格や定価が独立販売価格にならないケースもあります。

独立販売価格は、それ自体が入手可能な情報であれば、それに基づいて取引価格を配分することになります。実務上は、必ずしもそういった価格が入手できないケースがあります（むしろ、その方が多いと思われます）。その場合は、できるだけ入手可能な情報を用いて、独立販売価格を見積もることが必要になってきます。基準書では、IFRS第15号79項において、独立販売価格の見積方法が例示列挙されています。

(IFRS 15.79)

独立販売価格の見積り方法は、以下のとおりである。

➤ 調整後市場評価アプローチ

財・サービスを販売する市場を評価し、その市場の顧客が当該財・サービスに支払うであろう価格を見積もる。企業は、競業他社の価格情報を考察し、企業の特定の原価とマージンについての情報を調整する場合がある。

➤ 見積コストにマージンを加算するアプローチ

企業は、財・サービスを提供するための見積コストを予測し、適切なマージンを見積額に追加する。

➤ 残余アプローチ

取引価格の総額から契約で約束した他の財・サービスの観察可能な独立販売価格の合計を控除して、履行義務の販売価格を見積る。この方法は、企業が次の要件を満たす場合に限り使用できる。

- 同じ財・サービスを別々の顧客に対して（同時又はほぼ同時に）広い範囲の金額で販売している、または
- 財・サービスについての価格をまだ設定しておらず、当該財・サービスがこれまで独立して販売されたことがない。

残余アプローチが適用されるのは、一定の要件を満たす場合に限られていますので、実務上は、調整後市場評価アプローチ、見積コストにマージンを加算するアプローチのどちらかが適用されるケースが多いと思われます。各企業の状況や属する業界により、どちらのアプローチが適用しやすいかは異なると思われますが、この適切な運用も、今後の実務の積み上げが必要

な部分と考えられます。

このように、コア原則でいう「財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価（取引価格）を反映する金額で収益を計上する」というのは、契約上の価格や定価だけによることなく、取引実態（商慣行等を含む）を分析した上で、対価を見積もるという考え方を示しています。

4. ステップ5（履行義務の充足による収益の認識）

－認識時点

ここまで、IFRS第15号において、収益を「どのような単位で」認識するか（会計単位の問題）、また「いくらで」計上するか（測定の問題）について確認してきました。次は、収益を「いつ」「どのように」計上するか、すなわち、収益の認識時点について確認します。例えば物品の販売における収益認識時点が出荷時点なのか、着荷時点なのか、検収時点なのか、といったような論点は、IAS第18号での一般的な分析や前出のJICPA研究報告等でもかなり議論がされていますので⁹、本稿では、収益を「一時点」で認識するのか、あるいは「一定の期間」にわたって認識するのか、の判別にフォーカスして検討します。

日本基準では、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」において、建設業や造船業等における請負契約やソフトウェアの受注制作取引について、工事進行基準が適用されることが規定されています。一方IFRSでは、これまでIAS第18号「収益」において、原則として物品の販売については「一時点」、役務の提供については「一定の期間」に

わたってというように、取引の種類によって、収益を「いつ」「どのように」計上するかが定められていました。また、工事契約については、IAS第11号「工事契約」により、原則として工事進行基準を適用することとされていました¹⁰。これに対して、IFRS第15号では、従来の取り扱いに代わって、物品販売やサービス提供等の取引の種類にかかわらず適用されるべき包括的なアプローチが定められました。

ここで、再度コア原則を思い出しますと、収益は、「顧客への財・サービスの移転を描写するように」認識するとされています。つまり、収益を「いつ」「どのように」計上するかについては、物品販売だから「一時点」、役務の提供だから「一定の期間」ということではなく、それぞれの財・サービスがどのように顧客に移転していくのかを分析し、取引実態を適切に表した方法で収益の認識を行うことが必要となります¹¹。

収益を「一時点」で認識するのか、あるいは「一定の期間」にわたって認識するのかの判別について、以下で事例をみてみます。

事例③（「業種別アカウンティング・シリーズ I 4. 造船・重機械業の会計実務」（中央経済社 2010年7月20日発行）、「AZ Insight Volume 45」¹²（あずさ監査法人 2011年5月15日発行）に掲載の事例を参考に筆者が作成）

造船会社E社は、顧客F社からの注文に基づき、船舶の建造を行う。

開発期間は2年と見込まれている。

F社都合で契約を破棄する場合、それまでにかかった費用とペナルティをE社に支払うことが契約で定められている。

（事例分析）

この事例では、船舶の建造期間が2年間と長期にわたるため、開発の進捗に応じて、一定の期間にわたって収益を認識することができるかどうかE社の業績に対して大きな影響を及ぼしますので、非常に重要なポイントになります。

造船業における船舶は、一般的には1隻ごとの請負契約に基づいて製造が行われることから、工事進行基準が親和性が高いように一見考えられますが、このケースでは、IFRS第15号35項の3つ目の要件「企業の履行により企業にとって他に転用できる資産が創出されず、かつ企業が、現在

までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している」への適合性を検討していくこととなります。この要件は、「資産の転用可能性がないこと」及び「支払いを受ける強制可能な権利を有していること」で構成されています。この要件への適合性を検討するにあたっては、途中で契約が破棄された場合にどうなるかを検討すると理解しやすいと思われます。1隻ごとの請負契約に基づいて製造が行われる場合であっても、船舶の場合は、一定の仕様があらかじめ定められ、同型の船舶を建造するケースも多々あるのが事実です。すなわち、こういったケースでは、建

⁹ IAS第18号とIFRS第15号では、検討プロセスは異なるが、検討結果は類似すると考えられるため、本稿では検討を割愛する。

¹⁰ さらに、IAS第18号とIAS第11号のいずれを適用するかの判断基準として、IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」という解釈指針が設けられていた。

¹¹ 「企業は、財・サービスを顧客に移転することで履行義務を充足した時点で、または充足するに従って一定の期間にわたって、収益を認識する。財・サービスは、顧客がその支配を獲得した時点で、または獲得するに従って、移転する」(IFRS15.31)

¹² http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/kpmg-insight/Pages/azinsight_45.aspx

造中の船舶が「他に転用できる資産」と判断されることも考えられ、請負契約であった場合でも、進行基準が適用できないケースも想定されますので、慎重な検討が必要と考えられます。また、「支払いを受ける強制可能な権利」は、当該権利が、途中で契約が破棄された場合の企業の潜在的な損失のみに対する補償ではなく、その時点までに移転した財・サービスの販売価格に近似（例えば、

企業のコストに合理的なマージンを加えた額）する必要があります（IFRS15.B9）。請負契約の場合には、契約が途中で破棄される場合には、少なくともそれまでにかかった費用補填や違約金等のペナルティが支払われるケースは多いと思われませんが、これらの金額が合理的なマージンを含んでいないと考えられる場合も、進行基準が適用できないケースに該当しますので、ご留意下さい。

(IFRS15.35)

履行義務が一定期間にわたって充足するための要件

- 企業の履行につれて顧客が便益を受け、かつ同時にそれを消費する、
または
- 企業の履行につれて資産が創出または増価し、かつ資産の創出または増価につれて顧客がその資産を支配する、
または
- 企業の履行により企業にとって他に転用できる資産が創出されず、かつ企業が、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している

(IFRS15.B9)

企業は、たとえ企業による約束の不履行以外の理由で顧客が契約を終了できる場合であっても、少なくとも現在までに完了した履行に対して企業に補償することを意図した金額に対する権利を得ていなければならない。現在までに完了した履行に対する補償には、契約が解約された場合の企業の潜在的な損失のみに対する補償ではなく、現在までに移転した財又はサービスの販売価格に近似する支払（例えば、企業のコストに合理的な利益マージンを加えた額の回収）が含まれる。合理的な利益マージンに対する補償は、契約が約束通り成し遂げられるならば、期待される利益マージンに等しい必要はないが、企業は以下のどちらかの金額を得る権利を有しなければならない：

- (a) 当初の契約における期待利益マージンに、企業の履行を合理的に反映した比率を乗じた利益
- (b) もし契約上のマージンが同種の契約から稼得するリターンよりも高い場合、同種の契約における企業のコストに対する合理的なリターン（同種の契約における企業の典型的な営業マージン）

5. おわりに

本稿では、IFRS第15号に定められた収益認識モデルの5つのステップ（3つの区分）に分けて、日本の会計慣行から見て注意すべき点について解説してきました。ここで解説した以外にも、取引の実態が他社の代理人としての活動である場合は、契約額の総額ではなく、純額（手数料相当額）で収益を認識するという論点（本人か代理人かの検討）や、物品販売において履行義務の充足のタイミングがいつなのかといった論点（物品販売における出荷基準の妥当性の検討）等、すでに過去から議論になってきた重要な論点もたくさんあります。こういった論点も含めて、IFRS第15号の収益認識モデルを特定の論点に当てはめた追加的なガイダンスとして、IFRS第15号付録B適用指針が参考になりますので、ご確認下さい。

IFRS第15号の適用による各企業の収益に与える実際の影響は、個々の契約内容や従来の実務慣行に従い、過去にどのような判断をしてきたか、また、業界によっても大きく異なると思われます。収益は企業のトップラインとして、特に日本企業においては会社の規模を測る最も重要な指標の一つとして、財務諸表の利用者だけでなく経営者にとっても非常に関心が高い情報です。コア原則に示されるとおり、収益の認識にあたっては、取引実態を正確に描写することが求められており、このことは経営者が実態を正確に理解し、経営判断をする意味でも重要であると考えます。

以上

平成26年3月末決算会社(日経225銘柄)の株主総会招集通知の主な記載項目の傾向について

ディスクロージャー研究二部 研究課主任 新見 麻里子

3月決算会社における株主総会は、東京証券取引所の調査（発表）によりますと、同証券取引所上場会社のうち今年（2014年）の集中日開催（27日（金））の割合は38.7%であり、昨年（42.0%）に比べやや減少しました。また、開催割合が10%を超える日数については、昨年は集中日（27日（木））を除き3日でしたが、今年も同様に3日（24日（火）、25日（水）、26日（木））となりました。

今年3月末決算会社の招集通知に関しては法改正

等による記載事項の変更はなく昨年の記載内容の見直しやブラッシュアップ等が中心だったと思われます。その中で、日経225銘柄の招集通知のいくつかの記載項目・記載内容について調査結果をご案内します。

なお、本稿における意見にわたる部分については、筆者の私見であることを予め申し添えます。

記

1. 調査対象会社 …… 日経225銘柄のうち3月末決算会社の199社
2. 調査項目

(1) 招集通知の体裁	
①	招集通知のカラー化の採用状況
②	表紙の有無
③	INDEX（索引）の表示
④	招集通知の記載順
⑤	総会会場案内図における立体加工表示・会場写真の掲載
(2) WEB開示事項	
①	WEB開示の実施状況
②	監査の一部である旨の記載状況
(3) 狭義の招集通知	
①	招集通知発送日と総会日の間の日数
②	株主総会の受付開始時刻の記載
③	招集通知持参の依頼文の記載
④	お土産に関する記載
(4) 事業報告	
①	グラフの採用状況
②	役員報酬の決定方針の記載
(5) 株主総会参考書類	
①	社外取締役の選任状況
②	役員選任議案における新任候補者マークの表示
③	役員選任議案における候補者の写真掲載

3. 調査結果

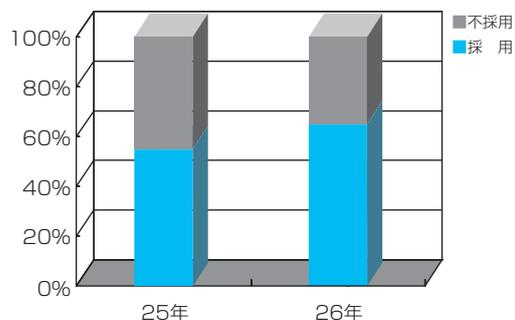
(1) 招集通知の体裁

① 招集通知のカラー化の採用状況

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
採用	129	65	55
不採用	70	35	45

カラー化を採用している会社は129社(65%)であり、昨年に比べ10ポイント増加した。

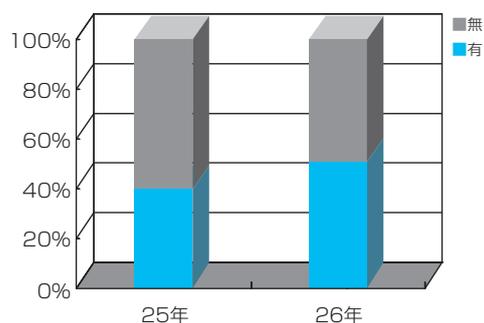
カラー化の採用状況を合冊型・分冊型別に見ると、合冊型160社のうち97社(61%)、分冊型39社のうち32社(82%)がカラー化を採用しており、分冊型での採用率が高い。



② 表紙の有無

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
有	102	51	40
無	97	49	60

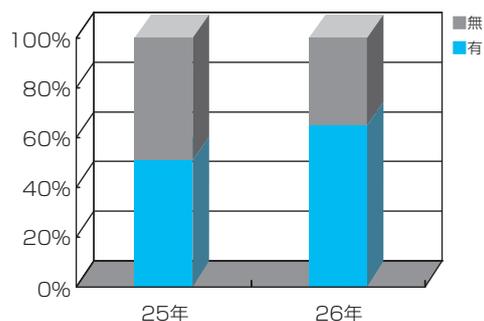
合冊型又は分冊型の狭義の招集通知に表紙を付けている会社は102社(合冊型は99社、分冊型は3社)であり、昨年に比べ11ポイント増加し、過半数を占めた。表紙の記載事項としては、証券コード、総会日、総会開催時刻、総会会場を記載する会社がそれぞれ8割を超えた。なお、102社のうち89社(87%)がカラー化を採用していた。



③ INDEX (索引) の表示

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
有	129	65	51
無	70	35	49

INDEX (索引) を付けている会社は129社(65%)であり、昨年に比べ14ポイント増加した。このうち合冊型は113社(88%)、分冊型は16社(12%)であり、カラーで作成している会社が105社(81%)であった。



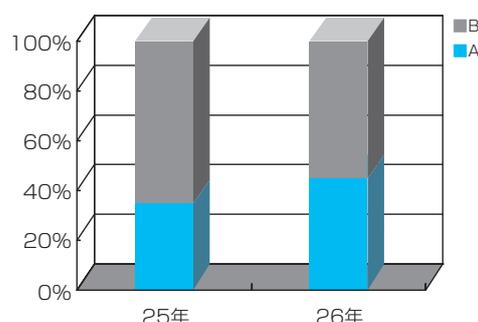
④ 招集通知の記載順

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
A	72	45	35
B	88	55	65

A：狭義の招集通知→株主総会参考書類→事業報告→計算書類（連結計算書類）

B：狭義の招集通知→事業報告→計算書類（連結計算書類）→株主総会参考書類

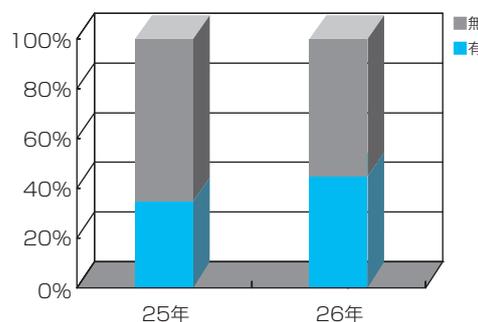
合冊型の招集通知を作成した160社のうち、狭義の招集通知の次に株主総会参考書類を記載した会社は72社（45%）であり、昨年に比べ10ポイント増加した。なお、この記載順を採用している会社72社のうち、カラーで招集通知を作成している会社は64社（89%）であった。



⑤ 総会会場案内図における立体加工表示・会場写真の掲載

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
有	96	48	33
無	103	52	67

総会会場案内図において、立体加工表示や会場写真の掲載を行っている会社は96社（48%）であった。昨年に比べ15ポイントと大幅に増加しており、約半数の会社がいずれかの工夫を施していた。



(2) WEB開示事項

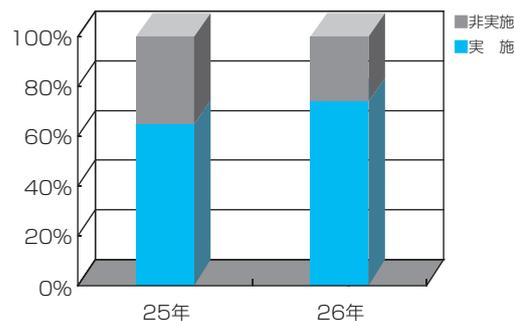
① WEB開示の実施状況

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
実施	147	74	65
非実施	52	26	35

WEB開示事項	社数
連結注記表・個別注記表	147
業務の適正を確保するための体制	15
会計監査人の状況	5
会社の支配に関する基本方針	5
その他	4
社外役員に関する事項	1

※ 複数の項目をWEB開示している会社は、各項目の社数に含めて表示している。

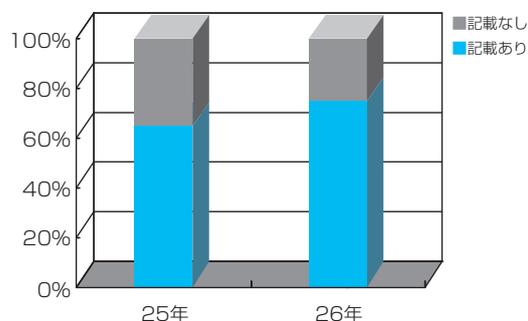
WEB開示を実施した会社は147社（74%）であり、昨年（65%）に比較して9ポイント増加した。WEB開示を実施した会社全てで「連結注記表・個別注記表」を実施しており、その次に多かったのは「業務の適正を確保するための体制」であった。



② 監査の一部である旨の記載状況

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
記載あり	110	75	65
記載なし	37	25	35

WEB開示の実施にあたって、現に株主に提供された書類が監査の一部である旨を記載した会社は110社（75%）となり、昨年（65%）に比較して10ポイント増加した。なお、110社のうち101社（92%）が会計監査人及び監査役（監査委員会）の両方について監査の一部である旨を記載しており、9社（8%）は会計監査人のみの記載であった。

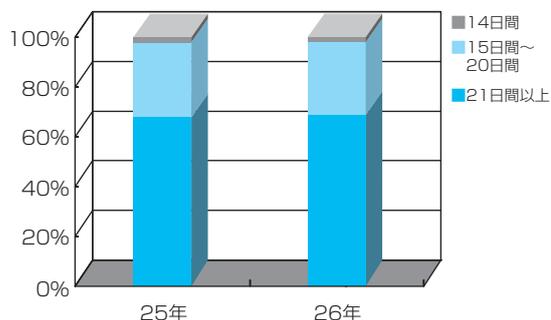


(3) 狭義の招集通知

① 招集通知発送日と総会日の間の日数

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
21日間以上（中3週間以上）	137	69	68
15日間～20日間	57	29	30
14日間（中2週間）	5	2	2

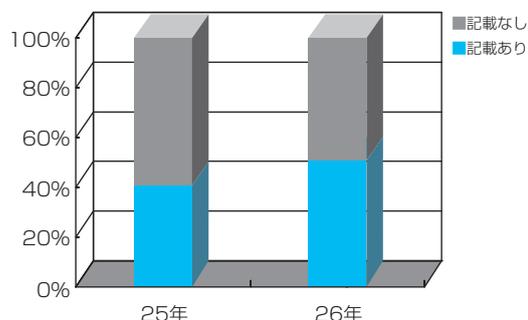
招集通知発送日と総会日の間の日数は、法定日数（会社法第299条）である14日間（中2週間）の会社が5社（2%）、21日間以上（中3週間以上）の会社が137社（69%）となり、昨年とほぼ同様の結果となった。最長日数は29日間の1社であり、21日間の会社が92社（46%）で最も多く、次いで20日間の会社で27社（14%）であった。



② 株主総会の受付開始時刻の記載

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
記載あり	101	51	41
記載なし	98	49	59

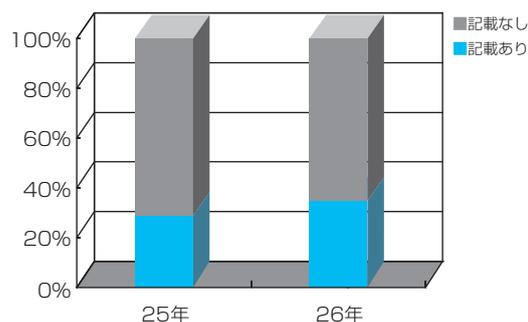
株主総会の受付開始時刻を記載している会社は101社（51%）であり、昨年（41%）に比較して10ポイント増加し、過半数を占めた。なお、受付開始時刻を総会開催時刻の1時間前に設定している会社が82社（81%）と最も多かった。



③ 招集通知持参の依頼文の記載

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
記載あり	70	35	29
記載なし	129	65	71

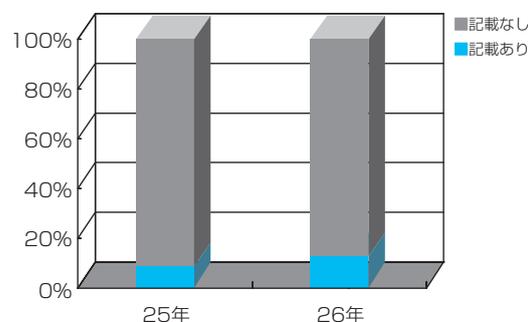
招集通知持参の依頼文を記載した会社は70社（35%）であり、昨年（29%）と比較して6ポイント増加した。持参理由としては、資源節約、議事資料としている会社が多く見受けられる。



④ お土産に関する記載

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
記載あり	25	13	9
記載なし	174	87	91

お土産に関する記載をしている会社は25社（13%）であり、昨年に比べ4ポイント増加した。記載内容は、お土産がない旨が12社、今年又は過年度からお土産を廃止した旨が3社、お土産は1人1つである旨が10社であった。なお、記載箇所は地図ページが13社（52%）と最も多かった。



(4) 事業報告

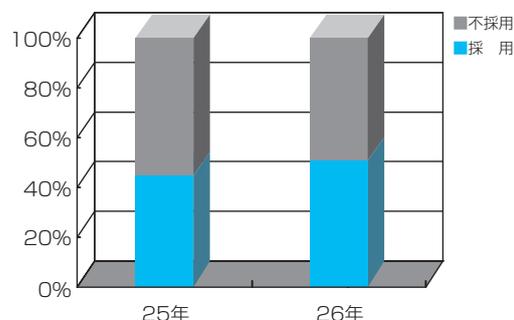
① グラフの採用状況

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
採用	102	51	45
不採用	97	49	55

グラフを採用した項目	社数	グラフを採用した項目	社数
概況文章	45	従業員の状況	1
部門別売上高	71	株式（保有者別）	42
設備投資	7	株式（所有株式数別）	3
財産及び損益の状況	58	株式（地域別）	0
主要な事業内容	1	会社役員	1
営業所及び工場	0		

※ 複数の項目で採用している会社は、各項目の社数に含めて表示している。

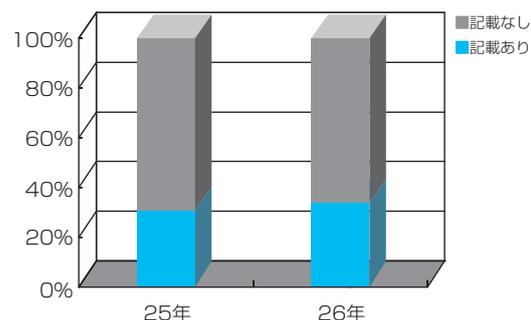
事業報告内で、文章のみではなくグラフを用いて説明している会社は102社（51%）であり、昨年（45%）に比べ6ポイント増加し、過半数となった。株主に対し視覚的に見せることで分かりやすく示すことができるように配慮されていると考えられる。



② 役員報酬の決定方針の記載

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
記載あり	64	34	31
記載なし	122	66	69

監査役会設置会社186社において、役員報酬の決定方針を記載した会社は64社（34%）であり、昨年に比べ微増となった。監査役会設置会社であれば、当該事項は法的記載事項ではないが、有価証券報告書では義務付けられていることから同様に記載している理由の1つと考えられる。



会社法

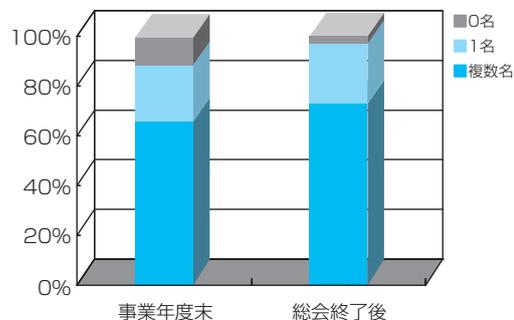
(5) 株主総会参考書類

① 社外取締役の選任状況

事業年度末の社外取締役の員数		総会後の社外取締役の員数	
0名	22社	0名	6社
1名	45社	1名	48社
複数名	132社	複数名	145社

本年の事業年度末に社外取締役がいなかった会社は22社（11%）であったのに対し、本年定時株主総会後に社外取締役がない会社は6社（3%）であった。

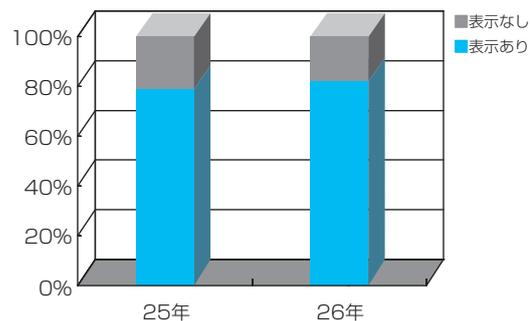
また、複数選任会社も132社（66%）から145社（73%）と増加しており、会社法や取引所規則の改正等の影響であることが考えられる。



② 役員選任議案における新任候補者マークの表示

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
表示あり	143	82	79
表示なし	31	18	21

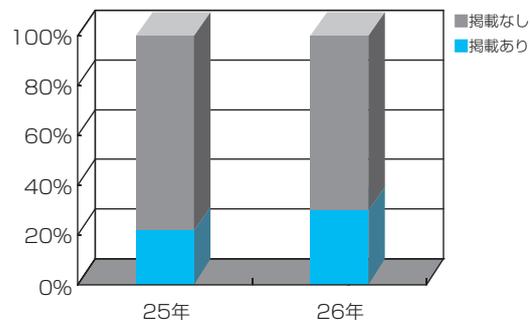
新任候補者を含む役員選任議案を上程した174社のうち、新任候補者マークを表示した会社は143社（82%）であり、昨年（79%）に比較して3ポイント増加し、8割を超えた。記載方法としては、氏名欄に※印を表示し、注記で※印が新任候補者である旨を記載する方法、氏名欄に「新任」等と付す方法などがあった。



③ 役員選任議案における候補者の写真掲載

	平成26年		平成25年
	社数	比率 (%)	比率 (%)
掲載あり	58	30	22
掲載なし	136	70	78

役員選任議案を上程した194社のうち、候補者の顔写真を掲載した会社は58社（30%）であり、昨年（22%）に比べ8ポイント増加した。なお、58社のうち54社は招集通知をカラーで作成していた。



以上

平成26年会社法改正とコーポレート・ガバナンスに関連する制度等の動向

総合ディスクロージャー研究所客員研究員・公認会計士 和久 友子

1. はじめに

2014年（平成26年）6月20日に国会で改正会社法が成立した。施行期日は2015年4月又は5月頃を目途としている¹。平成26年改正会社法では、大きく分けてコーポレート・ガバナンスの強化及び親子会社に関する規律等の整備の二つを目的として多岐にわたる改正が行われているが、本稿では、社外取締役の選任の促進及び新しい機関設計である監査等委員会設置会社制度に関する改正事項を解説するとともに、コーポレート・ガバナンスに関連する制度等の動向を紹介する。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解である。

2. 社外取締役選任の促進

(1) 平成26年会社法改正事項

平成26年会社法改正では社外取締役の選任の義務付けについては見送られたものの、“comply or explain”（遵守せよ、そうでなければ説明せよ）の考え方に倣った規律が導入された。“explain”は、具体的には事業年度の末日において公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合に「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明を課すものであるが、以下の3つの方法での説明が必要である（②及び③は今後改正される会社法施行規則に盛り込まれる予定）。

- ① 当該事業年度に関する定時株主総会で説明すること（会社法327条の2）。
- ② 事業報告の記載事項とすること。
 - ・個々の株式会社の各事業年度における事情に応じて記載しなければならないこと。
 - ・社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

③ 社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類の記載事項とすること。

- ・「相当でない理由」は、個々の株式会社の当該時点における事情に応じて記載しなければならないこと。
- ・社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

このように「社外取締役を置かないことが相当な理由」ではなく、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明が必要とされており、「置かない理由」あるいは「必要でない理由」というだけでは足りず、社外取締役を置くことがかえってマイナスの影響を及ぼすような事情を説明する必要があるとされている²。

来年4月又は5月に改正会社法が施行されるのであれば、特段の経過措置は設けられていないことから、その後開催される株主総会の対象事業年度末日時点で社外取締役を選任していなければ、説明義務が課されることとなる。

また、改正法の附則として、政府は、法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされている（改正法附則25条）。このため、施行後2年後の状況によっては、社外取締役の設置が義務付けられる可能性がある。

¹ 坂本ほか（2014年）『旬刊商事法務』2040号。

² 岩原ほか（2014年）『旬刊商事法務』2040号、坂本発言。

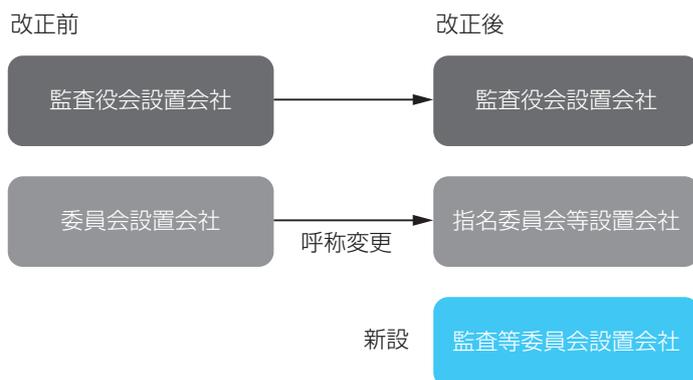
3. 監査等委員会設置会社制度の新設

(1) 平成26年改正会社法改正事項

株式会社の機関設計として、「監査等委員会設置会社」が新設された。監査等委員会設置会社とは、定款の定めによって、監査等委員会を置く株式会社をいう（会社法2条11の2号）。なお、要綱では「監査・監督委員会設置会社（仮

称）」とされていたが、改正法では「監査等委員会設置会社」と呼称が変更された。また、「監査等委員会設置会社」と明確に区別する観点から、従来の「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に呼称が変更され、指名委員会等とは、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会とされた（会社法2条12号）。

（図表1）機関設計の選択肢等の変更



この新たな機関設計は、社外取締役の機能を活用するために設けられたものである。監査役会設置会社については、少なくとも2人の社外監査役（会社法335条3項）に加えて社外取締役も選任することに重複感・負担感がある。また、指名委員会等設置会社については、指名・報酬・監査の三委員会をセットで置かなければならず、特に指名委員会を置くことに対する経営者の抵抗感から、採用数が低調にとどまっている。

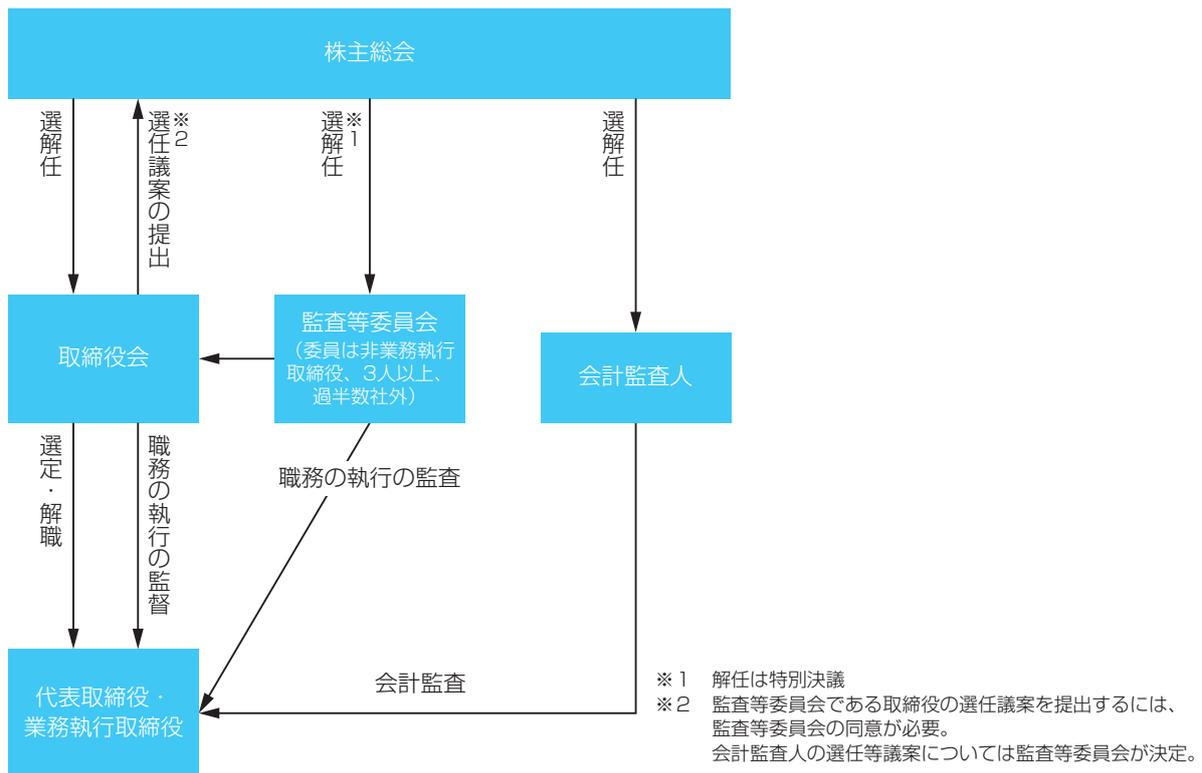
監査等委員会は、ある部分については監査役会設置会社の規律、また別のある部分については指名委員会等設置会社の規律に倣ったものとなっているが、後述するように監査等委員会設置会社独自の規律もいくつか設けられている。このことから、監査等委員会制度は、監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社と並列に位置付けられる組織形態であるといえる。

監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人の設置が義務付けられる（会社法327条1項3号、5項）。監査役は置いてはならない（会社

法327条4項）。指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない（会社法327条6項、すなわち、監査等委員会設置会社は、三委員会を置いてはならない）。業務執行は、代表取締役又は業務執行取締役（会社法363条1項各号）が行うとされ、執行役は置かれない（会社法402条1項）。

また、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して、監査役会設置会社と同様に、株主総会決議によって選任するものとされる（会社法329条2項、株主総会選任型）。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行う（会社法399条の2第3項1号）。監査等委員会は監査等委員3人以上で組織するものとされる（会社法331条6項）。監査等委員は、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様、取締役でなければならず（会社法399の2第2項）、かつ、その過半数は社外取締役でなければならず（会社法331条6項）、監査等委員会設置会社の業務執行取締役等を兼ねることができない（会社法331条3項）。

(図表2) 監査等委員会設置会社



このほか、監査等委員である取締役の任期は、2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）であり、短縮することはできない（会社法332条4項・1項）。監査役（監査委員）の任期の4年（会社法336条1項）より短く、指名委員会等設置会社の監査委員の任期の1年（会社法332条6項）より長い。監査等委員以外の取締役の任期は1年とされる（会社法332条3項・4項）。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役とは別に定款又は株主総会の決議によって定めることとされている（会社法361条2項、1項）。

常勤の監査等委員は義務付けられておらず、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を利用するという考え方がとられている。なお、要綱で示されていた常勤の監査・監督委員の有無等を事業報告の内容とすることについては、今後当該規定を盛り込んだ会社法施行規則の改正が予想される。

また、監査等委員会及び各監査等委員は、それぞれ指名委員会等設置会社の監査委員会及び各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとされている（会社法399条の3～399条の7）。これに加え、監査等委員会が選定す

る監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選解任又は辞任、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができるとされている（会社法342条の2第4項、361条6項、399条の2第3項3号）。これは、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会に準ずる機能を監査等委員会が担うようにするために設けられた措置である。取締役（監査等委員である取締役を除く）との利益相反取引等について、監査等委員会が承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（会社法423条3項）が適用されない（会社法423条4項）といったメリットもある。

さらに、監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないものとされている（会社法399条の13第4項）。ただし、次のいずれかの場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項（会社法416条4項各号）に概ね相当する事項を除く）の決定を、取締役会に委任することができる（会社法399条の13第4項～6項）。

- ① 取締役の過半数が社外取締役である場合
 - ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合
- 監査役制度は、業務執行に関与することによる自己監査リスクを回避するため、業務執行と距離を置くことにより独立性を確保して監査機能を果たすという点に重きがあるところ、監査等委員会制度は、経営者の選定等に関する通じて監督機能を果たすことが重視されている。

4. コーポレート・ガバナンスに関連する制度等の動向

(1) 上場規程の改定

社外取締役選任を巡っては、会社法改正の要綱の附帯決議において「上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要があるとされたことを受け、2014年2月10日付上場規程の改定により、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保する努力義務が課された（上場規程445条の4）。ここで、取締役である独立役員であるため、社外取締役であるだけでは足りないことに留意が必要である。

こうした取引所規則の改正もあり、東京証券取引所では（図表3）のとおり、社外取締役の選任比率が上昇しており、特に市場第一部会社の増加が顕著であることがわかる。

（図表3）社外取締役の選任会社数

集計対象	社数	社外取締役選任		独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	1,813社	1,345社	74.2%	1,106社	61.0%
		(+253社)	(+11.9%)	(+285社)	(+14.1%)
市場第二部	544社	304社	55.9%	166社	30.5%
		(+40社)	(+9.6%)	(+63社)	(+12.4%)
マザーズ	189社	128社	67.7%	69社	36.5%
		(+8社)	(+2.5%)	(+8社)	(+3.3%)
JASDAQ	862社	417社	48.4%	237社	27.5%
		(+53社)	(+7.4%)	(+75社)	(+9.3%)
全上場会社	3,408社	2,194社	64.4%	1,578社	46.3%
		(+354社)	(+10.2%)	(+431社)	(+12.5%)
JPX日経 インデックス400	400社	342社	85.5%	306社	76.5%

※括弧内は昨年比。

（出典）株式会社東京証券取引所（2014年7月25日）「東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>」より抜粋。

(2) 機関投資家の議決権行使の状況

機関投資家の議決権行使については、助言機関の動向についても注目される。例えば、ISS (Institutional Shareholder Services Inc.) は、社外取締役が1人もいない場合における経営トップである取締役選任議案に反対するとし³、グラス・ルイスは、取締役会に2名と取締役会の20%の員数のいずれか多多数の独立取締役が在任しない場合は取締役会長（会長が不在の場合は社長）の選任議案に反対を推奨するとしている⁴。

また、本年2月27日に公表された日本版スチュワードシップ・コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものであるが、本コードを受入れ表明した機関投資家は本年8月末現在で160機関となっている⁵。こうした機関投資家の議決権行使基準の見直し等の動きについても留意が必要である。

(3) 社外役員等の役割とサポート体制の在り方

社外取締役の選任は進んでいるものの、その役割は必ずしも明確ではない。このため、経済産業省のコーポレート・ガバナンスの在り方に関する研究会は、社外役員等に関するベスト・プラクティスとそこから得られる示唆をベースに非業務執行役員に期待される役割とサポート体制の在り方について整理し、そのサマリーをガイドラインとしてとりまとめている⁶。

(4) コーポレートガバナンス・コードの策定

政府の成長戦略では、各企業が、社外取締役の積極的な活用を具体的に経営戦略の進化に結びつけていくとともに、具体的にどのような価値創造を行い、どのようにして「稼ぐ力」を強化してグローバル競争に打ち勝とうとしているのか、その方針を明確に指し示し、投資家との対話を積極化していく必要があるとしている。そして、持続的成長に向けた企業の自律的な取組を促すため、コーポレートガバナンス・コードを策定するとしている。東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うようコーポレートガバナンス・コードを策定することを支援するとしている。新コードについては、comply or explainルールを東証上場規則に明記するとしている。

これを受け、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議における議論が本年8月より開始した。コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレート・ガバナンスに関する既存のルール・ガイダンス等や「OECDコーポレートガバナンス原則」を踏まえ、我が国企業の実情等にも扱い、国際的にも評価が得られるものとするとしており、どのような内容になるのかが注目される。なお、自民党・日本経済再生本部の「日本再生ビジョン」によれば、(図表4)のようなコード案が提案されている。

³ ISS (2014年)。

⁴ ナオミ ストラウド (2014年)。

⁵ 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140902-1.html>)。

⁶ 経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会 (2014年a)、(2014年b)。

(図表4) 自由民主党の日本再生ビジョンにおけるコーポレートガバナンス・コード案

項目	コード案
独立社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> 上場株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも2名以上確保することとする。 取締役である独立役員を少なくとも2名以上確保しない場合、当該事業年度に関する定時株主総会において、取締役である独立役員を少なくとも2名以上置くことが相当でない理由を説明しなければならない。
株主のボイス	<ul style="list-style-type: none"> 企業価値を持続的に高めて企業の成長を促すため、株主は責任ある権利行使を行うべき。具体的には、株主は、議決権行使などの行使にあたり、 <ul style="list-style-type: none"> 取締役が責務を果たすことを確保するため、その選任に当たり、候補者の適格性、独立性につき精査すること。 企業の生産性向上のための投資と、株主への還元とを、中長期的な企業の成長を促すとの観点から、高い次元でバランスを取った決定を行うこと。 上場株券の発行者は、そのために必要となる情報の十分な開示を行うこと。 特に、機関投資家は、企業の経営陣などとの積極的な対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託責任を果たすための原則（「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、投票方針や投票結果の開示を行うこと。
株式持ち合い	<ul style="list-style-type: none"> 政策保有目的でのいわゆる株式の持ち合いは、利潤の追求、株主への利益還元、株主一般との潜在的な利益相反などの点で適切なガバナンスを確保することに支障を生じさせかねない。従って、こうした政策保有目的での株式の持ち合いは、合理的な理由がない限り、極力縮小するべきである。 政策保有目的の株式を保有している場合は、具体的な政策目的に加えて、当該保有目的の合理性（銀行が破たん懸念先に再生のための新規資金割り当てを行うことや、必要に応じ債権の株式転換を行うなど、いわゆるDIP状態にあつて、企業価値を高めるため資本充実を図る必要性がある等）を説明しなければならない。

(出典) 自民党・日本再生経済本部「日本再生ビジョン」に基づき筆者作成

5. おわりに

会社法改正とそれに関連する制度等の動向により社外取締役の選任企業は確実に増えるものと予想される。ただし、諸外国では過半数の独立取締役を選任する企業が一定程度存在すること⁷を踏まえると、社外取締役を1人しか選任していない企業については、自民党の日本再生ビジョンにおけるコード案(図表4)にもあるように、取締役である独立役員の複数選任の検討も視野に入ってくるものと考えられる。このため、独立した社外取締役に期待する役割とサポート体制を考慮し、適切な人材を確保することが肝要である。

また、新しい機関設計である監査等委員会設置会社の移行を検討している企業はあろうが、現段階でどの程度の企業が移行するかについては不透明である。とはいえ、(図表3)のとおり、依然として35.6%の上場企業は社外取締役を選任していない状況にある。これらの企業の中には、社外監査役を

含む社外役員の人員数を増やすことを避けるため⁸、監査等委員会設置会社への移行を選択するところも出てくるものと推測される。監査等委員会制度への移行を検討する場合、こうした観点のほか、監査役制度と比べ海外の機関投資家の理解が得やすいこと等についても考慮要素となろう。もっとも監査等委員会設置会社では、監査役会設置会社に比べ、監査等委員が常勤であることが求められていないことや任期が2年で短いことから、ガバナンスが後退するのではないかとの指摘もある。監査等委員会設置会社への移行に当たっては、そういった懸念を招かないような運用面の配慮も必要ではないかと思われる。

さらに、複数の独立社外取締役の選任等をすでに行っている企業でも、今後策定されるであろうコーポレートガバナンス・コードは、我が国企業の実情等にも扱い、国際的にも評価が得られるものとなる

⁷ 石田(2014年)、[図表2] 取締役会の独立性世界比較。

⁸ 監査役会の半数以上が社外、監査等委員の過半数が社外とされているため、例えば監査役が3名の企業が監査等委員を3名とする監査等委員会設置会社に移行する場合、移行後の社外役員の人員は変わらないことになる。

ことから、これに基づきコーポレート・ガバナンスの方針を明確にし、コードへのcomply or explainを行うことで投資家との対話を促進していくことが求められる。

改正会社法とコーポレート・ガバナンスに関連する制度等の趣旨が広く理解されることで、我が国企業のコーポレート・ガバナンスが強化され、持続的成長につながることを期待したい。

(参考文献)

ISS (2014年)「2014年日本向け議決権行使助言基準 (概要)」

(http://www.issgovernance.com/file/2014_Policies/2014ISSJapanGuidelinesSummary_Japanese.pdf)。

石田猛行 (2014年)「二〇一四年ISS議決権行使助言方針」『旬刊商事法務』2026号。

岩原紳作=坂本三郎=三島一弥=斎藤誠=仁科秀隆 (2014年)「座談会 改正会社法の意義と今後の課題〔上〕」『旬刊商事法務』2040号。

金融庁日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会 (2014年)『「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~』(<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf>)。

経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会 (2014年a)「社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制に関する中間とりまとめ」(<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140630002/20140630002A.pdf>)。

経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会 (2014年b)「社外役員等に関するガイドライン」(<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140630002/20140630002B.pdf>)。

坂本三郎=高木弘明=宮崎雅之=内田修平=塚本英巨=辰巳都=渡辺邦広 (2014年)「平成二六年改正会社法の解説〔I〕」『旬刊商事法務』2040号。

首相官邸「『日本再興戦略』改定2014~未来への挑戦~」(2014年)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>)。

ナオミ ストラウド (2013年)「2013年総会シーズンへ向けたグラス・ルイス議決権行使助言方針」『旬刊商事法務』1994号。

公認会計士である監査役の責任を認めた裁判例の検討

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 弁護士 六川 浩明

(東海大学大学院実務法学研究科教授)

第1 事例

S社は、平成16年にジャスダックに上場したが、平成19年に発生したサブプライムローン問題の影響を受け、平成21年3月期には約7億5,000万円の債務超過に陥り、平成22年3月までに債務超過の状態を解消しなければ、上場廃止になるおそれがあった。S社は、平成21年6月、Cを割当先とする新株予約権の第三者割当発行を取締役会で決議し、同年8月にCから新株予約権の行使にかかる払込金として3,000万円の振込を受けた。S社の有価証券届出書の記載によれば、当該払込金の使途は、販売用不動産の取得および社債の償還とされていたが、代表取締役であったAは、監査役Bが意見書を提出して、適法性・妥当性に重大な疑問を呈し、取締役の善管注意義務違反や特別背任罪のおそれを指摘して反対するなか、同月17日開催の取締役会において、Cに対する3,000万円の貸付を行う旨を承認可決させ、上記払込金を原資として同貸付を実行した。また、Aは、その他のいくつかの任務懈怠行為を行った。

第2 この事例について、大阪地方裁判所判決平成25年12月26日（金融商事判例2014年3月1日号）は、次のように述べ、監査役の任務懈怠責任を肯定した。本判決においては、上場会社の監査役が、任務懈怠行為を繰り返す代表取締役に対し、業務監査権限の一環として、将来反復して起こり得る任務懈怠行為を予見できたことを前提とし、いかなる「勧告」義務を負うかについて詳述している判決であり、実務上非常に参考になる裁判例であると思われる。

1. 取締役のリスク管理体制構築義務

取締役らは、代表取締役Aによる約束手形の振出しを防止するリスク管理体制のほか、会社の手元に資金がある場合にはその資金流出を防止するリスク管理体制を構築する義務がある。

代表取締役Aの各行為は、いずれも善管注意義務及び忠実義務に違反し、S社に対する任務懈怠にあたるのであって、代表取締役Aは、遅くとも、平成

21年8月ころから、これらの任務懈怠行為を繰り返しており、平成22年9月ころからは、さらにエスカレートさせ、取締役会及び監査役会をないがしろにして行動していたといえるのであって、これらの一連の任務懈怠行為は、いずれもS社がジャスダック上場廃止になることを回避するために行われたものであると推認されるとしても、代表取締役Aは、そのために、S社の手元に資金がない場合には、支払原因が不明な約束手形等を振り出して資金を調達し、新株予約権の払込金等によりS社の手元に資金がある場合には、使途不明の出金を行うなど、代表取締役としての任務に懈怠する行為を繰り返していたと認められるのであるから、S社の財務状況や代表取締役Aによる任務懈怠行為の反復を十分に認識していた取締役らとしては、S社の財務状況を著しく悪化させる、代表取締役Aの約束手形の振出しや使途不明の出金を防止しうるだけのリスク管理体制を構築しなければならないと認められる。

2. 監査役の監視義務

監査役は、取締役に対する業務監査権限に基づく善管注意義務の一環として、取締役がリスク管理体制を構築する義務を果たしているか、構築したリスク管理体制が妥当なものであるかどうかについて監視することが義務付けられている。そして監査役は、会社において、リスク管理体制が構築されていない場合や、これが構築されているとしても不十分なものである場合には、取締役に対して、適切なリスク管理体制の構築を「勧告」すべき義務を負う。

3. 監査役Bの善管注意義務違反の有無

公認会計士である監査役Bは、取締役会において報告を受けるなどして、会社の財務状況や代表取締役Aの任務懈怠行為の反復について十分に認識していたと認められる。

代表取締役Aが、S社の手元に資金がない場合には、支払原因が不明な約束手形等を振り出して資金を調達し、S社の手元に資金がある場合には、使途不明の出金を行うことを繰り返しており、今後もこれらの任務懈怠行為が繰り返されるおそれがある

ことを予見できたといえる。

とりわけS社では、平成22年12月29日に、本件募集株式の発行による払込金として多額の現金が入金されることとなっていたのであるから、監査役Bとしては、遅くとも平成22年12月7日開催の定時取締役会の時点で、代表取締役Aが同払込金を不当に流出させるおそれがあることを予見できたといえ、取締役会に対し、直ちに、代表取締役Aによる資金流出を防止するためのリスク管理体制（例えば代表取締役A単独の指示では金庫からの出金をしないよう経営管理本部長及び出納責任者に指示する等）を直ちに構築するよう「勧告」すべきであった。しかるに、監査役Bは、代表取締役Aら取締役に対し、本件貸付行為等に疑義がある旨の意見と、それが容れられない場合に監査役Bが辞任することも考えている旨の表明はしたものの、その「勧告」をしなかったのであるから、監査役Bには善管注意義務の違反があるというべきである。

また、監査役Bが再三に亘り、代表取締役Aの行為が不適切であることを指摘したにもかかわらず、それが受け入れられなかったことが繰り返されたという状況に鑑みると、監査役Bには、リスク管理体制構築義務違反に係る「勧告」義務にとどまらず、代表取締役の解職及び取締役解任決議を目的事項とする臨時株主総会を招集することを「勧告」すべき義務もあったと認められる。取締役会をないがしろにして会社財産を違法ないし不当に流出させる行為が繰り返される以上、それを防止する措置（代表取締役Aの解職ないし解任の「勧告」）を監査役Bがなすべきことは当然である。また、監査役Bがそのような「勧告」をすれば、事実上にして、代表取締役を掣肘する効果が期待できるものである。

4. 訴訟における監査役監査規程の意義

S社においては監査役監査規程が制定されており、取締役の職務の執行の監査、取締役会の意思決定の監査、内部統制システムに係る監査に関して、「必要があると認めるときは監査役は取締役に対して助言もしくは勧告をしなければならない旨の定めが置かれていた。その内容は、日本監査役協会が制定・改定する監査役監査基準と同じものであった。

本判決は、解職・解任の勧告義務に関する判示部分において、代表取締役Aが監査役Bの勧告に従って行動した可能性が高くなかったとしても、自社の監査役監査規程に明示されている職務をしない理由にはならないと述べている。

最近、日本監査役協会の監査役監査基準が、裁判において監査役の責任を判断する際に考慮される事案が登場している（東京地判平成25年10月25日）。

同基準は、ベストプラクティスを含むものであり、監査役が遵守すべきあらゆる規範を定めたものではないから、同基準に準拠しないことにより、直ちに監査役の法的責任が関われるものではないと考えられる。もっとも、同基準を「自社」の基準としてそのまま採択した場合や、同基準を参考にして「自社」の監査役監査基準として制定した場合、その「自社の」監査基準に従って監査を遂行する義務を負うこととなると考えられる。

第3 上記大阪地判平成25年12月26日では、S社がその代表取締役であったAのワンマン会社であったとしても、Bらに代表取締役Aの違法行為に対する監視義務違反といった任務懈怠が認められることを前提に、Bら監査役についても、代表取締役Aの違法行為を防止することが可能であったのに、これを防止しなかった任務懈怠が認められるとしたものである。

監査役の会社に対する任務懈怠の責任については、農業協同組合の監事の同組合に対する任務懈怠の責任を認めた最判平成21・11・27がある。同判決は、「農業協同組合の代表理事が、補助金の交付を受けることにより同組合の資金的負担のない形で堆肥センター建設事業を進めることにつき理事会の承認を得たにもかかわらず、補助金の交付申請につき理事会に虚偽の報告をするなどして同組合の費用負担の下で同事業を進めた場合において、代表理事が、(1) 理事会において、それまでの説明に出ていなかった補助金の交付申請先に言及しながら、その申請先や申請内容について具体的な説明をすることなく、補助金の受領見込みについてあいまいな説明に終始した上、(2) その後の理事会においても、補助金が入らない限り同事業に着手しない旨を繰り返し述べていながら、補助金の受領見込みを明らかにしないまま、同組合の資金の立替えによる建設用地の取得を提案したなどの事実関係の下においては、代表理事に対し、補助金の受領見込みに関する資料の提出を求めるなどして、建設資金の調達方法を開査、確認することなく、同事業が進められるのを放置した同組合の監事は、その任務を怠ったものというべきである」と判示する。

本件大阪地判平成25年12月26日は、最判平成21年11月27日の流れを汲んだ判決であり、会社のリスク管理体制構築に関して監査役がどのような役割を果たすべきであるかについて、具体的事実関係を踏まえて詳細に検討した判決であると思われる。監査役の善管注意義務違反責任が今後さらに厳しく認定されていくものと思われる。

会社法コラム第3回

会社法改正とコーポレートガバナンスの行方

鳥飼総合法律事務所 パートナー弁護士 福崎 剛志

1. 改正会社法の成立

平成26年6月20日、漸く改正会社法が可決、成立した。会社法改正の要綱案は、平成24年9月に決定されていたが、政権交代の影響により法案提出が遅れた上、非嫡出子の相続分に係る民法改正など重要法案の審議とも重なり、審議においても時間を要することになった。

今回の改正の主要なポイントは、①コーポレートガバナンスに関する改正と②親子会社法制に関する改正の2点である。まず、①コーポレートガバナンスに関する改正内容としては、i) 社外取締役の選任の義務化の是非、ii) 社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し、iii) 監査等委員会設置会社制度の創設がそれぞれ議論され、i) については義務化までは見送られたが、ii) 及びiii) についてはそれぞれ法改正がなされた。また、②親子会社に関する規制の改正として、親会社の株主が子会社の取締役に対する株主代表訴訟の提起を認める、i) 多重代表訴訟制度が法制化された。

今回の会社法改正は、平成16年の会社法制定時に積み残された課題とされていた親子会社に関する法制を整備することが主要なテーマとされていたものである。ところが、その後にはオリンパス事件や大王製紙事件など、日本を代表する企業において不祥事が発生し、日本企業のコーポレートガバナンスの在り方に関する議論が白熱し、結果として、コーポレートガバナンスに関する重要な改正がなされることとなった。

では、今回の会社法改正は、我が国企業のコーポレートガバナンスにどのような影響を与えるだろうか。まず、コーポレートガバナンスに関する改正内容を概観した上で、今後の実務動向について触れたい。

2. 社外取締役選任の義務化の是非

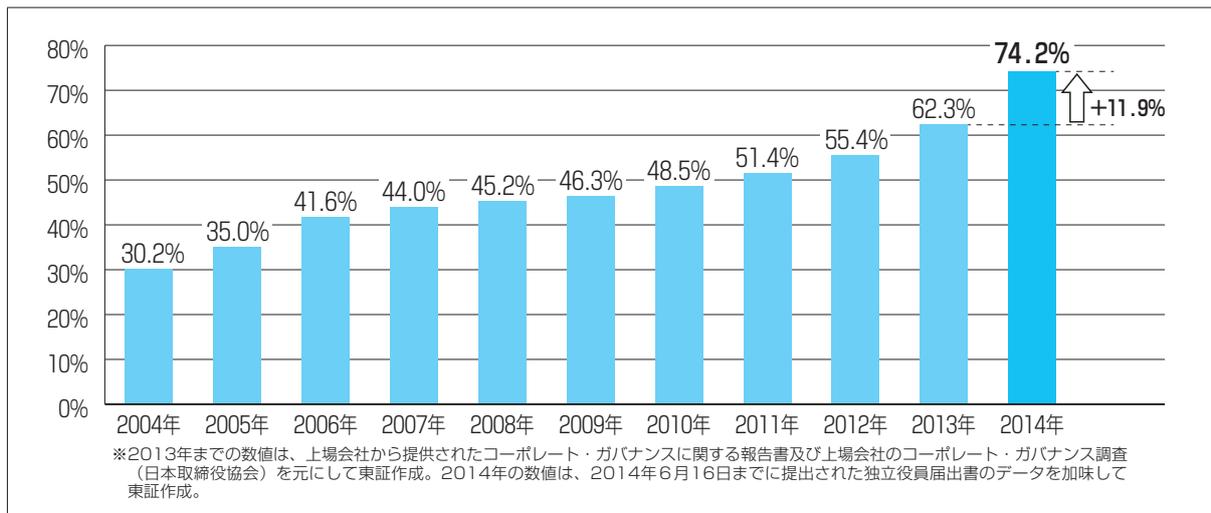
まず、今回の会社法改正では、社外取締役の選任の義務化が正面から議論された。社外取締役の必要性は相当前から議論されていたことであるが、法制審議会で初めて正面から義務化が議論された

ことには大きな意義があったと言える。結果として、社外取締役の選任を会社法で義務付けること自体は見送られたが、英国流の「Comply or explain (遵守せよ、さもなくば説明せよ。)」の考え方に倣った制度が導入された。すなわち、有価証券報告書の提出義務を負う会社が、社外取締役を置いていない場合、取締役は当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないとされた。加えて、法務省令において、事業報告書や取締役選任議案を上程する際の参考書類にも同様の記載が求められる予定である。

改正会社法は、有価証券報告書の提出義務を負う会社は、社外取締役を選任することが望ましいとの前提に立った上で、仮に選任しないのであれば「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することを求めており、その説明は容易ではない。例えば、これまで社外取締役を選任しない理由として、社外の意見は取締役会に出席している社外監査役を通じて十分に反映されていることから、さらに加えて、社外取締役を選任する必要はない、との説明をしていた会社も多いと思うが、これでは「社外取締役を置かない理由」あるいは「社外取締役を必要としない理由」でしかなく、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明としては足りないと考えられている。改正会社法は、社外取締役を設置することにより、逆にマイナスの影響を及ぼすようなことを説明することを求めている、とされている。なお、このような説明義務は、改正会社法が来年4月あるは5月に施行された場合、来年6月総会から適用される。

改正会社法では、このように英国流の「Comply or explain (遵守せよ、さもなくば説明せよ。)」の考え方に倣った制度を利用して、社外取締役の選任を促そうとしている。実際に、このような会社法改正等の動向を踏まえ、平成26年度の株主総会においては、以下のグラフのように、社外取締役を選任する企業が大幅に増えている。

【社外取締役選任上場会社（市場第一部）の比率推移】



（株式会社東京証券取引所「東証上場企業における社外取締役の選任状況<速報>」より）

では、「社外取締役を置くことが相当でない理由」としてはどのような内容の説明をすれば良いのであろうか。難しい問題ではあるが、例えば、不適任な者を急いで選任すると逆に企業価値を損ねる、などの説明が考えられるであろう。しかし、そのような説明を毎年繰り返して行うことは困難であろう。いくら社外取締役になり得る人材が少ないとしても、何年探しても適任者が見つからないということは考え難いからである。そのような点を踏まえると、社外取締役の選任率は今後さらに高まっていくと予想される。

なお改正会社法の附則として、政府は、法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるとしている。今回の会社法改正の議論では、義務化すべきとの主張も有力になされていた。それに加えて、社外取締役の選任率が更に高まれば義務化へと進む可能性も十分にあり得ると考えられる。

3. 社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し

このように社外取締役の選任が英国流の「Comply or explain（遵守せよ、さもなければ説明せよ）」の考え方に倣った制度に基づき促されると共に、社外取締役及び社外監査役の社外性の要件も見直されている。

(1) 社外性の要件の厳格化

まず、社外取締役や社外監査役に期待される役割としては、経営者から独立した立場で、経営者の業務執行の適法性・妥当性を監督するという役割がある。ところが、社外取締役や社外監査役が、親会社や兄弟会社から派遣された者であったり、経営者などの近親者である場合には、経営者から独立してその業務を監督ということが期待できなくなる。

そこで、改正会社法では、社外取締役及び社外監査役の社外性の要件として、①親会社等の関係者でないこと、②兄弟会社の関係者でないこと、③株式会社の関係者の近親者でないこと、が要件として加えられた。具体的には、今回の要件の厳格化で社外性の要件を充足しなくなる類型は以下のとおりである。

<新たに社外性の要件を満たさなくなる者の類型>

親会社	取締役、執行役、使用人
兄弟会社	業務執行取締役、執行役、使用人
近親者	自社の取締役、執行役、支配人、その他の重要な使用人の配偶者及び2親等内の親族

(2) 社外性の要件の緩和

現行法では、過去に一度でも自社または子会社の業務執行取締役等であった場合、社外取締役・社外監査役の要件を充足しない。しかし、仮に過去の一時点において、経営者の指揮命令系統に属することがあったとしても、一定期間を経過した

後は、人的な関係も薄まっていると考えられ、現在の経営者から独立した地位を得ていることが多いと考えられる。そこで、改正法では、社外性の過去要件を10年に緩和した。すなわち、社外役員に就任する前10年間株式会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人であったことがない者であれば、社外性の要件を充足することになった。

(3) 実務的影響

社外取締役・社外監査役の要件の見直しについては、改正法施行時に直ちに社外要件を失う者が出ないよう、現に社外取締役・社外監査役を置く株式会社については、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、なお従前の例によるとの経過措置が設けられている。仮に、改正会社法が平成27年4月あるいは5月に施行された場合、3月決算の会社では平成28年6月の定時株主総会までは、現在の社外取締役が改正によって要件を充足しなくなったとしても、その地位が失われることはない。

なお、企業グループの子会社の社外監査役に関しては、親会社の経理部の社員が務めることが多いが、そのような場合も社外性を満たさなくなる。

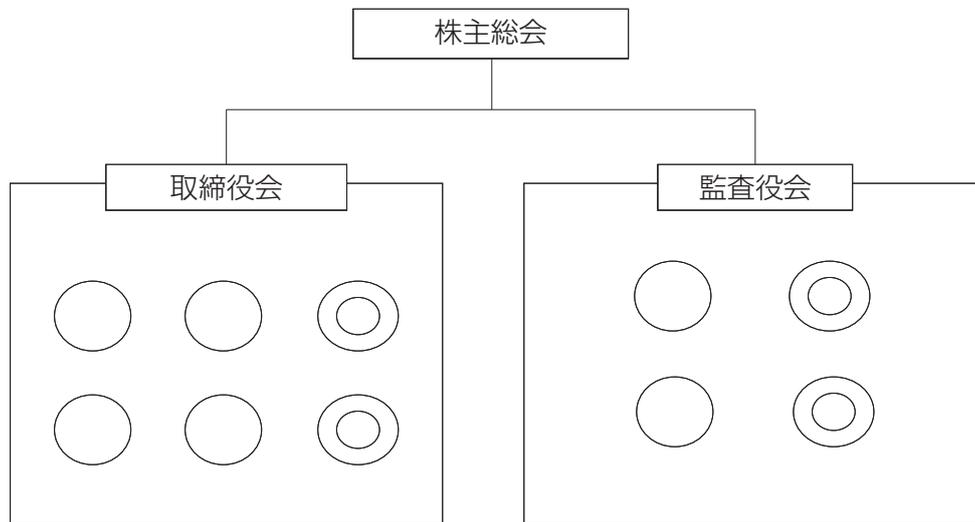
そのため、そもそも子会社の機関設計を変更し、監査役会を廃止するという動きも出るものと予想される。

4. 監査等委員会設置会社の創設

現行法では、上場会社の機関設計について、監査役会設置会社を採用するか委員会設置会社を採用するかの2つの選択肢が用意されている。このうち、監査役会設置会社を採用する場合、監査役会には半数以上の社外監査役の選任が義務付けられるため、2名以上の社外監査役を招聘しなければならない。それに加えて、改正会社法が社外取締役の選任を促すとなると、2名以上の社外監査役に加えて社外取締役を選任しなければならない、会社にとっては重複感・負担感が生じる。一方で、外国には監査役制度がないため、社外監査役を複数選任しても、外国人投資家からの正当な評価が得難いという問題点があった。

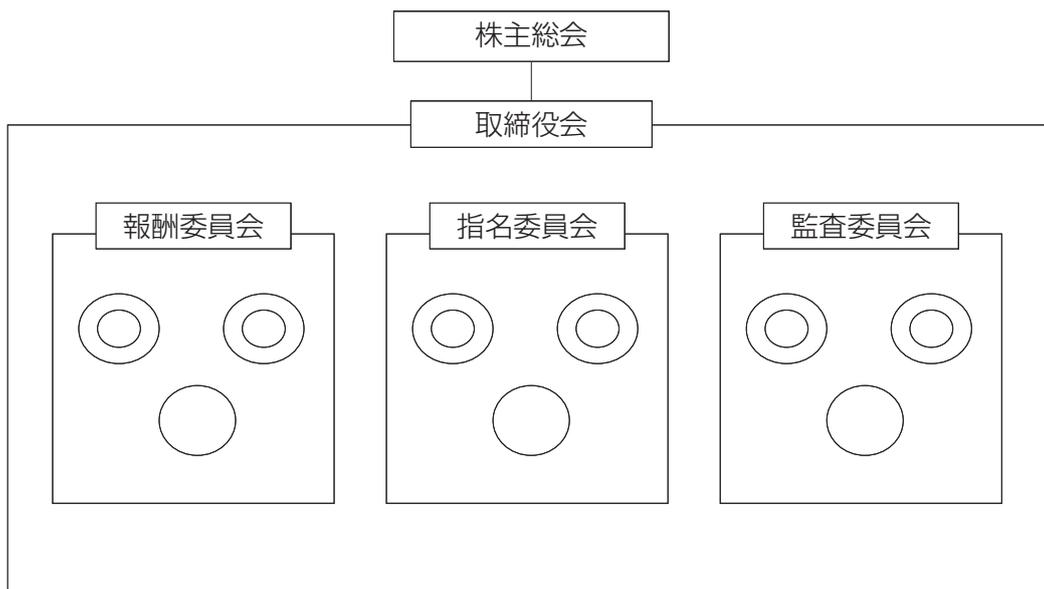
また、現行法の委員会設置会社については、監査委員会、指名委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置しなければならない、特に、取締役候補者の指名権を過半数を社外取締役が占める指名委員会に握られることの抵抗感が強く、採用が進んでいなかった。

(監査役会設置会社)



(※◎が社外役員、以下同じ。)

(委員会設置会社)



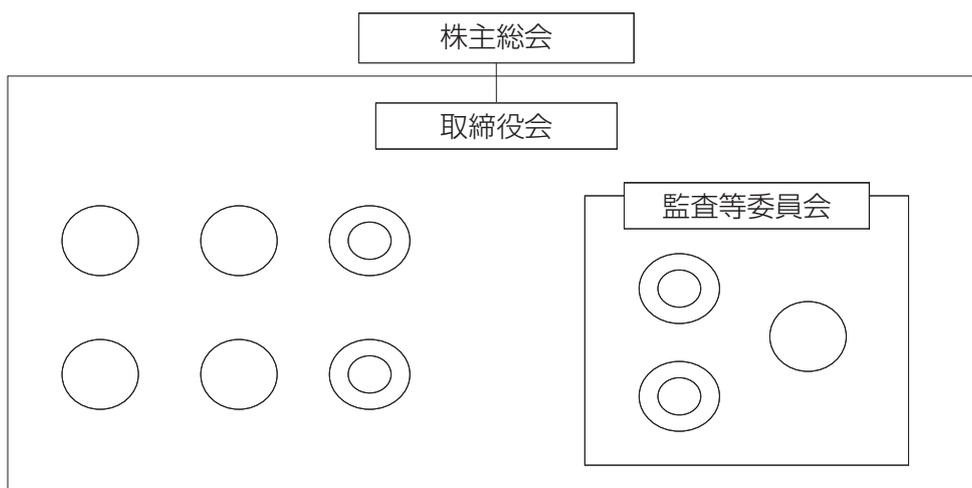
改正会社法は、このような監査役会設置会社と委員会設置会社が抱える問題を解消するために、監査等委員会設置会社という新しい形態の機関設計を創設した。監査等委員会設置会社は、監査役会設置会社の制度と委員会設置会社の制度をミックスした形で設計されている。以下、主要なポイントを解説する。

(1) 社外監査役は社外取締役へ

まず、監査等委員会設置会社においては、監査役を設置することはできない。したがって、これ

まで監査役として監査機能を担ってきた者は、取締役として選任され、取締役である監査等委員として監査業務を行う。もっとも、監査等委員の独立性を確保するため、他の取締役とは区別して株主総会において選任される。また、監査等委員会設置会社では、取締役の任期は1年であるが、監査等委員である取締役の任期は2年とされている。さらに、報酬についても、監査等委員である取締役の報酬は、他の取締役とは別に株主総会の決議によって定めるものとされている。

(監査等委員会設置会社)



このように監査等委員会設置会社の監査等委員は、監査役と同様に一定の独立性を持った形で取締役として選任された上、監査等委員として監査を行うことが予定されている。このため、これまで社外監査役として選任してきた社外の有識者を、社外取締役として選任した上で従前と同様の監査業務に当らせることができる。

(2) 指名委員会、報酬委員会の設置は不要

監査等委員会設置会社では、委員会設置会社の指名委員会及び報酬委員会は設置されず取締役候補者や取締役に対する報酬額は取締役会で決定できる。委員会設置会社の場合、過半数を社外取締役が占める指名委員会と報酬委員会に人事と報酬の決定権を委ねなければならなかったため、抵抗感が強かったが、監査等委員会の場合には、人事と報酬の権限は取締役会に残るため、監査等委員会への移行のハードルは低いと考えられる。

(3) 実務への影響

社外取締役の義務化の議論が高まり、社外取締役の選任率はここ数年で飛躍的に高まり、今後の議論は主に独立性と複数選任になると考えられる。実際に、日本経済新聞の報道によれば、今年5月、米カルフォルニア州職員退職年金基金（カルパース）や英運用会社ベイリー・ギフォードなどの有力海外機関投資家は連名でトヨタ自動車やNTTドコモなどの日本の上場会社33社に対して、独立性の高い社外取締役の比率を、今後3年以内に3分の1以上に引き上げるように求め、これがなされない場合にはCEOの取締役選任議案に反対するとの書簡を送付したとのことである。

このように社外取締役の複数選任が広く進めば、社外監査役との重複感が更に強まるものと考えられる。そのような状態となった場合、監査等委員

会設置会社への移行は十分に現実的な選択肢になると考えられる。また、現状、委員会設置会社を選択する会社は僅かながら減少する傾向にあるが、この理由は、指名委員会や報酬委員会の設置が義務付けられている点が影響しているものと考えられる。そうすると現在の委員会設置会社から監査等委員会設置会社へと機関設計を変更する会社が出てくることも考えられるところである。

5. コーポレートガバナンスの行方

以上、改正会社法のうち、i) 社外取締役の選任の義務化の是非、ii) 社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し、iii) 監査等委員会設置会社制度の創設、の3つの項目を概観した。いずれの項目も今後の上場企業のコーポレートガバナンスの在り方に影響を与える改正である。

そして、改正会社法だけでなく、安倍内閣の成長戦略に基づき、機関投資家向けにはスチュワードシップコードが制定され、来年には、企業向けにはコーポレートガバナンスコード公表される見込みとなっている。これらの改正によって、上場企業のコーポレートガバナンスに関するルールは急ピッチでグローバルスタンダード化されていくことになりそうである。

東京証券取引所の株式分布調査によれば、我が国の上場会社の株主の3割以上は既に外国人株主になっている。このように日本市場自体がグローバル化している以上、日本の上場企業のコーポレートガバナンスに関しても、世界標準の規律が求められることは自然な流れである。さらに、安倍政権は、更に海外の投資家の投資を集めることによって、日本企業の稼ぐ力を再び取り戻すとしており、このような流れは今後もさらに加速するであろう。

以上

対話で促す企業価値の向上

日本IR協議会 首席研究員 佐藤 淑子

□はじめに

日本経済を活性化し、成長軌道に乗せようとする取り組みが続いている。14年6月に閣議決定された政府の改訂版成長戦略は、企業が果敢に挑戦し、資本効率を高めて価値を向上するための施策を講じるという。とくに業績好調な企業は内部留保を貯め込まず、設備投資やM&Aなどに活用していくことが期待されている。

鍵となるのは企業統治の強化であり、キーワードは「対話」である。経営者がどのように収益力を高めてグローバル競争に打ち勝とうとしているか、社外取締役の導入などを機に方針を明確にし、投資家と対話する必要があるとする。

企業と投資家をつなぐIR活動も、どうすれば企業価値向上に結びつくかを考えて実行することが重要だ。Investor Relationsは「投資家向け広報」と訳されるが、その役割は広範囲に情報を伝えることにとどまらない。投資家との関係構築が本来の意味であり、双方向の対話こそが、それを実現する。日本経済の活性化を目指す潮流が、IRの本質を浮き彫りにしたといえる。

本稿は、どのような対話をしたらよいかについて、成長戦略推進に伴う制度改定や、それに関わる議論から考察する。上場企業を対象にした実態調査の結果や先進的に取り組む企業事例なども紹介し、IR活動が、どのように企業価値向上に貢献するのかを探っていく。なお、意見に関する部分は筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りしておく。

1. 認識すべき2つの潮流

これからの「対話」のあり方を考える上で、認識すべき最近の動きを整理しておこう。

第1は、政府が規制緩和するだけでなく、民間の力を重視していることだ。12年12月に発足した安倍晋三政権は、日本経済の再生に向けて、「3本の矢」を放った。第1（金融政策）、第2（財政政策）の矢に比べ、第3の矢（成長戦略）は、即効性に乏しい印象だった。そこで14年6月に閣議決定された成長戦略改訂版は、政府が後押しして民間の力を

引き出すことを重視した。鍵となる施策のひとつが「日本の『稼ぐ力』を取り戻す」だ。企業統治を強化して経営者のマインドを変革するという。

第2は、企業統治関連の法令整備が進んでいることだ。

14年6月には改正会社法が成立した。社外取締役の設置義務化は見送られたものの、設置しない上場企業は、定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明し、事業報告や株主総会参考資料に当該理由を記載しなければならない。また改正会社法施行後の2年後に、社外取締役の設置義務化をさらに検討することとなっている。

それに先立つ14年2月には機関投資家の行動原則を定めた「日本版スチュワードシップ・コード」が策定された。コードは機関投資家が、受託者責任を果たすための原則をまとめたものである。ここでは「目的を持った対話」（エンゲージメント）を通じて投資先企業の価値向上や、持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的リターン拡大を図ることが求められている。

スチュワードシップ・コードと「車の両輪」といえるのが、上場企業向けに企業統治の基本原則をまとめたコーポレートガバナンス・コードである。日本版は15年6月ごろをめどに策定される予定だ。

この他にも、14年1月からの「JPX日経400」の算出、同月のNISA（少額投資非課税制度）導入、4月の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用委託先見直し——など、資本市場にリスクマネーを招き入れるための仕組みづくりも始まっている。

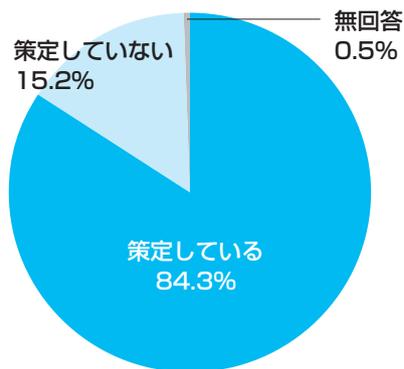
2. 対話で扱う3つのテーマ

(1) 成長につながる資金の活用や効率向上

こうした動きを踏まえると、IR活動で「対話」するテーマは主に3つあると思われる。

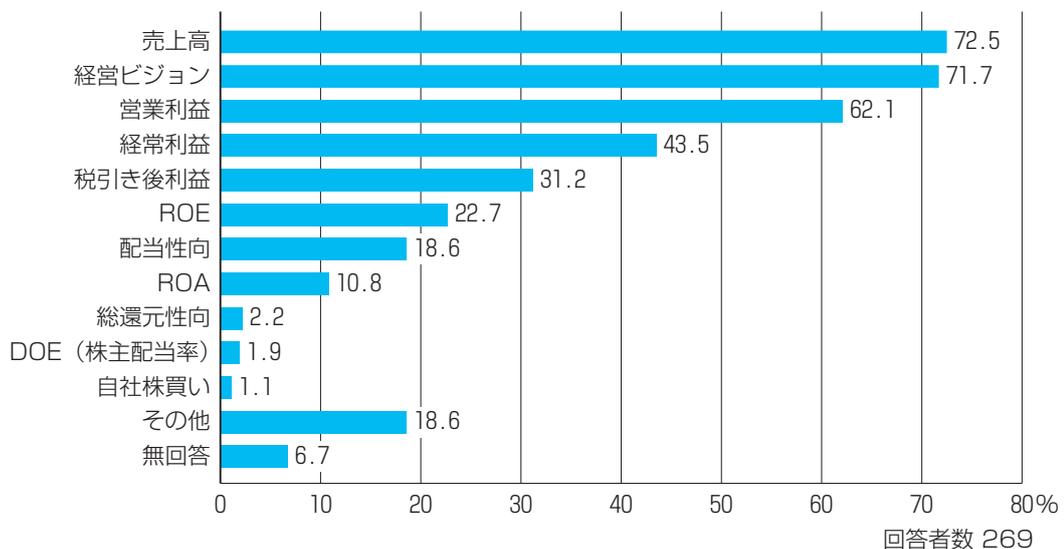
第1のテーマは、資本効率の向上である。日本IR協議会「IR活動の実態調査」の結果によると、中期経営計画を策定している企業は回答したIR実施企業（994社）の84.3%にのぼり、そのうち63.8%が公表している¹。

中期経営計画の策定状況



回答者数 994

中期経営計画で公表する予定の情報



回答者数 269

だが、その内容は、必ずしも投資家の望むものになっていない。生保協会の調査によると、東証上場企業（赤字企業含む、金融除く）の2012年度ROE（自己資本利益率）平均値は5.3%であり、米国企業の15.8%と大きく差が開いている。生保協会は「ROE目標の設定・公表と、収益性への意識を高めた経営の実践によるROE水準の中期的な向上」を要望している²。

企業業績の回復によって、ROEは上昇傾向にある³。それを「持続的成長」に結びつけるために必要なことを経産省がまとめた「伊藤レポート」は具体的に提言した。日本企業は資本効率を意識した経営に転換し、投資家との「協創」によって企業価値を創造すべきであるという⁴。そのためには、企業と投資家がお互いに対する先入観や決めつけ、懸念を払拭し、相互の信頼関係を築くことが必要だ。経営者と投資家との間の質の高い「対話・エンゲージメント」が求められる⁵。

両者をつなぐIR活動は、「投資家向け広報」にとどまらず、対話を推進する機能が重視される。投資家の評価が高い企業の中には、すでに実行している例もある。

日本IR協議会が選定する「IR優良企業特別賞」を13年度に受賞したユナイテッドアローズのROEは、2008年度以降増加し、現在20%を越えている。ROEは売上高当期純利益率×総資産回転率×財務レバレッジに分解されるが、ユナイテッドアローズは、同業他社に比べて総資産回転率の改善が著しい。それをもたらした行動のひとつが、2010年度に流動資産を減らし、自社株買いに当てたことだ。

同社は、IR活動で得られた意見を経営にフィードバックすることに努めている。投資家が株主還元や資本政策の説明を求めていることを伝えたことが、適切な施策につながったといえる。13年度の実賞理由にも「企業価値向上の意識が高く、社長交代後もIR重視の姿勢は変わ

らない。IR部門のコミュニケーション能力や積極的かつ真摯に対応する姿勢は極めて評価が高い」ことがあがっている。

(2) 企業統治の強化による付加価値増大

第2のテーマが、企業統治（コーポレートガバナンス）の強化である。企業統治は、株主が経営を監視し、株主利益に反しないようにする仕組みであるが、本来の目的は、企業価値の増大にある。

企業価値増大という「目的」を持った対話を求めた日本版スチュワードシップ・コードは、160の機関投資家などが受け入れを表明した（14年8月末時点）⁶。どのように対話するかなど、詳細な説明をウェブサイトに掲載する機関も増えている。

一方、日本IR協議会の「IR活動の実態調査」結果では、「スチュワードシップ・コード」という言葉を知っていると回答したのはIR実施企業の53.1%だった⁷。

それでは対話を通じて、どのように企業統治を強化していくのか。先行する海外の状況を調べてみると、企業価値増大（顧客の資産増加）という共通した目的はあるが、企業統治についてどのように議論し、評価しているかは各機関によって異なる。

英国は、2010年にFRC（Financial Reporting Council 財務報告評議会）がスチュワードシップ・コードを2010年に制定し、185機関（13年3月現在）が受け入れを表明している。スチュワードシップ・コードへの対応は投資家によって様々である⁹。

英国コーポレートガバナンスに関する法令	
1991年	機関株主委員会「英国における機関株主の責任に関するステートメント」
1992年	キャドバリー委員会による報告書
1995年	グリーンブリ委員会による報告書
1998年	ハンペル委員会による報告書
1999年	ターンブル委員会による報告書
2001年	財務省「マイナース報告書」
2002年	機関株主委員会（ISC）「機関株主および代理人の責任：原則ステートメント」
2009年	財務省「ウォーカー報告書」 ISC「機関投資家の責任コード」
2010年	財務報告評議会（FRC）コーポレート・ガバナンス・コード FRC「スチュワードシップ・コード」
2012年	FRC「コーポレート・ガバナンス・コード」の改正 FRC「スチュワードシップ・コード」の改正

運用にあたってESG（環境、社会、ガバナンス）を重視し、運用に生かしている投資家もあるが¹⁰、コーポレートガバナンス・チームの活動をコストとみなす運用機関もある。

この違いは、それぞれの機関投資家が、何をもちって運用成績を高めようとしているかによるものだ。ESGを基準に企業を調査する機関は、企業統治の強化を経営改革の一環とみなし、さらに分析を進めることもある。そうでない機関は、ESGは企業価値を毀損するリスクのチェックのみに活用し、効率的に時間を使おうとする。

米国は、サーベインズ・オクスリー法（03年制定。企業改革法）やドッド・フランク法（10年制定。ウォール街改革・消費者保護法）によって企業統治を強化している。米国の機関投資家も、企業との対話に向けての姿勢は様々である¹¹。

機関投資家の姿勢には、投資先企業の「問題」の軽重も関係する。日本企業の「問題」のひとつは、監査役設置会社がほとんどで、社外取締役の数や割合も米国企業に比べて少ないことにある。とくに問題視されるのは、資本効率の向上や投資リターンが見込めない場合だ。通常は強硬姿勢をとらない機関投資家も、「問題」が大きくなると厳しい態度を取る。また、形式的に企業統治を問うのではなく、自らの目的に沿って実質的に評価することも重視されている。

こうした海外機関投資家の姿勢からは、①企業は日頃から自社の経営戦略や財務戦略と企業統治体制の整合性を取っておくこと、②それを採用した根拠を明確にし、「問題」視されたときにも明確に答えられるよう備えておくこと——が重要であることが見て取れる。

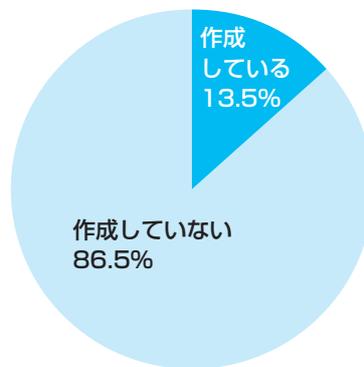
例えば総合商社の双日は、運用会社のアナリストやファンド・マネジャーに加え、コーポレート・ガバナンスの担当者との対話を進めている¹²。13年11月に米国機関投資家のコーポレート・ガバナンス担当者を訪問し、統治体制や社外取締役の比率、取締役会議長の役割などをていねいに説明し、理解を得たという。一般に、IR活動で訪問する海外の機関投資家は、個別企業を精査する「アクティブ投資家」が多いが、1000社以上に投資し、企業統治に関心の高い「パッシブ投資家」も訪問しているという。

(3) 非財務情報を活用した価値向上の道筋の明確化

第3のテーマは、非財務情報を活用した価値向上の道筋の明確化である。

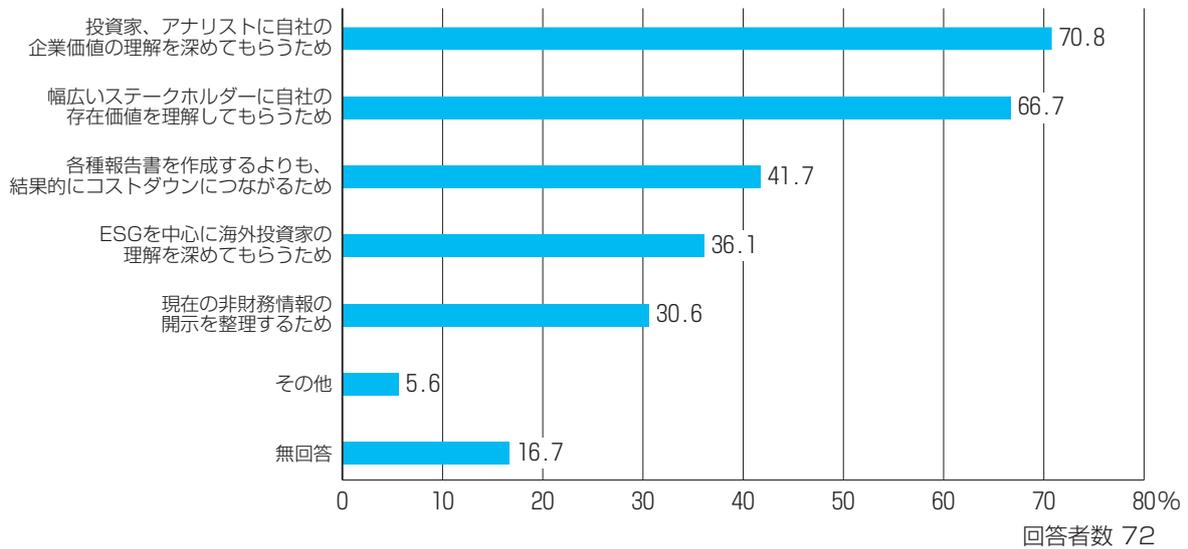
IR活動の実態調査（2014年版）では、非財務情報を網羅する統合報告書を作成している企業はIR実施企業の13.5%（72社）あり、作成する理由は「投資家、アナリストに自社の企業価値の理解を深めてもらうため」が多かった¹³。

「統合報告書」の作成



回答者数 994

統合報告書を作成している理由



投資家は、非財務情報をどのように活用しようとしているのか。日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明した機関投資家のウェブサイト参照してみると、ESG（環境、社会、ガバナンス）を重視するところが少なくない。

ニッセイアセットマネジメントは日本版スチュワードシップ・コード原則3の「当該企業の状況の的確な把握」のために「ESG評価が重要」と考えており、「独自のESG評価を運用プロセスに組み込み、中長期の業績予想の確信度を向上させるよう努め」ている。

東京海上アセットマネジメントは原則1の「責任を果たすための明確な方針」として「担当アナリストが、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応などを一体として調査対象」とすると表明。原則4「投資先企業との認識の共有や問題の改善」については「中長期的企業価値向上のためのエンゲージメント・アジェンダを投資先企業と共有」し、「企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応等が中心」と明らかにした。

こうした表明を参考に、IR活動では、機関投資家の目的に沿ってビジネスモデルなどを説明することが重要だ。

2013年度IR優良企業賞を受賞したローソンは、選定理由のひとつに統合報告書の作成があった。13年度の統合報告書は、IIRC（国際統合報告評議会）フレームワーク草案等を参考に作成し、持続的成長のためのビジネスモデルを明確化。ROE20%という目標に向けてのロードマップも示している。長期のビジョンを、投資家が重視する指標を使って説明をしている。

3. 対話への期待と留意点

投資家との相互理解のための対話が期待されるが、留意すべき点もある。

第1に資本効率の向上を、どのように議論し、実現していくかである。

投資家の視点では、資本コストを上回るROEを安定的に実現することが重視される。だが企業にとって、ROEは必ずしも使いやすい指標ではなく、資本コストにまで言及して企業価値向上の道筋を説明する企業は極めて少ない。

背景には、ROEは社内の事業部門と共有しにくいことや、資本コストは前提によって算出結果が異なり、金利など環境変化の影響も受けやすいことなどがある。

「伊藤レポート」では、グローバルな投資家に認められる資本コストは最低8%だという。こうした水準を意識することは必要だが、業種や規模、成長段階に即した説明を否定すべきではない。双方向の対話を通じて何をやるべきかが見えてくれば、活用する指標や情報は、おのずと資本効率向上につながるものとなる。自社の置かれた状況を認識し、着実に歩みを進めることが、長期的には成果をあげることになるはずだ。

第2に企業統治の強化としての対話を、機関投資家だけが担ってよいかである。

日本版スチュワードシップ・コードの対象は機関投資家である。彼らは、個人の金融資産や年金の運用を担っており、「目的を持った対話」の成果は、最終的に個人に還元される。

だが、企業と直接対話する機会が少ない個人投資家は、不公平だと感じるかもしれない¹⁴。個人株主の権利が尊重されないとみなされれば、企業統治の原則にも反することになる。

IR活動では、個人投資家に対し、機関投資家との対話内容を公開する活動が期待される。例えばウェブサイトを通じた情報発信である。日本IR協議会「IR活動の実態調査」結果では、アナリスト・機関投資家向け説明会の内容をウェブサイトで公開する企業はIR実施企業のうち74.8%ある¹⁵。そのうち約30%が質疑応答の内容も公開している。経営層と機関投資家が対話するスモールグループミーティングの内容を公開する企業は極めて少ないが、内容を要約し、個人投資家にわかりやすく説明する企業は広がっている。マスメディアによる報道も、個人が活用する情報のひとつであろう。

第3に、情報開示は、今後どのように体系化されていくかである。

IIRCが策定した統合報告書のフレームワークは、非財務情報開示のひとつのよりどころである。一方、企業は財務情報をはじめとして、ひんばんに、様々な形式で情報を開示している。こうした情報の一体化も議論が始まっているが、それぞれの情報の位置づけを明確にしないと、開示体系がさらに複雑化しかねない。IR活動では、適切な情報開示のためには何が必要なのか、投資家との対話の中で見極めていく必要がある。

日本経済活性化に向けての潮流のうねりは高まっている。だが、勢いに乗って行動するだけだと本質を見失う。デフレの中でも日本企業は情報開示を継続し、内容を充実させてきた。そうした積み重ねを崩すようなことはしてはならない。時代の流れを意識しながら、IR活動を再構築して進化させる。大胆な経営改革や方針転換があったとしても、株主をはじめとするステークホルダーとやるべきことを共有し、分断しないようにする。そうしたIR活動が企業価値向上のみならず、資本市場の活性化や信頼性向上につながることを期待したい。

¹ 「IR活動の実態調査」日本IR協議会、2014年4月

² 「株式価値向上に向けた取り組みについて」生保協会、2014年4月18日

³ 東証1部上場企業に限ると2013年度のROE平均値は8.6%。JPX日経400の構成銘柄のROE平均値も10%を越えている。

⁴ 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）経済産業省、2014年8月

⁵ エンゲージメントとは、日本版スチュワード・コードで求めている「目的を持った対話」であり、企業価値向上のために実施する活動である。

⁶ <http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/index.html> 受け入れ数は3か月ごとに更新される

⁷ 「IR活動の実態調査」日本IR協議会、2014年4月

⁸ 調査時点は日本版スチュワードシップ・コード制定直後であり、その後、認知度は高まっている可能性がある。

⁹ 「EU大陸諸国におけるスチュワード・コードの受け止め・それに対する取組みの実態に関する調査」日本投資環境研究所、2013年11月（日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会資料）

¹⁰ F&CアセットマネジメントやLGIM（Legal and General Investment Management）

¹¹ 「米国における機関投資家の投資先企業に対するエンゲージメントのあり方に関する調査」野村資本市場研究所、2013年11月（日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会資料）

¹² 「国内外機関投資家向け『エンゲージメント活動』の実際」、日本IR協議会「新潮流セミナー」における双日の報告、2014年7月

¹³ 「IR活動の実態調査」日本IR協議会、2014年4月

¹⁴ 対話では、株価に影響を及ぼす未公表の重要情報の扱いにも注意が必要だ。

金融庁は、通常の説明や対話であれば問題ないという見解を示しているが、機関投資家に対し、「『未公表の重要事実』を受領する必要があると考える場合には、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で対話に臨む必要がある」ことも指摘している。

¹⁵ 「IR活動の実態調査」日本IR協議会、2014年4月

フランスにおける開示規制と非財務情報

明治学院大学 教授 藤田 晶子

1. はじめに

投資家はもとより内外の利害関係者の意思決定に有用となるべく、企業には、財務情報および非財務情報の単なる開示ではなく、それらの開示をつうじて、持続的な企業価値向上に向けた戦略を説明することが求められている。こうした動向のなかで、日増しにその存在感を高めてきているのが非財務情報である。

非財務情報は、企業の経営方針や事業の現況を包括的に理解し、その将来を予測するうえで必要不可欠なものとして期待されている。しかし、これまで多くの企業がCSR報告書や環境報告書を作成してきたように、非財務情報といえば、およそ環境・社会・ガバナンスに関連する情報であると容易に想像できるものの、今後、投資意思決定にとっての有用性をさらに高めるためには、業種横断的にこうした情報の比較可能性や信頼性を担保し、財務情報と有機的に結合させてその情報価値を高めていく必要がある。

本稿においては、上述のような課題を念頭におきながら、近年、非財務情報の充実に向けて、その開示規制の整備を加速化させているフランスに注目し、そこで求められる情報内容や実際の開示例、その背景を紹介することとしたい。こうした動向は、フランスが他の諸国にさきかけて開示規制を整備することで、EUにおけるフランス企業の優位性を確立しようとするものであり、日本企業にとってのもけて他人事ではないのであろう。

2. フランスの非財務情報をめぐる開示規制の動向

投資家はもとより債権者や従業員など幅広い利害関係者を重視するフランスにおいては、1977年には社会貸借対照表 (bilan social) の作成・公表が義務づけられるなど、早くから従業員を中心とする社会関連情報が重視されてきたが、2000年以降は上場会社に対する外国機関投資家の持株比率の上昇とともに、これまでとは異なる視点、すなわち、株主に対する説明責任という視点が強調され¹、投資

家向け情報充実の一環として非財務情報に係る開示制度が整備されてきている。

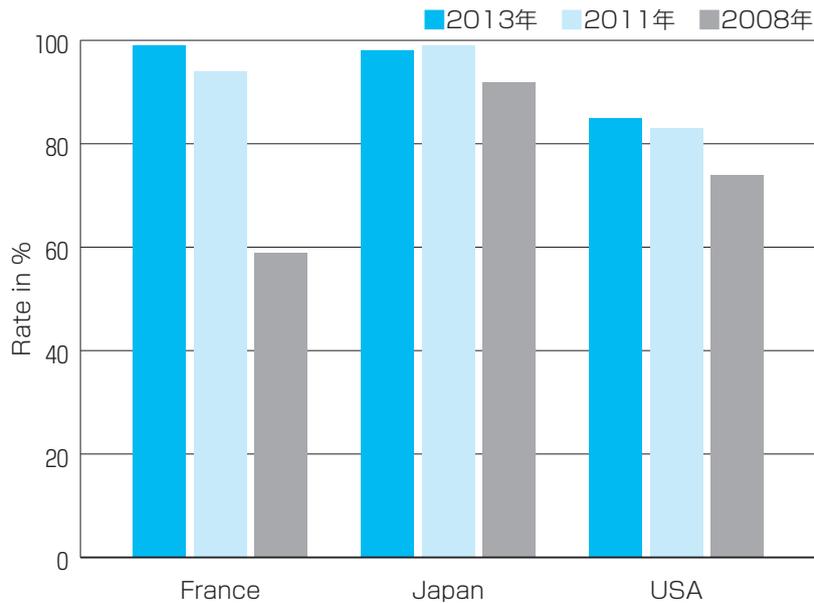
その例として、たとえば、EUレベルでは、2004年に国内法化されたEU会計指令²、国内レベルでは、2001年の新経済規制法³およびその適用デクレ⁴ (以下、NREとする) をあげることができる。前者は、強制ではないにしても、必要におうじて環境や従業員に係る非財務業績指標 (non-financial key performance indicators) の開示を求めており (Art.1-14-b)、後者はすべての上場企業に対してその事業活動が社会や環境に与える影響やそれに対する措置を公表するよう義務づけている⁵。

他方で、投資家向け情報の充実という視点とは別に、2007年からサルコジ大統領が国をあげて環境政策の法制化をかけた、その成果として2010年に制定されたグルネル法⁶ (以下、Grenelle2とする)⁷ およびその改正のためのデクレ⁸は、上場企業はもとよりそれ以外の一部の企業に対して社会・環境関連情報の開示を義務づけている⁹。

さらに、ここ数年の間に、フランスにおける非財務情報の開示規制は、急速に、かつ、ダイナミックに進展している。EUレベルでは、2014年4月15日に欧州議会が環境・社会・従業員・人権尊重・不正に関連する非財務情報の開示を大企業に対して義務づけることを決定し¹⁰、国内レベルでは、NREおよびGrenelle2とがさらに統合的に発展し¹¹、社会・環境の枠組をこえて、企業の持続的成長 (développement durable)、および社会的差別の撲滅と多様性の促進 (la lutte contre les discriminations et de la promotion des diversités) に向けた企業の取組を非財務情報として開示を義務づける条文が2014年8月3日から商法典のなかで発効されるにいたっている。

このような開示規制の整備を背景としてであろうか、次の表1からもわかるように、フランスにおいて、たとえばCSR関連の非財務情報を開示する上場企業数は2008年から急激に増えている。

表1 CSR関連情報を開示している上場企業の割合

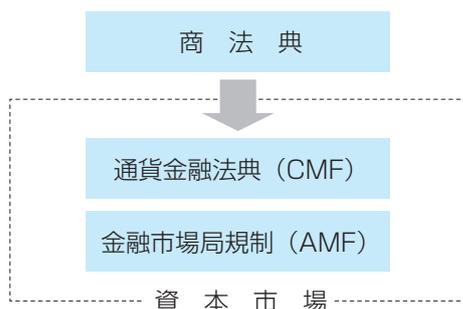


(出典：The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013)

以下では、まずは、フランスにおける上場企業に対する開示規制全体を概観したうえで、そこで開示が義務づけられる非財務情報とその動向、実際の開示例、非財務情報の開示をめぐる課題を分析・検討していくことにしたい。

3. フランスにおける開示規制の概要

フランスの規制市場において、投資家保護を目的とした開示規制は、商法典 (Code de Commerce)、フランス版金融商品取引法ともいうべき通貨金融法典 (Code monétaire et financier；以下CMFとする)、金融市場局規則 (Regelement general de l'AMF commente；以下AMF規則とする) により設けられている。ただし、わが国のように、会社法と金融商品取引法がそれぞれの立場から企業に情報開示を求めているのではなく、財務情報であれ、非財務情報であれ、あくまでも商法典を頂点に、それを尊重および補完するかたちでCMFとAMF規則が設けられている。したがって、それぞれの法規制間に齟齬や矛盾は存在しないと考えていいであろう。



フランスの規制市場において株式を公開する企業は、次の情報を開示しなければならない (CMF Art.L451-1-2)。

- 1) 年次財務報告 (rapport financier annuel)
 - ①個別財務諸表¹²
 - ②連結財務諸表¹³
 - ③マネジメント・レポート (rapport de gestion)
 - ④①-③の情報に対する責任者のステートメント
 - ⑤法定監査人による報告書
- 2) 半期財務報告 (rapport financier semestriel)
 - ①要約財務諸表および重要事項に係る注記
 - ②期中の活動報告書 (rapport des activites)
 - ③①および②の情報に対する責任者のステートメント
 - ④法定監査人による報告書の開示
- 3) 四半期財務情報 (information financier trimestrielle)
 - ①期中に生じた重要な取引および事象、その財政状態への影響
 - ②セグメント別売上高など

こうした情報の作成・公表にさいして、企業は、フランス国内の法規制はもとよりEUレベルでの規制にも準拠しなければならない。もっとも、EU指令はフランスでは国内法化されているが、商法典であれ、CMFであれ、それ以上の情報開示を求めている。したがって、企業は、それぞれの規則にもと

づいて別個に情報を作成するというよりも、各規則を網羅するかたちで情報を作成したうえで、最後にクロス・レファレンスのための付表を添付し、そこで各規則との準拠性を示している企業が少なくない。次の表2はL'OREALの年次財務報告(Documents de Reference 2013)の付表から

財務諸表に係る部分を抜粋したものであるが、EU規則(809/2004/EC)およびCMFが規定する情報を年次財務報告のどの部分で開示しているかが明記されている。

表2 L'OREALの付表

EC規則付表1	項目	年次報告書における頁番号
20	財政状態および損益に係る財務情報	
20.1	過去の財務情報	102,106-110,190,278
20.2	プロフォーマ財務情報	N/A
20.3	財務諸表	106-110,166-169
20.4	財務諸表に対する監査	163,192,278
CMF Art.451-1-2	項目	
1.2	2013年度の個別財務諸表	166-188
2	2013年度の連結財務諸表	106-162
3	2013年度のマネジメント・レポート	283
4	1-3までの情報に対するステートメント	279
5	個別財務諸表に対する監査報告書	192-193
6	連結財務諸表に対する監査報告書	163
7	監査人の報酬	157

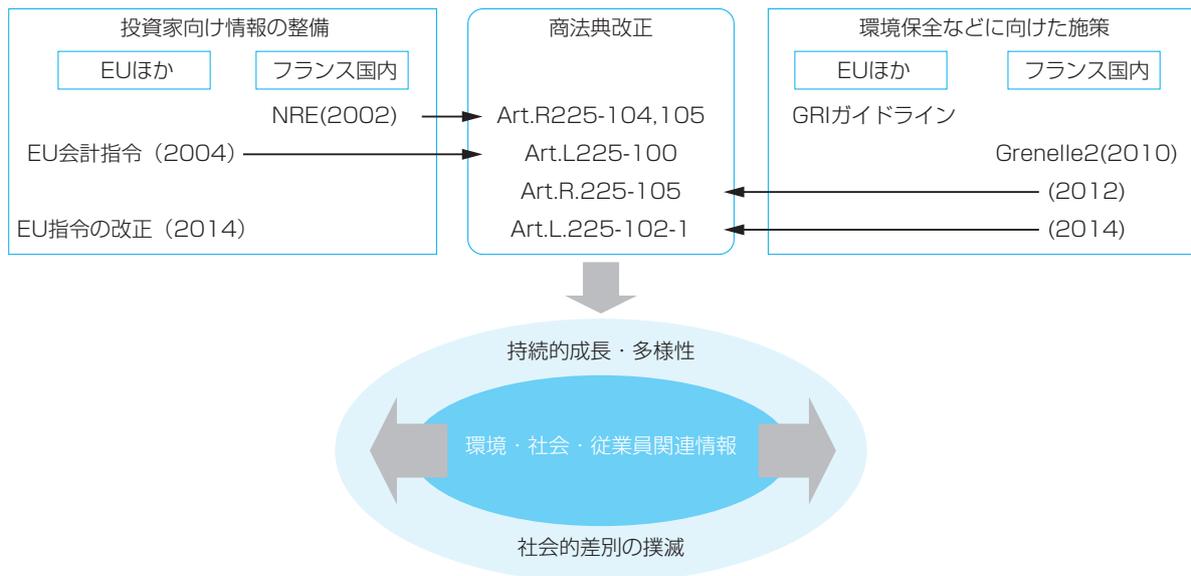
(出典：L'OREAL Documents de Reference 2013 pp.281-283)

4. マネジメント・レポートにおける非財務情報とその開示例

本稿の主眼である非財務情報が記載されるのは、年次財務報告のなかのマネジメント・レポートにおいてである。マネジメント・レポートそのものは個別および連結のいずれについても作成が求められ、そこで開示すべき情報は商法典において規定されている¹⁴(Art.252-100ほか)。

すでに述べたように、ここ数年の間に、非財務情報に係る開示規制が急速に整備され、そのたびに商法典の規定が改正されてきている。それら開示規制と数次にわたって改正されてきた非財務情報に係る商法典の規定との関係を簡単に図式化すると、表3のようになる。

表3 非財務情報に係る開示規制と商法典の改訂



非財務情報といえば、もっぱら環境や社会事業、従業員関連の情報が中心であったが、そのような枠にとらわれることなく、近年のGrenelle2以降の二度にわたる商法典の改正においては、徐々にその概念を拡張している。まず、2012年のArt.R225-105の改正により持続的成長に係る非財務情報¹⁵が盛り込まれ、次いで、2014年のArt.L225-102-1の改正にでは、企業の持続的成長に向けた戦略はもとより、さらには多様性・社会的差別の撲滅に対する取組までもが網羅されている。また、情報だけでなく、適用企業にもその範囲を拡大し、規制市場において株式を公開する企業はもとより一部の非上場企業までも開示規制の対象となっている(Lefebvre,2012,pars.3695-3698)。

ここで強調したいのは、非財務情報に係る一連の商法典の改正理由が必ずしも投資意思決定の視点ば

かりではないことである。2012年および2014年の商法典改正、少なくとも2012年の商法典改正は、Grenelle2の法制化であり、投資意思決定というよりも純粋に環境保全のための政策という意味合いが強い。いいかえれば、2012年の商法典改正は、実質的には、市場メカニズムを活用した環境規制¹⁶であるといえよう。

最後に、Art.R225-105までを反映しているL'OREALの2013年財務報告における非財務情報を項目についてのみ紹介しておこう。表4からもわかるように、L'OREALは、非財務情報の作成・公表にさいして、準拠すべき法規制のArt.R225-105(Grenelle2)はもとより、GRI(Global Reporting Initiative Guideline)および国連のGlobal Compactも参照しており、それらのクロス・リファレンスが付されている。

表4 L'OREALの2013年度財務報告における非財務情報

年次財務報告 頁番号	Grenelle2-2012年4月24日デクレで規定される項目	GRI	Global Compact
社会関連情報			
200	従業員		
	総従業員数	G4-10	#3-8
	男女別・年齢別・地域別従業員数	G4-10	
	採用数	G4-LA1	
	解雇者数	G4-LA1	
	報酬とその傾向	G4-LA13	
206	労働状況		
	労働時間の管理	G4-LA	#3-8
	欠勤状況	G4-LA6	

年次財務報告 頁番号	Grenelle2-2012年4月24日デクレで規定される項目	GRI	Global Compact
206	労使関係		
	労使交渉機関	G4-LA4	#3-8
	労働協約の状況	G4-LA4	
207	健康と安全		
	労働環境	G4-LA6-8	#3-8
	健康と安全についての労働組合との協定	G4-LA8	
	事故の頻度と重大さ	G4-LA6	
	職業病	G4-LA7	
209	教育訓練		
	実施された教育訓練方針	LA11	#3-8
	教育訓練時間数	LA10	
209	雇用均等		
	昇進に係る男女別雇用均等措施	G4-LA10	#3-8
	障害者の雇用措置	G4-LA12	
	差別撲滅方針	G4-LA12	
210	ILO規定への準拠		
	会合の自由と団体交渉の権利への準拠	G4-HR4	#3-8
	雇用や職業についての差別の撲滅	G4-HR3	
	強制労働の撲滅	G4-HR6	
	児童労働の廃止	G4-HR5	
環境関連情報			
212	環境方針		
	環境問題に配慮するための会社内組織		#9-11
	環境保全に向けた従業員の教育訓練と情報提供		
	環境リスクと汚染防止の措置	G4-EN31	
	環境保全のための引当金の額	G4-EN31	
214	環境汚染と廃棄物の管理		
	大気汚染・水質汚染・土壌汚染の削減と防止のための措置	G4-EN22	#9-11
	廃棄物の削減とリサイクルの措置	G4-EN23	
	騒音などへの考慮		
216	資源の持続可能な利用		
	水の消費量	G4-EN8	#9-11
	原材料の消費量と効率的利用に向けた措置	G4-EN1	
	エネルギーの消費量と再生可能エネルギーの利用	G4-EN31	
	土壌		
218	気候変動		
	温室効果ガスの排出	En16	#9-11
	気候変動に対する適応	En18	
219	生物多様性維持		
	生物多様性維持のための措置	G4-EN11	#9-11
持続的成長関連情報			
221	企業活動が地域・経済・社会に与える影響		
	雇用と地域の発展	G4-EC7	#16-18
	地域住民の人口	G4-EC1	

年次財務報告 頁番号	Grenelle2-2012年4月24日デクレで規定される項目	GRI	Global Compact
222	企業活動と利害関係にある人または団体との関係		
	教育機関・環境保全団体・消費者団体・地域住民		#2-16
	これらの人々との対話状況	G4-24-27	
	パートナーやメセナ		
224	下請業者と仕入先		
	社会や環境に配慮した購買方針	G4-EC9	#2-11
	社会や環境に対する責任を考慮した仕入先や下請業者の選定	G4-EC9	
226	公正な事業活動		
	不正を防止するための活動	G4-SO3-5	#12-14
	消費者の健康や安全に配慮した措置	G4-PR1	
228	人権に配慮した活動	G4-HR	#3-5

(出典：L'OREAL Documents de Reference 2013 pp.228-231)

4. おわりに

フランスにおいて、非財務情報をめぐる開示規制の整備は急速に進展し、着実にその成果は企業の実際の財務報告においても現れている。しかし、はたして当初の目論見どおりに、非財務情報の充実により財務報告の投資意思決定有用性が高まったかといえ、どうもそう単純ではないようである。

たしかに、環境や従業員、ガバナンスに係る非財務情報は企業の社会的なリスクを評価するのに有用であり、くわえて企業の環境や従業員に対するさまざまな施策はその持続的な成長に必ずや影響をおよぼすはずである。にもかかわらず、現状では、投資家はその意思決定にさいしてそうした情報が表面的であるとしてあまり重要視されておらず、その原因は、1つは、質や完全さに欠けるなど非財務情報そのものと、もう1つは、罰則規定がない、すなわち、強制力が弱い開示規制にあるとの意見がある(Boyer-Allirol,2014,p.12)。

前者の指摘については、必ずしも開示規制が投資意思決定の視点から設けられているものばかりではないことも関係するであろうが、いずれにせよ、こうした課題が、たとえば罰則規定を設けることによって解決するかは疑問である。企業は、資本コストの引き下げを誘因として、投資家が必要とする情報を任意でも開示するはずであるとの声も聞こえてきそうである。

¹ 大下1998および成毛2003を参照のこと。

² Directive 2003/51/EC of the European parliament and of the council of 18 june 2003

³ Loi n° 2001-420 du 15 mai 2001 relative aux nouvelles regulations economiques

⁴ Decret n° 2002-221 du 20 fevrier 2002

⁵ 当該デクレの規定はCode de Commerce Art.R225-104-105として上場会社に対して強制されている。それによると、取締役会が作成する年次報告書において開示しなければならない情報は次のとおりである(NRE Art.1er et Art.2)。

1. 社会関連情報

- a) (正規・非正規別) 従業員総数、解雇者数とその理由、残業時間、業務委託者数
- b) (常勤・非常勤別) 労働時間
- c) 報酬・昇給制度、社会保障費用、男女雇用均等
- d) 労使関係
- e) 衛生・安全状況
- f) 職業訓練
- g) 障害者の雇用
- h) 慈善事業
- i) 下請けの規模

2. 環境関連情報

- a) 水資源・原料・エネルギーの消費量、効率的なエネルギー利用および再生可能エネルギー利用のための措置、土地の利用状況、環境に重大な影響を及ぼす大気・水質・土壌汚染、騒音・悪臭による公害、廃棄物
 - b) 生態系のバランス・自然環境・希少動植物を保護するための措置
 - c) 環境評価システム
 - d) 環境面での企業活動のコンプライアンス
 - e) 企業活動が環境に与える悪影響を予防するための支出額
 - f) 環境管理部門の存在、環境に係る従業員の情報と教育、環境負荷を削減する手段、企業の事業所外に影響を及ぼす汚染事故に対応するための組織
 - g) 環境リスクのための引当金および補償額
 - i) 裁判所の決定により期中に支払われる賠償額
- ⁶ Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement
- ⁷ グルネル法は、中央政府・地方政府・経営者団体・労組・環境NPOなど幅広い層が議論・交渉して環境保全に向けた方針を決定したもので、2008年に公表されたGrenelle1で提案された目標を実現させるための具体的な施策をGrenelle2で規定している。詳細は、板谷和也「環境グルネルからの示唆」『運輸と経済』第69巻第7号2009年。
- ⁸ Décret n° 2012-557 du 24 avril 2012 relatif aux obligations de transparence des entreprises en matière sociale et environnementale
- ⁹ 当該デクレはCode de Commerce Art. R225-105-1のなかに導入されている。
- ¹⁰ EU会計指令(Directive 2003/51/EC of the European parliament and of the council of 18 June 2003)は2013年に改訂され(Directive 2013/34/EU)、非財務情報に係る規定が2014年4月15日に欧州議会にて承認されている(Position of the European Parliament adopted at first reading on 15 April 2014 with a view to the adoption of Directive 2014/.../EU of the European Parliament and of the Council amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups)。
- ¹¹ 正確には、Grenelle2がNREを統合するかたちで拡大されたと解釈される。
- ¹² 個別財務諸表作成の拠り所となる基準については、CmfもAMF規則もななら触れていない。したがって、規制市場で株式を公開する会社は、フランスの国内会社全体に対して拘束力を有する商法典の規定にもとづいて作成することになる。
- ¹³ 連結財務諸表作成の拠り所となる基準については、AMF規則が2002年7月19日のEC指令によりIFRSであることを明記している(AMF規則 Art.222-3)。もっとも、フランスの国内会社全体に拘束力を有する商法典に独自の連結規定が設けられているが、EC指令によりIFRSに準拠しなければならない企業については、その連結規定を免除することが商法典のなかで明記されている(Code de Commerce Art. L.233-24)。
- ¹⁴ AMF規則は上場企業に対して商法典が規定する情報を少なくとも開示するよう規定している(AMF規則Art.222-3)。商法典は次の情報を含まなければならないとしている。
- 1) 個別マネジメント・レポート(Art.225-100, 225-100-3, 225-211)
企業の概況、予測可能な変動(evolution previsible)、後発事象、研究開発活動、重要な資本参加状況、奢侈品購入額、主要な業績、配当額、非財務情報、報酬情報など
 - 2) 連結マネジメント・レポート(Art.225-100-2)
企業集団全体の概況、予測可能な変動、後発事象、研究開発活動、企業集団の事業や業績、環境や従業員に関連する情報、主要なリスクなど
- ¹⁵ Art.R225が規定する持続的成長に係る非財務情報は次のとおりである。
- a) 企業活動の地域的・経済的・社会的影響
 - －地域の雇用と発展について
 - －地域の人口について
 - b) 企業と利害関係にある人や団体との良好な関係、とりわけ教育機関・環境保全団体・消費者団体・地域住民との良好な関係
 - －それら人や団体との対話
 - －パートナーやメセナ
 - c) 下請会社および仕入先
 - －社会や環境を配慮した購買方針
- ¹⁶ 上妻2014参照

参考文献

Boyer-Allirol, B., » Faut-il mieux reglementer le reporting extra financier pour ameliorer sa prise en compte par les investisseurs ? », *Comptabilite sans Frontieres*, 2014.

KPMG, *The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013*, KPMG, 2014.

Memento Pratique Francis Lefebvre, *Comptable 2012*, Francis Lefebvre.

五十嵐邦正『会計制度改革の視座』千倉書房2014年。

大下勇二『フランス財務報告制度の展開』多賀出版1998年。

上妻義直「投資家のESG情報ニーズと制度的規制の現状」『サステナブル投資の法的基盤と実践的課題』(ESG投資法的基盤研究会編)、2014年3月

成毛健介「フランスにおける企業統治の特徴と改革の動きについて」『海外事務所ワーキングペーパーシリーズ2003-1』日本銀行2003年。

決算情報の適時開示について

公認会計士 久保 幸年

はじめに

証券市場は、有価証券の発行体と投資者が仲介者を通して市場参加者として構成される。発行体と投資者が、ともにそれぞれの立場からの利点があって市場参加を行っていることはいうまでもない。発行体にとっては、直接金融市場としての証券市場の利用のほか、自身の社会的評価や信頼度等も利点となる。投資者にとっては、キャピタルゲイン、インカムゲインという投資による利益を得ることが利点となる。こうして形成される証券市場は、自由主義経済において経済の健全な発展において重要な役割を果たすことから、公正円滑な市場運営のため、法整備がなされている。その役割を担うものが金融商品取引法である。

金融商品取引法は、国民経済の健全な発展と投資者保護に資することを目的として（金商法1条）、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業者や自主規制機関たる金融商品取引所（以下「取引所」という。）等に関する規制を設けている。証券投資は、自己責任が原則であるから、投資判断に必要な情報の提供は投資の大前提となるため、金融商品取引法において企業内容等の開示制度の構築がなされなければならないものである。開示制度は、投資者の投資判断に有用な情報の適時、適切な提供（公開）の枠組みを構成するものであり、投資者保護に資するものであるが、開示情報が理解・消化されて合理的な投資判断がなされた結果、公正な価格形成すなわち発行体の公正価値評価が市場においてなされることとなるため、国民経済の健全な発展にも資することとなる。

ここで、企業内容等の開示は、公的規制たる法令のみならず、自主規制機関たる取引所による自主規制による対応も重要な役割を果たしている。企業内容等の開示は、多種多様な情報で構成されているが、それらに対して公的規制と自主規制は、それぞれの特性と役割を踏まえて、適切な開示規律を整備・運用していかなければならないものと考えられる。

本稿においては、多種多様な投資判断情報の中でも、とりわけ投資者の関心が高い決算情報に関する開示規律を取り上げ、公的規制のみならず、自主規制による開示が重要な役割を果たしていること及び果たさなければならないことに留意しながら、論述することとする。

1. 自主規制による開示の意義と開示対象情報

(1) 自主規制による開示の意義

証券市場に対する投資判断情報の開示は、そのルートを開示主体別にみれば、上場会社が行うもの、証券市場の開設および管理を行う者（取引所）が行うもの、およびこれらの者以外の者（政府、中央銀行、報道機関等）が行うものとに区分される。これらのうち、本稿では、上場会社が行う開示を考察対象として取り上げることとする。

開示主体が上場会社である場合の投資判断情報の開示ルートは、次の三つの形態に区分される。

- ① 公的規制による開示…金融商品取引法による法定開示
- ② 自主規制による開示…取引所の規則等による自主規制開示としての適時開示(1)
- ③ 任意開示…上場会社が自発的に任意に行う企業情報の開示

上記①と②は、情報開示の根拠が法律か取引所の規則かという違いはあるものの、開示主体たる上場会社にとっては開示の実施が義務付けられている情報開示ルートである。つまり、投資の自己責任を求める前提の一つとしての企業情報の開示は、証券市場に係る規律を定めた金融商品取引法と同法の下で証券市場の開設と管理・運営を行う者としての自主規制機関たる取引所の定めた規則により確保されなければならない。ここで、取引所の規則は、金融商品取引法を所管する当局（内閣総理大臣）の審査・承認が必要であり（金商法82条1項1号）、同法

の目的を踏まえ、取引所が市場における公正円滑な取引及び投資者保護に資するため、自主規制業務を適切に行うように規定されていなければならない（金商法84条1項）。

開示制度としての①、②のルート、換言すればその実施が義務付けられている開示と③の各上場会社がそれぞれに創意・工夫して任意に実施する開示ルートの三者が一体となった開示が証券市場・投資者にとって有用な企業情報提供の枠組みであるといえよう。

適時開示は、証券市場における自主規制機関たる取引所⁽²⁾によりその実施が義務付けられているので、上場会社にとっては金融商品取引法上の法定開示制度に準じた事実上の制度開示として位置づけられるものである。取引所は証券市場を開設し、これを管理運営することを目的とする自主規制機関であるから、公益及び投資者保護に資する観点から、上場会社が適時、適切に開示を行い、投資判断情報の提供が証券市場に対して十分行われているかどうかについて常に留意することが求められることになる。すなわち、上場会社に対する適時開示の要求は、取引所が証券市場を開設する自主規制機関として有する自主規制機能の発現形態のひとつとして位置づけられるものである。

(2) 適時開示情報の構成と本稿のテーマ

適時開示において開示が求められる企業情報は、事業年度（連結会計年度を含む。以下、同じ。）毎・四半期毎に実施される定期開示情報（決算情報）と事業年度中に生ずる重要な企業情報（決定事実および発生事実）から構成される。開示対象情報については、取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）において個別に規定されており（上場規程402条等）、それらは次のように分類される。

<適時開示の対象となる企業情報>

- ① 金融商品取引法による内部者取引規制における業務等に関する重要事実（以下「法令上の重要事実」という。）に該当する情報
- ② 金融商品取引法による公開買付に関する情報
- ③ 事業年度の個別・連結財務諸表、四半期の個別・連結財務諸表及び関連する決算関係の情報
- ④ 臨時報告書の提出事由に該当する情報
- ⑤ その他の重要な企業情報（取引所が上記の①ないし④に加えて開示を求める情報）

上記の適時開示情報の構成をみると分かるように、①および②は、金融商品取引法による取引規制において重要な投資判断情報として規定されているものに対応するものである。③および④は、金融商品取引法による開示規制において規定されているものに対応するものであり、③が決算書及びその分析情報等を含めた定期開示情報、④が臨時開示情報に該当するものである。⑤は、①から④までのほか、取引所が投資者の投資判断に影響を及ぼすべき重要な企業情報として独自に追加して開示を求める情報である。

本稿においては、紙幅の都合を踏まえて、③の定期開示情報のうち、事業年度毎の期末決算情報の適時開示をテーマとして取り上げることとする。この決算情報の適時開示は、一般に決算発表と呼ばれているので、本稿においても、この呼称を用いることとする。

2. 適時開示に関する枠組み

(1) 適時開示に関する規則等の構成

適時開示制度は取引所が証券市場における自主規制機関としての役割を果たすために設けているものであるから、取引所の規則が制度の枠組みの基本となる。取引所の規則の体系は、基本規定たる定款をもとに市場の運営上の必要に応じて、業務規程等の所要の規則を定める（定款44条各項）。これを受けて、取引所の市場における有価証券の売買に関して必要な事項を定める業務規程において、有価証券の上場、上場管理、上場廃止その他上場有価証券に関する事項は、上場規程をもって定めることとしている（業務規程1条の3第4項）。

そこで、上場規程において、有価証券の上場管理に関する各種規定が定められているが、その一環として株券等の上場管理に関する規則の中で、企業情報の適時開示に関する規定を設けている。また、上場規程における取扱い等を定めた有価証券上場規程施行規則と実務的な対応指針を定めた上場管理ガイドラインが適時開示に関する規則として挙げられる。これらが適時開示制度の枠組みを構成しているものである。そして、適時開示の実務への手引きとして会社情報適時開示ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）も策定・公表されている。

(2) 決算情報の適時開示

取引所は、上場管理を適切に遂行するため、上場会社に対して、投資者への適時、適切な企業情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならないことを求めている（上場規程401条）。こうした適時開示の中の一つとして、上場会社は、事業年度もしくは四半期累計期間または連結会計年度もしくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」または「四半期決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示しなければならない（上場規程404条）。

決算情報の開示に係る上場規程による上記規定のほか、決算情報は投資者の投資判断の基礎となる最も重要な会社情報であるとの観点から、決算発表の早期化、定性的情報の開示の充実等の要請をガイドブックにおいて取り上げている(3)。

3. 決算発表の役割

各決算期毎の定期開示情報として、金融商品取引法による法定開示資料たる有価証券報告書が開示されることに加えて、決算情報の適時開示が上場会社に求められている（上場規程404条）。そこで、同一の決算期に係る財務諸表（連結財務諸表を含む。以下、同じ。）の開示が法定開示と適時開示の双方から求められる理由はいかなるものであるかを明らかにする必要がある。以下において、決算情報の適時開示のうち決算発表における開示書類である決算短信（上場規程404条、ガイドブック第2編第3章）と法定開示書類である有価証券報告書の相違を取り上げて、決算発表の役割・必要性を論述することとする。

(1) 開示の時期

財務諸表は、一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「GAAP」という。）に準拠して作成されることが求められている（金商法193条、財務諸表等規則1条1項）。証券市場に対する投資判断情報の提供としての目的からすれば、有価証券報告書記載の財務諸表のみならず、決算短信に記載される財務諸表も、当然、GAAPへの準拠が求められる(4)。同一の財務諸表が、有価証券報告書と決算短信における

開示という二度にわたる開示が必要となる理由が自主規制開示である決算短信開示が重要視される根拠である。その根拠について説明すれば、次のとおりである。

決算関係情報に係る定期開示は、金融商品取引法による法定開示、会社法による株主への開示及び取引所規則による適時開示からなっており、現状、それぞれの開示時期は次のようになっている。両法に基づく監査は同一の会計監査人(5)により、同一の監査計画の下で監査手続き自体も一体として実施されるから、監査対象たる財務諸表に係る後発事象及び表示検証等を除いて、両法の財務諸表監査は実質的に同時に終了することとなる(6)。

<開示時期の相違の概要>

- ・法定開示（金融商品取引法）…決算日後3ヶ月以内に有価証券報告書の提出がなされ、開示の措置がとられる。3月期決算会社でいえば有価証券報告書の提出・開示は6月下旬が多い。ただし、株主総会前の提出も認められている（この場合、特定事項について臨時報告書の開示が必要となる）。
- ・株主への開示（会社法）…通常、決算日後3ヶ月以内に定時株主総会が開催され、その2週間前までに計算書類等が株主に送付・開示される。3月期決算会社でいえば定時株主総会開催は6月下旬になされることが多い(7)。
- ・適時開示（取引所規則）…決算発表は、平均して決算日後40日程度で行われているので(8)、3月期決算会社でいえば5月初旬における発表会社が多い。
- ・任意開示（決算説明会等）…決算発表を行った後、多くの会社がIR活動の一環として、決算短信により開示された情報をより分かりやすく説明した記述及び図・表等も取り入れた「決算説明資料」を用いた決算説明会の実施やホームページでの公開が行われている。

以上の各情報提供ルート毎に決算期末から開示・情報提供までの平均的な期間について、3月期決算会社を例にして時系列でまとめて示せば、次のとおりである。

決算日（3月末日）→決算発表（5月初旬） →決算説明会実施や決算説明資料のホームページでの公開（5月）→株主に対する計算書類等の送付・開示（6月）→定時株主総会の開催（6月下旬）→有価証券報告書の提出：EDINET等による開示（6月下旬）
--

決算情報の提供を時系列でみると、上記のとおり、金融商品取引法による開示が行なわれる前に会社法により株主（株主となっている投資者）に対して情報が提供される仕組みとなっている。すなわち、法規制による決算情報の提供は、会社法上の計算書類等として株主には提供される一方で、株主となっていない潜在株主たる投資者に対しては提供されず、証券市場からみれば等しく情報提供されるべき投資者間において、潜在株主たる投資者に不公平な状況となっている。その結果、投資者間の情報格差すなわち株主たる投資者が情報を得るのに対して、潜在株主たる投資者は当該情報を得ることができないという不当な情報非対称を生ぜしめていることになる。この情報非対称を解消し、市場の失敗を未然防止しているのが決算発表である。

つまり、決算情報に係る投資者間の重要な情報非対称をなくすことが適時開示たる決算発表の役割であり、投資者保護に資する重要な役割を果たしているというべきものである。なお、IR活動の一環としての会社説明会等は、上場会社に求められる上場規程の遵守及び選択的開示の防止の観点からも、決算発表が行われた後ではじめて行えるものであるが、決算発表情報の一層の理解を図る手段として評価されるべきものであろう。なお、決算発表を行うべき具体的な時期の決定は、適時開示の趣旨に照らして重要なことであるため、後述の4で取り上げる。

(2) 開示の内容

有価証券報告書と決算短信における開示項目について対比し、異同点を掲げれば、次のとおりである

① 有価証券報告書には開示されるが、決算短信には開示されない項目

有価証券報告書における、主要な経営指標等の推移、会社の沿革等を記載する「企業の概況」、設備投資や主要な設備の状況等を記載する「設備の状況」、「提出会社の株式事務の概要」等の項目は決算短信においては記載されない。また、有価証券記載項目である「事業の状況」、「提出会社の状況」も、一部の項目（下の④に掲げる項目）を除き、決算短信には記載されない。

適時開示の特徴は、情報の最新性に重きを

置いた開示であることから、基本的には、上場会社において新たに生じた情報である決定事実および発生事実の開示を直ちに求めることとしている。こうした観点から、決算期末において決定された決算内容に係わる情報以外の、上記の会社の沿革、事業そのものの説明等は、適時開示では開示対象とされていないことが理解できよう。これは、有価証券報告書が事業年度を通じての企業情報をとりまとめた年鑑的な役割を有しているとの見方を基礎とすると(9)、非常に理解しやすいところである。

② 決算短信には開示されるが、有価証券報告書には開示されない項目

決算短信において記載される業績予想、配当予想という予測情報は、有価証券報告書には、通常、記載されていない。また、経営方針等も同様である。

③ 双方で開示項目とされ、基本的に開示内容も同じ項目

既に取り上げたように、決算内容を示す中核情報である財務諸表は有価証券報告書と決算短信において、一部の注記等を除き、基本的に同じものである。

④ 双方で開示項目とされているが、開示指針が異なる項目

財務諸表の分析や説明に関する情報として、財政状態及び経営成績の分析、事業等のリスク、対処すべき課題は双方で開示項目とされている。また、配当方針のように期末の利益分配に係わるものも共通の開示項目である。しかし、これらについての開示・記載上の取扱いは有価証券報告書と通期決算短信とでは相当程度異なったものとなっている。ここでは、それぞれの開示指針を列挙はしないが、基本的に決算短信つまり適時開示における開示方針の方が具体的で、かつ、どのような開示を求めているかがより分かりやすく規定されているといつてよいであろう。

以上のように、決算短信は自主規制としての特長も生かして有価証券報告書とは異なる重要な投資判断情報を提供しており、開示の内容における定性的情報において決算短信の開示資料としての独自の役割が認められる。こうした決算短信における財務諸表以外の情報の内容については後述の5で取り上げる。

4. 決算発表が行われるべき時期

前述したように、決算発表は、金融商品取引法による法定開示より1ヶ月程度早期に行われる。そこで、この早期開示の意義と重要性を踏まえて、決算発表が決算情報の適時開示として行われるべき時期について論述する。

(1) 決算内容の確定と監査との関係

投資判断において重要な情報源である財務諸表が企業の経済的実態を的確に表示するよう適正に作成されないと、投資者保護において重大な問題をもたらすこととなる。そこで、財務諸表の適正性を確認すること、換言すれば投資判断情報としての有用性を保証する会計監査人の監査意見の表明が財務諸表の利用の前提となる。

監査意見の表明は、監査報告書によるものが正式なものであるが、監査報告書の発行の前に会計監査人から財務諸表の適正性について問題はない、との「事実上の了承」が得られた段階が決算数値が実質的に確定した時点といえることができる。

ここで、決算発表は、「決算内容が定まった場合」は直ちに行うことが求められている（上場規程404条）。この「決算内容が定まった場合」とは、取引所が監査実務を踏まえて発行した適時開示の要請文⁽¹⁰⁾をもとに解されるべきである。すなわち、「決算内容が定まった場合」とは、会計監査人の「事実上の了承」を得た段階とすることが妥当であると考えられる。これは、会計監査人の了承のない段階では、財務諸表の修正が求められる監査指摘が生ずる可能性があることから、適正な「決算内容が定まった」段階とはいえないからである。適時開示は開示情報の最新性・適時性が特徴であるが、そもそも開示内容について誤りがあってはならないため、財務諸表を開示した後に監査人から修正を求められた場合は修正開示を行えばよい、というものではないことに十分留意する必要がある。

(2) 監査人の「事実上の了承」と監査手続との関係

監査人からの「事実上の了承」が得られた段階での開示は、監査報告書の入手は求められていない。期末監査は、内部統制の有効性評価とリスク対応に係る所定の実証手続等も含めて、監査意見形成のための合理的基礎を得るための所定の監査手続が終了したところで最終的検

討を行い、審査を受ける。その結果、問題がなければ、財務諸表本体について実質的に監査手続が終了することとなる。こうした監査意見形成に係る手続を経て、決算短信において開示される財務諸表が監査検証したものと整合しているかどうかの検証、いわゆる短信チェックが終了した段階で、会計監査人から「事実上の了承」に相当する内容が被監査会社たる上場会社に伝達される、ということが一般的な実務対応であろうと思われる。

(3) 取引所の要請と実務対応との関係

上述したように、取引所は決算情報の適時開示たる決算発表の重要性と開示の実務対応を踏まえ、決算発表を行うべき時期について会計監査人の「事実上の了承」を得た段階とするよう求めてきたことから、当該要請文を適時開示の実務指針としてのガイドブックにも掲載してきた⁽¹¹⁾。しかし、最近、取引所はこうした要請文をガイドブックに掲載しなくなり⁽¹²⁾、前述2⁽²⁾に掲げたような、決算発表の早期化に力点を置いた対応をとっている。こうした対応が、適時開示の意義と重要性の観点から、適当といえるかどうかという点については検討を要するものと考えられる。

決算発表における財務諸表の開示は、多くの場合、会計監査人の短信チェック、すなわち実質的に監査済みの財務諸表との整合性の確認を得て、開示されている。こうした実務対応については、「決算短信も決算および監査実務に大きな影響を与えていること」並びに「事実上の了承」にとどまらず、決算短信の開示の日またはその前に会社法監査報告書が発行されている会社が少なからずあることが指摘されている⁽¹³⁾。決算短信における財務諸表は監査対象外とされているものの、当該財務諸表が上場会社の決算書として最初に開示される仕組みとなっており、投資判断情報としての重要性を踏まえての対応を多くの上場会社及び会計監査人がとっているということである。

財務諸表は記録と事実と判断の総合的表現であり、その信頼性について外部検証たる監査が義務付けられていること（金商法193条の2第1項）及び重要な投資判断情報であり開示後の訂正は想定されているものでないことを踏まえれば、単に「早期開示」だけが全てではない。もちろん、財務諸表は、事業年度が終了してからの実績情報の開示であるから、可能な限り早

期の開示が求められることはいうまでもないが、あくまで開示情報としての要件すなわち財務諸表については適正性を満たしてからの開示が適当であるから、「早期開示」だけを強調することは誤解を招きかねない。

したがって、決算発表における実務対応を踏まえて、適時開示の概念に適切に合致する財務諸表の開示を後押しする役割を取引所は従来どおり果たしていくべきであると考えられることから、取引所が決算発表の時期（会計監査人の「事実上の了承」後の早期開示）を具体的に要望した文書の存在をガイドブックに掲載しておくことが適切な対応であるといえよう。また、取引所は、期末監査実務を十分に踏まえて、適切な監査実施のために必要かつ十分な時間の確保が必要であることの理解を上場会社に求める対応も行っていく必要がある。

5. 決算短信における財務諸表以外の情報の有用性

決算発表の投資判断情報としての有用性及び重要性は、財務諸表の開示の時期だけではなく、財務諸表以外の決算情報の開示の内容にもある。そこで、以下において、財務諸表以外の情報の重要性を踏まえ、有価証券報告書と対比しつつ、決算短信における財務諸表以外の情報の有用性について論述する。

(1) 財務諸表以外の情報の重要性

投資者の投資判断に資する投資判断情報とは、一般に、投資対象となる企業の価値評価において重要な役割を占める将来キャッシュ・フローの評価・予測等に有用な情報をいう。投資判断情報は財務諸表が中核となるとの考え方が伝統的に主張・支持されてきたところであるが、財務諸表に過重な役割を期待することは投資判断情報の利用者たる投資者サイドから見た場合に問題があるとの主張がなされ、財務諸表以外の情報の重要性が注目されるようになってきている。統合報告書⁽¹⁴⁾にも注目が寄せられているのは、まさにこうした状況を反映したものである。

財務諸表以外の情報が重要である理由について、大別すれば、次の3点に集約できると考えられる。

① 財務諸表計上金額等の意味するところは、経営者による説明等がなくして、財務諸表のみで適切に理解し、評価・分析することが困難であること。

② 財務諸表には企業価値を創出する経営資源の全てが計上されていないこと。例えば、企業価値を生み出す経営資源として重要な人的資産、生産ノウハウ、ブランド等が財務諸表には適切に計上されていないこと。

③ 投資判断において重要であるビジネスリスク等のマネジメント情報、将来情報等は、そもそも経営活動の実績を集約して金額表示する財務諸表の対象外であること。

上記①に掲げた点は、一定の様式により集約表示された財務諸表上の金額だけでは、当該金額の意味しているところを的確に理解することは困難であることを示している。上記②に例示した経営資源が、企業の利益・キャッシュ・フローの生成プロセスにおいて重要な役割を果たしている点については、その程度が企業によって異なるものの、特に異論がないところであろう。しかし、現行制度会計においては、こうした自己創設の無形資産に係る十分な認識・測定は困難であると考えられる。上記③については、特に説明も不要であろう。したがって、証券市場における投資判断情報の提供手段としての開示情報に対して求められるものが財務諸表のみでは充足されないことは明らかである。

以上のように、財務諸表以外の情報が十分に開示されないと、投資者と企業との間の重要な情報の非対称は解消されず、合理的な投資判断を行うことが困難な状況を招くこととなるものと考えられる。

(2) 財務諸表以外の情報の構成

決算短信は、企業自身の分析や評価・判断に基づいて説明を行った財務諸表以外の情報について、「経営成績・財政状態に関する分析」、「継続企業の前提に関する重要事象等」及び「経営方針」について、一律に開示を求めている（「決算短信・四半期決算短信の作成要領等」（2014年6月版）の「2.決算短信の作成要領」(1)②a(b)、(c)、(d)、(2)）。これらにおいて開示される情報の概要を示せば、次のとおりである。なお、「継続企業の前提に関する重要事象等」の開示がなされるのは、特殊な場合であるので、以後の論述においては取り上げないこととする。

＜サマリー情報＞

・将来予測情報…次期の業績予想（次期の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益）

＜添付資料＞

(b) 経営成績・財政状態に関する分析

・経営成績に関する分析…当期の経営成績、今後の見通し、中期経営計画等の進捗状況、目標とする経営指標の達成状況など。
 ・財政状態に関する分析…資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する分析、キャッシュ・フロー関連指標の推移など。

(c) 継続企業の前提に関する重要事象等

・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）が存在する場合は、当該重要事象等に関する説明や改善対応など。

(d) 経営方針

・会社の経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略、会社の対処すべき課題、その他会社の経営上重要な事項など。

(3) 決算短信における「経営成績・財政状態に関する分析」及び「経営方針」・業績予想の有用性

① 「経営成績・財政状態に関する分析」

「経営成績・財政状態に関する分析」は、有価証券報告書と決算短信のいずれにおいても開示対象とされているが、開示内容は相当程度異なっている。有価証券報告書においては、「例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報」を例示している。これは、アメリカの開示情報である「経営者による説明と分析」の開示について規定しているSECの規則（Reg.S-K Item 303）において示されている例示項目のうち、一部を掲げたものと解される。ここに例示されている項目自体について、規則S-Kに規定されているような説明がなく、例示としての位置付けながら、抽象的な表現となっており、その理解が統一的で具体的なものとならないおそれがある。

一方、決算短信においては、経営成績と財

政状態（キャッシュ・フローの状況もここに含めている。）の分析について別々により具体的に規定している。例えば、経営成績の分析において、「当期における業績全般及びセグメント・事業分野別の動向に関する分析」、「当期における主な勘定科目等の増減の状況だけでなく、当期の業績に重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与えたと上場会社自身が判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容および影響の程度」を開示するよう求めている。これは、経営者による分析・説明の情報がどのような投資判断情報としての意義を有しているかを踏まえたものであり、当該情報が形式的にならないように留意していることが読み取れるところである。

② 「経営方針」及び業績予想

決算短信は、「経営方針」において、経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略、会社の対処すべき課題、その他経営上の重要な事項の開示を求めている。また、財務諸表以外の情報としてまとめて開示されるこうした情報のほか、次期の業績予想（次期の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益及び1株当たり当期純利益）の開示を求めている。ほとんどの上場会社が業績予想の開示を行っており⁽¹⁵⁾、広く投資者に利用されていることから⁽¹⁶⁾、重要な投資判断情報となっている。

一方、有価証券報告書においては、将来情報を開示する場合は報告書提出時点のものであることを付言しておく程度の規定があるのみであり（第三号様式記載上の注意⁽¹⁶⁾、第二号様式記載上の注意⁽⁹⁶⁾）、基本的に将来情報の開示を勧奨していないものと解される。このように、決算短信において開示される将来情報は、有価証券報告書においては開示対象外の情報であることに加え、将来情報の投資判断情報としての重要性を踏まえた場合、決算短信における開示が投資者から求められていることは明らかであろう。

おわりに

取引所の自主規制による適時開示は、公的規制による法定開示とともに、証券市場に対して重要な投資判断情報を提供する役割を果たすべき役割を負っている。本稿においては、適時開示の中の定期開示

における期末決算情報の開示を取り上げて、証券市場に対する投資判断情報の提供において果たしている役割と有用性・重要性を論述した。決算関係情報の開示の有効性等に関して、現在、いろいろな論議がなされていることも踏まえて取り上げたものである。

現行の決算情報の開示においては、財務諸表が決算短信、有価証券報告書に開示されるほか、会社法上の計算書類においても内容が実質的に同様のものが開示されている。つまり、自主規制による適時開示、金融商品取引法による法定開示、会社による株主提供情報において、同様の決算書が開示されていることについて、投資判断情報としての位置付けと開示の時期を踏まえて、現行制度のように分離したままでよいのか、検討が必要と考えられる。統合報告書に対する関心が深まる中で、財務諸表以外の情報開示についても、同様に検討が必要であろう。

こうした検討の中で、自主規制による開示の重要性と役割について十分な注意が必要であると考えられる。そうした注意の中で、適時開示も含む自主規制による開示は、公的規制による法定開示の先導的役割を果たしてきた部分があることを踏まえて検討を進めることについても考慮されるべきである。しかし、自主規制による開示が法定開示を先導してきた部分があることについては、一般に知られていないことが多いと思われるので、その一例を次に示すこととする。

例えば、個別財務諸表（単体財務諸表）が中心的開示決算書であった当時において、東京証券取引所が上場会社（新規上場会社等の一部の上場会社にとどまる。）に連結財務諸表の開示（連結範囲に係る子会社判定基準は支配力基準を採用。）を求め、実施されてきた。つまり、わが国における上場会社の連結財務諸表の開示は、法令による制度化前に行われていたものである。企業グループ全体に関する情報開示の重要性について、取引所の上場審査等において認識したことを反映したものである。支配力基準の採用は、開示主体（親会社）による持株比率操作等への対処も踏まえ、企業グループの実態把握を反映したものである（法定開示導入の時点では支配力基準は採用されなかった。）。また、事業年度中における決算情報の開示という観点から、中間財務諸表及び四半期財務諸表も法定開示への導入に先駆けて自主規制により開示がなされてきた。特に、四半期財務諸表は、東証において新興市場として新設されたマザーズ市場において上場された会社に全面的に開示を求め、また四半期レビュー（当時は、法定

開示化前であったためレビューという用語は用いられていない。）もなされて、四半期財務諸表の信頼性の保証についても先導的役割を果たしてきたものである(17)。

(注)

1. 取引所が上場会社に開示を求める情報は、多様なものが取引所規則等により規定・要請されているが、本稿では、一般に適時開示と呼ばれている、上場会社が取引所規則により開示を義務付けられている決定事実、発生事実、決算関係情報の開示を取り上げる。
2. 本稿では(株)東京証券取引所（以下「東証」と略称する。）の規程等を取り上げる。
3. ガイドブック（2014年6月版）、375～380頁参照。
4. 両者の財務諸表は全て同一のものとなるはずだが、最近の決算短信の様式改訂により、注記等の一部が決算短信においては除外されている。財務諸表及びその関連情報の開示をみれば、有価証券報告書と決算短信における財務諸表本体は同じであり、両者の差異は、その注記等において省略があるかないかという程度のものである。
5. 会計監査人とは、金融商品取引法（193条の2第1項）による監査、会社法による監査（会社法436条2項1号、会社法444条4項）を担当する公認会計士または監査法人をいう。
6. 金融商品取引法による財務諸表監査の一部（キャッシュ・フロー計算書、開示プロセス）及び内部統制監査は会社法による監査とは異なるが、財務諸表本体は形式的部分を除き基本的に同一であるため、財務諸表監査における監査手続きが双方で分けて行われるものではない。
7. 東証による平成26年3月期決算会社の定時株主総会の開催日集計結果によれば、6月27日が最も集中する日となっており、全体の38.7%が開催されている。
8. 東証「平成26年3月期決算短信発表状況の集計結果について」（東証上会第948号）によれば、平成26年3月期決算会社の決算発表の期末日からの日数は、39.3日であった。
9. 上村教授は「証券取引法上の重要書類である有価証券報告書の方が、こうした証券取引所規則である適時開示を一年分集約して一冊の文書として残すべき年鑑、年報的な存在に過ぎず、証券市場に公開している株式会社に関する限り、有価証券報告書なき適時開示はありえても、適時開示なき有価証券報告書は論理的にありえないのである。」としている。上村達男「証券市場の開設・運営に係る法規制」、企業会計、2004、Vol.56、No.5、83頁
10. 東証は、決算発表の時期について、上場会社に対して次のような要望を行っていた。「決算内容の発表については、会計監査人から特に問題となる点がないとの事実上の了承を得られた段階においては、速やかに行われるよう、ここに要望いたします。」（「決算発表に関する要望について」東証上場第189号（昭和51年4月）の抜粋）
11. 2012年まで掲載されていた。例えば、東証「会社情報適時開示ガイドブック2012年10月版」42頁に掲げられていた。
12. ガイドブックの2013年7月版、2014年6月版において、掲載はない。
13. 日本公認会計士協会副会長 山田治彦「会社法改正と日本公認会計士協会が今後取り組むべき課題」、会計・監査ジャーナル、2014、NO.709、3頁
14. IIRC（国際統合報告評議会International Integrated Reporting Council）が公表した国際統合報告フレームワーク「The International <IR> Framework」による、企業価値創造の理解に資する観点からの報告書をいう。
15. 東証「平成25年3月期決算短信発表状況等の集計結果について」（平成25年6月）によれば、平成25年3月期決算会社の95.5%が開示しており、大半の上場会社が業績予想を開示することで推移している。なお、平成26年3月期決算会社に係る「集計結果」（前掲注8）においては、こうした調査結果が公表されていないが、大きな変動はないものと考えられる。
16. 例えば、公益財団法人日本証券経済研究所「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」（2011年7月）においても、決算短信における業績予想が投資者に浸透しており、有用な情報として広く利用されていることが指摘されている（同報告書、5頁）。
17. 連結財務諸表及び中間財務諸表の制度化前の開示については、拙著「マーケットサイド・ディスクロージャー——市場指向の企業情報開示」（中央経済社、2000、117～125頁）、四半期開示等の導入については、拙稿「四半期ディスクロージャーおよびレビューの導入について」（旬刊経理情報、2000、No.920、22～26頁）を参照。

公認会計士等の異動に関する 適時開示について

事業創造大学院大学准教授 鈴木 広樹

公認会計士等の異動を決定した場合、それに関して適時開示が必要になります（東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第402条第1号aj）。今回は、決定事実に関する適時開示の中では特に投資家の関心が高いと思われる、公認会計士等の異動に関する適時開示について説明します。

1. 決定した理由

公認会計士等の異動を決定した理由には、通常、定時株主総会の終結のときをもって任期満了となるためであると記載されます（注）。以下にあげた開示例は、日本ドライケミカル株式会社が平成26年5月27日に開示した「公認会計士等の異動に関するお知らせ」（一部省略）ですが、その「5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯」にも、そのように記載されています。なお、公認会計士等の異動を行うのが、定時株主総会の終結とは異なる時期である場合は、当然、決定した理由として「任期満了」とは異なる内容を記載しなければなりません。その際、公認会計士等の異動に関する適時開示は、決定事実に関する適時開示の中で特に投資家の関心が高いということを留意しておく必要があるでしょう。

（注）会社法において、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでだが（会社法第338条第1項）、その定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなすとされている（会社法第338条第2項）。また、それとは別に、公認会計士法においては、いわゆるローテーション・ルールが定められている。同じ公認会計士又は監査法人による継続監査可能期間は7会計期間、その後の監査禁止期間は2会計期間とされ（公認会計士法第24条の3・第34条の11の3、公認会計士法施行令第11条・第12条・第16条・第17条）、更に大規模監査法人（直近年度において監査を行った上場会社等の数が100以上の監査法人（公認会計士法施行規則第24条）の筆頭業務執行社員等の場合、継続監査可能期間は5会計期間、その後の監査禁止期間は5会計期間とされている（公認会計士法第34条の11の4、公認会計士法施行令第19条・第20条）。

公認会計士等の異動に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し、平成26年6月27日開催予定の第62回定時株主総会に「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては監査役会の同意を得ております。

記

1. 異動予定年月日

平成26年6月27日（予定）

2. 異動する公認会計士等の概要

(1) 就任する公認会計士等の概要

①名称	あらた監査法人
②所在地	(略)
③業務執行社員氏名	(略)
④日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

(2) 退任する公認会計士等の概要

①名称	有限責任監査法人トーマツ
②所在地	(略)
③業務執行社員氏名	(略)

3. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成25年6月27日

4. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、平成26年6月27日開催予定の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、その後任として新たにあらた監査法人を会計監査人として選任するものであります。

6. 5. の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

以上

2. 開示時期

公認会計士等の異動に関する適時開示は、通常、会計監査人の選任について株主総会に付議することを決定した時点で行います。上にあげた開示例も、主文に「平成26年5月27日開催の取締役会において、(中略)平成26年6月27日開催予定の第62回定時株主総会に「会計監査人選任の件」を付議することを決議」と記載された上で、同日に開示されています。

なお、ここで「公認会計士等」と「会計監査人」という2つの用語が使われていますので、両者について説明しておきます。まず適時開示が求められる公認会計士等の異動における「公認会計士等」とは、有価証券報告書に掲載される財務諸表の監査、四半期報告書に掲載される四半期財務諸表の四半期レビュー、そして、内部統制報告書の監査を行う公認会計士又は監査法人のことです。上に

あげた開示例の主文にも、「金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し」と記載されています。

しかし、上にあげた開示例の主文には、「平成26年6月27日開催予定の第62回定時株主総会に「会計監査人選任の件」を付議」と、「5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯」には、現在の「会計監査人」である監査法人が、「平成26年6月27日開催予定の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了」となるため、別の監査法人を「会計監査人」として選任すると記載されています。

ここで、「公認会計士等」は、金融商品取引法で開示が求められる財務諸表等の監査等を行う者であり、「会計監査人」は、会社法で開示が求められる計算書類等の監査を行う者であるため(会社法第396条第1項。「会計監査人」は公認会計

取引所

士又は監査法人でなければならない（会社法第337条第1項）、「公認会計士等」と「会計監査人」はあくまで異なる者です。しかし、それらには、当然、同じ公認会計士又は監査法人が就任します。そして、「会計監査人」は株主総会で選任することとされているため（会社法第329条第1項）、上にあげた開示例のように、「公認会計士等」の異動は、株主総会において新たな「会計監査人」を選任することによって行うと記載されるのです。

ディスクロージャーコラム 不正調査と過年度決算訂正対応

縁あって会計不正の調査業務に携わるようになってから、いつの間にか5年が経ちました。近年は、不正リスク対応基準が公表される等、適正なディスクロージャーの確保が引き続き課題となっているところ、専門家として会計不正の原因となった事実関係の調査を実施し、過年度決算訂正に至るまでのプロセスをサポートする業務をしています。もちろん、企業が内部統制により会計不正の発生を未然に防止し、仮に会計不正が生じたとしても、適切な社内調査を行うことにより自浄作用を発揮するのが本来あるべき姿といえますが、我が国においては、第三者的立場の外部の専門家を利用する実務が定着しつつあるといえそうです。

会計不正の調査には色々な方法がありますが、有価証券報告書等の法定開示書類（以下「有報等」）を分析するところからシグナルを捉えるのが一つのスタート方法です。私の場合、財務三表といわれる貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書を中心に、連単比較・期間比較を含め様々な分析手法を適用し、その後注記類を含め全文をくまなく読むことにしています。この段階でノイズは入れたくないので、他の情報は極力排除するようにしています。分析には時間を要しますが、有報等には企業からのメッセージが集約されており、多くの有用な情報やヒントが得られます。また、稀なことではありますが、何か隠したいことでもあるのかな？との疑念を想起させることもあり、本当に奥が深いと思います。そして、ひとたび会計不正が発覚した場合には、類似不正の検討を含め、後々の改善策まで見据えながら、事実関係の解明のために必要なリソースを投入し、コンピューター・フォレンジック技術等の利用を含め、様々な調査手法を駆使して可能な限りの事実解明を試みます。

一方で、当事者である企業にとっては、会計不正の発覚のタイミングによって、決算業務や監査人対応に要する時間との関係で有報等を期限内に提出することが困難になる場合があります。このような場合、株主・債権者、取引所や当局等の利害関係者との調整を図りながら、期限を念頭に置き、逆算して必要な対応を行う必要があります。対応を誤れば有報等の提出遅延を引き起こし、ひいては上場廃止に繋がりがかねない事態に陥る可能性があることから、スケジュールの調整に細心の注意を払いつつ、膨大な業務を迅速に処理しなければなりません。

そして、会計不正が組織的かつ長期的に隠ぺいされていた場合には、影響金額が多額に上ることがあり、その多くは過年度決算訂正を伴います。その場合、膨大な量の訂正報告書を提出する必要があり、一部の例外事例を除き、過年度の決算数値が確定しない限り当期の決算数値も確定できないことから、実務的には、会計不正が起こった最も古い期から順番に、1期ずつ決算数値を確定させることになります。過年度決算訂正の過程で手戻りが発生しないよう、訂正方針等については監査人と十分に協議しながら作業を進めることが企業にとって重要です。

その他

さらに、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の要否など、訂正の原因となった事実を財務諸表に反映した結果として影響を受ける項目についても慎重に検討する必要があります。もちろん、企業は類似の不正が存在しないことの合理的な説明を自ら行い、後日再訂正をすることがないよう、当初から十分な対応を行うべきであることは言うまでもありません。

最後に私自身の話に戻しますと、担当する数々の事案について、EDINET画面に大量の訂正報告書・有報等が無事にアップされるのを見届けるときが、一つの区切りとしてホッとする瞬間です。企業のダメージは計り知れませんが、大きな犠牲を払いながらも会計不正に立ち向かうことにより適正なディスクロージャーを担保した後は、二度と会計不正の誘惑に屈することなく健全な姿を取り戻し、さらなる成長を遂げていくことを、ひとりの公認会計士として願ってやみません。

(文：那須 美帆子)

	<p>那須 美帆子 (なす みほこ) 新日本有限責任監査法人 公認会計士 米国ニューヨーク所在の大手会計事務所監査部門に勤務し、帰国後は米系大手インベストメントバンクや会計事務所にて、ストラクチャード・ファイナンスやファンド組成等に関するアドバイザリー業務に従事。2009年4月から2013年6月まで証券取引等監視委員会にて巨額粉飾事案等多くの開示検査事案を担当。現在は、FIDS (Fraud Investigation & Dispute Services：不正対策・係争サポート) で会計不正等の調査業務に従事。</p>
--	--

金融商品取引法関連法令の改正日誌 平成26年6月1日～平成26年8月31日

〈「企業内容等の開示に関する内閣府令」についての改正一覧〉

府令名	公布日	主な内容	施行日	適用日・経過措置	改正された様式
企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府令57号)	H26.8.20	<p>1 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮 平成25年12月に公表された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を5事業年度分から2事業年度分に短縮するよう改正を行います。</p> <p>2 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数 IFRSの任意適用に係る要件の緩和により、非上場会社であってもIFRSに準拠した財務諸表の作成が可能となったことを踏まえ、非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみの記載で足りる旨の改正を行います。</p> <p>上記のほか、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」を改正し、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表の監査における、比較情報に係る意見表明の方法を設定するなど、所要の改正も行います。</p>	H26.8.20	ただし、企業結合会計基準等の改正に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令の「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」とするなどの所要の改正については、平成27年4月1日から施行。	〈内国〉 2号(届出書・通常方式) 2号の4(届出書・新規上場) 2号の6(届出書・特定組織再編成発行手続等) 3号(有報) 4号(有報・新規上場形式) 4号の3(四半期) 5号(半期)

(注)有価証券届出書を「届出書」、有価証券報告書を「有報」、四半期報告書を「四半期」、半期報告書を「半期」と、それぞれ略称を使用している。

〈金商法ニュース Pick up〉

名称	公表日 (情報元)	主な内容	備考
企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の更新	H26.8.27 (金融庁)	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言及び同ワーキングにおける議論を踏まえ、以下の改正を行います。 1 届出前勧誘に該当しない行為の明確化 有価証券の募集・売出しに係る届出の前においては「勧誘」は禁止されているところ、同ワーキングにおける議論に従い「勧誘」に該当しない行為を明確化します。 2 「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃 「特に周知性の高い企業」による有価証券の募集・売出しに係る届出の効力発生までの待機期間を撤廃することとし、同ワーキングにおける議論に従い「特に周知性の高い企業」に該当する者の要件を定めることとします。 企業内容等開示ガイドラインの他に、「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(特定有価証券開示ガイドライン)」も改正されます。	平成26年8月27日から適用
「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」及び「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の公布	H26.7.2 (金融庁)	「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」の主な改正概要は、以下のとおりです。 I 金融商品取引法施行令の一部改正関係 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という)における新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得禁止の緩和を踏まえ、金融商品取引法改正により、投資証券である上場等株券等の発行者が行うその売買に関する規制の導入等所要の措置が講じられたことに伴い、必要な事項を定める。 II 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正関係 1 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化に伴う所要の規定の整備 2 金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外 3 投資法人による他法人株式の過半取得禁止の例外 III 社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正関係 社債、株式等の振替に関する法律改正により、投資信託の併合に係る記録手続及び新投資口予約権の振替に係る制度が創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う。 IV その他関係政令の一部改正関係 商品先物取引法施行令、租税特別措置法施行令、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令、確定拠出年金施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令について、所要の規定の整備を行う。 その他、所要の改正を行う。	一部の規定を除き、この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(平成26年12月1日)から施行する。
金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	H26.7.2 (金融庁)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)」附則第1条第3号において、「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされていた各規定の施行期日は、「平成26年12月1日」と定められました。	—

編集後記

2014年10月10日は、本ディスクロージャーニュース誌（vol.26）の発刊予定日です。

従前、10月10日は「スポーツにたししみ、健康な心身をつちかう」ことを趣旨として、国民の祝日とされておりました。この制定に当たっては、1964年の東京オリンピックの開会式が行われた日が10月10日であったことから、2年後の1966年よりこの日を体育の日と定めることとなりました。

その後2000年には「ハッピーマンデー制度」が採用され、10月の第2月曜日を体育の日と定めることとなりました。このような「ハッピーマンデー制度」が採用されることとなった背景には、先頃の時代の変化があることが分かります。

時は巡り、2020年に再び東京でオリンピックが開催されることが決定されました。前回の開催から56年の歳月を経ての開催となりますが、6年後のオリンピック開催後には、また新たな制度が整えられることを期待しています。

さて、今号では、「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」を踏まえた金融商品取引法等の改正（開示制度関係）の概要や「平成26年会社法改正とコーポレート・ガバナンスに関連する制度等の動向」等、制度改正に関する話題を織り込んでおります。

その他にも、事例分析等、興味深い記事を掲載しています。是非この機会にご一読頂ければ幸甚に存じます。

（編集委員 新井晶美）

RID ディスクロージャーニュース vol.26

2014年10月発行

編集・発行 総合ディスクロージャー研究所
宝印刷株式会社
(総合ディスクロージャー研究所事務局)
〒171-0033
東京都豊島区高田3-32-1 大東ビル2階
TEL 03-3971-3154

無断転載・複写を禁じます。



総合ディスクロージャー研究所

 **宝印刷株式会社**

本社／〒171-0033 東京都豊島区高田3-28-8 Tel. 03(3971)3101代表
大阪支店／〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 Tel. 06(6203)5760代表
札幌営業所／〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 Tel. 011(271)9891代表
名古屋営業所／〒460-0003 名古屋市中区錦1-20-25 Tel. 052(221)6901代表
広島営業所／〒730-0031 広島市中区紙屋町1-1-20 Tel. 082(241)0755代表
福岡営業所／〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2 Tel. 092(712)0012代表